JCSW 80th ANNIV.
SINCE 1946

日本社会事業大学 80年史

Japan College of Social Work: 80 Years of History

学校法人
日本社会事業大学

JCSW 80th ANNIV.
SINCE 1946

日本社会事業大学 80年史

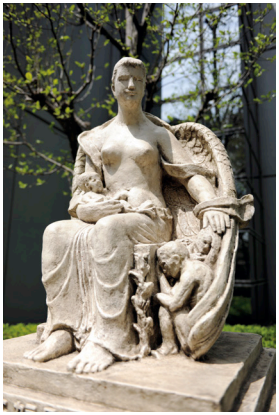
Japan College of Social Work: 80 Years of History

学校法人
日本社会事業大学

キャンパス風景













子ども学園

学事・諸活動



入学式



学位授与式



社大入学前セミナー



オリエンテーションフェスティバル



三大学合同サマースクール



社大祭

近年の催し



高大連携協定締結式（武蔵越生高校）



海外スタディツアー（2023年度韓国）



社大福祉フォーラム（学内学会）



福祉実践フォーラム



社大の農的空間創出（新農福連携）
プロジェクト（さつまいも掘り）



ニューサウスウェールズ大学来学

Origins 創立前史

大学・大学院

1908(明治41)年
中央慈善協会設立
(初代会長 渋沢栄一)

1921(大正10)年
中央慈善協会が「社会事業協会」に改称

1924(大正13)年
社会事業協会が「財団法人中央社会事業協会」に組織変更

1928(昭和3)年
社会事業研究生制度開始
中央社会事業協会は国の委託により社会事業研究生制度(修業年限1年)開始。戦争の激化とともに1944に養成制度そのものが中断される。累積修了生は192名。

Column

社会事業研究生制度について

社会事業研究生制度の主な目的は、社会事業従事者を育成することであった。
この課程の修了者の多くが社会事業関係の職に就き、社会事業主事や主事補として赴任する者もいた。
社会事業研究生制度の教育は戦後における日本社会事業学校に活かされ継承される。

社会情勢 1945(昭和20)年

・**GHQ「救済ならびに福祉計画の件」交付**
後の生活保護法となる理念を最初に提示したもの。

・**厚生省「救済福祉に関する件」提出**
厚生省が社会福祉に関する基本的総合的計画としてGHQに提出。
また、GHQは、日本の社会事業を改革するにあたって、一定の専門的な訓練を受けた職員の養成を要求した。これが日本社会事業学校設立につながる。

Inception 草創期

日本社会事業学校

日本社会事業学校
設立準備委員会設置

1946(昭和21)年

日本社会事業学校創立

財団法人中央社会事業協会は、厚生省の委託をうけて日本社会事業学校を創立すると共にその経営にあたる。
日本社会事業学校は、修業年限1年定員50名とする研究科とし、東京都牛込区原町において開校。

11月9日、日本赤十字社講堂にて研究科の入学式挙行。

・初代理事長：青木秀夫
・初代校長事務取扱　葛西嘉資（厚生省社会局長）



牛込原町校舎



GHQ公衆衛生福祉局長・サムズ大使の来賓祝辞

社会情勢

旧生活保護法制定

日本最初の近代的公的扶助制度が制定される。

Column

日本社会事業学校について

日本最初の社会福祉従事者の養成を図る教育機関が発足。キャンパスは牛込区原町の旧軍人援護会の老朽な建物を借用。

研究科の教育課程は、講義、見学、研究会、調査実習、配属実習から構成された。

日本社会事業専門学校

1947(昭和22)年

日本社会事業学校は日本社会事業専門学校となり、本科（3年制）、研究科（1年制）を設置。



研究科1期入学式

Harajuku 原宿時代

1948(昭和23)年

校舎を現在地東京都渋谷区原宿3の266（現在渋谷区神宮前1の4の19）に移転。
同窓会・校友会発足
大阪社会事業学校設立



原宿時代の校舎

社会事業学校

1950(昭和25)年

日本社会事業短期大学設置

学校教育法の施行により、日本社会事業専門学校を廃止し、日本社会事業短期大学を設置。社会事業科をおき、修業年限2年、定員50名とした。従来の研究科は各種学校として日本社会事業学校が引き継ぐ。
設置主体は「財団法人日本社会事業協会」から「学校法人日本社会事業学校」へ。

学長

1950(昭和25)年

初代学長に、葛西嘉資（厚生省事務次官）が就任

1950(昭和25)年

日本社会事業学校研究科開設

修業年限1年定員50名



浮彫「社會事業」渡邊義知 作

研究所・子ども学園

1950(昭和25)年 研究所

日本社会事業短期大学附属社会事業研究所設置





社会事業研究所

1951(昭和26)年

社会福祉主事任用資格の養成機関に指定される。

図書館

1951(昭和26)年

日本社会事業短期大学附属図書館・社会事業図書館開館（財団法人日本社会事業協会所蔵の著書を譲りうける）
→社会福祉の専門的図書館

1953(昭和28)年

保母課程設置

1953(昭和28)年

教職課程設置
（社会科中学校社会二級、高等学校社会仮免）

学長

1957(昭和32)年

第二代学長に、
木村忠二郎が就任

日本社会事業大学

1958(昭和33)年

日本社会事業大学設置
日本社会事業短期大学を廃止し、日本社会事業大学を設置。

社会福祉学部　社会事業学科/児童福祉学科の1学部2学科、50名を定員。翌1959年4月より定員100名。

教職課程にて取得できる社会科教員免許が「中学校社会一級」「高等学校社会二級」となる。

1951(昭和26)年

日本社会事業学校研究科追認
日本社会事業学校研究科夜間部（通称　専修科）開設



学生会館



原宿時代松窓寮

1951(昭和26)年

研究所

研究紀要（当時のタイトルは『社会事業の諸問題』創刊。）
以降、毎年刊行。



社会事業の諸問題

1953(昭和28)年

研究所

日本社会事業短期大学附属
会事業研究所児童相談室開設

葛西嘉資室長、木田徹郎主任、五味百合子、仲村優一、石井哲夫が相談指導を担当

1960(昭和35)年

教職課程「養護学校教諭一級」認可
児童福祉法施行令の規定により、保母を養成する学校として指定を受ける。保母試験の免除校になる。



「ウブゴエカラ灰トナリテマデ」(アガペ像)
渡邊義知 作

1962(昭和37)年

法人名称を「学校法人日本社会事業大学」に変更

1965(昭和40)年

社会教育主事課程開設

1960(昭和35)年

日本社会事業学校研究科夜間部の名称が「専修科」として認可される。

1960(昭和35)年 研究所

日本社会事業大学附属社会事業研究所開設
所長　木村忠二郎
所員　本学専任教員
「社会事業研究所年報」創刊

研究所は本学独自の研究調査機関。 研究所の主な活動は資料収集・研究会活動・調査活動・研究所年報の刊行。

日本社会事業大学社会福祉学会創立
会長　木田徹郎
社会福祉の実践的研究を目的に同窓生・学生・教職員により創立。第一回研究発表大会が開催された。

1961(昭和36)年 研究所

日本社会事業大学社会福祉学会機関紙「社会事業研究」創刊。
研究奨励賞第一回受賞者　奥山典雄
研究奨励賞はのちに木田賞と名称変更



学内学会　社会事業研究第1号～3号

1963(昭和38)年 子ども学園

日本社会事業大学附属社会事業研究所家庭相談室開設。

1965(昭和40)年 子ども学園

日本社会事業大学附属社会事業研究所児童相談室開設

日本社会事業大学附属社会事業研究所特殊児童相談室「いたる相談室」開設

精神薄弱児に関する相談を行う「総合相談室」、長期にわたる指導教育を行う「いたる学園」の2部門からなる





いたる学園のしおり

1966(昭和41)年

創立20周年記念式典
記念論文集「戦後日本の社会事業」を刊行

1966(昭和41)年 子ども学園

厚生省児童家庭局・東京都民生局・全国社会福祉協議会後援「家庭児童相談夏期公開講座」開催



第一回家庭児童相談夏期公開講座

1967(昭和42)年 子ども学園

児童相談室で、自閉症児部門開設　後の「のびろ学園」

学長

1975(昭和48)年

第三代学長に、
仲村優一が就任

1979(昭和54)年

第四代学長に、
平田冨太郎が就任

1975(昭和50)年 子ども学園

日本社会事業大学附属子ども学園設置認可（いたる学園改称）

1981(昭和56)年 子ども学園

附属「いたる学園」と「のびろ学園」が合併し、措置施設としての精神薄弱児通園施設「子ども学園」となる

1985(昭和60)年

東京都清瀬市へ移転決定

社会情勢 **1987(昭和62)年**

社会福祉士及び介護福祉士法制定

1988(昭和63)年

日本社会事業学校研究科社会福祉養成施設指定

Kiyose 清瀬時代

1989(平成元)年

東京都清瀬市へ移転
新カリキュラム実施

日本社会事業大学大学院
社会福祉学研究科修士課程設置



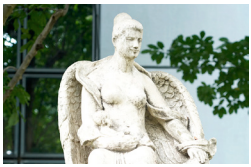
清瀬キャンパス開学式



清瀬キャンパス全影



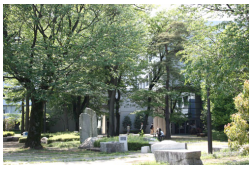
教学C棟



アガペ像



正門



中庭

学長

1991(平成3)年

第五代学長に、
三浦文夫が就任

1992(平成4)年
社会福祉学部児童福祉学科に
介護福祉コースを設置

社会情勢 1992(平成4)年

社会福祉事業法改正（福祉人材確保法）

1993(平成5)年 国際交流
韓国　釜山大学校と国際学術交流協定を締結

1994(平成6)年 国際交流
タイ国　タマサト大学と国際学術交流協定を締結

1994(平成6)年
日本社会事業大学大学院社会福祉学研究科博士課程設置

学長

1995(平成7)年
第六代学長に、
京極高宣が就任

1996(平成8)年
創立50周年記念式典

〈学科名称・コース名称変更〉
福祉計画学科
- 福祉運営管理コース
- 地域福祉コース
- 福祉援助学科児童・家庭福祉コース
- 障害福祉コース
- 老人・保健福祉コース
- 介護福祉コース


天皇皇后両陛下の行幸啓


50周年記念式典

1996(平成8)年 国際交流
アメリカ　ワシントン大学ジョージ・ウォーレン・ブラウン校と交流協定締結

1998(平成10)年 国際交流
ドイツ　アリス・ザロモン大学と交流協定締結

1998(平成10)年

児童ソーシャルワーク課程設置
精神保健福祉士課程新設

1999(平成11)年

日本社会事業学校に社会福祉主事資格認定通信教育科を設置する。

社会情勢

2000(平成12)年

・社会福祉基礎構造改革（措置から契約へ）

行政が福祉サービスの提供主体となってきたこれまでの措置制度を原則として廃止し、民間事業者の参入を前提として、福祉サービスの提供を利用者とサービス提供者との契約に委ねるとともに、福祉の分野に市場原理の導入を図るものとなった。

・社会福祉事業法が社会福祉法に名称変更

2000(平成12)年

〈2学科・5コース別に変更〉
福祉計画学科
　福祉運営管理コース
　地域福祉コース

福祉援助学科
　保健福祉コース
　子ども・家庭福祉コース
　介護福祉コース

2000(平成12)年

日本社会事業学校に社会福祉士通信教育課程を設置
日本社会事業学校専修科を廃止

2000(平成12)年 国際交流

フィンランド　トゥルク大学と交流協定締結

2001(平成13)年

社会福祉学部福祉計画学科に高等学校福祉科教員養成課程を設置

2001(平成13)年

日本社会事業学校に精神保健福祉士通信教育課程を設置

2002(平成14)年

オーストラリア　ニューサウスウェールズ大学と国際学術交流協定を締結

2004(平成16)年
介護実習棟完成

Column

介護実習棟完成

介護実習棟の完成により、介護福祉士を養成する実習教育環境が整備される。

日本社会事業大学大学院に福祉マネジメント研究科（専門職大学院）を創立
⇒日本社会事業学校研究科が前身

Column

福祉マネジメント研究科（専門職大学院）

日本初の福祉専門職大学院

2004(平成16)年 図書館
子ども福祉図書館開館

学長

2005(平成17)年
第七代学長に、
大橋謙策が就任

2006(平成17)年
創立60周年
第1回ホームカミングデー開催

通信教育科

2004(平成16)年
日本社会事業学校研究科を廃止
日本社会事業学校通信教育課程を改称し、日本社会事業大学通信教育科とする。



介護実習棟入口


介護実習室


入浴介護実習室


介護実習棟



子ども福祉図書館 入口


子ども福祉図書館 室内

2008(平成20)年 国際交流

イギリス　サザンプトン大学と国際学術交流協定締結

2009(平成21)年 国際交流

中国　北京大学と国際学術交流協定締結

2009(平成21)年

福祉マネジメント研究科（専門職大学院）長期履修制度導入。夜間授業の開講。
スクールソーシャルワーク課程設置
特別支援学校教員養成課程設置

2010(平成22)年

福祉マネジメント研究科（専門職大学院）福祉実践フォーラム開始



福祉実践フォーラム

2010(平成22)年 国際交流

中国　華東理工大学社会与公共管理学院と国際学術交流協定締結
フィリピン　フィリピン大学と国際学術交流協定締結

2013(平成25)年 国際交流

インドネシア社会省社会福祉教育研究局（バンドン大学含む）と国際学術交流協定締結（社会福祉教育研究を所管する省部局とは初めての協定締結）



インドネシア調印式

学長

2010(平成22)年

第八代学長に、髙橋重宏が就任

2011(平成23)年

学長代行に、辻浩が就任

2012(平成24)年

学長代行に、阿部實が就任
第九代学長に、大嶋巌が就任



環太平洋セミナー



環太平洋セミナー

2013(平成25)年 子ども学園

児童福祉法の改正により、「子ども学園」は、知的障害児通園施設から児童発達支援センターに変更し、東京都の指定を受ける。



子ども学園

2014(平成26)年

清瀬三大学包括連携協定締結
東京都清瀬市内にキャンパスが所在する明治薬科大学と国立看護大学校ならびに日本社会事業大学は、教育・研究・社会貢献および産学官連携活動に必要な情報の共有を図ると共に相互に連携協力することで、協定大学ならびに地域社会の活性化・発展に寄与することを目的に包括連携協定を締結

2015(平成27)年

通信教育科に社会福祉士短期養成課程設置

学長

2017(平成29)年

第十代学長に、
神野直彦が就任

2017(平成29)年

学生支援課にボランティアセンターを設置

2018(平成30)年

学長室設置
学長室の下に地域貢献センター及び災害ソーシャルワークセンターを設置

2020(令和2)年

福祉マネジメント研究科（専門職大学院）認定社会福祉士取得の大学院ルートに認定

学長室再編
地域貢献センター・災害ソーシャルワークセンターは解消し、社会福祉研修センター・未来ビジョン推進センターを設置

学長

2021(令和3)年

第十一代学長に、
横山彰が就任

2022(令和4)年

学長室に多心型福祉連携センターを設置

2024(令和6)年

清瀬市内三大学合同プログラム「第1回サマースクール」実施

2026(令和8)年

福祉計画学科を共生社会デザイン学科へ、福祉援助学科をソーシャルワーク学科へ名称変更



日本社会事業大学
創立80周年を迎えて

理事長　蒲　原　基　道

日本社会事業大学は2026（令和8）年11月、創立80周年の記念すべき節目を迎えました。本学を支え見守っていただいた皆様とともに、この日を祝うことができることに、心から感謝を申し上げます。この節目に当たり、本学の誕生からの歩みを振り返り、輝かしい未来を共につむぐため、40年、50年、70年の節目に続いて『日本社会事業大学80年史』を編集しました。

本学は、1946（昭和21）年、日本初の福祉専門の教育機関として誕生しました。そして、時代に先駆けて優れた福祉人材の養成に情熱を注ぎ、短期大学から4年制大学へ、さらに研究大学院や日本初の社会福祉専門職大学院の設立へと、常に日本の社会福祉教育を牽引してまいりました。厚生労働省の委託を受け、「福祉のリーダーを育てる」という不変の使命のもと、これまでに社会へ輩出した有為な人材は18,000名に及び、全国の第一線で確かな足跡を残しています。この輝かしい伝統と素晴らしい環境に恵まれたキャンパスでは、80年前と変わらず今も、志ある学生たちが次の時代を切り拓こうと切磋琢磨しています。

現在、我が国は深刻な少子高齢化と生産年齢人口の減少という、かつてない局面を迎えており、国際的にも注目を集めています。なかでも福祉分野の人材確保は一刻の猶予も許されない国家的な課題です。また、単に専門家を育てるだけでなく、社会全体で福祉を支える仕組みづくりが求められています。

この転換期において、本学はこれまでの伝統を礎に、大学を「新たな人材の供給源、そして社会をつなぐ結節点」として機能させてまいります。幸いなことに、本学で学んだ卒業生たちは、世代を超えた信頼関係を築き、様々

な分野の第一線で活躍しながら、今もなお母校へ熱い思いを寄せ続けてくれています。この強固なネットワークを基盤に、卒業生、地域、行政、そして企業の皆様と深く連携し、誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現に向けて全力を尽くす所存です。

80年の歩みを支えてくださったすべての皆様に深く感謝申し上げますとともに、次の時代を切り拓く本学のこれからの挑戦を見守り、今後とも変わらぬ温かいご支援とご協力を心よりお願い申し上げます。



創立80周年を迎えて

学長　横　山　　彰

日本社会事業大学は、本年11月9日、創立80周年を迎えます。多くの関係者の皆様とともに、この記念すべき年を迎えられますことに、心から感謝申し上げます。

本学は、1946（昭和21）年、戦後の混乱と窮乏の中、国（厚生省）の委託を受け、日本で最初の社会福祉・ソーシャルワークの専門教育機関として創立されました。戦後の国民生活の再建と社会の安定が求められる中、社会福祉の向上に寄与する専門的人材を養成するという社会的要請に応えるための創立でした。

創立以来、本学は、戦後日本の復興と社会福祉の形成・発展と歩みをともにし、1万8千人を超える卒業生・修了生を社会に送り出してきました。卒業生・修了生は、福祉の多様な分野で人々の暮らしと社会を支えています。また、本学の教育・研究に携わった先生方も、社会福祉・ソーシャルワークの理論の構築、制度・政策の形成、実践の発展を先導してきました。本学の80年の歴史は、歴代の役員・教職員、学生、卒業生・修了生、同窓会、福祉関係者、国・地方自治体、地域の皆様によって築かれてきました。

本学に託されてきた不変の使命は、「指導的社会福祉事業従事者の養成」、言い換えれば「福祉のリーダーの養成」です。

人口減少と超少子高齢化、格差の拡大、孤独・孤立、地域社会のつながりの希薄化、デジタル化・国際化などにより、生活課題は複合化・複雑化しています。また、18歳人口の減少などを背景に、小規模・単科大学を取り巻く環境も厳しくなっています。こうした状況を踏まえ、本学は、大学としての魅力をさらに高めるため、創立以来の使命を改めて確認するとともに、本

学が目指す理念及び将来像と、その実現に向けたアクション・プランを「社大未来ビジョン」として取りまとめました。

本学は、理論と実践の往還をさらに発展させ、文献・資料・データ等のエビデンスに基づく分析を通じて、支援の現場から得られる知見をより良い政策・仕組みづくりと福祉実践に結びつけるとともに、そこから新たな理論と知を創り出していきます。本学が育成する福祉のリーダーとは、人間の尊厳と人権を基礎に、福祉の理論と実践の往還を通じて、多様な人々と協働し、「支援の現場」と「支援を支える環境」をより良いものへと変え、共生社会の実現に向けて社会を動かすことのできる人です。

AIが人間の思考や行為の一部を代替しうる時代にあって、本学は、この技術を人間の能力や創造的な学びを支える道具として活用し、その出力を吟味し、根拠を確かめる力を育てます。同時に、人間を手段ではなく目的として尊重する「人間の尊厳」を、福祉の教育・研究・実践の基礎に据えます。

また、日本の福祉に関する制度・政策と実践の成果を世界に発信するとともに、国内外との教育・研究交流を通じて、多文化的・国際的な知見を取り入れ、本学の教育・研究を発展させます。創立80周年は、創立100周年とその先を見据えた新たな出発点です。本学は、福祉の知を社会の力へと転換し、「福祉で、共生社会をつくる」ために力を尽くしてまいります。

『日本社会事業大学80年史』の刊行は、創立80周年記念事業の中核をなす事業であり、全学を挙げて取り組んできた成果です。本書が、本学の歩みと教育・研究の理念と伝統を次代に伝え、今後の発展の礎となることを願っております。

これまで本学の発展にご尽力とお力添えを賜りましたすべての皆様に、深く感謝申し上げ、今後とも変わらぬご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。



日本社会事業大学
創立80周年に寄せて

厚生労働省社会・援護局長　野　村　知　司

日本社会事業大学創立80周年、まことにおめでとうございます。

貴大学は、戦後間もない1946（昭和21）年、我が国が復興に向けて歩むに当たり、社会の安定と国民生活の向上を果たすという社会福祉事業の重要性にかんがみ、「指導的社会福祉事業従事者」を養成するために創設されました。

以来80年の長きにわたり、社会福祉の発展とともに歩んだ歴史の中で、我が国の社会福祉分野の中核を担い、全国の福祉の第一線で活躍するあまたの人材を輩出され、かつ、高い研究力や専門的知見を活かし、社会福祉の教育課程の構築、社会福祉政策の形成、国際交流など各方面で貢献されてきました。深く敬意を表するとともに、この歴史と伝統を踏まえ、これからも社会福祉において新たな地平を切り拓いていただきたいと思います。

現在、我が国では、急速な少子高齢化や人口減少に直面するとともに、単身世帯の増加も見込まれており、地域で暮らす方々が抱える福祉ニーズは一層多様化、複雑化しています。こうした人口構造の変化や地域差、世帯構成の変化などを踏まえ、この2026（令和８）年６月には、地域の実情に応じた包括的な支援体制の拡充、福祉人材の安定的な確保及び定着の支援、福祉サービスの提供基盤の強化等を内容とした法律改正が成立しました。これからも、社会の変化に対応した制度の構築に努めてまいります。

このように、社会福祉を取り巻く環境が変化し、それに伴って制度も変化していく中で、貴大学に期待していることを申し上げたいと思います。

それは、「社会の潮流の変化に対応するリーダー」の養成です。先ほど申し上げた人口構造や世帯構成の変化に加え、地縁や血縁といったつながりの希薄化など、社会構造の変化によって、地域における支援ニーズは複雑化・

複合化しています。こうした中で、福祉サービスを必要とする方の尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう支援する、という福祉の基本理念を前提として、人々が住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、今ある人や資源をつなぎ合わせ、多様な主体が一丸となり共に地域を創り上げていく「地域共生社会」の実現・深化が求められています。

そのためには、当事者の方々のかくありたいという希望、意思を中心に据え、分野や制度の枠組みを超えて多くの職種や他分野との連携・協働を強く推し進めることのできる中核的な人材が必要です。ぜひ、そうした資質を備えた社会福祉のリーダーの養成を進めていただきたいと思います。

さらに、日本の福祉に対する世界の期待に応えていただきたいと考えます。少子高齢化の先行国であり、世界有数の長寿国でもある我が国の福祉のあり方には、世界が注目しています。我が国の取組や経験を世界に伝えていくことは、世界へ貢献していくこととなり、日本に求められている役割とも言え、こうした観点からも、社会福祉教育、研究において貴大学が築かれてきた力を一層発揮していただけるよう期待しています。

日本社会事業大学がこれまで築かれてきた歴史と伝統を受け継ぎ、我が国の社会福祉の先導役としての役割を担い続けていただくことを期待し、貴大学の益々の御発展を心から祈念いたしまして、創立80周年に際してのお祝いのご挨拶といたします。

目　次

巻頭写真 …… i

日本社会事業大学の歩み（年表）…… iv

創立80周年を迎えて（理事長）…… xvii

創立80周年を迎えて（学　長）…… xix

日本社会事業大学創立80周年に寄せて（厚生労働省社会・援護局長）
…… xxi

第１章　創立前史　―社会福祉専門職養成の出発点 …… 2

第２章　日本社会事業学校の開校 …… 10

第３章　日本社会事業短期大学から日本社会事業大学へ …… 20

第４章　激動と再建、清瀬への移転 …… 36

第５章　清瀬移転後の日本社会事業大学 …… 54

第６章　この10年の沿革と現状 …… 82

⑴　社会福祉学部 …… 82

⑵　研究大学院 …… 111

⑶　専門職大学院 …… 128

⑷　通信教育 …… 149

⑸　研究所 …… 156

⑹　図書館 …… 176

⑺　学長室 …… 183

⑻　子ども学園 …… 196

⑼　同窓会 …… 203

⑽　新型コロナウイルス感染症への対応 …… 214

第７章　社大未来ビジョン …… 220

第８章　資料編 …… 236

編集後記 …… 321

80年史編集委員会（構成員・執筆者） …… 322

第１章

創立前史
―社会福祉専門職養成の出発点

第1章　創立前史　―社会福祉専門職養成の出発点

1　はじめに

日本における社会福祉専門職養成の歴史は、1925（大正14）年、中央社会事業協会によって開催された社会事業講習会に始まる。この講習会はやがて1928（昭和3）年に社会事業研究生制度へと発展し、戦前日本における中心的な専門職養成制度として機能した。社会事業研究生制度は、1944（昭和19）年に戦争の激化によって中断されるまでの16年間にわたり、地方社会事業行政の中堅的人材を輩出し続けた。

2　中央社会事業協会の成立とその性格

わが国における慈善事業の組織化への動きは、1903（明治36）年5月、大阪市で開催された第1回全国慈善事業大会の決議に早くもその萌芽を確認できる。しかし実質的な中央組織の設立は、1908（明治41）年10月、内務省地方局主催の第1回感化救済事業講習会の開催と時を同じくして発足した中央慈善協会による。

同協会はイギリスの慈善組織協会（COS）をモデルのひとつとしていたが、その性格は官府性が著しく強いものであった。「慈恵救済事業ヲ指導奨励シ之ニ関スル行政ヲ翼賛スルコト」を目的のひとつに掲げ、幹事には内務省の井上友一や窪田静太郎ら官僚の名前が連なっていたことからも、民間組織の外形を持ちながらも国家意思を体現する色合いが濃かった。また、民間慈善事業の組織化を通じて公的救済の負担を軽減するというねらいも、設立の重要な動機のひとつをなしていた。

その後、中央慈善協会は1921（大正10）年3月に社会事業協会へ、さらに1924（大正13）年3月には財団法人中央社会事業協会へと改組・改称さ

れた。中央社会事業協会は、その全存続期間を通じて社会事業従事者の知識向上や専門的従事者の養成等を事業の重要な柱に位置づけた。1925（大正14）年の社会事業講習会の開催は、わが国の社会福祉専門職養成史における記念すべき第一歩であり、日本社会事業大学の系譜を辿れば、ここにその源流の一つを求めることができる。

3　社会事業講習会の開催とその内容

1925（大正14）年2月から5月にかけて、東京市芝区の東京親隣館において第1回社会事業講習会が開催された。この講習会の直接的な契機は、1920（大正9）年6月、中央慈善協会主催の第5回全国社会事業大会において、「社会事業家養成機関に対し政府が相当の補助を与えてこれを養成することを適切な方法と認める」との決議が採択されたことにある。

しかし、より根本的な動機は、第1次世界大戦後に日本資本主義が直面した構造的危機の深まりにあった。1920（大正9）年恐慌以後、日本経済は慢性的な不況に陥り、さまざまな社会問題が深刻化した。国民大衆の窮乏化は社会運動・労働運動の激化を招き、社会事業の組織化・専門化への要請がかつてないほど強まっていた。中央社会事業協会は、「現下の社会的欠陥の一端を補修して、聊か国家に貢献せん」という意図のもとに本講習会を開催した。

講習会の教育内容は正科と科外合わせて36科目・328時間に及ぶ広範なものであった。社会学・倫理学・経済学といった基礎的な一般科目に始まり、社会事業概論・隣保事業・防貧事業といった各専門領域、さらには社会運動や労働運動まで視野に収めた内容であった。講師陣は東京帝国大学などの大学教授や内務省官僚、中央社会事業協会職員など当該分野の権威が担った。受講者は定員50名のところ72名（男子58名、女子14名）を数えた。

今日の視点からすれば、各教科の配置は羅列的であり、体系的・構造的なカリキュラムには程遠かった。しかしこの講習会の教育課程は戦前の社会事業現場教育の雛型となったものであり、わが国の社会福祉専門職養成史にお

ける意義は揺るがない。

続いて第2回（1934年）・第3回（1935年）の社会事業中央講習会が開催された。第2回は一般社会事業科と児童保護事業科の2科構成で、全体で57科目･250時間の講義が行われた。科目配置は第1回に比べて整備され､｢ケース・ワークの理論と実際」が救護事業、方面事業との関連で初めて登場した点は注目される。第3回は社会事業行政実務従事者を対象とし、31名の修了者を送り出した。さらに1927（昭和2）年からは遠隔地域の人材育成を目的として地方社会事業講習会も開始され、第1回の東北地方社会事業講習会には約270名が参加した。

4　社会事業研究生制度の発足と制度的背景

1925（大正14）年12月､勅令第323号によって地方社会事業職員制が制定･実施され、社会事業主事（奏任官待遇）および主事補（判任官待遇）が道府県に置かれることとなった。社会事業の運営・管理に専門職をもって当てるというこの制度は、日本における社会事業専門職制度の出発点として重要な意義を持つ。当初、社会事業主事は61名以内、主事補は253名以内を道府県に配置することが定められていた。

こうした専門職制度の整備を背景として、中央社会事業協会は1928（昭和3）年4月､社会事業研究生制度を発足させた。同制度は内務省社会局（のち厚生省社会局）および恩賜財団慶福会の後援を受け、毎年、大学または専門学校の卒業者のなかから将来社会事業に従事しようとする者を研究生として採用し、1年間にわたって社会事業に関する科学的知識と実務を研修させた。修了者たちは道府県社会課や社会事業関係の機関・団体等に就職し、社会事業行政の中堅的指導者として各地で活躍した。本制度は事実上、社会事業主事・主事補の計画的な養成機関として機能し、現任訓練的講習会として始まったわが国の専門職養成が、本格的な養成教育の時代を迎えたことを意味していた。

制度の歴史は前期（第1回生～第11回生、1928（昭和3）～1939（昭和

14）年）と後期（第12回生～第17回生、1939（昭和14）～1944（昭和19）年）に大別される。前期は社会事業現場での実務研修（配属実習）が養成の中核をなした時期であり、後期は協会内に新たに設けられた社会事業研究所の事業として養成が実施され、研修体制の整備とカリキュラムの充実が図られた時期である。

5　社会事業研究所の設立と役割

中央社会事業協会付属の社会事業研究所が設立されたのは1934（昭和9）年11月であり、その目的は「社会事象並社会事業ニ関スル調査研究ヲ為シ且社会事業ノ発達ニ資スル施設ヲ為ス」ことにあった。初代所長には当時中央社会事業協会総務部長であった原泰一が就任した。

研究所は満州事変・日中戦争と戦時体制が深まりゆく時期に設立された。1938（昭和13）年1月には厚生省が設置され、同年3月には社会事業法が公布された。これらは人的資源の保護育成と国防国家体制確立のために社会事業を軍事的に再編しようとするものであった。こうした状況のもとで協会は1938～9年にかけて組織機構の拡充・整備を進め、1939（昭和14）年には穂積重遠が第2代研究所長として就任、職員の増員と研究委員の委嘱も行われた。社会事業研究所はおよそ1941（昭和16）年頃までの短い全盛期を迎え、後期の研究生養成事業の充実と拡張はこうした動向に連なるものであった。

6　研究生の募集・採用・研修の実態

研究生の出願資格は大学または専門学校の卒業者であり、年齢制限も社会事業従事経験の有無も問われなかった。志願動機も、宗教的使命感によるもの、専門的調査研究を志すもの、セツルメント活動経験者、経済不況下の就職難から就職を延期した者など多様であった。

出願には願書・履歴書・学業成績書・推薦状などの書類が必要とされ、選考は面接と身体検査（後に筆記試験（小論文）も追加）によって実施された。

志願倍率は通常2～7倍であったが、最後の第17回生では200名以上の志願者があり13倍を超える最高倍率を記録した。養成期間中は月額30円（第13回生以降は40円）の研究手当が支給され、実質的には生活費補助として機能した。

研修は講義・見学・配属実習・社会調査・論文作成の諸要素から構成された。講義は後期以降、前期・後期に各約1ヵ月ずつ実施されるようになったが、科目選定の基準は不明確で構造的体系性を欠くものにとどまった。第13回生以降は時局を反映して「厚生行政」「軍事援護事業」「大政翼賛事業」「人口問題」「栄養学」などの科目が設けられた。

配属実習は養成課程の中で最大の比重を占めた。研究生は内務省（厚生省）社会局、浴風園、武蔵野学院、済生会、各地の隣保館など3～10カ所前後に配属され、2週間から2～3ヵ月にわたる実地研究を行った。しかし、実習先との事前の連絡協議・事後指導・巡回指導体制はいずれも不十分であり、研究生を実習先に「預ける」他力本願的な色彩が否めなかった。

社会調査は第4回生から実施された。東京市における方面委員の個別的救護状況の調査に始まり、第12回生以降は農村における共同調査が毎回の恒例となった。神奈川県福澤村（現在の南足柄市の一部）を対象とした農村調査では、東京帝国大学の学生や社会政策学者の大河内一男なども社会事業研究所の参与として参加した。これらの調査は戦時下における農村生活実態の把握を主目的とするものであったが、農村経済の更生や農村医療の改善への貢献を意図する軍事的・生産的な視点を内包してもいた。

7　修了者の進路と同窓会組織

研究生修了者の総数は200名を数えた。各回の修了者数は前期の10名前後から後期には18～19名程度へと増加した。後期においては女子の比率が大幅に上昇し、修了者の3分の1から半数以上を占めるようになった。これは男子の入営・応召による志願者減少に加え、母性・乳幼児保護事業や保健・医療保護事業の拡大という時局的関心を反映したものであった。

出身大学の構成は、官立大学出身が約2割、私立大学が約3割、私立大学専門部・私立専門学校等が約5割であった。官立大学のなかでは東京帝国大学出身者が34名と最多で、官立大学出身者全体の81％・修了者全体の17％に当たった。これは矢吹慶輝が指導した文学部宗教学研究室の伝統や、戸田貞三を中心とした社会学研究室による社会事業教育の影響によるものであった。

就職状況（第1～13回生）を見ると、修了者141名中の社会事業関係就職者は87名（62％）であり、うち府県社会課への就職者が41名（全体の29％・社会事業関係の47％）と最多であった。その多くが社会事業主事・主事補として地方社会事業行政の第1線に赴任した。

修了者の全国的な連絡親睦機関として「三和会」が1935（昭和10）年6月に結成されたが、活動は「原泰一先生をかこむ会」的な色彩が強く、主として第1～11回生の同門会的性格にとどまり、全体的に活動は活発ではなかった。

8　戦時下の変質と制度の終焉

1931（昭和6）年の満州事変、1937（昭和12）年の日中戦争勃発と戦時体制の深化に伴い、社会事業はしだいに「厚生事業」へと変質していった。

1942（昭和17）年2月には社会事業研究生が「厚生事業研究生」と改称され、直接的に戦時体制に組み込まれた。同年11月には勅令第768号によって地方社会事業職員制が廃止され、社会事業主事・主事補という制度的受皿を失うとともに、研究生養成事業は関係官公庁・団体・工場等における厚生事業指導職員の養成へと機能を変質させていった。そして1944(昭和19)年、第17回生の修了をもって養成制度そのものが中断された。

9　戦前の遺産と戦後への継承

以上みてきたように、わが国の社会事業職員養成は、中央社会事業協会による現任訓練的講習会として始まり、大学・専門学校卒業者を広く募集する

本格的な養成制度へと発展を遂げた。しかし社会事業研究生制度は、その制度的受皿であった社会事業主事・主事補制度とともに、戦時・翼賛体制のなかに飲み込まれ、1944（昭和19）年に中断を余儀なくされた。

戦後、占領政策を契機とした社会事業の近代化が推進される過程において、社会事業従事者の養成問題が再び重要な課題として浮上する。日本社会事業学校の創設にあたっては、こうした戦前の講習会・研究生制度における経験と教訓――その意義と限界の双方――が引き継がれた。戦前の遺産は、単なる歴史的前史にとどまらず、戦後の専門職養成の方向性を形作る重要な基盤として機能したのである。

第２章
日本社会事業学校の開校

第２章　日本社会事業学校の開校

１　占領政策と社会事業改革

敗戦直後のわが国社会事業の最大の課題は、長期にわたる戦時体制の重圧と敗戦による国民生活の混乱・窮乏への対処であった。1945（昭和20）年12月の「生活困窮者緊急生活援護要綱」の策定から、翌1946（昭和21）年10月の旧生活保護法の制定に至る一連の措置がその具体的内容であった。

敗戦後のわが国は連合国軍総司令部（GHQ）による占領下に置かれ、社会事業もその例外ではなかった。GHQは非軍事化と民主化という占領政策の基軸に沿って、わが国社会事業の近代化を強力に推し進めた。その改革の核心は、救済における無差別平等・公私責任の分離・救済費非制限といういわゆる3原則の定着にあった。しかしGHQの関心はそこにとどまらなかった。3原則の実現と並行して、新たな公的扶助制度を一定の訓練を受けた専門的職員（クォリファイド・パーソネル）によって運営することを、GHQは強く要求したのである。

旧生活保護法の実施にあたっては、訓練を受けた有給の専門職員による運営が不可欠とされたが、戦前から方面委員に社会事業行政の末端業務を依存してきたわが国政府にとって、専門職員による社会事業の運営という観念自体、容易には理解しがたいものであった。のちに日本社会事業学校・日本社会事業専門学校・日本社会事業短期大学の校長・学長（事務取扱）を歴任することになる葛西嘉資は、当時厚生行政の最先端にいた人物であったが、アメリカの社会事業運営の実情に触れて初めてGHQの意図を理解しえたと回想している。時間の経過とともに社会事業職員の現任訓練や養成機関についての理解が深まり、その具体化へ向かう気運が徐々に高まっていったのであった。

2　専門的職員の養成と設立準備の経過

GHQ文書のなかで初めて社会事業職員の養成学校に公式に言及したのは、1946（昭和21）年7月18日の記録用覚書「公的扶助に関する円卓会議」（H・W・フェルドマン署名）であった。同年7月24日、厚生省は社会事業専門学校設立準備委員会要綱を策定し、翌25日には1947（昭和22）年4月の専門学校設立を前提とする「日本社会事業学校設立要綱」を策定した。学校は本科・研究科・講習科の3科構成が予定された。本科と研究科は各100名定員の養成課程であり、講習科は現任訓練課程とされた。経営は財団法人中央社会事業協会への委託が予定された。

設立準備委員会は厚生次官を会長とし、国会議員・文部省関係者・社会事業団体代表など26名で構成された。1946（昭和21）年8月19日の第1回準備委員会では、⑴社会事業の専門学校の設立、⑵学校経営法人の設立、⑶翌1947（昭和22）年4月までの開設、⑷卒業生の就職斡旋を厚生省が考慮すること、が審議・決定された。文部省側は学校経営を既設団体が行うことへの反対意見や時間的困難を表明したが、GHQのフェルドマンは旧生活保護法の施行に合わせた10月開校に強い意気込みを示した。フェルドマンは「適当な人を擁しないで社会の救済をやりとおすことは非常に困難であり、丁度医者の教育をなさないで衛生の水準を高めるということと同じである」と述べ、GHQとして学校開設事業が「一つの雛型となり各方面の此種事業の土台となること」を希望するとの姿勢を明確に示した。

10月7日の第2回設立準備委員会では、研究科生徒銓衡・研究科課程・研究科給費生制度・講習科課程に関する具体的な事項が協議された。GHQは依然として10月中の開校を求めたが、「少なくとも11月初旬には開校せよ」と督励するかたちで実質的な妥協をみせた。こうした紆余曲折を経て、開校は11月9日に実現することとなった。

3　日本社会事業学校の開校と教育内容

1946（昭和21）年10月7日、中央社会事業協会を経営母体として日本社会事業学校が誕生した。学校は研究科と講習科の2科構成であった。研究科の志願者締切は10月28日で、109名の応募に対し、その日のうちに筆記・口頭試験と身体検査が実施された。翌々日の10月30日には52名（うち女子4名）の合格が発表され、1946（昭和21）年11月9日に日本赤十字社本社講堂において開校式が挙行された。以来、この11月9日が本学の開校記念日とされている。

校長には厚生省社会局長の葛西嘉資が事務取扱のかたちで就任した。校舎は当時厚生省社会局庶務課長であった安田巌らが廃墟のなかに奔走して探し出した新宿の牛込区原町の旧軍人援護会（のちの同胞援護会）の建物に落ち着いた。

研究科の教育課程は⑴講義、⑵見学、⑶研究会、⑷調査実施、⑸配属実習から構成された。この課程の特色として次の点が挙げられる。第1に、戦前の社会事業研究生制度時代の講師陣（大河内一男・風早八十二・藤林敬三・松本征二・福山政一ら）が引き続き中枢的役割を担った。第2に、講師陣は各大学教授や厚生省・社会事業界の有識者が網羅され、学際的な知見が提供された。第3に、ケースワーク・グループワークといった戦前においてほとんど顧みられなかった専門的方法論が教育課程に導入された。ただしその比重はまだそれほど大きくはなかった。第4に、GHQ公衆衛生福祉局の係官であるアメリカ社会事業の実践家たちによって、わが国に初めて組織的にアメリカ社会事業理論が紹介された。こうして日本社会事業学校の研究科は、戦前の社会事業研究生制度の伝統を基盤としながらも、戦後の新たな息吹を取り込んだ教育の場となった。

講習科は現に社会事業に関係をもつ官吏および社会事業従事者に現任訓練の機会を提供することを目的とし、1946（昭和21）年11月以降同年度内に各地で4回開催された。

4　占領政策の影響と教育課程の自主性

日本社会事業学校の教育課程はアメリカ社会事業理論の影響が強かったのではないかという指摘がある。しかし実際には、その影響はそれほど強くなかったようである。教育課程編成の中心に位置した今岡健一郎は、社会事業理解のためには社会政策の歴史や基本問題についての理解が不可欠だという考えのもとに課程を編成したと述べており、全体としての研究科教育課程は、アメリカの影響を受けたというより、戦前の社会事業研究生制度の特質を継承するという側面がより強かった。

GHQ公衆衛生福祉局のD・V・ウィルソンも、「カリキュラムに関して、こういう種類のカリキュラムでもって指導すべきだとか、ということは一切考えなかった。これは日本の人が日本のニードに従って考えるべきことであって、だから特別の方針とかそういうものがあったわけではない」と回顧している。GHQ側の意図は、社会福祉の面での専門教育の制度をつくること自体への強い支持にあり、若い世代が専門家として地域社会のニードを把握し解決するリーダーシップをとれるような専門教育の確立を目指していた。カリキュラムの具体的な内容については日本側の自主的判断を尊重する姿勢をとっていたのであり、わが国の社会福祉教育に対するアメリカの直接的な影響は、むしろ時間的にはその後から本格化することになる。

5　日本社会事業専門学校への移行

日本社会事業学校は当初の予定では本科・研究科・講習科からなる専門学校として開設されるはずであったが、GHQの要請を受けた開校の急ぎにより、専門学校令によらないその他の私立学校として発足した。次の課題は1947（昭和22）年4月を目途とした本科を含む日本社会事業専門学校の開設であった。日本社会事業学校設立準備委員会は1946（昭和21）年12月14日の第4回会合から運営委員会と改称され、学校運営と専門学校開設準備という二重の職責を担うこととなった。

1947（昭和22）年初頭の職員は今岡健一郎・内田貞子・鷲谷善教・岸美代子の4名にすぎなかったが、これにのちに小川政亮が加わった。いずれにしても、わずか4～5名で専門学校開設の申請書作成から学生募集・受け入れ態勢構築に至る膨大な事務をこなした。

中央社会事業協会が文部省に日本社会事業専門学校の設置申請を行ったのは1947（昭和22）年3月25日であった。4月1日の開校予定に対してぎりぎりの申請となったのは、厚生省内部での意見の不一致も一因であった。認可は同月31日に条件付きで下り、翌4月1日に発足した日本社会事業協会（中央社会事業協会と日本社会事業連盟を統合した新組織）が経営を担うこととなった。条件は⑴校地・校舎・教室の整備、⑵単独の学校経営のみを目的とする法人の設立、⑶国庫補助停止時の経営計画の明示、の3点であった。この日本社会事業専門学校の設立によって日本社会事業学校は廃止された。

こうしてわが国における社会事業従事者の養成学校は、大学教育の体系に位置づけられるのではなく、専門学校として、しかも厚生省の管轄のもとに置かれることになった。厚生省が選択したのは､大学教育への展開ではなく、焦眉の課題である社会事業の実務に従事する中堅職員の養成を目指す専門学校への道であった。そこには、社会事業従事者とそのあり方についての厚生省としての一つの判断と、その実現を求める強力な意志が働いていた。

6　校舎の移転と新校舎への定着

専門学校認可の条件のひとつであった校舎問題は、GHQや厚生省関係者の奔走によって解決された。GHQは戦後に財団法人海洋博物館に組織替えされていた旧海軍館を接収して国有財産とし、これを厚生省に利用させる手続をとった。厚生省は社会事業諸団体の共同利用施設として社会事業会館を設け旧海軍館を管理することとし、日本社会事業専門学校はその一角を占めることになった。

1948（昭和23）年1月30日､厚生省は「旧海軍館の使用に関する件」をもって社会事業会館会長に対し、専門学校に優先的使用権を与えること、将来の

学校の昇格・拡大に際しても優先性を認めることなどを通知した。専門学校は実際にはすべての手続が整う以前の同年1月14日に、牛込の旧校舎から原宿の旧海軍館への移転を完了していた。

7　専門学校の教育と学生生活

1947（昭和22）年4月21・22日、研究科第2期生および本科1期生の入学試験が行われた。志願者は研究科52名・本科111名であり、合格者はそれぞれ30名・48名であった。学校が同年6月に実施した調査によれば、本科生の平均年齢は21歳、研究科生は第1期が25歳、第2期が27歳であった。出身は東京・首都圏・東北・長野が多いが全国各地に及んでいた。入校前の職業は学生が最も多く、本科では農業・商業・会社員の家業背景を持つ者が多く、研究科では僧侶・会社員・社会事業経験者などが混在していた。

専門学校の中心は修業年限3年の本科であった。第1学年では倫理学・心理学・社会学・社会史・経済学・社会問題など基礎教養的な科目を、第2学年では社会政策・社会事業概論・欧米社会事業史・社会統計など基礎専門的な科目を、第3学年ではケースワーク・グループワーク・社会事業管理・社会衛生など特殊専門的な科目を中心とするカリキュラムが組まれた。講義に加えて視察・見学・調査・実習が重視されたことは、戦前の社会事業研究生制度以来の伝統を受け継ぐものであった。

1947（昭和22）年7月には、日本社会事業協会社会事業研究所および日本社会事業専門学校が厚生省の後援を得て、東京近県における要保護者の生活実態と生活保護法施行状況を明らかにするための農村調査を実施した。研究科1期生36名が埼玉・千葉両県下の6ヵ町村の要保護世帯約300世帯を10日間にわたって調査し、その成果は社会事業研究所資料第9輯として刊行された。このほか社会事業実習も早期から実施され、1施設1～2名・1週間から2週間の配属実習が行われた。学生の課外活動としては子ども会活動も牛込時代から始まり、移転後には渋谷区民生委員会助成会と共催して規模を拡大した。

8　研究科1期生の卒業と就職

1947（昭和22）年10月6日、日本社会事業専門学校研究科の第1期生が卒業を迎えた。校舎すら借り物という揺藍期に入学し、教授陣容も整わないなかで1年間の養成教育を修了した彼らの卒業論文には、⑴抽象度の高い本質論的なものが多い、⑵社会状況を反映した題目が多い、⑶処遇論的な発想がほとんどみられない、という3つの特徴があった。「社会事業本質論」「日本農村問題」「失業問題に於ける農村の役割」「少年救護事業の諸問題」「社会事業の検討と引揚者問題」など、戦後の混乱期の現実に真正面から向き合おうとする第1期生の問題意識と意気込みが、論文題目のそれぞれから伝わってくる。

就職先を見ると、研究科1期生のほぼ80％が社会事業関係機関・施設に就職した。なかでも官公庁が卒業生全体の45％を占めた。残りは日本社会事業協会・全日本民生委員連盟・中央共同募金委員会・日本赤十字社社会事業部などの社会福祉団体や、社会福祉施設、研究・教育機関などに散った。旧生活保護法の施行を直接の契機として日本社会事業専門学校の設立が促進されたことを考えれば、この就職状況はそれなりに目的に沿った結果といえよう。卒業生の絶対数はいまだ少なかったが、1期生のその後の活躍は数の限界を超えるものとなった。

9　学校の組織形成と職員の労働意識

1948（昭和23）年2月、教員の山崎寛・今岡健一郎・仲村優一の発起により、中央社会事業協会研究生出身者と日本社会事業専門学校卒業生を一体とする同窓会の設立準備が始まった。3月の設立総会を経て4月に正式発足し、校長葛西嘉資を会長とする同窓会が誕生した。また同窓会設立に先立ち、校長を会長とし教職員と学生全員から構成される交友会も結成された。

また、1947（昭和22）年11月には、非常勤講師阿部真琴の勧めにより日本社会事業専門学校労働組合が結成された。委員長に山崎寛を据え、委員に

小川政亮・鷲谷善教・仲村優一・矢板多恵子、ほか組合員6名の計11名という小さな組合であった。翌12月には上部団体として日本社会事業協会労働組合も結成された。

一方、1949（昭和24）年正月頃、いわゆる山崎教授事件が発生した。学生寮の舎監をしていた山崎教授の学生寮の舎監室に飾られていたレーニンの肖像が視察に来たGHQのＦ・ブルガーの目にとまり、肖像の撤去と山崎教授の辞職が求められた。学校教職員組合と在校生が反対運動を展開したが、最終的に山崎教授の任意辞職という形で問題は収束した。この事件に附随してGHQは教育課程の一部を問題視し、「日本資本主義発達史」が閉講となったほか、第2外国語のロシア語・ドイツ語も不要視され、一部教員の人事異動も伴った。

10　社会事業教育の拡張　――地方講習・分校

専門学校の教育活動は東京にとどまらず、地方への拡張も図られた。東北地方ではGHQ民政部係官アーサー・W・ポッツの熱意により、東京から現任訓練指導者が派遣された。1948（昭和23）年11月には今岡健一郎が宮城県へ、翌年3月には小宮山主計が福島県へ、同7月には下竹房敬が秋田県へ派遣された。便宜上、各県の社会事業協会に籍を置きながら共同募金の資金で給与が賄われた。地方講習会は東北にとどまらず関東でも実施された。

グループワーク教育の充実も図られた。1949（昭和24）年3月には、アメリカ・カトリック大学教授でグループ・ワーク専門家のドロシア・サリバンの来日を機に、厚生省主催・PHW（公衆衛生福祉局）とCIE（民間情報教育局）の後援・文部省と専門学校の協賛のもとに11日間のグループ・ワーク指導講座が開催された。この講座を契機にグループ・ワーク研究会が誕生した。

地方自治体も積極的に関与し、青森県は1948（昭和23）年だけで研究科7名・本科11名を推薦するなど、多数の派遣学生を送り込んだ。青森・岩手・福島・栃木・埼玉・長野・新潟などの県が県費や共同募金を財源に奨学金を

支給した。

1948（昭和23）年10月1日には大阪社会事業協会を経営主体とする大阪社会事業学校が、日本社会事業専門学校の分校として設立された。研究科・講習科の2科構成で出発し、翌年には本科も増設された。1950（昭和25）年には大阪府立大阪社会事業短期大学（現大阪公立大学）として分離独立した。

11　4年制大学昇格への模索と挫折

1949（昭和24）年から新学制への切り替えが行われることになり、専門学校の間では新制高校への格下げを懸念する声が高まった。日本社会事業専門学校では同年7月、大学昇格の可否を審議する懇談会が開催された。厚生省・文部省・明治学院大学・日本社会事業協会・学校側の関係者が集まり、⑴単科大学とする、⑵他大学に合併する、⑶協定大学または連合大学を作る、⑷専門学校として存続するの四案について検討した結果、まず単科大学の実現を目指し、不可能であれば専門学校として存続するという方針が決まった。

中央社会事業協会は1949（昭和24）年7月30日、東京社会事業大学設置認可申請書を文部省に提出した。申請内容は、社会事業学部社会事業学科（毎学年80名・総計320名定員）と大学卒業者対象の別科（毎学年50名）を置く構成で、一般教養20科目・専門科目31科目・体育2科目・教職課程5科目を含む計58科目のカリキュラムを予定していた。厚生大臣も文部大臣に認可を依頼するなど、大学昇格への期待は高まった。

しかし同年9月の学校視察で、委員会側から⑴特に大学として設置せねばならない理由、⑵厚生省の発言権の問題、⑶GHQとの関係、⑷専任学長の不在、などの疑問が呈されたほか、審査過程での紆余曲折を経て、東京社会事業大学の認可は時期尚早として見送られることになった。

こうして日本社会事業専門学校は、他の専門学校と同様に短期大学として存続する道を歩むことになる。4年制大学への昇格が実現するのは、9年後のことであった。

第３章

日本社会事業短期大学から
日本社会事業大学へ

第３章　日本社会事業短期大学から日本社会事業大学へ

1　日本社会事業短期大学の発足

⑴　日本社会事業短期大学の申請

1950年代後半、「経済白書」が「もはや戦後ではない」と記した一方、「厚生白書」は低所得階層の膨張を「国民生活の前進に黒々として立ちはだかる鉄の壁」と称した。こうした社会状況のもと、社会事業の専門家養成への期待はいっそう高まった。

1949（昭和24）年10月、財団法人日本社会事業協会理事長名で文部大臣あてに短期大学設置認可申請書が提出された。申請書は短大の目的を社会事業の振興のために専門の社会事業技術者を養成することとのべている。翌1950（昭和25）年3月に文部省から設置認可があり、同年4月1日、日本社会事業短期大学が正式に発足した。

⑵　短期大学の概要

社会事業科1科を置き、修業年限2年、定員各学年50名（合計100名）で開校した。初代学長には葛西嘉資が、学監には木田徹郎が就任し、11名の専任教員と11名の専任職員で体制を整えた。葛西学長は厚生省社会局長、事務次官という要職を兼務しつつ、学校運営を支え続けた。

初年度入学志願者53名中、49名が合格した。その後入学者数は年々増加し、1955・6年度には競争率が入学定員の4倍を超えるに至った。なお、学制改革の過渡期に専門学校に在籍していた学生は短大第2学年に編入され、1951（昭和26）年3月に第1期生として卒業した。日本社会事業短期大学は1958（昭和33）年に日本社会事業大学が設置されるまでの9年間に、約460名の卒業生を社会事業界へ送り出した。

⑶　短期大学としての条件整備

文部省は認可にあたり、一般教養自然科学関係図書・設備の充実、独立した校舎の確保、一般教養の教員組織の充実、2年以内に必要な整備拡充を行い大学としての完成を期すること、などの6条件を付した。また、運営主体を私立学校法に基づく「学校法人」とすることが命じられた。

1951（昭和26）年3月、東京都知事は可及的すみやかな校地・校舎の学校法人所有化と健実な学校運営の確立を条件として、財団法人から学校法人日本社会事業学校への組織変更を認可した。校舎については、中央社会福祉協議会や全日本民生委員連盟などと共同使用しながら、最低限の教育環境を整えた。図書館は、財団法人日本社会事業協会が所蔵していた和図書9,521冊・洋図書3,366冊（合計約12,887冊）を引き継ぎ、学内外の研究者や一般市民にも開放される専門図書館として発足した。

⑷　教育課程と教授陣の拡充

発足時、一般教養科目10科目・専門科目27科目が編成され、卒業には60単位以上（さらに卒業論文2単位）の履修が必要とされた。その後、一般教養の充実とともに科目数・単位数は段階的に拡充され、1954（昭和29）年度にはゼミナールと第2外国語のドイツ語が開講された。これにより「ゼミナール、社会調査・社会事業実習、卒業論文」という本学の少人数制教育の3本柱が確立した。

1953（昭和28）年度には保育課程（保母試験免除科目専修証明書の授与）、1958（昭和33）年度には教職課程（中学校社会（二級）・高校社会（仮））が開設された。全学生の約半数が何らかの資格課程を修め、社会事業の専門教育に加えて多角的な専門性を身に付けた卒業生を輩出した。

⑸　社会調査と社会事業実習

社会調査は戦前の研究生制度以来の伝統を持つ科目であり、専任教員が必ず担当し全学生が必修とした。毎年4～10カ所のフィールドを選定し、農漁村・都市スラム・引揚者・被保護者層など多様な「貧困研究」のテーマに取

り組んだ。調査票の設計から報告書作成まで教員と学生が一体となって約1年をかけて完成させ、その成果が学会や社会事業界から高い評価を受けることも多かった。

社会事業実習は6週間の配属を2期に分け、前期は全員が福祉事務所で実習を行い、後期は希望する施設・機関での実習を選択する体制をとった。

⑹ 研究活動

研究面でも成果が相次いだ。厚生科学研究費を得て「各国ヴォランティア・サービスに関する類型的比較研究」「明治以後におけるわが国公的救済に関する歴史的研究」「公的扶助におけるサービスの標準化に関する基礎的研究」などが実施された。文部省の総合科学研究費助成による「ボーダーライン層の生活構造の研究」は、日本社会福祉学会を母体とした複数大学によるインターカレッジ研究として実施され、その成果は有斐閣から『日本の貧困』として刊行された。

出版面では、1951（昭和26）年に研究紀要『社会事業の諸問題』が創刊され、以後年1回の刊行が続けられた。また『社会福祉事業提要』『社会福祉事業講義要綱』『社会福祉辞典』『ケイス記録の書き方―ケイス記録選賞報告』など、現場の社会福祉主事や研究者のための実務的・学術的刊行物が次々と世に出された。

海外研修も積極的に推進され、仲村優一助教授（1950年）・五味百合子助教授（1951年）がそれぞれ国連のフェローとしてアメリカに留学し、ケースワークや学生補導研究の最先端を吸収した。1953（昭和28）年には「児童相談室」が開設され、葛西室長のもと仲村・石井が中心となって、臨床研究・学生実習・地域サービスの3機能を一体的に担う拠点となった。年間相談件数は増加の一途をたどり、1955（昭和30）年には実数133件、延数526件に達した。

⑺ 学生生活

入学生のほとんどは、戦後の混乱期に社会問題と向き合うなかで社会事業

に希望を託し、口コミや新聞広告、給費生の募集を通じて本学を知った。学生の7割以上が都道府県や社会福祉協議会からの給費を受けており、全国各地から多様な経歴の学生が集まっていた。平均年齢が20歳を超えた年もあり、社会人経験者が多かったことが本学の大きな特色であった。占領下の沖縄からも留学生を受け入れ、沖縄の福祉人材養成に貢献した。

当時の教室は、教師と学生の垣根を越えた熱っぽい議論の場であった。「社会事業の本質とは」「対象者とは」といった根本的な問いをめぐって、多様な生活体験をもつ学生たちが真剣に議論を交わした。小川政亮・仲村優一ら若手教員も、講義・演習・社会調査を通じて学生と相互に学び合う関係を築いた。

学生生活は一様に貧しかったが、サークル活動・大学祭・寮祭など課外活動は活発であった。新聞部・社会科学研究班・児童文化班などが活動し、地域の子どもたちの学童保育や長欠児童実態調査も行われた。松窓寮は男女共寮の自治寮として運営され、共同生活を通じた「人生教育」の場となっていた。朝鮮戦争を境に日本の民主化は「逆コース」の時代をたどるなか、学生たちは社会保障費削減反対運動や結核患者の都庁座り込み陳情支援、朝日訴訟の証言活動などにも積極的に参加した。

⑻　研究・教育の全国的連携

この時期、社会事業研究・教育に関わる全国組織が相次いで創立された。1954（昭和29）年5月には「社会事業教育懇話会」と「金曜会」などの研究活動を母体に、関東・関西双方の研究者が連携して「日本社会福祉学会」が創立された。翌1955（昭和30）年には「日本社会事業学校連盟」が発足し、1958（昭和33）年の国際社会事業会議・国際社会事業学校会議の日本開催に向けた体制が整えられた。本学はいずれの組織にも準備段階から中心的メンバーとして参画した。

1950（昭和25）年には本学教員・卒業生を中心に「社会事業研究会」が発足し、若い社会事業従事者の研究と実践を結びつける場として機能した。1952（昭和27）年には同窓会が再結成し、葛西嘉資が初代会長に就任した。

卒業生は福祉事務所・社会事業施設・医療社会事業・官公庁など多様な分野で活躍し、専門的社会福祉従事者の裾野を着実に広げていった。

2　日本社会事業学校の再編成

⑴　各種学校の設置

専門学校令廃止により日本社会事業専門学校の本科が短期大学に移行すると、かつての研究科の扱いが問題となった。監督官庁は「専門学校廃止にともない研究科も廃止」との見解を示したため、理事会は早急に対応策を検討した。「短大専攻科」や「短大別科（夜間）」設置の試みは文部省・大学設置審議会の判断で実現に至らず、最終的に1951（昭和26）年10月、東京都知事の認可のもと、各種学校「日本社会事業学校」として研究科が正式に再出発した。

⑵　研究科の概要

研究科の修業年限は1年、定員50名。入学資格は旧制大学・高等専門学校卒業者、新制大学・短大卒業者のほか、社会事業に3年以上従事した成年者なども認められ、実務経験を持つ社会人が多数在籍した。必修28単位・選択20単位以上・研究レポート2単位を課し、社会調査実習・社会福祉実習も必修とする充実した内容であった。1950（昭和25）～1957（昭和32）年度の8年間に396名が卒業し、中央官庁・医療社会事業・社会事業施設など多様な分野に就職した。

⑶　夜間部（専修科）の開設

1950（昭和25）年に社会福祉主事設置に関する法律が施行されると、各地で社会福祉主事養成講習が開催された。本学も厚生省から「中央社会福祉事業職員研修所」の経営を委託され、年4回・1回100名の研修を実施した。さらに1951（昭和26）年には昼間勤務者のための夜間課程「専修科」を設置し、1952（昭和27）年には正式に各種学校日本社会事業学校夜間部（研究科夜

間部）として認可を取得した。修業年限1年、定員50名で、午後5時から8時半まで授業を行い、働きながら学ぶ学生のために授業料を昼間部より低廉に設定した。1950（昭和25）～1957（昭和32）年度に327名が卒業した。

3　日本社会事業大学の発足

⑴　4年制大学昇格への経緯と推進力

日本社会事業短期大学を4年制大学に昇格させる動きは1955（昭和30）年頃から始まった。中心的な推進役は木田徹郎学監であり、彼は後年の回顧録のなかで「30年から精魂をかたむけてとうとう33年に成功した」と述べている。4年制昇格への外在的な契機としては、名古屋の日本福祉大学（旧中部社会事業短期大学）が先に4年制化したこと、1958（昭和33）年に国際社会事業会議が東京で開催されたことなどが挙げられる。

内部的には、短期大学制度の限界が明確に認識されていた。1957（昭和32）年に作成された「日本社会事業短期大学・4年制昇格及び拡充案」は、その問題意識を6点にまとめている。①2年間では実習を含む専門教育の時間が絶対的に不足すること、②看護婦3年・保母2年といった比較的単純な職業教育でさえ2年以上を要するのに、これらを総合・運営すべき社会事業の教育期間が短すぎること、③卒業生が専門家として活躍するには年齢的に若すぎること、④女子入学者の増加に就職市場が対応できていないこと、⑤4年制が標準となった他分野に比べて学生が劣等感を持ちやすいこと、⑥就職市場でも福祉主事・児童福祉司・児童相談所員などの採用が4年制大学卒業者を優遇し始めていることである。

以上の認識から、1957（昭和32）年9月30日、学校法人日本社会事業学校理事長木村忠二郎名で文部大臣に「日本社会事業大学設置認可申請書」が提出された。申請の内容は、社会福祉学部社会事業学科・児童福祉学科の一学部2学科制、定員は各学科50名（全学年400名）、附属施設として児童相談室・社会調査研究室・寄宿舎を設けること、さらに将来計画として大学院社会福祉学研究科（修士課程）の設置を予定することなどを含んでいた。

同年12月25日、文部省大学設置審議会は四年制大学としての余科が整備されていないことを理由に認可を保留する決定を下した。しかし私学でありながら固有の基本財産を持たないという構造的問題は、厚生省との省レベルの協議によって解決され、翌1958（昭和33）年3月12日、文部省大学学術局長名の正式通知によって4年制大学への昇格認可が明らかにされた。ここに日本社会事業大学が誕生する。

⑵ 4年制大学としての出発と学生の動向

認可から新学期開始まで半月しかない急な日程のなか、京王線初台駅などに駅広告を出して学生募集を行った。4年制大学第1回の入試は1958（昭和33）年3月30日・31日の2日間に行われ、試験科目は国語・社会2科目・英語・パーソナリティテストに加えて身体検査と面接が課された。受験者は149名（男67名・女82名）にとどまり、前年の短大受験者261名を下回ったが、そのなかから57名が合格・入学した。

翌1959（昭和34）年度から定員が100名となると、応募者も425名に増加した。1960（昭和35）年度は515名、そして1966（昭和41）年度には応募者が1028名（倍率9.8倍）と最高値を記録した。この年の高い応募者数の背景には、各大学の授業料値上げ反対運動の高揚や朝日訴訟の最高裁判決を前にした社会問題への関心の高まりがあったと考えられる。1967（昭和42）年度も936名の応募者があり、以後750～1000名前後の水準が続いた。入学者の出身地は全国に広がり、東京都出身が最多ながら地方からの学生も多かった。

4年制大学第1期卒業生（1961（昭和36）年3月）は32名で、この中には短大から編入した者や大学2年次として入学した者が含まれていた。この時期の就職先では官公庁（ピーク時の1962（昭和37）年度は卒業生の45.5％）が最多であり、その後も年度によって変動しながら3～4割を占め続けた。1963（昭和38）年度以降は教職に就く者の割合が増え、なかでも養護学校教諭として就職する者が社会科教諭を上回る年度が多かった。一般企業への就職はごくわずかで、大多数の卒業生が何らかの形で社会福祉に関

わる分野へと進んだ。

アメリカ統治下の沖縄からも毎年2～4名の給費留学生が入学し、1971（昭和46）年度の卒業生をもってこの制度は終了した。大学自身も1960（昭和35）年度から独自の給費制度を設け、学業優秀かつ家庭の事情で学業継続が困難な学生を対象とした支援を行った。

4　大学の発展・充実

⑴　附属社会事業研究所の設立と展開

1960（昭和35）年5月1日、大学専任教員を所員として附属社会事業研究所が設立され、初代所長に木村忠二郎が就任した。研究所は設立初年度から『社会事業研究所年報』の刊行を開始し、第1号の所長の「創刊の辞」には社会事業が学問の一分野として成立するものかどうかはまだわからないが、この暗中模索のなかから道をきりひらいていくことが研究所の研究者に課せられた課題である、という意気込みが記されている。

研究所の主な活動は、資料収集・研究会活動・調査活動・年報刊行の4本柱であった。研究会活動は教員所員による研究会と、学生が主体となり所員が指導する学生研究会の2形態で年間6～9の研究会が組織された。最も多かった1965（昭和40）年度には、社会心理研究会・社会構造研究会・青少年問題研究会・学童保育研究会・相談技術研究会・精薄児研究会・公的扶助研究会・社会保障研究会・青年労働研究会の九つが活動した。1962（昭和37）年度には研究所が社会事業研究部と児童福祉研究部に分かれ、1968（昭和43）年度には一般研究部門に家庭・児童・特殊児童の三相談室が附設されるなど、研究所は着実に組織的発展を遂げた。

⑵　各相談室の開設と臨床研究

児童相談室は短大時代の1953（昭和28）年に設置されたものを引き継ぎ、石井哲夫を中心に週1回の児童相談（知能測定・性格相談など）と学生実習を実施した。1965（昭和40）年度からは一般相談と幼児生活グループに分

けて活動し、1966（昭和41）年頃から自閉症に関する相談が増加、1967（昭和42）年度からは自閉症児治療にも取り組み始めた。この部門はやがて「のびろ学園」へと発展する。

家庭相談室は1963（昭和38）年6月に開設され、仲村優一・小松源助ら専任教員2名と嘱託2名が週2日の相談事業を担当した。ファミリー・ケースワークの臨床的研究とケースワーク実習・訓練を総合的に行うことが開設趣旨であり、月1回の家庭相談研究会で都内近県の実践家との事例研究を積み重ねた。1966（昭和41）年度からは厚生省児童家庭局・東京都民生局・全国社会福祉協議会の後援による家庭児童相談夏期公開講座を開催した。

特殊児童相談室（「いたる相談室」）は1965（昭和40）年2月に開設され、担当者の飯田精一のもとで幼児を対象としたグループ指導と義務教育修了後の者を対象とした職業訓練を2本柱として事業を展開した。1967（昭和42）年9月、社会福祉法人いたる臨床発達指導センターの開設によって職業訓練部はセンターに移行し、その後この相談室は「のびろ学園」と合併して「子ども学園」（精神薄弱児通園施設）へと発展する。開設当初から紀要『特殊児童研究』を刊行し、臨床研究の蓄積を学術的に発信し続けた。

⑶ 社会福祉事業職員研修所と宿泊部

1951（昭和26）年以来厚生省の委託事業として文京区原町で運営されてきた社会福祉事業職員研修所は、1959（昭和34）年度に大学構内に移転した。研修所は「社会事業従事者への業務上の教育訓練を通じた社会福祉の増進への寄与」を事業目的とし、社会福祉主事養成課程（普通課程・1965（昭和40）年からは通信課程も追加）と児童福祉司資格認定課程（1962（昭和37）年度から開始）の2本立てで、全国の現職社会福祉従事者を対象とした研修を年間を通じて実施した。

大学構内には研修生のための宿泊部（社会事業職員宿泊部、定員117名）も設置され、大学・研修所・宿泊部が一体となった社会福祉人材育成の総合拠点が形成された。この宿泊部は1973（昭和48）年に廃止されるまで、全国から研修に集う社会福祉従事者の生活を支え続けた。

⑷　学内学会の創立と出版活動

1960（昭和35）年11月12日、木田徹郎の発起によって日本社会事業大学社会福祉学会の創立総会が開催された。この学内学会は同窓生・学生・教職員の研究と相互研修の場として位置づけられ、翌1961（昭和36）年から機関誌『社会事業研究』を刊行した。創立総会での第1回学会の課題は「現代社会福祉の問題点」であり、学生・実務家・教員が対等に研究発表を行う場として出発した。

同年から研究奨励賞の授与も始まり、後に故木田徹郎の遺族からの寄附を基金として「木田賞」と名称を改めた。1984（昭和59）年には故杉森創吉の遺族の寄附を基金として学生研究奨励賞も設立された。1966（昭和41）年11月には創立二十周年を記念して本学教員による論文集『戦後日本の社会事業』（勁草書房）が刊行され、大学の研究力を広く社会に示した。

5　教育課程の整備

⑴　4年制大学の教育課程の構造

4年制大学としての教育課程は前2年間を教養課程・後2年間を専門教育課程として位置づけた。社会福祉学部社会事業学科・児童福祉学科の一学部2学科制で出発したが、両学科の専門科目の差は小さく（社会事業学科専門必修16単位・児童福祉学科20単位）、138単位分が共通科目であった。

教育の3本柱は「社会事業実習」「社会調査実習」「演習（ゼミナール）」であり、将来の社会事業現業従事者の養成という実践的目標が一貫して掲げられた。演習は1961（昭和36）年度以降は2・3・4年次の3学年で実施されたが、1965（昭和40）年度改訂で2・3年次の2学年に再編された。1年次には山中湖（後に榛名山・清里へ移転）での1泊2日の校外指導（後にオリエンテーション・キャンプと改称）が実施され、大学生活への導入と学生間の親睦を図った。

⑵ 資格課程の整備

資格課程の整備も着実に進んだ。1958(昭和33)9月には中学校社会(1級)・高等学校社会（2級）の教員免許課程が認可され、1960（昭和35）年2月には養護学校教諭（1級）の免許課程も認可された。これら教職課程の履修者は毎年増加し、1964年度以降は半数以上の学生が社会科教諭の資格を、また20～40名が養護学校教諭の資格を取得するようになった。実際の就職では社会科教諭より養護学校教諭として就職する者の方が多かった。

保母資格については、1960（昭和35）年4月に保母試験科目の免除校として指定され、1963（昭和38）年3月には保母養成校として正式に指定された。この指定により、保母課程を修了した後に公認保育所での6ヵ月以上の勤務または卒業後の試験1科目のみで保母資格を取得できるようになった。当初は児童福祉学科の女子学生のみが受講対象であった。1965（昭和40）年度からは社会教育主事養成課程も設けられ、社会福祉専門職・教育・保育・社会教育にわたる多角的な資格取得が可能となった。

⑶ 社会調査実習

社会調査実習は社会事業の実践に高度な科学的知識・技術が必要であるとの認識のもと、3年次の7月初旬から中旬にかけて実施された。学部3年次生と研究科生が合同で1週間から10日間、教員とともに現地に泊まり込んで都市・農村における社会調査を行うというスタイルは、短大時代から引き継がれた本学の伝統であった。毎年6月中旬に実施計画が示され、学生は関心あるテーマの調査班に参加し、研究会での準備を経て実査・集計・学内学会での中間発表・報告書作成という一連のプロセスを約1年かけて完結させた。

地方での調査は各自治体からの委託調査の形式をとり、調査費の一部を賄いながら結果を自治体の行政施策に役立てた。これが可能であったのは、本学の社会調査実習に対する社会的評価の高さと、各地方自治体に赴任した多数の卒業生とのネットワークが機能していたためである。この実習は1971（昭和46）年度をもって学部の必修科目から外されるまで、本学の教育的シンボルであり続けた。

⑷　社会事業実習の変遷

社会事業実習は当初、前期（全員が福祉事務所に配属）と後期（希望分野の施設・機関で実習）の2期制で、4年次と研究科生を対象として実施されていた。1963（昭和38）年度から3年次へ前倒しされ、1965（昭和40）年度の教育課程改訂では、福祉事務所への全員配属が廃止されて各自の進路希望に応じた実習のみとなった。実習期間はおおむね2～3週間で、実習終了後には個々の学生に対する評価と報告書提出が義務づけられた。

1968（昭和43）年度からは実習方法が大幅に改訂され､予備実習（3日間）と本実習（20日間）の2段構えとなった。2度のオリエンテーションを含む充実した事前教育と、施設側による個別評価・報告会の開催を組み合わせることで､「画一主義に陥りがちだった実習」から「学生自身の問題意識を深める実習」への転換が図られた。また3年次の1年間を通じた実習の位置づけが明確化され、準備から総括まで体系的に取り組む教育効果の向上が目指された。

6　日本社会事業学校の継続と展開

⑴　学校の状況

4年制大学昇格後も、日本社会事業学校（研究科・専修科）は大学に併設する形でその機能を維持･発展させた。正式名称の整理も行われ、1960（昭和35）年4月に長年の通称であった「専修科」が学校規則上の正式名称として承認された。

⑵　研究科

研究科は修業年限1年・定員50名で、旧制大学・高等専門学校・新制大学卒業者を主な対象とした。授業は午前9時から午後4時まで行われ、週43時間という高密度の教育を実施した。1961（昭和36）年度までは全開講科目が必修であったが、1962（昭和37）年度からは公的福祉・児童福祉・医療社会事業・地域福祉の4コースに分かれた選択制が導入され、社会事業現場

の専門分化に対応した。社会調査実習は学部との合同企画で実施された。修了者には社会福祉主事と身体障害者福祉司の任用資格が与えられた。研究科の実際の入学者数は定員を下回ることが多く、専修科との入学者比率はほぼ3対7で推移した。

⑶ 専修科（夜間部）

専修科は昼間に社会福祉の現場で働きながら夜間に学ぶ従事者を対象とし、午後5時から午後9時まで（週23.5時間）の授業を実施した。昼間部の研究科と比べて授業時間数は少ないが、演習（ゼミナール）を充実させることで教育効果を高める工夫が行われた。1962（昭和37）年度以降は入学資格の門戸がさらに広げられ、入学者数は年々増加した。1959（昭和34）年度の54名から1963（昭和38）年度には98名、1968（昭和43）年度には110名を記録し、現職の社会福祉従事者の再学習ニーズがいかに高かったかを示している。修了者には社会福祉主事の任用資格が与えられた。

7　学生生活

⑴ 衣食住の確保

地方から上京した学生にとって、まず住む場所の確保が必要であった。大学の松窓寮は第1松窓寮（女子）・第2松窓寮（男子）に分かれた自治寮として運営された。1949（昭和24）年から1961（昭和36）年まで重田信一一家が松窓寮管理人として寮生とともに生活を共にし、自治寮の伝統を支え続けた。

女子寮は定員70名で六畳一部屋3人の共同生活であったが、当初は食堂がなく外食やパン購入で食事をしのいでいた。木造建築への火気使用を危惧する学校側との交渉の末､寮生が費用を出し合って賄い人を雇うことで解決し、1962（昭和37）年以降は田中ハルエが21年間にわたって70名の食事を作り続けた。男子寮では朝・夕食が提供されていたが、1960（昭和35）年当時の男子寮生の月収入は平均8270円（家からの送金4670円･奨学金1700円･

アルバイト1900円）にすぎず、エンゲル係数は52パーセント弱に達していた。1962（昭和37）年11月には生活協同組合が設立され、書籍・食料品等の提供が始まった。

奨学金は学生生活の重要な支柱であった。1965（昭和40）年度で全学生の30パーセントが何らかの奨学金を受給し、日本育英会の奨学生だけで年度によっては150名を超えた。都道府県・社会福祉協議会の給費制度も活用され、給費生は卒業後に郷里の社会福祉機関に就職する義務を負う条件で学業を続けた。アルバイトも欠かせない収入源であり、家庭教師・肉体労働・全社協の宛名書きなど多様な形で学生は生活費を工面した。学生課長の五味百合子がお金を貸して急場を凌いだ学生も少なくなかったという。

⑵　社会問題への関与と学生運動

社会事業の専門教育を目的とする単科大学に集う学生は、社会問題への強い関心を共有していた。1956（昭和31）年の砂川闘争には多くの学生が参加し、警職法改正反対運動（1958（昭和33）年）でも組織的な活動が展開された。1960（昭和35）年の日米安全保障条約改定反対運動（安保闘争）では、学部学生・研究科・専修科の学生と教職員が各自の立場でかかわった。安保闘争後は学生運動が分裂・対立を繰り返し、自治会活動の活発さは一時衰えたが、1960年代後半に再び高まりを見せ、本学も大学紛争を経験することになる。また沖縄からの派遣学生が毎年在籍していたため、沖縄問題もまた本学学生にとって身近なテーマであった。

学生の研究交流を支えたのが社学連（社会事業大学学生自治会連合会）の活動である。1953（昭和28）年に日本社会事業大学・大阪社会事業短期大学・日本福祉大学の3校で発足し（当初は「3社大交歓会」）、1958（昭和33）年に東北福祉大学が加わって4社大体制となった。毎年11月に5日～1週間の研究集会を持ち回りで開催し、その期間中は本学の通常授業を休講とするほど大学全体が取り組む行事となった。1960（昭和35）年12月には第1回全国学生社会保障ゼミナール（全社ゼミ）が本学で開催され、4社大から約640名が参加した。安保闘争などの政治的経験を経て「真の横のつながりと研究

活動の必要」を痛感した学生たちが、サークル交流中心の旧来の社学連交歓会を学術的な研究交流の場へと発展させたものである。全社ゼミは学内学会の発表の場としても機能し、学生の研究意欲を高める役割を担った。

⑶ サークル活動・大学祭と大学生活

4年制昇格当時の原宿・竹下通りにはほとんど店がなく、多くの学生は大学･アルバイト先･寮の往復で毎日を過ごしたが、夜遅くまで学生会館でサークル活動や議論に熱中した。サークルは混声コーラス・野球・朝日訴訟・児童文化・新聞・文芸・部落問題研究会・テニス・小岩セツルメント・レクリエーション研究会・身体障害者研究会など多彩で、学生会館2階には自治会と社学連の部室も置かれていた。

大学祭は1962（昭和37）年11月に第1回が開催された（前夜祭を含む5日間）。芸能祭・大運動会・ソーシャルダンス・映画とともに研究発表が中心プログラムとして組み込まれ、「1年間の研究成果を貼り出して参加者と議論する」という社会問題と向き合う本学らしい大学祭が形成された。ソーシャルダンス講習会では長靴姿の学生や棒立ちの学生が踊るほほえましい光景も見られた。小規模大学の利点として教員・学生・職員全員が顔見知りであり、教授会の議論に個々の学生名が挙がるほどの密接な共同体が形成されていたことも、この時代の本学の大きな特色であった。

第４章
激動と再建、清瀬への移転

第４章　激動と再建、清瀬への移転

１　問われる大学　――社会変動と社会福祉専門職養成の問題

⑴　社会変動と社会福祉の転換

1960年代後半から70年代初頭にかけての高度成長は、ほぼ完全雇用の状況と国民生活水準の大幅な上昇をもたらす一方で、インフレーションや各種公害問題、そして伝統的社会制度・価値観の解体という産物をもたらした。社会福祉の対象もこの時代に大きく変容した。「新しい貧困」あるいは「非貨幣的福祉ニーズ」とよばれる新たな対象は、低所得層のみならず国民全体におよぶ問題として認識されるようになった。

この結果、1960年代後半以降のわが国の社会福祉は、地域福祉への転換を図りながら同時に老人・障害児者福祉施設を中心とした大幅な拡充が推進された。施設拡充は必然的に専門的知識・技術を備えた福祉施設職員への大量需要を生み出した。こうして社会福祉専門職の資質・資格・養成のあり方をめぐる議論が沸騰し、本学にとってもその専門職養成機関としての役割が改めて問い直される時代を迎えた。

⑵　経営・教育体制の整備

学校法人日本社会事業大学は厚生省（当時）の社会事業学校経営委託費で経営されており、1960年代後半にはようやく経営体制（予算・人事・事務組織）の整備が緒についた。教授会には常設専門委員会として教務委員会・学生委員会・学校委員会・研究委員会が設けられ、1971（昭和46）年度より暫定規程のもとで正式に運営された。学校委員会の新設（1970（昭和45）年度）により専修科の教務・学生事項を専門に担当する体制が整えられ、昼夜別・目的別の違いを踏まえた組織的対応が可能となった。

教員体制については、1969（昭和44）年時点で教員定員（助手を除く）18名、

学生100名あたり教員3～3.5名という水準で、教員1人あたり学生数は33.4名と私大平均に近い数字であった。一方、兼任教員の比率が69パーセントに達し、国立大学（21パーセント）・私立平均（44パーセント）を大きく上回っていた。小規模単科大学の割に開講科目が多く、非常勤講師への依存度が高いという構造的問題を抱えていた。

社会福祉事業職員研修所については、1971（昭和46）年に食堂・宿泊部が廃止され、1975（昭和50）年には全国社会福祉協議会研修センターへ移管されることで、本学は長年にわたって担ってきた現任訓練機能を手放すことになった。

2　揺れる学園　――大学紛争とバリケード封鎖

⑴　封鎖に至る経緯

1968（昭和43）年1月の東大医学部ストライキを発端とする大学紛争は全国に波及し、多くの大学でバリケード封鎖が行われた。「大学解体」と「自己否定」をスローガンとする学生たちは、既成の権威としての大学・社会事業の本質を問い続けた。本学でも1969（昭和44）年9月、日本社会事業大学共闘会議（社大共闘）が「大学治安法成立下における社大の存在の本質的意味を問う」として結成され、教授会への公開質問状提出・試験拒否・ハンガーストライキへと行動をエスカレートさせた。

封鎖の直接的な引き金となったのは、専修科の入学資格・教育内容をめぐる問題であった。大学側は1970（昭和45）年度から専修科入学資格を「社会事業従事者のみ」に絞り込む方針を提示した。これに対し、専修科学生の自治会が「募集要項の白紙撤回」を要求し、社大共闘の一部と合流して「学部・専修科拡大共闘会議」を結成した。両者は交渉・団体交渉・試験拒否を繰り返したのち、1970（昭和45）年3月10日未明、突然大学本館をバリケード封鎖した。その要求は①第20期専修科募集要項白紙撤回、②教授会解体、③第20期専修科入試粉砕であった。

なお教授会が「現場従事者への再教育の場」として専修科の入学資格を絞

り込んだ背景には、「現場の体験→理論化→現場の実践」というサイクルこそ専修科教育の本質であるという明確な教育理念があった。教授会は夜間1年という限られた時間の中で専門職教育の実を上げるためには現場従事者の再教育に特化せざるを得ないと判断したのであった。一方で、社大共闘の主張は「資本主義体制に奉仕する大学の解体・解放大学の建設」という政治的イデオロギーに根ざしており、専修科問題をその闘争論理に接続するものであった。専修科問題の経緯を見ると、1969（昭和44）年10月から入学資格・カリキュラム・就職問題などについて複数回の懇談会・団体交渉が重ねられており、教授会もボランティアまでを従事者の範囲に含めるという一部の要求には応じていた。しかし「白紙撤回」という全面的な要求には応じられないという姿勢を崩さなかった。

⑵ 封鎖下の大学運営と全学集会

封鎖という異常事態のなかでも、大学は機能の維持に全力を注いだ。3月14日に予定されていた学部編入・研究科・専修科の入試は、急遽会場を学外の社会事業会館と日通会館に移して実施された。全国社会福祉協議会などの関係団体職員が会場警備と試験監督に協力し、入試は無事に行われた。3月19日から渋谷のビルに仮事務所を開設し、大学事務を継続した。しかし3月27～28日には大学金庫が破壊され現金100万円が奪われるという事件も発生し、大学は危機的状況に陥った。

教授会は、多くの大学で行われた警察力による強制排除の方針をとらず、あくまで自主解除にこだわり続けた。これに対し職員会は「一刻も早い封鎖解除」を求め、機動隊導入も主張したが、「大学の自治と学問の自由を自ら放棄するものになる」という教授会の信念の前に「隠忍自重」を続けた。4月10日には「危機突破大学全学集会」が開かれたが、拡大共闘会議の妨害によって所期の目的は達成できなかった。しかしこの集会を機に自主解除を求める学内世論は急速に高まり、学生自治会・第1松窓寮・生活協同組合など各構成団体が早期自主解除を相次いで呼びかけた。

4月26日の全学集会では、専修科問題の本質が全学的な場で再度討議され

た。封鎖勢力（拡大共闘）は「部分的勝利」として封鎖で提起した問題の体系化・理論化と継続闘争を確認したうえで自主的に退去した。占拠学生が去った後の校舎は金庫が叩き壊され、重要書類が焼かれ、事務室が破壊された惨状であった。封鎖による財政的損害は約1,000万円に達し、総予算約1億2,000万円の大学にとって致命的な打撃となった。

⑶　封鎖の教訓と自主解除の意義

本学の封鎖処理の最大の特徴は、最後まで自主解除の原則を貫き通したことである。「全学園集会というまさに、大学、学校の全学園的意志表示の場」において、「学生、職員、教員の結びつきが、お互いの意志疎通の間に介在したさまざまの障壁にもかかわらず、少なくとも問題点の所在がより明確となり、（中略）相互の連帯が一定程度まで実現しえたこと」（教授会総括）、これが再建へ向けた最も貴重な素地を形成した。5月24日の「再建全学園集会」をもって、大学は紛争の総括と再建への出発を正式に確認した。

3　新しい大学像をもとめて　――再建問題

⑴　社大再建問題調査委員会から施設再建委員会へ

大学再建に向けた組織的検討は、封鎖の前々年である1968（昭和43）年12月に設置された「社大再建問題調査委員会」から始まっていた。封鎖という中断を経て審議が再開され、1971（昭和46）年6月、B4版55頁にわたる詳細な報告書「日本社会事業大学の現状と問題点」が公表された。この報告書は本学の設置・運営主体のあり方を根本から問い、将来の設置形態として①現状維持、②国立化、③公立（都立）化、④私学に徹するの4方向を検討した末に、②国立化を最終的な方向として提案した。

しかし国立化という選択は当然の帰結ながら最も実現困難な選択であり、その後の動向で国立化の見通しは立たなかった。その後1972（昭和47）年4月の国立大学授業料値上げが委託制度の矛盾の根源として再び注目を集め、移転問題も浮上するなかで、1973（昭和48）年2月に「施設再建委員会」

が設置された。同委員会は1974（昭和49）年6月に「日本社会事業大学再建計画の大綱」をとりまとめ、国立化構想から委託制度を基盤とした研究・教育条件の抜本的拡充という現実路線への方向転換を明確にした。

施設再建委員会は具体的な課題として、①大学院の設置によるスーパーバイザー、現任訓練研修担当者の養成、②社会福祉各分野の基幹要員養成をめざした学科編成、③社会福祉の理論と実際の統合のための附属施設設置、④アジア地域の社会福祉発展に寄与する研究・教育体制の確立を掲げた。

⑵ 教育課程の改革と入試制度の見直し

再建問題の検討と並行して、教育課程の抜本的改革も進められた。1969（昭和44）年の再建問題調査委員会による「中間報告草案」は教育課程の問題として、①教育理念・目的の不明確さ、②一般教育・基礎科目・専門科目の関連性の希薄さ、③2学科制の形骸化、④専門科目の幹が充実しないまま資格取得のための枝部分の科目が肥大化していること、⑤3・4年次の教育内容の混合と4年次の実質的空洞化、⑥社会事業実習・社会調査実習の位置づけの不適切さ、などを指摘した。

1970（昭和45）年10月に公表された「学部教育課程改革についての第1次試案」は、教員の研究・教育組織を「基礎研究・教育系統」と「臨床研究・教育系統」に分け、学生の学習過程を①共通基礎段階、②政策・行政と処遇・臨床の統合的把握段階、③専攻コース段階の3段階に構造化する方針を示した。専攻コースは第1類（社会保障・公的扶助）・第2類（児童・家庭）・第3類（障害者・医療社会事業）・第4類（地域福祉・社会教育）の4類とした。この「類」構想は当時は陽の目を見なかったが、1978（昭和53）年の類体制確立の先駆けとなった。

実際の改革として、1971（昭和46）年度から従来の「共通必修・共通選択・学科別専攻」という分類が廃止され、「総論・原論科目」「方法論科目」「応用関連科目」「演習・実習」による専門科目の再編が行われた。外国語はドイツ語Ⅲ・ロシア語Ⅰ・Ⅱが新設された。

社会事業実習については、1971（昭和46）年度からグループ編成による

研究会・見学会・予備実習報告会を組み合わせた体制が整備され、1974（昭和49）年度からは現場の実習指導者を招いた学習会の開催や教員と実習先指導者の事前打ち合わせなど、現場との連携をより丁寧に構築する方向が取られた。一方、社会調査実習は1968（昭和43）年度以降に参加学生数が急減し、1972（昭和47）年度には一班7名という最小規模にとどまるなど縮小傾向が顕著となった。

また1971（昭和46）年度入学生から数学が入試科目から削除され、英語・国語・社会（2科目）という構成となった。この入試改革を境に「社大生像の変化」が目立つようになった。

4　経営体制の刷新と組織の変容

⑴　経営と教学の分離

第2代学長・木村忠二郎は1971（昭和46）年3月31日に学長・校長を辞任し、翌4月1日に仲村優一学監が学長代行・校長代行に就任した。この時点まで本学では理事長が学長を兼任する形が続いていたが、木村が理事長に留まったまま仲村が学長代行となったことで、経営管理と教学管理が明確に分離される第一歩が踏み出された。1973（昭和48）年4月に仲村は正式に第3代学長・校長に就任し、1974（昭和49）年11月には第4代理事長に伊部英男が就任した。

⑵　研究科と専修科の変容

日本社会事業学校の研究科と専修科は4年制大学昇格後も継続されていたが、この時期に大きな変容を遂げた。研究科は、大学卒業者を入学資格の主軸に据えて大学院を指向する方向で位置づけられ、講義形式から演習中心の形態へと改められた。専修科についても1970（昭和45）年度からは教育課程が大幅に変更され、全科目必修の38単位制が廃止されて必修28単位・選択10単位の構成となり、開講科目も充実した。1973（昭和48）年度には卒業要件30単位（必修16単位・選択14単位）・開講科目76単位の体制が整い、以後の基本枠組みが確立した。

5　附属機関の拡充と地域社会への貢献

⑴　各相談室の活動継続と発展

大学が激動するなかにあっても、児童相談室・特殊児童相談室・家庭相談室の活動は継続された。児童相談室は一般相談・2～4歳の保育・自閉症児の治療教育を担い、特に自閉症児のアフターケアはわが国でも先駆的な取り組みとして注目を集めた。特殊児童相談室では1973（昭和48）年度から「いたる研修室」を設置し、精神薄弱児の指導に従事する実践者を対象とした専門研修も行うようになった。家庭相談室は離婚問題を中心とした相談業務とともに月1回の公開ケース研究会を開催し、学生の学習機会を提供し続けた。

⑵　市民講座の開設

社会に開かれた大学をめざして、1970（昭和45）年から市民講座が開催された。第1回は「今日の児童福祉」をテーマに実施され、1979（昭和54）年までに計16回が開催された。1973（昭和48）年8月には秋田県の後援のもとで市民講座の地方開催が実現し、250名が参加した。1974（昭和49）年には府中市の後援による地域開催（「子どもの教育と福祉」）や学内開催（「障害児（者）の福祉を考える」）も行われた。市民講座は教育・研究機能を地域社会に還元する場として、本学の社会的役割を拡充するものであった。

6　変わる学生生活

⑴　経済的苦境と学習への志

学生生活の貧しさは依然として続いていた。1970（昭和45）年時点で学部在籍学生460名のうち130名が日本育英会の奨学金の貸与を受けていた。生活協同組合が実施した1970（昭和45）年度の学生消費生活実態調査では、下宿・寮居住者で家庭からの仕送りだけで修学可能な者は4分の1にすぎず、半数が仕送りのみでは不自由を来し、授業期間中も経常的にアルバイトに従事する学生が多いことが明らかになった。男子寮生を中心にビル管理の人材

派遣会社に登録して半ば本業のようにアルバイトをこなす者も現れるほどであった。それでも本学での学習を志す者は増加を続け、特に1971（昭和46）年度頃から突然定員の10倍近い志願者が受験するようになった。1970（昭和45）年以前の競争倍率が4～5倍程度だったことに比べると、社会一般における社会福祉への関心の高まりを反映した際立った変化であった。就職先については、従来多かった福祉事務所への就職が1970（昭和45）年以降急減した一方で、公立の児童福祉施設への就職が増加する傾向が顕著となった。

⑵　学費闘争と学内改革運動

封鎖解除後も、学生運動は学費値上げ問題と学習条件改善要求という2側面で継続された。1972（昭和47）年4月の国立大学授業料値上げに連動した本学の学費値上げ問題は、委託制度の矛盾を再燃させ、学生自治会は授業料延納態勢をとるとともに国会議員への陳情も展開した。こうした運動のなかで、プレハブ2階建ての「新学生会館」や学生が使える「印刷センター」の設置が実現した。

全国的には、1969（昭和44）年11月に第1回全国学生社会福祉ゼミナール全国大会が開催され、社学連が発展的に解消して後継組織が形成された。本学学生は藤木訴訟（生活保護法の適用をめぐる訴訟、1972年東京地裁判決）や堀木訴訟（障害福祉年金と児童扶養手当の併給禁止を問う訴訟）の支援活動に積極的に参加した。堀木訴訟は朝日訴訟の伝統を受け継ぐ「第2の人間裁判」として位置づけられ、全国大会でも特集が組まれた。

課外活動には新たな変化も現れた。障害者差別告発の運動が大学祭での映画上映阻止事件（1971（昭和46）年）を経て姿を変え、1973（昭和48）年度に全盲の学生が入学したことを機に、点字図書整備・対面朗読室設置・点字入試の時間的配慮・就職支援など、具体的な障害者への修学支援活動へと発展した。また重くるしい「反社会事業論」に反発するかのような楽しいサークル活動として劇団ピッポが創立されたり、新入生歓迎プログラムにスポーツ・文化祭典が加わるなど、学生文化の多様化の兆しも生まれた。

7　昭和50年代の大学　――組織整備と制度改革

⑴　教職員組織と人事体制の整備

1974（昭和49）年に第3代学長・仲村優一が理事長と分離した形で学長職に専念する体制が固まって以降、本学の組織整備が本格化した。1979（昭和54）年に仲村が学長・校長を辞任し、後任の第4代学長・校長に平田冨太郎が就任した。平田学長の就任と同時に教学部長制度が導入され、初代教学部長に石井哲夫が就任した（1979（昭和54）～1985（昭和60）年）。1985（昭和60）年には移転・再建問題の推進を担う「大学建設本部」が新設され、板山賢治が本部長に就任した。

名誉教授制度も整備が進み、1974（昭和49）年の木村忠二郎以降、小宮山主計（1977（昭和52）年）、鷲谷善教（1980（昭和55）年）、五味百合子・吉田久一（1981（昭和56）年）、垣内芳子（1985（昭和60）年）と1985（昭和60）年までに5名の名誉教授が誕生した。1976（昭和51）年11月の創立30周年を記念して論文集『現代日本の社会福祉』（勁草書房）が刊行され、11名の教員が寄稿した。また同年の創立30周年を節目に同窓会が組織を刷新し、五味百合子が新会長に就任して活動を再開した。同窓会は同窓会館建設のための募金活動を展開するとともに卒業生名簿を作成し、後の移転問題では厚生大臣宛に要望書を提出するなど、積極的な役割を果たした。

⑵　入試制度と定年規程の整備

1976（昭和51）年12月から学部推薦入学制度が実施された。推薦入学者は全体の約3分の1の割合を占め、1984（昭和59）年度入試では推薦志願者150名に対し32名が入学（倍率4.7倍）、試験入試は志願者1,548名に対し96名が入学（倍率16.1倍）という状況であった。一般入試科目も順次簡素化され、1977（昭和52）年度入試から国語が現代国語のみとなり、1978（昭和53）年度からは社会科が1科目となって3教科3科目制に移行した。一方で入学志願者数は1977（昭和52）年度入試で2,499名とピークを記録した。

一方、教育課程改革においては一般教育科目で、1976（昭和51）年度か

ら医学概論4単位が加えられ、1981（昭和56）年度からは外国語科目にフランス語が追加されてドイツ語・ロシア語と合わせて第2外国語の選択幅が広がるなど、段階的な充実が図られた。

専任教職員に対する定年規程が1976（昭和51）年4月から施行された。教育職員は満65歳、事務職員・技能職員は満61歳とする規程の制定は、教職員組織の制度的整備において重要な一歩であった。また1975（昭和50）年11月には学内報「はらじゅく」が創刊され、1983（昭和58）年に改訂を加えながら学内外への情報発信の媒体となった。

⑶　附属機関の統合と発展

附属機関として別々に運営されてきた児童相談室・特殊児童相談室・家庭相談室の3部門は、1981（昭和56）年1月に児童福祉法に基づく措置施設「日本社会事業大学附属子ども学園（精神薄弱児通園施設）」の設立・認可を契機として統合の方向に向かった。同年度から特殊児童相談室がまず「子ども学園」に移管され、1982（昭和57）年度には児童相談室・家庭相談室も「臨床相談室」として子ども学園の事業に位置づけられた。臨床相談室は情緒障害・発達障害・言語障害・問題行動の4児童相談部門と家庭福祉部門の計5部門から構成され、大学の直営実習施設としての機能も担うこととなった。

図書館は私立大学研究設備整備費補助金や東京都共同募金会の配分金などの助成を受けながら蔵書を充実させ、1981（昭和56）年7月には故木村忠二郎の蔵書を基本とする「木村文庫」を開設した。視覚障害学生への点訳図書・カセットテープの整備も進め、1985（昭和60）年3月末時点での所蔵数は図書・資料・雑誌を合わせて約112,000点に達した。社会事業研究所は1983（昭和58）年度から公開講座を開催し、研究機能の対外発信を強化した。

8　社会福祉教育の改革　――類体制の導入

⑴　厚生省・中央社会福祉審議会の答申と本学の対応

社会福祉教育のあり方という問題は、本学だけの課題にとどまらず社会

福祉界全体の検討課題となっていた。1975（昭和50）年3月、厚生省社会局長の私的諮問機関として「社会福祉教育問題検討委員会」（座長・葛西嘉資）が設置され、今後における社会福祉関係者の教育の基本構想および日本社会事業大学における教育のあり方についての諮問がなされた。同委員会は1975（昭和50）年7月に第1次答申（中間答申）、1976（昭和51）年7月に第2次答申を提出した。

第1次答申は、入所施設の直接処遇職員（生活指導員・児童指導員・寮母・保母など）を「生活訓練指導員（仮称）」と「保護指導員（仮称）」に区分し、前者は最低限4年制社会福祉系大学での養成が必要であると位置づけた。当時これに見合う教育を実施している大学は存在しなかった。第2次答申は通所施設職員・社会福祉行政機関職員等の教育のあり方を示すとともに、大学での教育課程に実習の大幅な導入を提言した。さらに1976（昭和51）年11月には中央社会福祉審議会が「社会福祉教育のあり方について」の提言を提出し、これらの答申内容を後押しした。

本学は1977（昭和52）年6月の教授会において学長仲村優一の見解を了承し、答申内容を積極的に支持しこの実現を社会福祉教育の重点課題の一つに位置づけた。同月、理事会もこれを踏まえた決議を行い、理事長が厚生省社会局長に報告した。答申への対応の第一歩として、本学は実習教育体制諮問委員会（座長・松島正儀 東京育成園理事長）と実習指導対策委員会の二つの委員会を設置し、1978（昭和53）年4月には「社会福祉教育における実習教育のあり方について（答申）」を受領した。この答申は1年次から専門科目を段階的に導入する「クサビ型」教育構造を提唱し、実習の充実・実習指定施設制度の創設・フィールド・インストラクター（実習施設の指導担当者）の設置を求めた。

⑵ 「類」体制の構想と実施

「類」という専攻コース制の構想は、1970（昭和45）年10月の「学部教育課程改革についての第一次試案」に最初に提示されたもので、社会福祉を学ぶ学生の学習過程を体系化する方法として考えられた。1978（昭和53）

年9月の教授会決定「日本社会事業大学における学部教育課程改革の基本方針」でより具体的な形として提示され、1980（昭和55）年度からの実施が決まった。大学基準協会が1978（昭和53）年7月に承認した「社会福祉教育基準」も類体制の方向性と連動するものであった。

1980（昭和55）年度に実施された「類」体制の骨格は3点からなる。第1に、専門教育科目の体系化として、社会福祉全体に関する総論科目を土台に、関連科目・方法論科目・分野各論科目を積み上げ、演習・実習・調査・卒論を有機的に組み合わせる構造を確立した。第2に、3・4年次の専門教育課程を「第Ⅰ類：児童・発達」「第Ⅱ類：障害・医療」「第Ⅲ類：成人・地域」の3類に分け、類別に特殊講義・演習・社会福祉実習を行う専攻コース制を導入した。第3に、1年次から専門科目の一部を開設する「クサビ型」教育構造を採用した。大学昇格以来の2学科制（社会事業学科・児童福祉学科）は類体制のもとでも存続し、「類」は学科に代わるものではなく指導上のコースとして位置づけられた。類体制の内容を定めた手引き書『類体制の教育内容と類選択の手引き』（1979（昭和54）年11月）は、社会福祉教育の新しいあり方の方向を具体的な教育実施計画として提示するものであった。

4年次では各類ごとに特殊具体的な課題の実習を深め、演習および卒業論文を通じて専門教育を統合する。演習は1年次から4年次まで設けられ、3・4年次は類別かつ合同の演習として実施され、社会福祉実習との積極的な結合が図られた。加えて類を越えた統合的課題の学習を保証する演習が4年次に設けられた。このように、演習・社会福祉実習・卒業論文が一体として機能することが類体制の教育設計の核心に置かれた。また1977（昭和52）年度からはインテグレーション・キャンプ（3年次1月に1泊2日で行われる学習総括合宿）が開始され、大学1～3年次の学習と社会事業実習を振り返り、4年次の卒業論文・就職への指針を持たせる機会として定着した。

類体制実施にともない、各類ごとに社会福祉実習担当教員1名と類（実習）助手1名が配置され、実習指導体制の組織化が図られた。1978（昭和53）年度から始まった実習指定施設制度も類体制と連動して充実し、初年度の8施設から拡充されていった。また類体制に対応して校舎内の施設整備も行わ

れ、各類の類教室が設けられ、地下室の整備により新たな教室・更衣室が増設された。1982（昭和57）年度からは一般教育科目に総合科目4単位が加えられ、専門科目には外書講読Ⅰ・Ⅱが必修として導入されるなど、類体制実施後も教育改革は継続された。

⑶　学生の反応と教授会の対応

類体制の導入に際して、学生自治会をはじめ多くの学生から疑問・要求が提出された。1978（昭和53）年11月には学生自治会からカリキュラム改定に関する「申し入れ書」が教授会に提出され、学生の知る・参加・発言する権利の保障、教務委員会による一方的決定の差し止め、議事録の公開と学生との定期的な話し合いの場の設置などが求められた。大学当局は何度も全学説明会を開き、学生の疑問に回答し、1979（昭和54）年1月に「学生諸君に訴える」と題する文書を配布して改革への理解と協力を求めた。

1980（昭和55）年7月の学生自治会アンケート（3年次生対象）では、「類」体制について「焦点が定まる」、「相談や助言を受けられる」、「勉強に対する刺激」という肯定的評価と、「履修科目が制限された」、「他類の内容がわからない」、「窮屈になった」という否定的評価の両方が示された。演習・実習の運営についての具体的な改善要求も多く出され、学生自治会常任委員会は「教授と学生が定期的に話し合う場の必要性」をまとめに記した。こうした積み重ねを通じて、類体制は試行錯誤の中で改善が続けられながら定着していった。

9　社会事業学校の変化　――研究科・専修科の改革

⑴　研究科の教育改革

日本社会事業学校研究科は修業年数1年・定員50名で、従来の教育内容は総論科目、原論科目、各論科目、特講科目の3部門を軸に、2週間の社会事業実習と卒業レポートを必修とし、卒業要件として40単位以上の履修を求めていた。1983（昭和58）年度には入試方法・入学資格・教育課程のすべ

てにわたる大きな改革が実施された。

入試制度の面では、推薦入学制度が新設された。推薦入学の資格は大学卒業後社会福祉実践経験2年以上（または短大・保育専門学校卒業後経験4年以上）の者で、現職施設・機関長の推薦が必要であり、卒業後は現職復帰が条件とされた。試験入学は大学卒業者またはそれと同等以上の学力のある者を対象とし、現職経験のない一般の大学卒業生にも門戸を開いた。

教育課程は「福祉計画コース」と「直接処遇コース」の2コース制が採用され、社会福祉実習は試験入学者のみ必修とされた。また「現場研究」という新科目によって領域別の討論・研究の機会が設けられた。最低履修単位は推薦入学生28単位・試験入学生38単位（1983（昭和58）年度）から、翌年度には推薦39単位・試験46単位へと増加し、教育内容の充実が図られた。

⑵　専修科の教育改革

専修科は夜間1年制・定員50名で、昼間に社会福祉の現場で働く実践者を対象とした現任訓練の場として位置づけられてきた。1983（昭和58）年度に研究科と連動した改革が実施された。推薦入学制度（高等学校以上卒業後社会福祉実践経験2年以上、施設・機関長の推薦、卒業後の現職継続を条件）と試験入学制度の2元化が行われた。

教育課程の改革では、講義方式の授業に加えて演習科目として「現場研究」（社会福祉の問題別のグループディスカッション）が導入され、教師と学生の対話型学習が重視された。必修科目は従来の5科目18単位から「社会福祉概論」「社会保障論」の2科目8単位のみに絞り込まれ、代わりに選択科目が大幅に充実して、卒業要件の30単位（1984（昭和59）年度は36単位）は学生が自律的に設計できる幅が広がった。夜間1年という限られた条件のなかで専門職教育の実を上げるため、現場実践者としての経験を理論化し再び現場に還元するというサイクルの実現が目指された。

10　移転・発展問題　――原宿から清瀬へ

⑴　再建問題の長い経緯

日本社会事業大学の再建・移転問題は、1968（昭和43）年12月の社大再建問題調査委員会設置から本格化し、1970（昭和45）年の封鎖事件、1971（昭和46）年の報告書「日本社会事業大学の現状と問題点」、1973（昭和48）年の施設再建委員会設置、1974（昭和49）年の「日本社会事業大学再建計画の大綱」を経て、1975（昭和50）年5月に教授会内に再建構想委員会が発足したことで新たな段階を迎えた。本学の再建問題を複雑にした構造的要因の第1は、私立大学でありながら厚生省の委託に依存していること。第2は、大学の敷地が大蔵省管理の国有地であり面積も不十分であることであった。文部省・大蔵省は原宿での現地再建に否定的な方針をとっており、厚生省は大学内部の合意が得られれば折衝を開始する意向であった。

1975（昭和50）年9月の「日本社会事業大学再建の基本構想について」では、横浜市長浜検疫場跡地を第1候補とし、一学部五学科制（福祉行政・福祉相談・児童養護・障害福祉・老人福祉各学科）・短期大学部・大学院・実習施設・図書館・研究所を擁する大規模な再建構想が示された。1976（昭和51）年10月には厚生省社会局に日本社会事業大学再建構想委員会（社会局と本学の合同委員会）が設置され、伊部理事長・葛西顧問・仲村学長・福武直東大名誉教授ら7名が委員を務め、3回の会合を経て検討が進められた。候補地としては横浜市長浜検疫所跡地、横浜国立大学工学部跡地、立川基地跡地、東京都立大学移転後の跡地、社会保険庁高井戸庁舎など複数の候補が浮かんでは消えた。いずれも1973（昭和48）年の教授会決定「原宿から北西30キロメートル以内」という条件との整合が問われた。

⑵　「日本社会事業大学教育の在り方を考える会」提言と清瀬移転の決定

移転再建問題が長い膠着状態を脱する転機となったのは、1982（昭和57）年11月に理事長の諮問機関として発足した「日本社会事業大学教育の在り方を考える会」（委員長・中村猛夫）が1983（昭和58）年7月に提出

した提言「日本社会事業大学の在り方について」であった。この提言は創立40周年を迎える本学が取り組むべき課題の方向を総合的に示したもので、学部教育改革・大学院設置・社会事業学校の再編・附属施設のあり方・キャンパス再建・財政確立・組織機構整備について意見を述べた。キャンパス再建にかかわる考慮要件として、①夜学学生（専修科）がいること、②部外講師が100名を超えること、③開発途上国の研修・留学が増加すること、④実習施設の確保、⑤情報・研究センター的役割の期待の5点を示し、これらを充足する場合は移転再建もあり得るとした。

1984（昭和59）年3月、理事長・学長連名で厚生大臣宛に「学校法人日本社会事業大学のキャンパス再建について」が提出された。そこでは社会事業学科・児童福祉学科を福祉計画学科・福祉処遇学科に改称し、定員を各学科50名から100名に倍増（1学年200名・総定員800名）、大学院（修士課程15名・博士課程5名）の新設など、国立大学に準ずる教学研究体制の実現を要請する内容が盛り込まれた。同年5月には渡部恒三厚生大臣が本学キャンパスを視察し、6月には「キャンパス問題対策室」（室長・大橋謙策教授）が発足して教育課程・施設規模・必要面積の検討を本格化させた。7月には平田学長・板山専務理事・大橋対策室長が森喜朗文部大臣を訪問して陳情を行い、本学の委託経営の特殊性と国立大学に準ずる施設整備の必要性を訴えた。こうした積み重ねた折衝が実を結んでいった。

同年10月には厚生省社会局長らが東京都清瀬市の国立療養所東京病院の一部を候補地として視察した。1984（昭和59）年12月27日には大蔵省主計局から1985（昭和60）年度「特定国有財産整備特別会計」予算の内示があり、整備計画の所在地を「東京都清瀬市竹丘三丁目」とする計画概要が示された。整備計画期間は1985（昭和60）～1988（昭和63）年度の3か年度である。1985（昭和60）年3月の理事会・評議員会では「新しい日本社会事業大学整備にあたっての基本的考え方」が報告され、同年4月には大学建設本部が設置されて移転・建設推進体制が整えられた。長年の懸案であった移転・再建問題がここにようやく具体的な解決の方向を得た。

11　移転後の新大学構想

1985（昭和60）年3月の理事会・評議員会に報告された「新しい日本社会事業大学整備にあたっての基本的考え方」では、移転後の新大学の全体像が示された。学部については1学年定員200名・2学科5コース制、推薦入学や社会人入学制度の導入。大学院は修士課程3コース定員15名・博士課程定員5名。社会事業学校については現行の専修科（夜間1年制）を昼間2年制の専修学校（1学年100名定員）に改組し、研究科は1年または半年の研修コースとする。附属施設として社会福祉研究所・社会福祉研修センター・社会福祉総合図書館・実習施設の整備が構想された。

また、教育課程実行計画作成プロジェクト（福祉計画学科･福祉処遇学科･一般教育課程の3グループ）が発足し、新キャンパスに対応した具体的な教育課程の設計に着手した。教育改革基本問題検討委員会とキャンパス再建委員会を統合した形で発足したキャンパス問題対策室が中心となって、施設計画・教育計画・財政計画が並行して推進された。

第５章
清瀬移転後の日本社会事業大学

第５章　清瀬移転後の日本社会事業大学

１　本章の概要

⑴　清瀬移転による教学の充実

1989（平成元）年に日本社会事業大学は東京都清瀬市竹丘に移転した。移転に伴い、校地は原宿時代の約2.6倍、建物は約4.5倍に拡張されることとなった。これに伴い、大学院の設置や学部定員増、施設整備や環境の充実など、様々な面で充実が図られることとなった。

大学院では、移転と同時に大学院修士課程が設置された。また、1994（平成6）年には大学院博士課程が博士後期課程として発足し、従来あった修士課程が大学院博士前期課程となった。

学部では、移転と同時にカリキュラム改革が行われるとともに、定員増が行われた。カリキュラム改革により、1987（昭和62）年に制定された「社会福祉士及び介護福祉士法」に基づく社会福祉士指定養成施設の第一号として厚生省の認可を受けることとなった。定員増については、児童福祉学科の定員が50名から100名に増加し、学部全体の定員は150名となった。

また、1992（平成4）年には介護福祉コースが社会福祉学部児童福祉学科の1コースとして開設された。

⑵　創立50周年記念式典

1996（平成8）年11月、創立50周年記念式典が本学清瀬キャンパス講堂にて挙行され、天皇皇后両陛下のご臨席を仰ぐとともに、衆参両院正副議長、厚生大臣、タイ国タマサト大学総長をはじめとする多数の来賓を迎え、約500名の参列のもと、盛大に執り行われた。この記念式典においては、天皇陛下より、次のおことばを賜りました。

日本社会事業大学創立50周年に当たり，日ごろ，社会福祉教育の発展のために尽くしておられる皆さんと一堂に会し，記念式典を祝うことを誠に喜ばしく思います。

日本社会事業大学は，その前身，日本社会事業学校として50年前の本日，開校しました。戦後，ようやく1年を経過した厳しい状況の中での門出であり，当時の関係者の苦労は誠に大きなものであったと思われます。様々な困難を乗り越え，多くの社会福祉に携わる人々を世に送り出してきた大学関係者の50年間にわたる努力に対し，ここに深く敬意を表します。

我が国は，戦後著しい経済発展を遂げましたが，一方，福祉の面においても，関係者の尽力により様々な施策が推進され，大きな成果を上げてきました。

しかし，近年，国民の高齢化が進み，身の回りの介護を必要とする人々が増加するなど，我が国の社会には，多くの課題が生じてきております。

このような社会的な要請にこたえるためにも，社会福祉事業に携わる皆さんの役割はますます重要になるものと思われます。日本社会事業大学が，福祉系大学の先達として積み重ねてきた経験をいかし，今後とも社会福祉教育の発展に更に寄与することを切に希望いたします。

出典：宮内庁ホームページ〈https://www.kunaicho.go.jp/okotoba/01/okotoba/okotoba-h08e.html：2026（令和8）年5月26日閲覧〉

⑶ その後の動向

2004(平成16) 年4月には本学の「第1期中期目標・中期計画」（平成16 年度～平成21年度）が策定された。この計画の中には、福祉系専門職大学院・大学院福祉マネジメント研究科の設置や、社会福祉主事、社会福祉士、精神保健福祉士を養成する通信教育科を設置すること、全学的な実習教育の拠点として、実習教育センターの設置が盛り込まれていた。専門職大学院や通信教育科の設置については、別項で触れる。

一方、この時期には日本社会事業学校専修科が2000（平成12）年3月に廃止され、さらに2003（平成15）年度をもって日本社会事業学校が廃止となり、それぞれ「発展解消のつどい」「閉校・発展のつどい」が開催された。2006（平成18）年には学校法人光照学園と合併し、文京社会福祉専門学校（介護福祉科･定員40名）の運営を継承した。その後､本専門学校は2008（平成20）年度をもって閉校し、専門士の称号を有する者に対し、社会福祉学部3年次への編入学試験を実施した。文京区の茗荷谷にある校舎は、改修工事等を経て文京キャンパスとして活用している。

また、2000（平成12）年には図書館が1階部分の改修と3階部分の増築を行ってリニューアルオープンし、図書館情報システム及び学内LANの設置が行われた。2004（平成16）年には一階に子ども福祉図書館が開設されている。情報システムの運営については、2008（平成20）年にLAN管理センターが設置された。

社会事業研究所では、2008（平成20）年4月に研究所内にアジア福祉創造センターが開設された。さらに2012（平成24）年11月には、社会福祉先端技術開発センターが開設された。

社会福祉学部では、5章2で詳述されるカリキュラムの改革や資格課程の変更があったほか、施設から在宅ケアの流れを受けて、国の補正予算措置により、2004（平成16）年には介護実習棟が完成した。同じ2004年には社会福祉実習及び各種関係実習を一元的に行う体制を整備するため、実習教育室を改組した実習教育センターが設置され、2010（平成22）年からは、実習教育研究の実施組織を兼ねた実習教育研究･研修センターとなった。また、

文部科学省のGP事業を複数受けて、教育内容の充実を図った。具体的には、2009（平成21）年4月からの大学教育･学生支援推進事業「ことばのバリアフリーを目ざして」、2010（平成22）年4月からの大学生の就業力育成支援事業「教養力を基盤とした『想像力×創造力』形成」、2012（平成24）年4月からの産業界のニーズに対応した教育改善･充実体制整備事業である。さらに、2016（平成28）年4月からは、学部コミュニケーション･バリアフリー課程（文科大臣認定「職業実践力育成プログラム」）を開設した。

2016（平成28）年4月より開始される第3期中期計画（平成28年度～平成33年度）策定や法人経営の安定化に向けては、2011（平成23）年8月より「日本社会事業大学あり方懇談会」が開催された。さらに2012（平成24）年度には本学の役割を検証しつつ、社会の変化に対応した新たな役割や存在意義を模索し、教育、研究、安定した運営の観点から、社大の変革と発展の方向付けを行うため「日本社会事業大学の変革と発展に関する検討会」が開催された。

研究大学院では文部科学省大学院GP・組織的な大学院教育改革推進プログラム「福祉サービスのプログラム評価研究者育成」の成果を受けて、2010（平成22）年4月から、実践現場と教育・研究を架橋する実践的な評価研究者の育成をめざした福祉プログラム評価履修コースが設置された。

地域との連携については、2014（平成26）年3月に清瀬市と市内3大学（看護大学校・明治薬科大学・日本社会事業大学）との連携に関する協定が結ばれ、続いて同年5月には清瀬市内三大学包括連携協定が締結された。

⑷　創立70周年記念式典

創立70周年記念式典は、2016（平成28）年11月5日にKKRホテル東京にて行われた。式典では、厚生労働省社会・援護局長、全国社会福祉協議会会長等の多数の来賓を迎え、約200名の参列のもと盛大に執り行われた。また、当時のキャロライン・ケネディ駐日米国大使からの、お祝いの言葉が披露された。

AMBASSADOR OF
THE UNITED STATES OF AMERICA
TOKYO

Message for the Japan College of Social Work on its 70th Anniversary

November 5, 2016

On behalf of the United States Embassy in Tokyo, it is my pleasure to congratulate the Japan College of Social Work on its 70th anniversary.

Social workers in Japan, the United States, and around the world are on the front lines of many of today's most delicate and challenging issues. From helping to tackle poverty, to providing assistance to those with disabilities and suffering from mental illness, to protecting children and women, our societies need the specialized training and the dedication and passion that social workers bring to addressing these problems. I commend the Japan College of Social Work on all of your efforts to help people meet their most fundamental needs, which creates a more equitable, just, and prosperous world.

Congratulations on 70 years of developing citizens dedicated to securing good for all, and I wish you the best of luck on the next 70 years of your important work.

Caroline Kennedy

2　カリキュラム改革と学科名称等の変更

⑴　1989（平成元）年度のカリキュラム改革

昭和60年代はじめからカリキュラム改革の検討が開始され、さまざまな議論と検討を経て新カリキュラムが1989（平成元）年度から実施・導入された。このカリキュラム改革の背景にはキャンパスの清瀬移転と社会福祉士国家資格の誕生という二つの状況の変化に加え、急激に変動する福祉ニーズや福祉教育ニーズへの対応が求められてきたことによる。

50年史でも詳しく取りあげられているようにキャンパスの清瀬移転・1989（平成元）年度カリキュラム改革では、「21世紀の展望をもった社会福祉の先駆的な大学として教育研究活動の充実をはかり、大学院の創設、学部定員増、社会事業研究所の拡充、国際交流を含む各種研修を展開するとともに、教育環境の全体的整備を行なう」ことが目指された。

1989（平成元）年度のカリキュラム改革には、以下の4つの特徴があった。

1）　社会福祉士資格への教育的対応

まず1987（昭和62）年に成立した「社会福祉士および介護福祉士法」に基づく受験資格への対応が行われ、学生が卒業までに社会福祉士の受験資格を取得できるようにカリキュラムが再編された。その際、受験資格に最低限履修が必要な科目に加えて、本学独自に社会福祉士に必要と思われる科目も必修化した。一方で、専門必修科目の増加に対応するために、従来専門のための基礎科目的扱いであった「総合科目」「基礎演習Ⅱ」「非英外語Ⅱ」などを必修科目から自由選択科目とし、学生が主体的かつ柔軟に学習できるよう改革が行なわれた。

2）　学部定員増

カリキュラム改革に合わせて学部定員増が実施された。1989（平成元）年4月以降、児童福祉学科の定員を50名から100名にし、学部全体では1学年100名から150名へと学生定員が増えた。この定員増は、急速に進みつつ

ある人口の高齢化と社会福祉士および介護福祉士法の成立により、本学が質の高い直接処遇職員の養成を一層強化する課題へ取り組んだ結果であった。

3) 学科の教育理念の明確化

社会事業学科および児童福祉学科それぞれの教育理念の明確化がなされた。社会事業学科は「行政や外郭団体を中心とした分野で社会福祉の総合的・計画的・開発的な業務に携わる職員の養成を目的とし、とくに政策や法律、経済、教育を踏まえた社会福祉の総合的・基礎的な研究」を重視すること、児童福祉学科は「社会福祉関係の施設職員や地域社会でのフィールドワーカーの養成を中心目的とし、問題解決的・臨床的手法としての特殊的・技術的な能力を開発する研究」を重視することが明確にされた。

これにともない、両学科共通の履修科目と学科別の特色にそった科目が配置された。両学科共通の基礎科目として、社会福祉原論、社会福祉援助技術総論、社会保障論が指定され、両学科共通必修科目としては社会福祉援助技術各論ⅠA・ⅠB・ⅡA・ⅡB、地域福祉論A、公的扶助論Aが定められた。また、社会事業学科独自の必修科目として社会福祉計画論、社会福祉法制論、社会福祉調査法、行政法が置かれ、児童福祉学科の学科必修科目として児童福祉論、老人福祉論、障害者福祉論、介護概論、施設処遇法が指定された。さらに、それぞれの学科の特色を重視した学科別特殊講義などが両学科に配置された。

4) 教職課程の廃止

社会福祉の基礎的資格である社会福祉士に関する教育を重視した結果であり、社会福祉士養成課程に加えて教職課程の科目及び実習などを学生が履修することは現実的に困難となるという判断もあり、カリキュラム改革として教職課程が廃止された。

⑵ 学科名称の変更

1996（平成8）年度から社会事業学科を「福祉計画学科」へ、児童福祉

学科を「福祉援助学科」へ名称変更した。同時に、両学科あわせて6コースのうち、家族福祉コースを「児童･家族福祉コース」、老人福祉コースを「老人・保健福祉コース」へ名称変更した。

社会福祉学部の社会事業学科と児童福祉学科という2つの名称は、創設以来のカリキュラムの改革で教育内容と整合しないものになってきた。もともとは児童福祉領域とその他すべての福祉領域という区分がはっきりしていたが、その後学生の選択の幅を広げるという主旨で両学科のカリキュラムに事実上の差をなくしてきた。さらに類構想のもとでは系統的・専門的教育を志向しようということで、児童福祉学科に児童・発達と障害・医療の二つの類、社会事業学科に成人・地域の類をおおむね対応させることになった。清瀬移転にともなって2学科5コース制を明確にし、児童福祉学科の性格は直接援助・臨床・処遇で、援助の対象別に（児童を含む）家族、障害、老人の3コースを設け、社会事業学科の性格は間接援助・政策・計画で、運営管理と地域福祉の2コースを設けることとなった。1992（平成4）年には児童福祉学科に介護福祉コースが追加された。

こうした経過の中で、児童福祉学科の中に明らかに児童福祉とは異なる分野のコースがあるために、児童福祉以外の分野で学生の就職に不都合が生じたり、受験生が誤解したりすることが問題となった。一方、固有名詞でもある社会事業大学という名称はともかく、学部学科の名称は内容を端的に示すものであることが望まれるが､社会事業という言葉がすでに古くなっており、とくに受験生にとって分かりにくいということが大きな問題となってきた。

この学科名称変更については清瀬移転時以来検討がなされてきたが、学部定員増､修士課程と博士課程の創設などの申請事項が引き続いていたことと、とくに大学院関係の申請に際しては基礎となる学部の安定性が問われることから、実施時期のタイミングをはかってきた。1994（平成6）年度からの大学院博士後期課程の発足をみたうえで、1995（平成7）年度に検討、届け出をし、ようやく1996（平成8）年4月1日からの実施となった。

なお、児童福祉学科に代わる名称として考えられたのは、福祉臨床学科、福祉技術学科、福祉援助学科などであり、社会事業学科に代わる名称として

は、福祉政策学科、福祉経営学科、社会福祉学科、福祉計画学科、地域福祉学科などであった。こうした案をめぐって､教育の内容を反映していること、受験生を含む国民に理解されやすいこと、学術上の用語としても認められていること、ノーマライゼイションなど広く承認されている社会福祉理念と整合すること、などの基準を念頭において検討し、福祉援助学科と福祉計画学科とに決定した。

また、学科名称から「児童」が消えたことに対応して家族福祉コースを児童・家族福祉コースとし、同時に従来から実質的には医療福祉分野をカバーしてきた老人福祉コースの名称も変更した。

1995（平成7）年度までの名称

社会事業学科
- 福祉運営管理コース
- 地域福祉コース

児童福祉学科
- 家族福祉コース
- 障害福祉コース
- 老人福祉コース
- 介護福祉コース

1996（平成8）年度からの新名称

福祉計画学科
- 福祉運営管理コース
- 地域福祉コース

福祉援助学科
- 児童・家族福祉コース
- 障害福祉コース
- 老人・保健福祉コース
- 介護福祉コース

⑶　1997（平成9）年のカリキュラム検討委員会

1997（平成9）年にはカリキュラム検討委員会が設置された。一般教育と専門教育を一体的に学べるように1年次から専門教育を導入するとともに、4年間を通して一般教育を行う形となり、専門教育に関しては、社会福祉士国家試験受験資格を全員が取得できるようにするとともに、自由選択の単位を活用して、進路に応じた履修モデルが提示された。また、手話をめぐる社会的動向を反映して、日本手話を固有の言語として、外国語科目の1つに位置づけた。この時のカリキュラム構造と履修モデルは以下の通りである。

1）　カリキュラム構造

○アカデミック・プランニング

1～2年次：アカデミック・プランニングⅠ

3～4年次：アカデミック・プランニングⅡ

○一般教養科目群（4年一貫）

外国語科目（英語、ドイツ語、フランス語、中国語、日本手話、アメリカ手話）

教養科目（人間の知性と感性の認識、科学的思考と自然の認識、社会の認識と国際理解）

教養基礎演習（人間の知性と感性の認識、科学的思考と自然の認識、社会の認識と国際理解）

健康スポーツ

健康科学

情報科学

○社会福祉士国家試験指定科目

1年次：法学、心理学、社会学、地域福祉論Ⅰ、社会福祉原論Ⅰ、社会福祉援助技術論Ⅰ、介護概論Ⅰ、社会福祉援助技術総論

2年次：社会保障論Ⅰ、老人福祉論Ⅰ、障害者福祉論Ⅰ、児童福祉論Ⅰ、社会福祉援助技術論Ⅱ、社会福祉援助技術論Ⅲ、医学一般、医療福祉論、社会福祉調査法Ⅰ、地域福祉論Ⅱ、福祉と計画（理論）

3年次：社会保障論Ⅱ、公的扶助論、就労支援サービス、更生保護制度

4年次：社会福祉原論Ⅱ、社会福祉援助技術論Ⅳ、福祉と経営（法人・団体）

○演習

2年次：相談援助演習Ⅰ、相談援助演習Ⅱ

3年次：専門演習、相談援助演習Ⅲ

○実習指導

2年次：相談援助実習指導Ⅰ

3年次：相談援助実習指導Ⅱ

○実習

3年次：相談援助実習

○卒業研究

4年次：卒業研究（論文、実習・報告書、調査・報告書）

○学科必修科目（福祉計画学科のみ）

2年次：福祉環境論、福祉と法（行政法）、福祉教育論

3年次：地域福祉計画論、地方自治論、福祉計画とデータ分析

2） 履修モデル科目

定められた外国語科目や教養科目、社会福祉士国家試験指定科目、演習、卒業研究等の単位を満たした上で、自由に科目選択ができる単位を使って履修モデルが提示された。履修モデルは進路を意識して専門的な力を伸ばすことを目的としており、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士の資格取得とも連動したものもある。

福祉計画学科

福祉経営コース　福祉経営履修モデル

地域福祉コース　地域福祉計画履修モデル

コミュニティ・ソーシャルワーク履修モデル

福祉援助学科

保健福祉コース　高齢者履修モデル
障害者履修モデル
医療福祉履修モデル
精神保健福祉履修モデル
特別支援教育履修モデル
子ども・家庭福祉コース
子ども・家庭福祉履修モデル
子育て支援履修モデル
保育士履修モデル
児童ソーシャルワーク履修モデル
スクールソーシャルワーク履修モデル
介護福祉コース　介護福祉履修モデル

3)　資格課程の創設

従来からの介護福祉士課程（定員25名）、保育士課程（定員50名）、社会教育主事課程（定員なし）に加えて、1998（平成10）年から精神保健福祉士課程（定員20名）、児童ソーシャルワーク課程（定員50名）、2001（平成13）年から高等学校福祉科教員養成課程（定員50名）が設置された。

4)　3年次編入制度の創設

1999（平成11）年には3年次編入制度を創設し、両学科それぞれ20名の定員を設けられた。これによって、1年次入学生と合わせると、福祉計画学科は70名、福祉援助学科は120名、合計190名の人材を輩出できる定員となった。

3　介護福祉コース開設

⑴　4年制大学介護福祉コースの設置の意義と経緯

1987（昭和62）年に「社会福祉士及び介護福祉士法」が制定されたことを受けて、1991（平成3）年6月に「介護福祉士指定養成施設の開設」案が

教授会に提案された。

翌年の1992（平成4）年4月9日に社会福祉士及び介護福祉士法第39条第1号の規定に基づく学校として指定され、「介護福祉コース」は、社会福祉学部児童福祉学科の中の1コースとして誕生し、入学定員100名のうち25名が充てられた。

介護福祉学は、介護実践の中から生まれた人間の生活・健康・幸福にかかわる学問である。それゆえに“介護実践”の性質を的確にとらえ、その活動の本質的意味づけを、社会福祉学や関連学問分野の看護学のなかでとらえていかなければならないという使命と、絶えずその技術的な側面における研究や、サービス提供のためのシステムの研究も手懸けなければならないという責務を負うことになった。

さらに、4年制介護福祉コースの存在理由は、介護実践を単なる素人の実践としてしまわないためでもある。しかし、「介護福祉士」が国家資格化されたものの、その“専門性”がきわめて曖昧な状態から出発してしまい、資格化された後の整備と向上にすべてがかかっていた。4年制介護福祉コースは、こうした大きな課題と矛盾を同時に抱えながら、その解決の糸口を自ら作り出さなければならない状況の中で出発した。

国家資格化された当初、介護福祉学は新しい学問領域、魅力的な分野の一つとして広く認知されるようになり、介護福祉学科やコースを設置する大学や専門学校が増えていった。それと同時に介護福祉学をきちんと教えられる実力ある人材の確保が課題となり、当時、本学の介護福祉コースの教員は、そうした人材の養成こそ大学の持つ大きな使命であると考えた。介護実践の社会における意味を整理し、実践者としての実力を養成しながら、かつ同時に指導力を持った人材を育成する、この目標は社大の教育目標そのものであり、同時に国が求める人材育成の目標でもあった。

⑵　介護福祉コース開設の利点と課題

利点としては、第一に介護福祉コースで学ぶ学生たちにも社会福祉士になる道をつけたことで、介護のみに明るいだけでなく、ソーシャルワークその

ものにも深い関心と知識を持って卒業できる点である。介護はソーシャルワークの一活動形態であると位置づけるためには、ソーシャルワーク論をきっちりと学習しておく必要がある。そのための基礎学習ができる社大で学べるということの強みは、他の大学にはない大きな利点であるとされた。大卒の介護福祉士自体が少ない社会情勢の中で、社会福祉士の資格をも持った大卒の介護福祉士を送り出しているのは、社大の大きな特徴の一つである。

第二に、介護福祉学科ではなく介護福祉コースであることにより、他コースの学生たちとの交流ができ、多角的に福祉全般の問題を認識し、かつ学べる学習環境にある点である。「介護関連科目」の学習に偏りがちな介護福祉コースの学生たちが、広い視野で福祉実践を体験できるのは、社会福祉士実習によるところが大きい。

しかしながら、いくつかの課題も見えてきた。第一に、介護福祉コースが「介護福祉士指定養成施設」として認可されている点であり、指定養成施設である以上、定められたカリキュラムに則り、指定通りの時間と科目を実施しなければならない。一般的には2年間で行なうカリキュラム内容を4年間かけて教育する形だが、学生たちの生活にはゆとりがなく、また、せっかく多くの福祉関連科目が開講されているのに、必須科目とバッティングしていて、選択の自由がきかず、思うように知識の幅を広げられないという問題も出てきた。

第二に、介護福祉士養成のカリキュラムでは、そもそも保健・医療関係とのネットワークがほとんど作れないという点である。介護実践には、人間の健康問題に関した援助内容が実に多く、介護福祉学は、人間の生理学や生物学など、医学的知識や常識の有無が問われる学問でもあるということである。この点に関する援業科目が少ないことから、指導的介護実践者を育成していこうとした時、どうしても人間の見方に偏りが出てしまう。

こうした状況も踏まえて、日本の介護実践の礎になるべく本学が努力することは、真っ先に介護福祉コースを創設した大学としての社会的責務であるという認識のもとで介護福祉コースでの教育が行われた。

4　大学院博士前期・後期課程の新設

本学では、キャンパスの清瀬移転にともなう発展整備計画において、大学院博士前期および後期課程の新設が検討されていた。

1988（昭和63）年度に策定された発展整備計画では、本学大学院の教育目標として「①社会福祉施設運営管理者およびスーパーバイザー養成のためのリカレント教育、②社会福祉分野毎のスペシフィック・ワーカー養成のためのリカレント教育、③福祉工学・保健福祉・等、学際的福祉研究開発、④東南アジア・中国等の留学生受け入れと国際比較研究、⑤地方公共団体の地域福祉計画策定マニュアルの開発と計画担当者の養成、⑥都道府県社会福祉研修所の教員養成、⑦福祉系大学・短大等の専門研究者の養成」が挙げられた。つまり、総合的教育、リカレント教育、実習教育、さらに国際的研究などを重視した大学院の創設が意図され、1989（平成元）年度に大学院博士前期課程、1994（平成6）年度に後期課程が開設された。

大学院設置の理念は、大学院学則第1条において「社会経済的背景における人間の行動・地域社会および社会制度等に関する諸科学を総合的に教授研究し、高潔なる人格と豊かな理想的感情を培い、社会福祉学の理論と社会福祉実践に必要な技術を体得させるとともに、さらに進んで研究能力を養い、もって広く人類の社会福祉の増進と文化の発展に貢献することを目的」とすることと規定されている。

その理念具現化のための方策として、博士前期課程では①定員15人中概ね10名をリカレント教育院生（現職派遣継続教育院生）とすること、②指導教員によるインテンシィブな研究指導ができるように、履修コースを5コース設置（福祉運営管理、地域福祉、家族福祉、障害福祉、老人福祉）し、そのコースに所属した院生は基本的に講義・演習・実習を三位一体で履修すること、③臨床実習を重視し、机上の研究に偏らない研究方法を身につけさせること、④外国からの留学生や客員教授を受入れ、国際的視野に立った研究者の養成に努めること、が重視された。

リカレント制度としては、東京都など地方自治体と契約し、毎年度派遣生

を内部選考し、本学に派遣する制度を設置する方法を取ったり、あるいはリカレント生が学習しやすいように、講義・演習の曜日を木・金・土の週3日とし、他の3日は実習日とする時間割編成をし、リカレント生への配慮が盛り込まれた。

実習を重視する方策として、指導教員が研究上関わっているフィールドに大学院生が参加し、実習を行うことができるよう指導教員の講義と演習と実習指導とを三位一体化させた。指導教員が研究しているリサーチプロジェクトに参加したり、指導教員が委託を受けている地方自治体や社会福祉協議会などの社会福祉計画のプランニング・プロジェクトに参加してプランニングの実習をしたり、あるいは指導教員が関わっている相談援助機関等のフィールドで対人援助の方法を習得する実習を行うなど実習指導が重視された。

また、国際的視野に立っての研究では、国際比較研究の科目開設はもとより、社会事業研究所の国際部門の研究プロジェクトに参加して研究がすすめられるようにした。

この他、設置の目的、理念を達成するべく、福祉工学研究、福祉情報管理研究、心理療法研究、リハビリテーション研究などの学際的思考を養う科目や、情報計画実習室に設置されているコンピュータの有効利用とこれからの社会福祉研究にはリサーチ法についての知識と技術が欠かせないため、データ解析法が開講された。

また、本学より先に大学院を設置していた東京近辺の社会福祉系大学院によって1980年に設置されていた「大学院社会福祉学専攻課程協議会」に本学も1992（平成4）年度に加入し、単位互換制度によって他大学院の科目を聴講することができるようになった。

他の大学院と異なる本学大学院の特色として、修士論文の口述試験の他に修士論文発表会の実施が学事日程に位置づけられた。この時期の修士論文提出期限は1月末であり、2月の口述試験とは別に公開での修士論文発表会を行うこととされた。その目的は、大学院生の学会発表等のプレゼンテーション能力を高めること、修士論文を広く公開することにより、大学院での研究的刺激と緊張を高揚させること、他の大学院生の研究内容を相互に学ぶ機会

にすることである。また、コース制による弊害としてコース所属の教員と院生との馴れ合いの中で修士論文が書かれ、評価されることに対する歯止めとしての目的もあった。

修士論文の概要は「福祉研究論叢」として毎年度公刊し、5月の実習報告会の報告も『フィールド＆リサーチ』として毎年度刊行された。

5　専門職大学院の創設

⑴　本節の概要

大学院福祉マネジメント研究科（専門職大学院）は、福祉領域では日本初となる専門職大学院として、2004(平成16)年度に創設された。以後2020(令和2）年度まで17年間に渡り日本で唯一の福祉系専門職大学院として実績を積んできた。2021（令和3）年度以降は他大学にも福祉系専門職大学院が設置され、競合の時代となった。

本稿を執筆している2026年1月現在、専門職大学院は創設から22年目を迎えた。本節では、専門職大学院が創設された背景と、2004（平成16）年4月から2014（平成26）年3月までの10年間の経過を綴ってく。専門職大学院にとっては2014年度がひとつの節目であり、2014年4月以降については第6章を参照されたい。

⑵　専門職大学院創設の背景

一般に大学院における人材養成機能は、①研究者の養成と，②高度で専門的な職業能力を有する人材の養成に大別される。日本の大学院では①に力が注がれてきたが、1990年代に入ると、学術研究は多様化し、技術の革新も目まぐるしく、社会経済の高度化、複雑化、グローバル化等もみられ、大学院での高度専門職業人養成に対する期待が急速に高まった。こうして1998（平成10）年の大学設置審議会の答申を受け、1999（平成11）年に高度専門職業人の養成に特化した教育を行う修士課程として専門職大学院制度が創設された。経営管理、ファイナンス、公衆衛生などの分野に始まり、法科大学院

など各領域で専門職大学院の設置が進められていった。このような社会情勢の中、福祉領域においても専門職大学院を設置する機運が盛り上がっていた。

こうした時代の流れの中で、本学においては、1996（平成8）年、創立50周年記念事業後に将来構想検討委員会設置準備委員会が開催され、この時期から専門職大学院につながる本学のあり方と中長期の計画・構想が検討されはじめた。その計画と実施状況については、2002（平成14）年10月に自己点検・評価がなされ、これをもとに第三者評価が行われた。

これらの取り組みを踏まえて、厚生労働省とともに2004（平成16）年4月に本学の「第1期中期目標・中期計画」（平成16年度～平成21年度）が策定された。この計画の中に、福祉系専門職大学院・大学院福祉マネジメント研究科の設置と日本社会事業大学通信教育科の設置が盛り込まれた。いずれも日本社会事業学校が1946（昭和21）年の開設当初から行ってきた福祉実践者の「生涯にわたり実践力を高める生涯学習支援体制」構築に関わる取組みを、専門職大学院と通信教育科が役割を分担しながら引き継ぎ発展させる部署として位置づけられたのである。

専門職大学院の前身となる日本社会事業学校についてもリカレント教育の視点から補足しておきたい。本学では4年制大学の発足以前から日本社会事業学校が設置され、福祉現場実践者の教育に独自の役割を果たしてきた。日本社会事業学校は、社会福祉士制度創設以降は1年制の社会福祉士養成施設として高い評価を得ていたが、社会福祉士養成施設の数が増加していたこと、社会福祉士養成の通信課程を本学でも開設することなどから、日本社会事業学校を発展的に改組するという形で専門職大学院を設置することが決定された。

⑶　専門職大学院創設時の教育課程

専門職大学院を創設するにあたり、教育課程は1年と定められ、修了者には「福祉マネジメント修士（専門職）」が授与されることとなった。教育課程としては、当時の社会福祉基礎構造改革における福祉供給主体の多様化などの動向を踏まえ、社会福祉学と経営学の二領域にまたがる大学院としてケアマネジメントコースとビジネスマネジメントコースの2コース制がとられ

た。定員は社会事業学校と同じ80名とされた。当時、福祉現場では社会福祉士取得者が限られていたことや、福祉領域への事業参入を図る企業などからの派遣の受け皿としての観点などから、社会福祉士受験資格にも対応することとなった。

初年度にあたる2004（平成16）年度は123名の志願者があり、定員通りに80名が入学し、順調なスタートを切った。80名の内訳は、ケアマネジメントコースが52名、ビジネスマネジメントコースが28名であった。授業は月曜日から土曜日､午前と午後に授業が組まれた。履修構造はジェネリック・ソーシャルワークモデルからスペシフィック・ソーシャルワークモデルに進むという積み上げ型の構造であった｡社会福祉士の受験資格を得るためには、修了要件50単位の他に、ケアマネジメントコースではさらに12単位、ビジネスマネジメントコースではさらに15単位の取得を必要とした。

⑷ 初年度に直面した課題：2004（平成16）年

順調なスタートと思われたが、初年度より、社会福祉領域における実践者の高度専門教育を取り巻く様々な厳しい状況に直面することになった。

第一に、仕事の継続と大学院進学の両立について、想像を上回る厳しい現実が明らかとなった。授業時の勤務軽減や休職など職場の配慮を得て入学できた院生は初年度が19名、その後も11名から20名にとどまった。初年度入学者80名のうち61名は職場を退職してなどの入学だった。進学のために現在の仕事を退職してもよいと決断できる条件にある人は限られており、現職を継続しながら学ぶための条件整備が緊要の課題となった。

第二に、社会福祉領域での豊富な経験を有する院生と、福祉に関する経験が少なく社会福祉士受験資格を希望する院生との教育ニーズの乖離であった。この点については準備段階から一部で懸念は出されていたが、初年度は社会福祉士資格取得者23名に対し社会福祉士受験資格取得希望者51名と、後者が倍以上を占めるという状況であった。このため講義・演習等での講義内容や議論の焦点化が困難となり、特に仕事を辞めて進学してきた経験豊富な院生からは、より実践的・専門的な授業への強い要望が出された。

第三には、他業種からの福祉事業への参入に関する社会的状況の変化の影響も、本大学院での2コース制に立つ教育のあり方に影響を及ぼした。初期には福祉領域への事業参入を目指す企業等からの派遣もあったが、福祉領域の経験者との間でのカルチャーギャップは大きく、講義や演習などで議論がかみ合わないことも少なくなかった。また、企業の側の介護・福祉への参入計画の見直しが相次いだことなどにより、そうした企業からの社員の派遣もほとんどなくなった。こうした流れを踏まえて、ビジネスマネジメント系の科目・教育内容も、一般の経営学的な科目から福祉領域での組織運営や経営に直接かかわる具体的な教育内容への変換が図られていくことになった。

⑸　改革の歩み：2005（平成17）年～2008（平成20）年

このような福祉領域の専門職高度人材養成をめぐる厳しい状況を改善させるために、創設2年目となる2005（平成17）年度よりカリキュラム改革を検討することとなった。修了要件を50単位から34単位に減らし、専門科目20科目を増設した。社会福祉士受験資格を希望する院生は34単位の他にさらに26単位、合計60単位の取得を必要とした。カリキュラムの構造は「人間理解と社会福祉」「社会福祉の対象理解」「福祉マネジメント専門科目」「ソーシャルワーク関連科目」の4層構造とし、時宜に適った「特講」も追加された。またジェネリック・ソーシャルワークモデルとスペシフィック・ソーシャルワークモデルが同時に進行し、早期から院生の希望に添った専門科目を履修できるようにし、経験豊富な院生にとっては深い学びにつながるよう体制を整えた。実際には2006（平成18）年度より、このカリキュラムの施行となった。2005（平成17）年度で特記すべきこととしては、「2015年の福祉人材」をテーマに、『専門職大学院充実・発展の集い』という公開シンポジウムを開催したことである。これは現在も続いている福祉実践フォーラムの初回と位置付けられている。また入試についても改革が行われ、従来の「一般入試」「推薦入試」に、「学内推薦入試」「AO入試」が加わり、一般入試の枠組みが拡大した。

2006（平成18）年度から上記の新カリキュラムとなり、専門職大学院の

教育内容は大きく変わった。加えて、実践教育の充実を図るというねらいで、ポートフォリオ方式が導入され、各授業でリアクションペーパーが活用されるようになった。また日本社会福祉士会との連携によるチェーンレクチャーも開始された。同年、文部科学省の平成18年度法科大学院等専門職大学院教育推進プログラムに「コラボレーション型実践教育システムの構築－課題解決型福祉実践能力の開発－」と題した教育プロジェクトが採択され、実践型実習の展開および実習評価、教材開発に取り組んだ。これを契機に、各自の実践経験を言語化し省察し、それらを理論や価値の学びと結びつけながら、実践課題研究報告としてまとめあげる教育を重視するようになった。この年も『専門職大学院公開シンポジウム』を開催し、テーマは「2015年の医療福祉ビジネス」であった。新たに始まったＡＯ入試の選抜方法については、「自己プレゼンテーション」と「個人面接」に加えて、福祉サービス利用者を交えた「グループディスカッション」を実施することとなった。

2007（平成19）年度には、実践的な教育のさらなる充実を目指し、専門科目が新に増設された。科目群を一部変更し、各コースの専門教育を拡充するなど、カリキュラムが整備された。チェーンレクチャーは、日本社会福祉士会に加え、全国社会福祉施設経営者協議会とも連携して実施されるようになった。また、2009（平成21）年度にカリキュラム改革を実施することを念頭に、組織的な取組みとしてFacultyDevelopment（以下、FD）協議会を設けて実施する運びとなった。文部科学省に採択された教育プログラムの実施の年でもあり、実践型実習の展開と実習の評価がなされ、教材も開発された。2年続いた公開シンポジウムは『福祉経営フォーラム』と名称を変更して、毎年開催されることとなった。入試体制はさらに変わり、「一般推薦入試」の枠組みにおいても、福祉サービス利用者を交えた「グループディスカッション」を導入することとなった。リカレント対象AO入試（区分A）に加えて、社会福祉系大学卒業で社会福祉士の資格を有し、資格取得後に5年以上の実践経験を有する者を対象としたAO入試（区分B）が始まった。

2008（平成20）年度は開設から5年目を迎え、学校教育法第109条および同施行令第40条に基づき、第三者評価委員会による第三者評価を受け「社

会福祉系専門職大学院基準に適合している」と認定された。またこの時期に、専門職大学院の方向性が、明確化されていく。専門技能と実践力を有しスーパーバイザーの役割を担う実践者を養成するという方針に舵を切ったのである。すなわち、高度で専門的な職業能力を有する人材の養成という専門職大学院としての本来の姿勢に立ち返った。結果として社会福祉士の資格取得については通信教育科に誘導することとし、専門職大学院では社会福祉士養成課程を廃止する方針となった。創設当初から悩まされていた仕事と学びの両立については、様々なアイデアが結集され、具体案を実施していくこととなる。こうして、文京キャンパスの活用、週末夜間の集中授業、長期履修制度や科目履修制度などが制定される運びとなる。修了生に対しても、修習生制度の制定、アドバンスソーシャルワーカーの認定などが定められる。これらの詳細については施行年となった2009（平成21）年のところで記述する。

2008（平成20）年度から始まったものとしては、リカレント教育があげられる。「フロンティア講座（福祉経営塾・福祉マイスター道場）」「スキルアップ講座」「銘々塾」などが始まった。これが現在も実施されているリカレント講座につながっていく。入試改革としては「指定法人推薦入試」が導入された。福祉現場の人材養成の役割を果たすために、社会的な活動実績のある法人等を本学が指定し、当該法人から選抜され推薦を受けた所属職員が対象となる推薦入試の枠組みである。

⑹　2009（平成21）年度の大改革

2009（平成21）年度は、カリキュラム改革を行うなど大きく方向転換し、現在の専門職大学院の時間割の基礎となった大事な年である。

まず修了要件を34単位から30単位に減らした。カリキュラムは「専門修習」「基盤修習」「ソーシャルワーク関連科目」の3つの枠組みで構成されることとなった。「専門修習」には専門職大学院の学びの中心となる「実践修習」「事例修習」科目群、理論や枠組みを学ぶ「基本」「各論」科目群を置いた。「基盤修習」では、価値を再認識する手法を学ぶこととし、「基本」「各論」科目群を設置した。そして、実践力を再認識する基礎として「ソーシャルワー

ク関連科目」が配置された。このような思い切ったカリキュラム改革の背景には、2007（平成19）年の「社会福祉士及び介護福祉士法改正」に合わせ、専門職大学院の教育課程を抜本的に見直すこととなり、2008（平成20）年度に繰り返し議論されたことがあげられる。その議論から教育目標を「社会福祉専門職としての創造性豊かな専門技能と実践能力を有したスーパーバイザーの役割を担う福祉実践者を養成すること」と明確化し、その後の専門職大学院の方向性を決定したのである。

時間割も大きく変化した。それまでは月曜日から土曜日、午前と午後に清瀬キャンパスで行われていた。この年から、実践家向けの科目を木曜・金曜日の夜、土曜日に集中させた。専門職大学院の様々な文書で「週末夜間の集中授業」と記載されている内容はこのことである。さらに週末夜間の集中授業については、清瀬キャンパスではなく文京キャンパスで実施することとなった。文京キャンパスは、東京駅から地下鉄丸の内線で10分の茗荷谷駅から徒歩圏内に位置するというアクセスの良さもあり、仕事後に通学できる環境を整えた。社会福祉士の国家試験に向けた対応は廃止する方針となったものの、手続き上すぐに実施することはできなかった。月曜日から金曜日の午前と午後に社会福祉士向けの科目が残され、これまで通りに清瀬キャンパスで行われた。

またこの年より、長期履修制度、科目履修制度、修習生制度が施行された。長期履修制度とは、入学後も引き続き当該業務に従事し2年間で計画的な教育課程の履修を認めるという制度である。この仕組みによって、常勤で仕事をしている多忙な実践家達が、2年という時間のゆとりを持って、仕事を続けながら通学できるようになった。科目履修制度とは、入学前に最大10単位まで履修できるという制度である。例えば科目履修生として10単位を取得している場合は、入学後に20単位取得できれば修了要件を満たし、在学中も仕事をやめることなく､ゆったりと学ぶことができる。修習生制度とは、専門職大学院を修了した後も、専門職大学院の科目を受講できるという制度である。当初はアドバンスソーシャルワーカー（AdvanceSocialWorker：以下ADSW）を目指すために継続的に専門職大学院の修習を希望する者

を対象とした。ADSWとは専門職大学院で独自に上級のソーシャルワーカーを認定するという取組みで、この年「アドバンスソーシャルワーカー（ADSW）認定制度」が創設された。これは、欧米におけるソーシャルワーカーのコンピテンシーに関する研究を踏まえ、本学での独自のADSW評価基準を設け、これに準じて優れたソーシャルワーカーであることを認定するものである。専門職大学院修了後も継続的な個別指導の下で自らの実践を本格的な報告書としてまとめるなどが課せられ、審査会を経て認定される体制をとった。ADSWと修習生制度と並行して進めることで、専門職大学院が修了後も継続教育の場となり、かつADSWを養成する役割があること明確にした。

以上、2009年度以降、専門職大学院は専門職の実践力を磨く方向への一本化を目指すこととなったである。

⑺　その後：2010（平成22）年～2014（平成26）年

2010（平成22）年度は、それまで「ヒューマンリソースマネジメントⅠ」の授業で取り扱っていた組織心理・行動学が院生からの興味関心が高く、独立した科目として「組織心理・行動論」を新設した。組織的な取組としては2007年に始まったFD協議会であったが、より体制を強化するために常設委員会として位置づけるよう改正され、FD委員会が設置されることとなった。入試関係では、「学内推薦入試」の枠を拡大し、学部生だけでなく通信教育科も対象にすることとなった。推薦元の機関としては同窓会も対象とすることにした。社会人対象の合同説明会が開始されたのもこの年からで、専門職大学院、研究大学院、通信教育科が合同で実施することとなった。

2011（平成23）年度には、「福祉経営フォーラム」が「福祉実践フォーラム」と名称を変更した。これにより、福祉経営の特化した内容でなく、時宜に適ったテーマで公開フォーラムを実施する運びとなった。同年10月には、認定社会福祉士認証・認定機構が設立された。認定社会福祉士、認定上級社会福祉士の取得に関連して、同機構と連携を図りながら、新カリキュラムの検討がなされた。

2012（平成24）年度は、認定社会福祉士、認定上級社会福祉士制度の創設を踏まえての新カリキュラムとなり、複数の科目が認定社会福祉士の研修科目としての認証を得ることとなった。認定社会福祉士の取得には個別スーパービジョンが課せられており、希望者に対して個別スーパービジョンの機会を保障する方針を打ち出した。なお、認定社会福祉士制度への対応に合わせて懸案だった社会福祉士受験課程については廃止が決まっていたが、社会福祉士の取得を希望する場合は一定の条件のもとに本学通信教育科との併修で認めることとした。

2013（平成25）年度は、専門職大学院開設10周年記念として福祉実践フォーラムを位置づけ『生きづらい時代に人を支える』というテーマで文京シビックホールにて開催した。社会福祉士受験課程については、2013年度を持って廃止となった。したがって、月曜から水曜までに社会福祉士向けの授業は、2014年3月をもって終了となり、以降は木金土だけの「週末夜間の集中授業」となった。

以上、2004年4月の開設から2014年3月の10年間を時系列に整理した。この期間のまとめは、紙面の関係上、第6章3節の冒頭に記述した。

6　通信教育科

⑴　通信教育科の設置

本学の通信教育は、1999（平成11）年4月に、日本社会事業学校において社会福祉主事資格認定通信教育科（修業年限1年・定員800人）を設置したことに始まる。翌年の2000（平成12）年4月には、社会福祉士通信教育課程（修業年限1年7か月・定員400人）を、その翌年の2001（平成13）年4月には、精神保健福祉士通信教育課程（一般通信課程：修業年限1年7か月・定員200人）ならびに、精神保健福祉士通信教育課程短期コース（短期通信課程：修業年限9か月・定員100人）を設置した。

その後、2003（平成15）年度をもって日本社会事業学校を廃止すること

になり、附帯教育であった通信教育を2004（平成16）年度より日本社会事業大学通信教育科として大学のもとにおき、社会福祉士養成課程、精神保健福祉士一般養成課程、精神保健福祉士短期養成課程、社会福祉主事養成課程として改組した。これより、本学における通信教育の目標として、社会福祉士および精神保健福祉士国家試験の受験資格取得のためのモデル的な通信教育の実施ならびに、社会福祉の基盤基礎資格としての社会福祉主事教育のモデル的な通信教育の実施を明確に位置付けた。

その後、社会情勢の変化に伴い、課程ごとに修業年限および定員の見直しが行われた。2015（平成27）年度には、社会福祉士短期養成課程（修業年限1年・定員140人）を新設した（これにともない従来の社会福祉士養成課程を社会福祉士一般養成課程と名称変更）。2016（平成28）年度には精神保健福祉士一般養成課程の募集を停止している。

⑵　各課程の目的

〔社会福祉士一般養成課程・短期養成課程〕

教育の主な目的は、社会福祉士として必要な専門の理論およびその応用について、主として通信の方法で教授し、社会福祉士国家試験の受験資格の付与による社会福祉士の養成である。

〔精神保健福祉士一般養成課程・短期養成課程〕

教育の主な目的は、精神保健福祉士として必要な専門の理論およびその応用について、主として通信の方法で教授し、精神保健福祉士国家試験の受験資格の付与による精神保健福祉士の養成である。

〔社会福祉主事養成課程〕

教育の主な目的は、社会福祉事業の現場で働いている職員に対して、面接授業を含む通信教育により、社会福祉主事任用資格を認定することである。

第6章
この10年の沿革と現状

第6章　この10年の沿革と現状

1　社会福祉学部

⑴　教務関連

1）　社会福祉士指定科目カリキュラム改正

社会福祉士養成課程は、2018（平成30）年3月の社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会報告書「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」において、今後、地域共生社会の実現を推進し、新たな福祉ニーズに対応するため、ソーシャルワーク専門職としての役割を担える実践能力を有する社会福祉士を養成する必要性から、カリキュラムの見直しが提起された。見直しの方向性として、①養成カリキュラムの内容の充実、②実習及び演習の充実、③実習施設の範囲の見直しが示され、2021（令和3）年度から新カリキュラムによる養成教育が始められることとなった。

1)-1　指定科目変更

国が示した養成カリキュラムの内容の充実としては、①従来の「地域福祉の理論と方法」と「福祉行財政と福祉計画」を基礎として地域共生社会に関する科目「地域福祉と包括的支援体制」を創設すること、②ソーシャルワーク機能を学ぶ科目の再構築として、社会福祉士と精神保健福祉士の養成課程において共通して学ぶべき内容と社会福祉士として専門に学ぶべき内容が明確になるように科目を再構築することとされ、具体的には「相談援助の基盤と専門職:60時間」を「ソーシャルワークの基盤と専門職:30時間」と「ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）:30時間」、「相談援助の理論と方法:120時間」を「ソーシャルワークの理論と方法:60時間」と「ソーシャルワークの理論と方法（専門）:60時間」、「相談援助演習:150時間」を「ソーシャ

ルワーク演習：30時間」と「ソーシャルワーク演習（専門）：120時間」、「相談援助実習：180時間」を「ソーシャルワーク実習：240時間」とすること、③司法領域に関する教育内容の見直しと時間数の拡充として「更生保護制度：15時間」を「刑事司法と福祉：30時間」とすること、④社会福祉に関する指定科目、基礎科目を全て必修化することとされた。

その他、社会福祉士養成課程の科目名称が以下のように変更となった（表1）。

表１　国の社会福祉士養成課程新旧カリキュラム科目

国の旧カリキュラムによる科目	国の新カリキュラムによる科目
人体の構造と機能及び疾病	医学概論
心理学理論と心理的支援	心理学と心理的支援
社会理論と社会システム	社会学と社会システム
現代社会と福祉	社会福祉の原理と政策
社会調査の基礎	社会福祉調査の基礎
相談援助の基盤と専門職	ソーシャルワークの基盤と専門職
	ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）
相談援助の理論と方法	ソーシャルワークの理論と方法
	ソーシャルワークの理論と方法（専門）
地域福祉の理論と方法	地域福祉と包括的支援体制
福祉行財政と福祉計画	
福祉サービスの組織と経営	福祉サービスの組織と経営
社会保障	社会保障
高齢者に対する支援と介護保険制度	高齢者福祉
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	障害者福祉
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	児童・家庭福祉
低所得者に対する支援と生活保護	貧困に対する支援
保健医療サービス	保健医療と福祉
就労支援サービス	－
権利擁護と成年後見制度	権利擁護を支える法制度
更生保護制度	刑事司法と福祉
相談援助演習	ソーシャルワーク演習
	ソーシャルワーク演習（専門）
相談援助実習指導	ソーシャルワーク実習指導
相談援助実習	ソーシャルワーク実習

こうした変更を踏まえて、本学で開講していた科目名称をもとに新カリキュラムでの科目名称を教授会で検討した結果、本学の新カリキュラムでの科目は以下のとおりとなった（表2）。就労支援サービスについては、国の新カリキュラムでは「高齢者福祉」と「障害者福祉」に含まれることとなったが､本学では科目として残して自由選択科目とした。これにより2021（令和3）年度以降の入学生は、社会福祉士国家試験指定科目を必修科目として62単位が卒業要件となった。

表２　本学の社会福祉士養成課程新旧カリキュラム科目

本学の旧カリキュラムによる科目	本学の新カリキュラムによる科目
医学一般	医学概論
心理学	心理学
社会学	社会学と社会システム
社会福祉原論Ⅰ	社会福祉原論Ⅰ
社会福祉原論Ⅱ	社会福祉原論Ⅱ
社会福祉調査法Ⅰ	社会福祉調査の基礎Ⅰ
社会福祉相談援助技術総論	ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅱ
社会福祉相談援助技術論Ⅰ 社会福祉相談援助技術論Ⅱ 社会福祉相談援助技術論Ⅲ 社会福祉相談援助技術論Ⅳ	ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ ソーシャルワークの理論と方法Ⅲ ソーシャルワークの理論と方法Ⅳ
地域福祉論Ⅰ 地域福祉論Ⅱ	地域福祉論Ⅰ 地域福祉論Ⅱ
福祉と計画（理論）	
福祉と経営（法人・団体）	福祉サービスの組織と経営
社会保障Ⅰ 社会保障Ⅱ	社会保障論Ⅰ 社会保障論Ⅱ
老人福祉論Ⅰ 介護概論Ⅰ	高齢者福祉論
障害者福祉論Ⅰ	障害者福祉論Ⅰ
児童福祉論Ⅰ	子ども家庭福祉論Ⅰ
公的扶助論	貧困に対する支援
医療福祉論	保健医療と福祉
就労支援サービス	就労支援サービス（自由選択）

法学	法学（権利擁護を支える法制度）
更生保護制度	刑事司法と福祉
相談援助演習Ⅰ 相談援助演習Ⅱ 相談援助演習Ⅲ	ソーシャルワーク演習Ⅰ ソーシャルワーク演習Ⅱ ソーシャルワーク演習Ⅲ
相談援助実習指導Ⅰ 相談援助実習指導Ⅱ	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ ソーシャルワーク実習指導Ⅱ
相談援助実習Ⅰ 相談援助実習Ⅱ	ソーシャルワーク実習Ⅰ ソーシャルワーク実習Ⅱ

1)-2　ソーシャルワーク実習関連

今回の改正において、実習及び演習の充実は要点の一つである。実習時間については、地域における多様な福祉ニーズや多職種・多機関協働、社会資源の開発等の実態を学ぶことができるよう、実習の時間数を180時間から240時間に拡充し、機能の異なる2カ所以上の実習施設（そのうち、1カ所は180時間以上）で実習を行うこととされた。

本学において、この240時間の実習をどのように組むかについて、社会福祉士実習教育センター運営委員会で案を練り、教授会等を通して教員全体で共有しながら協議を進めた。主要な意見としては、これまで行ってきた3年次の180時間の実習を活かすということであった。受入施設・機関の機能や受入先ごとの実習に関する考え、指導方法等により、実習プログラムはさまざまではあるが、本学が目指す、ソーシャルワークの専門的価値に根ざしたミクロ実践からメゾ、マクロ実践に共通する基盤と実践領域にわたる実践方法・プロセスの学びを汲み取って受け入れ、指導してくださっている実習先との関係性は極めて重要であるとの認識である。では、60時間の実習はどの時期に何を目標に実施するのかという点が議論の中心となった。本学では、精神保健福祉士、介護福祉士、保育士、教職課程や独自の児童ソーシャルワーク課程があり、スペシフィックな分野のソーシャルワーク実習を経験する学生が多い。そのため、60時間の実習は、導入の位置づけとして組むことが望ましいのではないかということが話し合われた。結果、本学のソーシャルワーク実習カリキュラムは、以下のとおりとなった。

【ソーシャルワーク実習Ⅰ】2年次　2～3月末・8日間（60時間）

ソーシャルワーク実習Ⅰについては、実習の導入として、配属機関・施設等の機能・役割・業務等について学び、配属機関・施設等が所在する地域や利用者の状況の把握や利用者とのかかわりを形成する、ソーシャルワーク実践の基本的な力を養うことを目的とする。配属機関・施設等の取り組みや職員の日々の実践、実習生への指導等々を通じ、社会福祉機関･施設としての、またソーシャルワーカーとしての価値と倫理を体得することを重視する。厚生労働省「社会福祉士養成課程のカリキュラム」「ソーシャルワーク実習」で示されている「ねらい」及び「教育に含むべき事項」に照らし、本学ソーシャルワーク実習Ⅰで主に焦点を当てる項目は、以下である。

ソーシャルワーク実習Ⅰ

【ねらい】

a）施設・機関等が地域社会の中で果たす役割を実践的に理解する

b）支援を必要とする人や地域の状況を理解する

c）ソーシャルワークの実践に必要な各科目の知識と技術を統合し、社会福祉士としての価値と倫理に基づく支援を行うための実践能力を養う

【教育に含むべき事項】

a）当該実習先が地域社会の中で果たす役割の理解
（とくに法令で定められた事業における役割・業務等の理解）

b）利用者やその関係者（家族・親族、友人等）、施設・事業者・機関・団体、住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや円滑な人間関係の形成

c）利用者やその関係者（家族・親族、友人等）との援助関係の形成

d）利用者や地域の状況の理解

e）社会福祉士としての職業倫理の理解

【ソーシャルワーク実習Ⅱ】3年次　8～10月末・23日間（180時間）

ソーシャルワーク実習Ⅱでは、各実習機関・施設等がその機能・役割と業務をベースに展開する、ミクロからメゾ、マクロにわたるソーシャルワーク実践及びそのプロセスについて、総合的・包括的に学ぶことを目的とする。厚生労働省「社会福祉士養成課程のカリキュラム」「ソーシャルワーク実習」で示されている「ねらい」及び「教育に含むべき事項」に照らし、本学ソーシャルワーク実習Ⅱで焦点を当てる項目は、以下である。

ソーシャルワーク実習Ⅱ

【ねらい】

①ソーシャルワークの実践に必要な各科目の知識と技術を統合し、社会福祉士としての価値と倫理に基づく支援を行うための実践能力を養う。

②支援を必要とする人や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）について把握する。

③生活上の課題（ニーズ）に対応するため、支援を必要とする人の内的資源やフォーマル・インフォーマルな社会資源を活用した支援計画の作成、実施及びその評価を行う。

④施設・機関等が地域社会の中で果たす役割を実践的に理解する。

⑤総合的かつ包括的な支援における多職種・多機関、地域住民等との連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解する。

【教育に含むべき事項】

①利用者やその関係者（家族･親族、友人等）、施設･事業者･機関･団体、住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや円滑な人間関係の形成

②利用者やその関係者（家族・親族、友人等）との援助関係の形成

③利用者や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）の把握、支援計画の作成と実施及び評価

④多職種連携及びチームアプローチの実践的理解

⑤当該実習先が地域社会の中で果たす役割の理解及び具体的な地域社会

への働きかけ
⑥地域における分野横断的・業種横断的な関係形成と社会資源の活用・調整・開発に関する理解
⑦施設・事業者・機関・団体等の経営やサービスの管理運営の実際（チームマネジメントや人材管理の理解を含む。）
⑧社会福祉士としての職業倫理と組織の一員としての役割と責任の理解
⑨ソーシャルワーク実践に求められる以下の技術の実践的理解

なお、実習Ⅰの教育内容となっている①②③⑤⑧については、実習Ⅰの事後指導及び実習Ⅱの事前指導の中で各学生が自己の課題を整理し、目標を設定して臨むこととしている。

2)　三大学合同サマースクール（多職種協働）

2)-1　開講の経緯

清瀬市内には、看護大学校、明治薬科大学といったヒューマンサービスに関する大学がある。これらの大学に通う学生達の交流と相互学習により、これからの多職種連携において欠かせない協働の視点を育むことができないか、本学の横山彰学長から看護大学校の萱間真美大学校長、明治薬科大学の越前宏俊学長に提案がなされ、2023（令和5）年から単位化に向けて本格的な検討が始まった。本学からは教務委員長が主担当者となり、実施時期やプログラム内容について三大学の教員で協議を重ねてきた結果、7月下旬の3日間としてそれぞれの大学で単位化されることとなった。

本学では、2024（令和6）年3月の教授会において、講義科目「清瀬市内大学合同プログラム（多職種協働）」を1単位として2024（令和6）年度から開講することが議決され、2026（令和6）年4月の入学生から履修できるようにした。

2)-2　プログラムの内容

サマースクールについては、三大学とも「多職種協働」という名称で統一し、

3日間をそれぞれ1日ずつ担当し、それぞれの大学に学生が訪れて受講する形とした。具体的には、1日目を日本社会事業大学、2日目を看護大学校、3日目を明治薬科大学を会場校として行うこととした。また、3日間を通しての共通テーマを設定し、2024（令和6）年度は「人間のウェルビーイングを考える」、2025（令和7）年度は、「慢性疾患を持つ成人に対する支援」とした。

開講時間は、各大学の2限、3限、4限の時間とし、全体プログラムとは別に各大学で事前学習、事後学習を行うこととした。2024年度のプログラム内容は、以下の通りである。

2024（令和6）年度の内容

【講義のねらい】

現代の社会は、気候変動や国際紛争や感染症の拡大など様々な危機に直面しており、教育や福祉、保健医療分野が果たすべき役割への期待は大きく、人間の支援に関わる専門職は、様々な領域についての基本的な知識だけでなく、それぞれの視点を理解して、複合的な諸問題と向き合うことが求められている。本講義では、社会福祉学、薬学、看護学から人間のウェルビーイングを考える基礎を学ぶこと目指す。

【到達目標】

1. 看護学から見る人間のウェルビーイングを理解できる。
2. 薬学から見る人間のウェルビーイングを理解できる.
3. 社会福祉学から見る人間のウェルビーイングを理解できる.

【プログラム】

■1日目（7/31）日本社会事業大学

1コマ目　社会福祉学におけるウェルビーイング①（講義）

社会福祉学、特にソーシャルワークにおいてウェルビーイングを捉える際に、固有の尊厳や人権に基づいた主体性を見つめる必要がある。こども家庭審議会等の議論なども手がかりとしながら、改めて社会福祉におけるウェルビーイングについて考える。

2コマ目　社会福祉学におけるウェルビーイング②（講義）

認知症のある人と家族は、認知機能低下や様々な症状や機能の低下に直面している。さらに地域生活において様々なバリアもあり、よりよく生きるためには様々な課題がある。認知症がもたらす問題とその支援について知る。

3コマ目　社会福祉学におけるウェルビーイング③（演習）

グループに分かれて、認知症になったときに直面する課題とウェルビーイング、その支援について考える。

■2日目（8/1）看護大学校

1コマ目　看護とは

看護職の現状および看護職の倫理綱領を紹介する

生命倫理学の基本と保健・医療・福祉における倫理的問題について紹介する

チーム医療における看護の役割や制度について紹介する

2コマ目　看護の実際（演習）

慢性疾患患者に対する看護の実際を学ぶ

3コマ目　看護の実際（演習）

患者や利用者を中心とした他職種の価値観や共有点を学ぶ

各専門分野の実習室を見学する

■3日目（8/2）明治薬科大学

1コマ目　薬学の視点から

慢性疾患患者への最適なサポートについて協議する

2コマ目　薬学の視点から（演習）

患者や利用者を中心とした他職種の価値観や共有点を学ぶ

3コマ目　施設見学

薬学分野における基礎実習、臨床実習の実習室を及び薬学の背景に関する資料館を閲覧し、薬剤師の学習背景を知る

2024年度の実施内容を踏まえ、本学では社会福祉士、介護福祉士に焦点

をあて、その現状や倫理綱領についての講義を加えるとともに、介護実習棟の見学もプログラムに入れるとことして、2025（令和7）年度の本学のプログラムを以下のように変更した。

2025（令和7）年度

■1日目（7/30）日本社会事業大学

1コマ目　福祉・ソーシャルワークとは（講義）
福祉の概念、ソーシャルワークの理論と方法について学ぶ
福祉職の現状と倫理綱領を紹介する

2コマ目　介護とは（講義）
介護の概念について学ぶ
介護職の現状と倫理綱領を紹介する
施設見学：介護実習棟を見学する

3コマ目　ソーシャルワークとは（演習）
多職種連携による地域生活支援について事例検討を行う

これまで2回実施することにより、三大学担当者間の関係性が生まれ、各大学のプログラム内容を踏まえて、本学のプログラムにおいて重視すべきソーシャルワークの視点等を整理することができるようになってきた。

多職種協働に必要な学びを得られるプログラムとして評価できるが、今後は各大学院TAの参加も参加して、ワークショップ形式で学生指導を一緒に行う等により、院生交流の場にしていくことも考えられる。あるいは、学部のプログラムとは別建てに、大学院レベルの多職種連携の合同授業などの検討を行うことも当初の案には含まれていた。

今後は、プログラムの充実を図りつつ、さらなるプログラム開発に向けての検討が求められている。

3)　社大入学前セミナー

本学では、総合型選抜の実施に伴い、年内合格者が増えてきたことにより、

文部科学省が2011（平成23）年度から必要性を指摘してきた「入学前教育」について検討を行い、2024（令和6）年度から「社大入学前セミナー」を始めた。

文部科学省では「入学前教育」について、合格者の出身高等学校と協力して入学までに取り組むべき課題を課すなどにより、入学後の学習のための準備をあらかじめ講ずることとしている。

そこで本学では、ソーシャルワークへの導入として、本学の卒業生でもある宮本節子さんの『ソーシャルワーカーという仕事』ちくまプリマー選書を指定図書とし、その感想を事前に提出したうえで、対面とオンライン併用でディスカッションできる機会を設けることとした。参加対象者は総合型選抜入学手続き者と学校推薦型選抜（指定校・公募型）入学手続き者であり、以下の日程で実施した。

2024（令和6）年度
実 施 日：2025（令和7）年2月15日（土）13：30～15：30
参加者数：対面66名、オンライン11名　計77名
2025（令和7）年度
実 施 日：2026（令和8）年2月14日（土）13：30～15：30
参加者数：対面70名、オンライン9名　計79名

セミナーは遠方からの参加者を考慮して午後の2時間とし、学部長挨拶の後、本学の沿革や大学での学びについての講義、1年次からの教養教育についての案内を行い、その後、学科ごとに分かれてのグループワークを行うこととした。

タイムスケジュールおよびプログラム内容

時間		担当者	実施方法
13：30～13：35	①学部長挨拶（5分）	学部長	対面/Zoom（録画）
13：35～14：05	②講義（30分）	教務委員長	対面/Zoom（録画）
14：05～14：10	③教養科目説明（5分）	教養教育委員長	対面/Zoom（録画）
14：10～14：20	休憩/教室移動	－	－
14：20～15：30	④グループワーク（70分）	教員 学生生活向上委員会（学生団体）	対面/Zoom

参加者には、あらかじめ指定図書を読んでの感想と将来の抱負を1000～1600字程度でまとめ、Googleフォームでの提出を課題とした。また、グループワークでは、1教室あたり参加者10名に教員1名、在校生2名が担当し、2グループに分かれてのディスカッションを行い、入学前の質問も含めて自由に話せるようにした。また、欠席者には講義等の録画を期間限定で配信を行った。

まだ2回目の取組だが、今後は事前課題の内容を高等学校にもあらかじめ伝えておくことにより、セミナー参加前に高等学校で先生や友人等とディスカッションをし、その経験を土台として、本学の教員や在校生、そして次年度からの学友となる参加者同士の議論を行えるようなセミナーとしていきたい。

⑵　社会福祉学部改革の概要～学科名称変更

社会福祉学部においては、2024（令和6）年4月に学部教授会特設委員会に学部改革戦略委員会（教務関連ワーキンググループ、入試・広報ワーキンググループ）を設置した上で、学部改革を推進した。

1）　学部改革の目的と背景

学部改革の目的と背景について、学部を取り巻く外部環境、内部環境の観点から以下の通り整理した。

まず、改革の目的の一つに、改革を通して学内の改革に向けた動きを可視化させた上で、外部からの評価を極大化し、入学者増を図ることがある。現在、本学は、少子化に伴う人口動態の変化と、2000年以降に激化した社会福祉系大学間の市場競争のなかで、従来の優位性が揺らぎ、入学者数が漸減するなど経営上の危機に直面している。その背景には、①社会福祉学研究において社会福祉学を牽引してきた学問領域への貢献や、②全国に約18,000人の福祉人材を全国に輩出してきた歴史と伝統、③社会福祉専門の単科大学、少人数教育、300か所以上の実習現場との連携など、厚生労働省から「指導的な社会福祉人材の養成」を委託された大学としての強味や魅力、本学の固有性を、現在、社会に向けて有効的に“魅せる化”できていない現状があると推察される。

一方で、本学の弱みとして、1990年代後半以降、外部の経済的、社会的環境の変化に適合しながら組織を刷新していく戦略的視点が、学部に対して必ずしも十分に注がれてこなかった点が挙げられる。この間、競合他大学が様々な戦略を講じるなかで、1996（平成8）年の学科名変更から約30年間が経過するなど、抜本的な学部改革が未着手のまま組織の硬直化を招いてきたことは表象的でもある。時代の要請や変化に合わせた学科再編を図りつつ、社会に対して組織の戦略的な動きを可視化させていくことが不可欠である。

改革のもう一つの目的は、内部的には、近年の社会福祉を巡る環境変化に適合した、カリキュラム改革を進めることである。マクロレベルにおけるグローバル化、国際化、新自由主義の思潮を背景にした福祉国家から福祉社会への転換、メゾレベルにおける地方分権下の地方自治体の政策立案や地域経営、営利法人を含む多様な福祉サービス組織（社会福祉法人、NPO法人等）の経営や管理運営、地域共生社会の実現に向けた地域福祉や住民参加の推進。ミクロレベルにおける、制度外ニーズへの対応、包摂的・包括的支援、多職種連携体制など、社会環境の変化のなかで期待されるソーシャルワーカー（以下、SWer）のあり方も変化してきた。

とりわけ、ソーシャルワーク専門職のグローバル定義（2014年）[1]によれば、「ソーシャルワークの実践は、さまざまな形のセラピーやカウンセリング・グループワーク・コミュニティワーク、政策立案や分析、アドボカシーや政治的介入など、広範囲に及ぶ。（中略）それゆえ、介入のミクロ－マクロ的、個人的－政治的次元を一貫性のある全体に統合することができる」とある様に、SocialPolicy（社会政策）のわかるSWer、すなわち各レベルにおける権力関係、資源配分、運動等の社会的仕組みを理解し推進できるSWer、また、所与の枠組みを中心とした既存の固定観念から脱却して、新たな支援の仕組みづくりにチャレンジする、社会変革の旗手となる開拓的なSWerが求められている[2]。

1 日本ソーシャルワーカー連盟（JFSW）「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」
https://jfsw.org/definition/global_definition/

2 社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会（H30.03.27）「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」

さらに、近年、社会福祉は、その概念を狭義から捉えた、従来の社会的排除や貧困、要援護者に対する眼差しと同時に、社会福祉を「人々の暮らしにおける生活課題」として広義から捉えた上で、地域の農業、地域経済、地域再生、歴史文化、環境、防災・減災、ICT等の問題解決を図る、対象拡大と普遍化がある。社会福祉が地域の課題解決に向けて異業種異分野の社会資源と連携することで、新たなシナジーが生まれ、新しい価値や仕組みを創発する可能性を含む。教育課程の改訂を通して、変容する社会福祉の世界を提示し、新しい社会福祉の躍動を伝える必要がある。

2)　新たな“福祉リーダー”の視点

では、こうした社会的な環境変化のなかで、新たにどのような“福祉リーダー”が求められるのか。社会福祉学部では、改革推進に際して、現在のディプロマポリシーの追加的視点として、以下のようなSWer像を掲げた。

【社会福祉学部】

① マクロ～ミクロ～メゾの3つのレベルの連関を理解した上で、科学的実践に基づき、複雑な現実社会における社会福祉の内実に迫ることができる。

② 隣接する学問領域を習得した上で、多領域の専門職と対等に多職種連携しながら、社会福祉の専門知識を駆使できる。

③ 制度を前提とした所与の枠組みから脱却して、ニーズ・オリエンティッドの視点から、新しい支援の在り方に挑むことができる。

④ 職場・地域・職能団体におけるリーダー的な存在として、福祉専門職や多領域の専門職、住民らと連携・協働して新しい社会的リスクに対応していく、開拓性・改革性を有している。

⑤ 社会福祉を広く地域住民の生活課題の解決と捉えた上で、既存の枠組みや固定観念を超えて新しい地域社会の仕組みを創発する、先駆的、創造的な実践力を有している。

⑥ 社会の矛盾や疑問に対して意見を表明し、社会問題の解決や社会変革に向けて何らかの行動を起こすことができる。

3) 学科名称変更

上述した内部的、外部的な情勢変化や、新たな福祉リーダー像の養成を踏まえ、まずは学部改革の動きを外部に発信することが急務であると判断し、今後のカリキュラム改革を見据えた上で、2024（令和6）年4月より現行の2学科を前提に名称変更の検討に着手した。

後述するような議論と手続きを経て、学部教授会において以下の通り議決後、2024（令和7）年12月、文部科学省からの事前相談の結果を受け、2025（令和7）年4月文部科学省に正式に届出を行った。2026（令和8）年4月から1年次～4年次に適用させ、学科名変更に伴う学位（社会福祉学）、養成する人材像、教育課程など学科内容については、変更しないこととした。

	新学科名称	英訳名
福祉計画学科	共生社会デザイン学科	Department of Social Design for Diversity
福祉援助学科	ソーシャルワーク学科	Department of Social Work

【共生社会デザイン学科】

本学科は、①社会福祉に関する法体系、制度・政策や地方自治体の政策立案手法、②社会福祉法人やNPO法人等の福祉サービス組織の経営、③地域福祉を推進するコミュニティソーシャルワークや住民参加の促進、福祉教育、④地域共生社会の実現に向けた公私の多様な福祉資源の動員や、新しい地域資源の開発などを学ぶことを目的とする。

2000年以降、地方分権改革や社会福祉基礎構造改革など、社会福祉の制度的枠組みが大きく変容した。また近年、社会福祉の新たな広がりとして、地域の問題解決に向けた社会福祉と異分野異業種の連携による先進的な福祉実践や、多様性や包摂を追求する福祉空間の創出など、本学科が立脚する地域をめぐる福祉環境は大きく変化してきた。

こうした社会情勢に合わせた現状の教育内容に照らし、「福祉計画学科」の場合、「福祉計画」の用語が行政の制度・政策中心の狭義の社会福祉の捉え方をされたり、また外部（受験生など）からの分かりづらさを伴うことから、現在の社会福祉環境に則して、外部にも分かりやすい学科名称を決定した。

議論の過程では、「福祉総合政策学科」など「政策」の採用も候補に挙がった。しかし、「政策」の場合、「福祉計画」と同様、狭義の捉え方や外部への分かりづらさが憂慮されることから、近年の福祉多元化、すなわち行政、民間組織（民間非営利、民間営利）、市民社会の公私協働による社会福祉の概念に近い、「社会デザイン」を採用した。

「社会デザイン」の用語については、近年、様々な学問領域の大学院、学部、学科名に標榜される先行事例や、「社会デザイン」を冠した学会も見受けられ、学問的にも認知されている。但し、本学の場合は、社会福祉が追求する、人権、社会正義、ダイバシティの概念を包含する「共生社会」実現に向けた社会福祉人材の養成が第一義であることから「共生社会デザイン学科」がより適合すると判断した。同時に、現代の社会政策との整合性、外部からの理解しやすさの観点からも最適であるとして最終決定した。

変更を通して、学科の立脚点を明確に表現し、より一層、教育研究成果を発信することが可能になると考える。

【ソーシャルワーク学科】

本学科は、人々への包括的、包摂的な支援を通して個人の尊厳を追求し、ウェルビーイング（well-being）やQOLの向上のための価値・倫理、知識、専門的技術を学ぶことを目的とする。

本学科が、視座を置く対人援助レベルにおいては、2000年以降、新しい社会的リスクや制度外ニーズが社会問題化するなかで、社会福祉職（ソーシャルワーカー）には益々包摂的・包括的支援や多職種連携体制が求められるようになった。

また、上述したように、2014（平成26）年にはソーシャルワーク専門職のグローバル定義の改訂により、ソーシャルワーカーには、あらためてアドボカシーや福祉資源の開発を通した社会変革の開拓的な役割が明示された。

こうした環境変化は、例えば、社会福祉士国家試験指定科目におけるカリキュラム改訂にも反映され、とりわけ直近では、「相談援助」が「ソーシャルワーク」に変更されるなど教育課程にも表れてきた。「福祉援助学科」へ

改名した30年前から比較すると、学問的にも実践的にも、「ソーシャルワーク」や「ソーシャルワーカー」の概念が社会に一般化され、広い範囲の福祉専門職を表す用語として確立してきたと言える。同時に、政策的にも、社会福祉士＝ソーシャルワーカーとして認識され、ソーシャルワークとは社会福祉援助として捉えられるようにもなった。

議論の過程では、ソーシャルワークは、本来、コミュニティソーシャルワークや、アドボカシーや社会変革等のメゾ、マクロレベルの諸活動をも含み、福祉計画学科領域と一部重複することから、福祉援助学科だけを「ソーシャルワーク学科」と名付けることへの異論も出された。また、ミクロ的な観点から「ソーシャルワーク実践学科」や「対人ソーシャルワーク学科」「ヒューマン・ソーシャルワーク学科」「クリニカル・ソーシャルワーク学科」の候補も挙がった。

最終的には、「福祉援助学科」から「ソーシャルワーク学科」へと変更した上で、より一層、本学の原点であるソーシャルワーク教育を推進し、日本のみならずアジアの社会福祉教育の福祉教育伝統校として、教育研究の両面において、より存在意義を高めることが可能になると判断した。

4) 学科名称変更に係る議論や諸手続きの過程、在学生等への対応、広報関連

学科名称変更に係る議論や諸手続きの過程、在学生等への対応、広報関連について、以下の通りである。学部教授会において、学部改革の目的や求められる人材像などについて合意形成し、同時に厚生労働省への説明などを経て新学科名称を学部教授会で議決した。その後、文部科学省からの事前相談結果を受けて、在学生、学生自治会への概要説明やアンケートを実施。さらには、指定校推薦高校、入学予定者への通知、ホームページ掲載など、各関係者に対して丁寧な周知を心掛けた。

学科名称変更に係る議論や諸手続きの過程

2024（令和6）年度	5/15（木）第2回教授会	「求められる人材像～社大が目指す“福祉のリーダー”とは～」全体協議
	6/13（木）第3回教授会	「学部改革に向けて」教授会議決
	7/11（木）第4回教授会	学科別教員アンケート結果、全体協議
	7/18（木）第5回臨時教授会	FD協議会で学科別協議、全体協議
	8/21（水）	教務関連WG協議（4つの候補に絞り込み）
	9/5（木）第6回臨時教授会	2候補の提示、全体協議
	9/13（金）厚生労働省への説明	事務局長、教務部長、学部長による説明
	9/19（木）第7回教授会	最終案の提示、教授会議決
	10/10（木）10/11（金）	文部科学省事前相談の受付期間
	12月下旬	文部科学省事前相談結果の伝達期間
	2025年1月	在学生（1～4年生）及び、学生自治会への説明＆アンケート実施
	2025年3月	常務理事会議決、理事会･評議員会議決、指定校推薦高校長への書簡、一般入試合格者等への通知､ホームページ掲載､オープンキャンパスにおける説明
2025（令和7）年度	4月	在学生学年別オリエンテーションでの説明 文部科学省学科名変更届出
2026（令和8）年度	4月	新学科名スタート（1年次～4年次）

5）　今後のカリキュラム改革に向けて

今後のカリキュラム改革に向けては、以下のような両学科の学習方針を踏まえた上で、2028（令和10）年度新カリキュラムスタートを目途に、現在、資格課程、実習、教養科目、学科別科目、両学科共通科目等について検討を進めている。

【共生社会デザイン学科】

① グローバル（国際）､マクロ（国家や制度･政策）､メゾ（地域社会､サービス組織）の視点から、共生社会の実現に貢献する人材の育成を目標とする。

② 国内外の福祉政策の動向や法制度を理解し、制度論の観点から企画立案や公的福祉の修正など、個人の福祉課題や現代社会の課題解決に向

けて行動することができる。

③ 新しい福祉サービス組織の運営について理解し、将来的に、組織経営や起業に携わることができる。

④ 行政、民間組織、住民との協働を通して、共生社会の実現に向けた福祉空間の創出や地域づくりをデザインできる。同時に、社会福祉の対象を普く地域住民の生活課題として捉えた上で、社会福祉と異分野異業種との協働を通して、地域課題の解決や新たな価値や循環を創出できる。

【ソーシャルワーク学科】

① ミクロ（個別的支援）、メゾ（地域支援）の視点から、現代社会の多様化、複雑化する要援護者のニーズへのアプローチを通して、共生社会の実現に貢献する人材の育成を目標とする。

② ソーシャルワークとソーシャルケアを統合した全人的福祉の視点から、人々の直面する問題解決に向けて、多機関・多職種との連携の下、個別的支援や予防的支援を行うことができる。同時に、制度の隙間などのニーズに対応して、新しい支援や仕組みづくりを立案できる。

③ 日本における内なる国際化や多文化共生に関連して、グローカルな視点（国際的な視点と、地域文化や特性に考慮した視点）から、ソーシャルワークを展開できる。

④ 科学的根拠に基づく実践（Evidence Based Practice：EBP）に基づくソーシャルワークや、介護領域など社会福祉のDX化において、福祉実践と専門領域をつなぐ役割を担い、新しいシステムの構築に貢献できる。

⑶ 入試・広報改革

1） 入試改革の背景

1)-1 文部科学省による2020（令和2）年度からの大学入試改革

文部科学省による2020（令和2）年度からの大学入試改革の一環で、2021（令和3）年1月から大学入試センター試験に代わり大学入学共通テス

トが実施された。また2022（令和4）年度から高等学校において、新学習指導要領による教育課程が開始された。これら文部科学省が進める大学入試改革および高等学校の新学習指導要領の実施を背景として、本学においても選抜方法の見直しが図られた。具体的には、従来の一般選抜を中核とする学力中心の選抜方法から、多面的・総合的評価へと転換を図り、社会福祉専門職養成という大学の目的に適合した入試制度への再編である。

1)-2　本学における入試改革の概要

本学においては2024（令和6）年度入学試験より入試改革による新たな選抜方式として総合型選抜が導入された。この時点では従来から実施している学校推薦型選抜には変更がなく、一般推薦、福祉系高等学校等推薦、特定地域高等学校推薦の3つの入試区分による選抜が行われた。2025（令和7）年度以降の改革においてこれらは整理・統合され、福祉系高等学校等推薦および特定地域高等学校推薦が廃止され、新たに指定校推薦が導入された。特定の出身校や地域に限定した枠組みから､大学のアドミッション･ポリシー（入学者受入方針）に適合する受験生をより広くかつ安定的に確保する仕組みへと段階的に入試改革が進められた。

2)　総合型選抜の導入（2024（令和6）年度入学者選抜より）

2024（令和6）年入学者選抜より総合型選抜を導入した。定員は福祉計画学科9名､福祉援助学科16名の計25名である。これまでの学力試験ではなく、ボランティア活動や地域活動などの継続的な社会参加経験を重視し、書類審査・小論文・面接を組み合わせて評価する方式が採用された。特に活動報告書では、福祉・環境・災害・国際協力などの分野における実践経験とそこから得た学びの記述を求めることとし、社会福祉分野への関心と主体性を重視した評価を行った。

なお、総合型選抜は出願書類（調査書、志望理由者、活動報告書）による第一次選考と、その合格者に対して行う「小論文」「面接」による第二次選考の2段階の選考により合格者を決定した。

3) 指定校推薦の導入（2025（令和7）年度入学者選抜より）

2025（令和7）年度入学試験より学校推薦型選抜の入試区分が変更された。2024（令和6）年度入学試験では一般推薦、福祉系高等学校等推薦、特定地域高等学校推薦の3つの入試区分であったが、2025（令和7）年度からは「福祉系高等学校等推薦」と「特定地域高等学校推薦」の2区分は廃止された。また、これまでの「一般推薦」は「公募推薦」と入試区分の名称が変更されたものの、出願資格（推薦基準）はこれまで同様であった。

この「公募推薦」とは別に新たに「指定校推薦」が導入された。これは公募推薦とは異なり、「社会的な貢献活動に高い関心を持って勉学する意欲があり、なおかつコミュニケーション能力のある者」を出願資格とし、本学が指定する高等学校の在籍者に限り出願が可能となる。推薦人数は高等学校によって異なり、1名または2名である。

なお、2026（令和8）年度より指定校の対象となる高等学校を新たに追加し、各指定校とも共生社会デザイン学科1名、ソーシャルワーク学科1名の計2名の推薦枠に変更した。

4) 一般選抜による入学者選考の変更と共通テスト利用型選抜後期日程の創設（2026（令和8）年度入学者選抜より）

4)-1 一般選抜後期日程の廃止

本学では従来から一般選抜を、前期日程と後期日程との2回に分けて実施してきた。前期日程は「外国語」「地理歴史、公民または数学」「国語」の3教科、後期日程は「外国語」「国語」の2教科と面接による選抜であり、受験生がそれぞれに適した選抜方法で受験できるような設定であった。また、学力試験により合格を目指す受験生にとってはより多く機会が得られることになる。しかしながら、わが国の私立大学等においては、近年、総合型選抜等の教科による学力試験以外の選抜方式が主流となりつつあったことから、2025（令和7）年入学試験をもって一般選抜（後期日程）を廃止することとなった。

4)-2　大学入学共通テスト利用型選抜後期日程の創設

なお、これに代わり2026（令和8）年入学試験より、「大学入学共通テスト利用選抜（後期日程)」を新たに導入した。2025（令和7）年入学試験までの大学入学共通テスト利用選抜は新たに「大学入学共通テスト利用選抜(前期日程)」と名称を変更した。大学入学共通テスト利用選抜の前期日程と後期日程とは、いずれも本学独自の個別試験は課さないが、両者は試験科目に違いがある。前期日程は従来の大学入学共通テスト利用選抜と変更はなく試験科目が3教科3科目、後期日程は国語と外国語による2教科2科目による選抜とした。

5)　2022（令和4）年度からの高等学校新学習指導要領への対応

高等学校においては学習指導要領が、2022（令和4）年度から新学習指導要領に変更されたことは先述のとおりである。大学入試の科目もこれに対応するため、2025（令和7）年度の第5回大学入学共通テストでは出題教科の科目が変更された。

これに伴い、本学においても一般選抜の教科について出題範囲の見直しが行われた。外国語については「英語コミュニケーションⅠ・Ⅱ」「論理・表現Ⅰ」、国語では「現代の国語」「言語文化」、地理歴史、公民または数学では「歴史総合，日本史探究」「歴史総合，世界史探究」「公共，政治・経済」「数学Ⅰ，数学A」の科目を範囲とした。これらは各教科に含まれる科目名称が変更されただけでなく、出題範囲も旧教育課程とは一部が異なることから、2025（令和7）年度入試では旧教育課程履修者が不利益とならないよう配慮した。これは第5回大学入学共通テストにおいて旧課程履修者は「旧教育課程による出題教科目」の受験も認められたことから、これに準じて実施した措置である。

第6回大学入学共通テストからは「旧教育課程による出題教科目」は廃止されたため、本学においても2026（令和8）年度入試からは新教育課程に準拠した出題範囲となっており現在に至っている。

6) 学生募集に関連した新しい取り組み

上述した学部改革、入試改革の一環として、2024（令和6）年度から、現在の入試課及び広報・高大連携室と学部教授会が協力して、学生募集に関連した新しい取組みを実施した。

6)-1 指定校推薦学校の訪問、高校進路指導者向け大学概要・進学説明会の実施

指定校入試制度導入の初年度である2024（令和6）年4月の学部教授会において、以下の目的を共有した上で、指定校推薦学校の訪問、及び高校進路指導者向け大学概要・進学説明会の実施を議決した。

① 重点指定校推薦学校について、担当教員が指定校と直接コミュニケーション（できれば訪問）を通して相互理解を深め、指定校推薦入試の効果的な導入、及び入試全般における受験者増を図る。同時に、将来の高大連携等を見据えた発展的関係の可能性を探る。
② 上記のうち直接訪問できない高校や、上記以外の指定校推薦学校について、「高等学校教諭対象説明会」（対面＆Zoomオンラインによるハイブリッド形式）の実施を通して、相互理解を深め、指定校推薦入試の効果的な導入及び、入試全般における受験者増を図る。
③ 「大学概要・進学説明会」（対面＆オンラインのハイブリッド形式）の開催に際しては、一般の高校まで対象を拡大して情報発信を行い、入試区分全般における受験者増を図る。

重点指定校推薦校訪問については、横山学長をはじめ学部全教員が3～4校程を分担して進路指導者を訪問するなどした。

併せて、2024（令和6）年度及び2025（令和7）年度には、進路指導者向けに本学の概要や魅力、アドミッションポリシー、指定校推薦入試等を積極的に発信する機会として、以下の実施日時と要領にて「大学概要・進学説明会」を実施した。

開催日時と方法

2024（令和6）年5月23日（木）	13：30～15：30	対面&オンライン
2024（令和6）年9月26日（木）	11：00～12：00	〃
2025（令和7）年7月 4 日（金）	11：00～13：00	〃

2025（令和 7）年 7 月 4 日の実施例

11：00	開会の辞
11：02　学長	挨拶
11：05　社会福祉学部長	本学の概要：建学の精神、教育理念と特色
11：15　学部広報委員長	本学の魅力：少人数教育、国試対策と進路指導
11：25　学部入試委員長	アドミッションポリシーと入試説明
11：45	閉会の辞
11：50　休憩時間	
12：00　個別相談会	
13：00　個別相談会終了	

6)-2　高大連携協定

2025（令和7）年2月学部教授会において、以下のような高大連携の目的／効果を確認し、今後、高大連携協定を推進することを議決した。

（高校側）

＊公開講座の受講や大学教員による出張講義等を通した、生徒への早期の大学進学の意識づけ、進路選択の材料を与える絶好の機会となる。

＊大学教員による最先端の講義に触れることで、教育の高度化・多様化に寄与する。大学の情報収集にとどまらず、教育の充実を図ることができる。

＊教員においても、大学教員との相互交流の機会が生まれ、連携先の大学から、大学教育、研究の情報、入試情報等を得ることができる。

（大学側）

＊早期から当該大学の情報を高校生に情報提供でき、大学の広報・PRの

有効な手段となる。新入生確保に寄与する。（高校側も同様）

＊大学の地域貢献の一環としての取組み。

＊大学入学後に必要とされる知識・能力等とのミスマッチの解消。大学の教育の趣旨に沿う人材を早期の段階で育成できる。

＊教材開発、方法（ICT活用）など教育内容の改善につながる。

＊高校生が大学の開放科目に参加する取組みなどは、在学する大学生への刺激にもなり、学生間の交流の機会となる。

具体的には、両校の基本的価値や教育方針の親和性、入試/入学者の実績、ガイダンスや模擬授業を通した相互交流の実績等を勘案した上で、高大連携事業に関する事前協議を経て、以下、2024（令和6）年度1校、2025（令和7）年度5校と高大連携協定締結に至った。

高大連携協定校（2024（令和６）年度～ 2025（令和７）年度）

高等学校名	協定締結日
武蔵越生高等学校	2025（令和7）年３月12日
神奈川県立二俣川高等学校	2025（令和7）年10月１日
東星学園高等学校	2025（令和7）年12月１日
東京都立上水高等学校	2026（令和8）年１月１日
東京都立つばさ総合高等学校	2026（令和8）年３月１日
群馬県立吾妻中央高等学校	2026（令和8）年３月１日

こうした経緯を踏まえた、高大連携協定の締結は、両校の学生、教員による高大連携事業の推進を通して、教育理念や教育内容の特徴を相互理解し、信頼関係を深めることが期待される。また、両校がwin-winの関係を構築した上で、教育実践の連携強化、情報交換を通した進路指導の充実、地域貢献などを充実させることが可能になると考える。

⑷　学生支援体制の現状と取り組み

本学は、社会福祉の専門職養成を目的とする大学として、学生が学業に専念し、心身ともに健康な状態で充実した学生生活を送ることができるよう、

多岐にわたる支援体制を整備してきた。本項では、学生支援に関連する取り組みについて、経済的支援、生活・健康相談、障害学生支援、キャリア・就職支援、新入生への導入教育、および学修環境・課外活動支援の視点から学生支援について述べる。特に、障害学生支援室の設置や学修環境コーディネーターの配置など、共生社会の実現を目指す大学としての姿勢が支援体制にも反映された。また、学生アンケートや意見交換会を通じて学生のニーズを把握し、組織的な改善を継続的に行うと共に、内部の質保証に取り組んでいる。

1)　経済的支援体制

学生の経済的負担を軽減し修学を継続できるよう、国および大学独自の多様な奨学金制度を設けている。大学独自の制度としては、学業成績・人物ともに優秀で経済的事由により授業料納付が困難な学生を対象とした学内給費生制度があり、授業料の全額または半額等を給付している。また、身体等の障害に起因して修学上特別な経済的支出を必要とする学生に対しては、年間教育充実費相当額を上限とする障害学生奨学金給付制度や、情報保障など人的支援の経費を支給する制度を用意している。

留学生に対しては、授業料の30％を減免する私費外国人留学生授業料減免制度が設けられ、経済的な側面から本学における学びを支えている。

2)　生活・健康相談およびハラスメント対策

学生の心身の健康と生活上の悩みに対応するため、学生支援課、保健管理センター（保健室・学生相談室）が中心となって相談体制を構築している。保健室では看護師が常駐し、学生相談室では臨床心理士のカウンセラーが悩みや不安の相談に応じている。加えて、キャンパスソーシャルワーカー（CSW）が配置されており、学校生活や私生活の悩みに対し、学生自身のペースを尊重した問題解決をサポートしている。校医による健康相談や精神科医によるスーパービジョンも定期的に実施し、必要に応じて学内の教職員や他機関との連携を図る体制をとっている。

ハラスメント防止に関しては、ハラスメント防止・対策等に関する規則や

ガイドラインを制定し、相談員を配置して相談や苦情の解決にあたっている。また、学生生活に関する支援・指導体制を検証する仕組みとして、学生と教員が参加する意見交換会やアンケートを実施し、その結果に基づき改善を図るPDCAサイクルが機能している。

3) 障害学生支援の強化

本学では、障害者基本法や障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の理念に基づき、障害のある学生への修学支援を強化している。2024（令和6）年4月には日本社会事業大学障害学生支援に関する基本方針（規則）を制定し、新たに学長を室長とする障害学生支援室を開設した。専門相談員として学修環境コーディネーターを配置し、障害学生の修学ニーズに応じた合理的配慮を提供するための体制整備を進めている。

具体的な支援機器としては、聴覚障害学生のためのノートテイカー用パソコンやロジャー（補聴援助システム）の貸与、視覚障害学生のための教材データ化機器（スキャナー、Win-Reader、拡大読書器など）の整備が行われている。また、図書館には車いす用閲覧デスクが設置されるなど、施設面でのバリアフリー化も推進されている。最近では、ソフトウェアの導入、さらにはAIを活用した文字起こしなど、新しい取り組みを進めている。また、日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク（PEPNet-Japan）にも加盟し、学内の情報保障について積極的な取り組みを進めている。

4) キャリア形成・就職および国家試験対策

福祉のリーダーの養成を使命とする本学では、学生のキャリア形成と国家資格取得に向けた手厚い支援を行っている。就職支援においては、学生支援課が中心となり、各種就職ガイダンス、法人・企業合同説明会、公務員試験対策講座などを実施している。これらの支援の結果、2024（令和6）年度事業報告によると、2025（令和7）年3月卒業予定者の就職内定率は97.8%に達しており、その約9割が福祉関連分野へ就職している。そのうち、約2割が福祉職などの公務員に内定した。

国家試験対策については、模擬試験や対策講座の実施に加え、グループ学習環境の整備や国家試験対策委員会による応援メッセージの配信など、学生のモチベーション維持にも注力している。その成果として、第38回社会福祉士国家試験では合格率84.8%（合格者123名）、精神保健福祉士は100%（合格者16名）、介護福祉士は100%（合格者12名）という高い実績を残してきた。

5）オリエンテーション・フェスティバルによる導入教育

新入生が大学生活へ円滑に適応し、社会福祉を学ぶ上での基盤を作るための重要な行事として、毎年4月にオリエンテーション・フェスティバルを開催している。コロナ禍が空けた2024（令和6）年度は、4月26日と27日の2日間にわたり実施した。1日目には、横山学長による基調講演を聞き、建学の精神や福祉を学ぶ意義について学んだ。続いて、自殺予防とセルフケアを目的とした保健講話や、保健管理センターによるアルコールパッチテストが実施され、自己管理と他者への配慮の重要性について啓発した。また、東京都消費生活総合センターによる出前寄席により、消費者トラブルやデートDVといった学生生活に潜むリスクについて、楽しみながら学ぶ機会を提供した。2日目には、国立ハンセン病資料館による出張講座が行われ、社会福祉の原点ともいえる人権問題について理解を深める時間を設けた。午後は全学年交流会「先輩と知り合えちゃうってコト⁉」が開催され、学年の枠を超えた縦のつながりを築く場とした。

6）学修環境と課外活動の支援

学修環境の整備として、図書館や自習室、ICT環境の充実が進められてきた。図書館は約26万点の蔵書を有し、貴重な福祉関連資料を所蔵している。また、コロナ禍より整備をしてきた学内無線LANについて、2024（令和6）年度には専門職、そして2025（令和7）年度には全学生に対して提供を開始した。

また、住まいの支援としては、キャンパスから徒歩約10分の場所に学生寮「松窓寮」があり、約160名の学生が共同生活を送っている。また、東京

都住宅供給公社との連携による久留米下里住宅での居住プログラムが開始され、学生が団地に居住しながら地域活動に参加する取り組みが行われている。

課外活動においては、36のサークルや同好会、ボランティア団体が活動しており、大学として、施設利用や行事援助金の支給などを通じて支援している。2024（令和6）年度の活動報告によれば、準硬式野球部が新関東大学準硬式野球連盟3部リーグで春季優勝を果たしたほか、卓球サークルが清瀬市内の大会で優勝等の成績を収めている。

ボランティア活動も活発に行われており、学生有志団体「Cocoa」は、学内での「復幸カフェ」の運営や大学祭での出店を通じて得た売上の一部を、能登半島地震の被災地や台湾へ募金するなど、具体的な支援活動を展開している。

2　研究大学院

⑴　研究大学院の4つの特長

研究大学院は、1989（平成元）年4月に社会福祉学研究科修士課程を設置した。さらに1994（平成6）年度には博士後期課程（博士課程）を開設し、後期課程の開設に伴い、修士課程は博士前期課程を正式な名称とすることとなった。

現在、研究大学院の4つの特長について、以下のように、大学院ガイドブック（大学院案内）やホームページで紹介している。

①実践的な「研究能力向上」に力を注ぐ

今日の社会福祉は、福祉現場での実践にしても、行政での政策・計画の立案・実践・評価にしても、計画と研究を抜きには進められなくなっています。本研究科では、実践研究者としての、あるいは研究的実践家としての「研究能力」を高めることを主眼としています。

②学びの概要（博士前期課程・博士後期課程）

博士前期課程（修士課程）は、講義・演習・修士論文指導を体系的に学べる、「領域別研究」と「研究方法論」等の科目で構成しています。博士後期課程（博士課程）は、博士論文指導と論文作成に至るまでの予備審査で構成しています。

③人材輩出

博士前期課程は「社会福祉実践の向上や発展に貢献できる実践研究者及び研究的実践家の養成」、博士後期課程は「社会福祉実践の向上や発展に資することのできる高度の実践研究者および研究的実践家の養成」「社会福祉実践の向上や発展に貢献する優れた実践家・研究者を育成できる教育者の養成」を主たる目的とし、新しい社会福祉系大学の教育・研究モデルの構築を目指しています。

④福祉プログラム評価履修コースを開設

社会福祉学研究科では、2010年4月より「福祉プログラム評価履修

コース」を開設。プログラム評価とは、よりよい社会プログラムを構築し、改善を図り、その存廃や発展の方向性に関する意思決定をするために行われる体系的かつ科学的なアプローチ法のことです。効果的な福祉プログラムの形成・向上に強い影響力をもつプログラム評価者および評価研究者の育成を目指しています。

⑵ 3ポリシーの検討

研究大学院における3ポリシーについては、2009（平成21）年度に、「アドミッション・ポリシー（入学者受入れ方針・求める学生像）」を公表し、2014（平成26）年度に、「ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）」及び「カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）」を公表した。

その後、2022（令和4）年度に、研究科委員会におけるFD協議会にて、「ディプロマ・ポリシー」「カリキュラム・ポリシー」「アドミッション・ポリシー」の検討を行った。

現在の3ポリシーは以下の通りである。

1） ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

博士前期課程については、修士（社会福祉学）の学位論文は、専門分野における十分な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を示すものであるとした。また、社会福祉理論、政策、実践の向上や発展に貢献できる者とし、理論と政策を追加した。

博士後期課程では、博士（社会福祉学）の学位は、研究者として自立して研究活動を行い高度な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を示すものであるとした。また、本課程修了者が身に着けている能力として4点に整理した。

【ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）】博士前期課程

博士前期課程では、所定の単位を修得しなければならない。また、修士の学位論文は、研究指導を受けたうえで、専門分野における十分な研究能力及

びその基礎となる豊かな学識を示すものでなければならない。修士（社会福祉学）の学位は、修士論文を提出し、修士論文審査及び最終試験で合格した者に授与する。

本課程の修了生は、社会福祉理論、政策及び実践の向上や発展に貢献できる実践的研究者及び研究的実践者として、現代社会の変化に伴って変動する社会・福祉問題と人々の生活ニーズを適切に把握し、その解決に有効な次のいずれかの高度の能力を有する者とする。

①社会福祉援助方法を科学的に追求する能力を有する者
②社会福祉実践プログラムを科学的に追求する能力を有する者
③社会福祉制度・政策のあり方を科学的に追求する能力を有する者
④社会福祉理論を科学的に追求する能力を有する者

【ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）】博士後期課程

博士後期課程では，所定の単位を修得しなければならない。また博士（社会福祉学）の学位は、研究指導を受けたうえで、研究者として自立して研究活動を行い、高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を示すものでなければならない。博士の学位は、博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格した者に授与する。

本課程の修了生は、社会福祉理論，政策及び実践の向上や発展に資することのできる高度の実践的研究者及び研究的実践者、ならびに優れた実践者・研究者として､以下の人材育成等で活躍できる高度の能力を有する者とする。

①研究課題を科学的に追求する自立した研究能力を有する者
②社会福祉理論、政策及び実践の向上や発展に資することのできる高度の実践研究能力を有する者
③社会福祉学の豊かな学識を有する者
④国際的、学際的な視野から各専門領域で活躍できる能力を有する者

2)　カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

博士前期課程のカリキュラム･ポリシーについては、修士論文作成に向け、

2年次での中間報告会に加え、1年次に研究計画発表会を行うことや修士論文審査について、明文化を図った。博士後期課程においては博士論文の第3次予備審査及び最終試験について明文化した。

【カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）】博士前期課程

現代社会の変化に伴って変動する社会・福祉問題と人々の生活ニーズを適切に把握し、その解決に有効な能力を身につけるために、以下の方針に基づき教育課程を編成している。

①社会福祉学の理論や学説並びに歴史背景を認識するための社会福祉基盤科目を設置する。

②様々な福祉領域の学際的な視点を養うための多様な科目を設置する。

③自らの研究テーマを超えて，社会・福祉問題と人々の生活ニーズを適切に把握するための領域別科目を設置する。

④社会・福祉問題と人々の生活ニーズの解決に有効な研究手法を身につけるための研究方法論科目を設置する。

⑤修士論文を作成するために、指導教員を定めて研究指導を行い、1年次には研究計画発表会を、2年次には中間報告会を行い、様々な領域の教員によるコメントを交え、学際的な指導を展開する。

⑥審査においては、適切な審査体制のもと、修士論文審査基準に基づき、審査を行なう。

【カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）】博士後期課程

研究課題を科学的に追求する自立した研究能力と豊かな学識を身につけ、社会福祉理論，政策及び実践の向上や発展に貢献する優れた実践者･研究者･教育者として人材育成等で活躍できる能力を身につけるために、以下の方針に基づき教育課程を編成している。

①博士論文を作成するために、博士論文指導を担当する教員の中から主と副の指導教員を定め、複数教員による研究指導を展開する。

②社会福祉学の豊かな学識を養うために、必要に応じて博士前期課程科目

を履修させる。

③自立した研究能力を身につけるために、学会等での研究発表および査読付学術雑誌への投稿・掲載を基本とする。

④博士論文を作成するために、博士論文予備審査ガイドラインに基づいて、各年次にそれぞれの審査項目を設定し段階ごとの論文作成に至るまでの確認を複数教員にて行う。

⑤第3次予備審査と最終審査および最終試験においては、5名の審査委員による審査体制をとり、博士論文審査項目に基づき審査を行なう。なお、審査委員には、学外審査委員を含めることができる。

3)　アドミッション・ポリシー（入学者受入れ方針・求める学生像）

2009（平成21）年度に公表されたアドミッション・ポリシーは、「研究に基づく社会福祉実践向上への強い目的意識」「優れた実践研究を遂行する能力」「国際的な視点」「生涯にわたる自己研鑽」の4つを柱としたものであった。現在は、博士前期課程及び博士後期課程において「求める学生像」として、目的意識や遂行能力など同様の4点を掲げている。また、それぞれの課程における選抜方法を具体的に示している。

【アドミッション・ポリシー（入学者受入れ方針・求める学生像)】

「求める学生像」

本学大学院社会福祉学研究科博士前期課程では、社会福祉理論，政策及び実践の向上や発展に貢献できる実践的研究者及び研究的実践者を養成する目的で、以下のような人材を求める。博士後期課程では、研究者として自立して研究活動を行い高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有し、社会福祉理論、政策及び実践の向上や発展に資することのできる高度の実践的研究者及び研究的実践者、ならびに優れた実践者・研究者を育成できる教育者を養成する目的で、以下のような人材を求める。

①研究に基づく社会福祉実践向上への強い目的意識を有する者

現代社会の変化に伴って変動する社会福祉のニーズに対して常に鋭敏

な関心をよせ、それらのニーズをもつ人への有効な支援のあり方を科学的に解明して、社会福祉理論，政策及び実践の向上に資することに強い目的意識と熱意、使命感を有する者。

②社会福祉理論，政策及び実践的研究を遂行する能力を有する者

現代社会の多様な社会福祉ニーズの解明と科学的な問題解決、社会福祉理論、政策及び実践の向上への貢献を行うために、必要な社会福祉学の基礎知識と総合的な学力を有し、柔軟で論理的な思考により社会福祉理論、政策及び実践的研究を遂行しようとする者。

③国際的な視点を有する者

アジアを含めて広く世界の社会福祉に関心を寄せ、国際的な視点をもって活躍したいと考える者。

④生涯にわたる自己研鑽する者

生涯教育やリカレント教育によって、生涯にわたって自己研鑽に励もうと考える者。

「選抜方法」

【博士前期課程】

以下のように入学者の選抜を行う。

・一般入学の入学者の選抜は、学力検査（筆記試験・口述試験)、研究計画及び成績証明書の内容を総合的に評価する。

・リカレント入学 (現職継続者入学)の入学者の選抜は、学力検査（筆記試験・口述試験)、研究計画、社会福祉等の実践記録及び推薦・同意書の内容を総合的に評価する。

・福祉関係職経験者入学の入学者の選抜は、学力検査（筆記試験・口述試験)、研究計画及び社会福祉等の実践記録の内容を総合して行う。

・学内推薦入学の入学者の選抜は、学力検査（筆記試験・口述試験)、研究計画及び推薦の内容を総合的に評価する。

【博士後期課程】

以下のように入学者の選抜を行う。

・入学者の選抜は、筆記試験（英語・小論文）、口頭試問，論文及び研究計画を総合的に評価する。
・社会福祉学の研究・教育の国際化を考慮し、小論文の選択課題の中に、英文の選択課題を設定し評価する。

⑶　入学者確保への取り組み

研究大学院の定員は、開設当初より変更しておらず、博士前期課程が1学年定員は15名、博士後期課程の1学年定員は5名である。2022（令和4）年度に実施された大学機関別認証評価において、「実入学者数が入学定員に対して適切な数になっていること」を満たしていないという指摘がなされた（適切な数とは、定員充足率が0.7以上をいう）。入学者増への対応として、入試改革を行い、その結果、入学者数は増加した。博士前期課程では定員充足率0.7に達していないものの、2025（令和7）年度の博士後期課程入学者は定員充足率0.8に改善することができた。

その他、広報活動や学部在学生への働きかけなどを継続的に行っている。

1）　入試改革

①卒業生に対する入学金免除

2023（令和5）年度より、大学院入試改革の一環として、本学学部を卒業した者、本大学院博士前期課程を修了した者及び本大学院専門職学位課程を修了した者が本大学院に入学する場合は、入学金の納付を免除することとし、所要の学則改正を行った。

②博士前期課程の留学生入試

研究大学院開設後、前期課程の入学試験に「一般入学」に加え、「リカレント入学」、「福祉関係職経験者入学」を設け、福祉の現場実践を有している者に対し、入学の機会を広げてきた。しかし、その後、特に前期課程における受験者・入学者が減少したため、「学内推薦入学」を設けた。

2022（令和4）には、国際協力の推進及び入学者の安定的な確保に向けて、外国人受験生の入試方法のあり方等について検討を始めた。2025（令和7）年度入試において博士前期課程に新たに留学生入試枠を設けることとし、前年度にはオンラインによる入試説明会と指導希望教員との面談を行った。2025（令和7）年度入試では、留学生入試を3名が受験し2名が合格した。

③博士後期課程の学内推薦入試

博士後期課程の入学者増に向け、2025（令和7）年度入試から、学内推薦入学を新たに導入した。その結果、2025（令和7）年度入試では、2名が学内推薦制度を活用して入学した。さらに、前期課程修了後に実践の場で経験を積み、学修・研究環境を整えた後に、後期課程への進学を希望する者を積極的に受け入れるため、学内推薦入試の対象条件拡大について検討を行った。2027（令和9）年度入試より、学内推薦入試の対象に、本学大学院前期課程修了者を含めることとなった。

2） 広報活動の充実

入学者の確保に向け、 ホームページの充実や説明会の工夫など、広報活動の強化を図っている。コロナ禍においては、オンラインによる入試説明会を行い、参加者への継続的な説明や指導希望教員との面談などを積極的に展開した。その後も、オンラインによる入試説明会等を継続している。また、教員情報の進学情報誌（紙媒体、インターネット）への掲載や、専門職能団体誌（日本医療ソーシャルワーカー協会、日本社会福祉士会、日本精神保健福祉士協会）に大学院案内を掲載し、広報の促進を図った。

さらに、説明会や入学試験時のアンケート結果の分析を通し、個別相談会や広報活動に関する評価を行い、学生確保に向けて検討している。2022（令和4）年度よりWeb出願に完全移行し、受験生の出願しやすさによる受験の促進を図っている。

3） 学内推薦制度活用の推進

学内推薦制度を活用した入学者増に向け、学部生及び博士前期課程の学生

への働きかけとして、以下のことに取り組んでいる。

①在学生に対する説明会等の開催

学部の3年生と4年生を対象に、学内推薦入試の説明会を開催している。2024（令和6）年度からは、在学生オリエンテーションに大学院の紹介を組み入れ、学内推薦入試制度の説明を行っている。学部から進学した大学院生から学部生に対しメッセージを送るなど、学部の学生が大学院に関心を持てるような工夫を行っている。さらに、2025（令和7）年度には、前期課程の説明会の際に、前期課程1年生から学部学生に向けて、大学院への入学動機や入学後の学修・研究活動、やりがいなどについて話してもらう機会を設けた。大学院博士後期課程の学内推薦入試については、2025年度に博士前期課程の院生を対象とした説明会を開催した。

②研究計画発表会への学部生の参加

2023（令和5）年度より、博士前期課程1年生による研究計画発表会に、大学院進学に関心のある学部学生が参加できるようにし、大学院進学の情報提供と動機付けを行っている。

4）　研究生制度の活用

1989（平成元）年度から、「日本社会事業大学大学院研究生規程」に則り、研究生の受け入れを行っている。研究生の研究期間は原則1年以内であるが、再度、研究生としての入学が可能であり、2023（令和5）年度からは通算2年までとした。研究生の選考は、書類及び面接によって行っている。研究生は、指導教員のもとに学術の研究に従事するものとし、指導教員が必要と認めた場合は、大学院の授業科目の一部を聴講することができる。授業の聴講により、大学院で学修することへの関心や意欲を高めることで、博士前期課程及び後期課程への進学に結び付け、各課程への入学者増が期待できる。

⑷　研究大学院における教育

1）　教育目標及び教育課程の特色

研究大学院における教育については、以下のように、教育目標及び教育課

程の特色を大学院ガイドブック（大学院案内）やホームページで紹介している。

【教育目標】博士前期課程

現代社会の変化に伴って変動する社会・福祉問題と人々の生活ニーズを適切に把握し、その解決に有効なソーシャルワーク等の社会福祉援助方法、社会福祉実践プログラム、社会福祉制度・政策のあり方、あるいは社会福祉理論を科学的に追求する高度の能力と方法を修得し、社会福祉実践の向上や発展に貢献できる実践的研究者及び研究的実践家を目指す。

【教育課程の4つの特色】博士前期課程

①社会福祉の広範な知識と研究方法を体系的に学修

社会福祉の歴史や理論をベースとして、専門領域の知識を深めつつ、研究方法を学び、自らの研究に適用させます。

②研究テーマに応じた指導教員のきめ細かな指導

それぞれ指導教員が配置され、多様化・細分化する研究テーマの深い指導を可能にしています。研究計画発表会・修士論文中間報告会・修士論文発表・審査会などでの発表が義務づけられ、研究成果の発表方法の指導も行われます。

③大学院専用の実習室など充実した教育環境

研究室やコンピュータを設置した大学院専用の情報計画実習室など環境設備が充実。日本社会事業大学社会福祉学会での発表など新しい社会福祉研究教育を志向しています。

④現場で活躍する福祉関連従事者も在籍

社会福祉現場で働いている人が現職のまま博士前期課程に在籍し、社会福祉現場の課題と社会福祉研究・教育とを結びつけた研究を進めるリカレント教育、及び福祉関係職経験者教育システムを実現しています。また、大学院の授業を木・金・土曜日に集中させ、社会福祉実習や現場との共存・共修がしやすい時間割を構成しています。

【教育目標】博士後期課程

前期課程の目的を踏まえた研究課題を科学的に追求する自立した研究能力を修得するとともに、合わせて豊かな学識を養うことによって、社会福祉実践の向上や発展に資することのできる高度の実践的研究者及び研究的実践家、並びに社会福祉実践の向上や発展に貢献する優れた実践家・研究者を育成できる教育者を目指す。

【教育課程の5つの特色】博士後期課程

①複数教員による研究サポート

大学院生は論文指導教員の中から主指導教員、その他の教員の中から1名を副指導教員とし、それぞれの担当教員から研究指導を受けます。福祉政策、地域福祉、ソーシャルワーク実践、福祉プログラム評価、保健医療福祉、子ども家庭福祉、障害福祉、高齢者福祉を担当する教員が研究指導科目を開講しています。

②3段階の予備審査、綿密な指導の下で、博士論文を執筆

博士論文の審査については、第1次予備審査から第3次予備審査までのプロセスを経て、最終審査、最終試験を受けます。予備審査では、1年次から3年次までの各段階における研究計画書等の申請書類を提出し、その計画書等に基づき、口述試験が行われ、第2次予備審査に合格した者は博士論文執筆に取りかかります。

③評価研究者としての研修を積む「福祉プログラム評価履修コース」

博士前期課程のプログラム評価履修コースに加えて、博士後期課程では福祉プログラム評価の知識を養うと共に指導教員の共同研究や外部資金を活用したプロジェクト研究に関わり、プロジェクトマネジャーの経験を通して自立した評価研究者としての研鑽を積みます。

④国内外を舞台に、共同研究員として研究プロジェクトに参加

本学社会事業研究所が行う研究プロジェクトに共同研究員やリサーチ・アシスタントとしての登録を経て、海外の社会福祉研究及び国内の各種社会福祉調査、社会福祉研究プロジェクトに参加し、研究を深

めると共に、社会福祉に関する先駆的・実践的研究活動を実現します。また、日本学術振興会「特別研究員」他の獲得に向けた経費の補助を行う等、研究者が広い視野をもって福祉の研究・実施に取り組める環境が整っています。

⑤それぞれの研究成果を論文にまとめ、関係学会で発表

大学院生は研究指導の成果を論文にまとめ、学術雑誌に投稿する他、その内容を社会福祉学会など関係学会で報告、発表します。

2) 修了要件と科目構成

前期課程の修了要件は以下のとおりである。

「社会福祉基盤科目」：選択必修2単位以上

「領域別科目」：選択必修6単位以上、

「研究方法論科目」：必修2単位、選択必修6単位以上

「専門英語科目」：選択必修2単位以上

「研究演習」：必修6単位、自由選択

「実習」：自由選択

「選択科目」：選択必修6単位以上

以上、必修科目8単位以上、選択必修22単位以上の合計30単位を修了要件単位としている。「選択科目」には、大学院社会福祉学専攻課程協議会（2025年度の加盟大学12校）の委託聴講科目があり、他の大学院の院生と一緒に学修できる機会が作られている。また、専門職大学院との同時開講科目を設けている。

2020（令和2）年9月に、認定社会福祉士認証・認定機構が認定している「認定社会福祉士」の取得ルートに、大学院（教育基幹）ルートが新設され、在籍している大学院で対象の認証科目を12単位取得した場合に適用されることとなった。本研究科では、2021（令和3）年度より、「社会福祉学研究方法論概論」「研究課題設定論Ⅱ」「社会調査研究方法基礎論」「社会福祉学研究演習Ⅰa」「社会福祉学研究演習Ⅰb」「研究発表演習」「論文指導」の7科

目（12単位）が、認定社会福祉士認定制度の研修科目として認証されている。

博士後期課程において単位制が導入されたのは、2010（平成22）年度からである。

修了要件単位はそれまでと変更なく10単位であり、科目構成は、以下の通りとなっている。

・「社会福祉学専門研究演習Ⅰa」：必修2単位
・「社会福祉学専門研究演習Ⅰb」：必修2単位
・「社会福祉学専門研究演習Ⅰc」：必修2単位
・「博士論文指導Ⅰ」：必修2単位
・「博士論文指導Ⅱ」：必修2単位
・「社会福祉学研究演習Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ・Ⅵ」：自由選択
・「福祉プログラム評価実習」：自由選択

なお、2009（平成21）年度の文部科学省「組織的な大学院教育改革推進プログラム（大学院GP）」に、福祉サービスのプログラム評価研究者養成プログラムが採択され、2010（平成22）年4月に「福祉プログラム評価履修コース」を開設した。本コースの履修希望者は、 博士前期課程及び博士後期課程の1年次に登録し、「プログラム評価科目」（必修4単位、選択必修3単位以上）、「研究方法科目」（必修4単位、選択必修4単位以上）、「国際関係科目」（選択必修4単位以上）の単位を修得することとしており、毎年度、コース修了者を出している。

教育内容については、2022（令和4）年度にシラバス作成ガイドラインを作成し、翌年度に見直しを行い、シラバスの位置づけの確認及び内容の充実を図った。2023（令和5）年度には、認定社会福祉士研修認証科目更新申請に伴い、当該科目のシラバス等を見直し、他科目との関連を踏まえた位置づけについて協議を行った。2025（令和7）年には、科目担当教員を対象とした「前期課程の授業に関する調査」を行い、各授業科目における授業形態や内容、及び授業時間外に受講生に取り組むことが求められる作業等の

実態を可視化した。その結果をFD協議会で共有し、次年度以降のカリキュラム等について協議を行った。

2) 学位論文審査

学位論文の審査については、2016（平成28）年度に、論文作成ガイドラインの見直し等により、修士論文の質的向上や、博士号授与に至る審査プロセスの明確化等を行った。さらに、2018（平成30）年度には、修士論文の審査手続き及び方法について協議が行われ、併せて、大学院における成績（審査含む）の情報開示及び異議申し立てに関する取り扱い（申し合わせ）についても協議がなされた。2019（令和元）年度から、博士前期課程1年次の研究計画発表会及び2年次の中間報告会を実施し、修士論文の質的向上を図っている。

2021（令和3）年度にも、修士論文指導・審査に関する手続き・方法及び博士論文指導・審査に関する手続き・方法についての協議を行った。修士論文作成ガイドラインの内容、共同研究における博士論文の位置づけ、査読付き論文の点検と審査、審査過程における手続きや遵守事項等の共通認識を図った。2022（令和4）年度には、博士論文の審査の迅速化と透明化を図るため、審査手続きについて明確化するとともに、博士論文学外審査委員登用の促進のための検討を行い、学外審査委員の資格や申請の手続き等について明文化した。その後も、論文審査に関する手続や書類の様式等について、適宜検討し、見直しを行っている。

教育体制については、2017（平成29）年10月に、「日本社会事業大学教育職員選考規程」別表「第15条に基づく大学院教育職員の資格要件」を改正した。2018（平成30）年度より、審査基準に則り、博士前期課程の授業科目、博士前期課程及び博士後期課程の研究指導を担当する教員の審査を行い、教育指導体制の強化を図っている。

3) 研究倫理教育

研究倫理については、博士前期課程の院生及び他大学大学院から入学した博士後期課程の院生に対し、4月の「社会福祉学研究方法論概論」の授業に

おいて講義を実施してきた。また、博士前期及び後期課程の研究演習・講義・演習・実習においても、研究倫理の教育・指導を行っている。

それに加え、院生への研究倫理教育のさらなる強化として、2021（令和3）年度より、研究倫理e-ラーニングの受講・修了証書の提出を年一回、課すこととした。それに際し、9月に実施している博士前期課程1年の研究計画発表会の後に、本学社会事業研究所・研究倫理委員会による、研究倫理申請等に関する説明会を開催している。

⑸　学修・研究環境の整備

1）　オンライン授業の導入

大学院の授業及び論文審査・発表会等は対面式で実施してきたが、2020（令和2）年度は、新型コロナウイルス感染症対策として、4月より同時双方向型オンラインでのオリエンテーション、講義・演習、院生指導を行った。同年度の後期以降は対面を基本としつつも院生の状況を勘案し、講義・演習や各種審査会・発表会等のオンライン参加を認め、学修の質を担保しつつ、院生が仕事と研究を両立できるように対応した。2021（令和3）年度、2022（令和4）年度も、新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮し、対面を基本としながらも、遠隔地在住あるいは有職の院生等に配慮し、多様な教育・研究指導形態（ハイブリッド型を含む）を認め、学修の質を担保しつつ、院生が安心して研究ができるよう努めた。新型コロナウイルス感染症が5類に移行したのちも、コロナ禍で大きく変化した教育環境を踏まえ、従来の対面での指導に加え、積極的にＩＣＴを用いた講義やハイブリッド型での教育を取り入れ、院生が遠隔地からでも受講できる体制を継続している。

2）　大学院講義室及び情報計画実習室等の環境調整

2024（令和6）年度には、院生からの要望に応え、情報計画実習室の統計・分析ソフトの増設を図った。また、プレゼンテーションの練習や休憩ができるようなスペースを設け、研究環境の改善を図った。2025（令和7）年度には、大学院講義室1及び大学院講義室2のプロジェクターの経年劣化に対

応し、複数の機能を有する新たな機器を導入した。授業におけるディスカッションを促進するなど、ハイブリッド型授業も含め、教育の質向上につながるものと思われる。

さらに、情報計画実習室や院生研究室の利用については、通常の施設利用時間を延長し、Googleフォームでも使用申請できようにし、利用しやすい状況とした。今後は、学生が学び合える場としてのラーニング・コモンズの設置について検討を進めている。

3) ティーチング・アシスタント制度

2007（平成19）年4月に施行された「日本社会事業大学ティーチング・アシスタント規程」に則り、毎年度、本学の学部・専門職大学院または博士前期課程の授業科目に関して、授業担当教員の指導のもとに、教育支援業務に従事するティーチング・アシスタントを募集・採用している。授業担当教員は、ティーチング・アシスタントに対し、事前にオリエンテーションを行い、教育支援業務に関する意見や要望を聴取しながら進めている。大学院生は、学部の学生等に対する助言や教育補助業務を体験することで、教育支援に関するトレーニングの機会となっている。

⑹ 教育効果の評価・確認

1) 授業評価アンケートの実施とフィードバック

毎年度、前期・後期、それぞれの授業の終了時期に、授業評価アンケートを実施している。アンケート結果は、全回答、授業科目群別回答及び科目別回答に分けて集計し、担当教員にフィードバックしている。教員は集計結果及び自由記述の内容に対し、コメントを提出し、コメントは全回答及び科目群別回答の集計結果とともに院生へ公開している。また、研究科委員会において共有し、授業改善等につなげている。

2) 在学生・修了予定者アンケート

毎年度、2月下旬から3月中旬に、「大学院在学生・修了予定者アンケー

ト（学生支援事項）」を実施している。質問項目は、入学時の主な目的、本学のイメージと実際、大学院での教育とキャリア形成、経済的支援、施設設備等であり、各質問の満足度の理由を具体的に聞いている。また、上記アンケートと同時期に「大学院修了予定者アンケート（教務事項）」を実施している。質問項目は、各科目群に関する評価、新たに希望する授業科目、授業への院生自身の取り組み、授業内容や教員の姿勢などに関することであり、本学の大学院教育ついての自由記述欄を設けている。両アンケートの結果を研究科委員会で共有し、次年度の学生支援や教育の質の保証・改善に役立てている。

3)　研究科修了者等からの意見聴取

本学内部質保証に関する規程に基づき、研究科の教育目標及び学位規程に即した学習成果を検証することを目的とし、2022（令和4）年度及び2025（令和7）年度に、研究科前期課程及び後期課程修了者からの意見聴取を実施した。内容は、①大学院の教育目標に関すること、②大学院での学習成果である。①については、「研究能力及びその基礎となる豊かな学識」の修得、研究課題を科目履修や研究指導のプロセスでどのように深めたかについて尋ねた。②は大学院修了が仕事や業務にプラスの影響を与えたこと、実践能力や研究能力に関する周囲からの評価についてである。

結果は、研究科委員会等において共有し、教育の質の保証及び継続的な改善が図れるよう、FD活動につなげている。今後は、修了者に加え、修了者の就職先の関係者等からの意見聴取も含め、学習成果の検証を続ける必要がある。

3　専門職大学院

⑴　創設から2013（平成25）年度まで10年の振り返り

本学の専門職大学院は、2004（平成16）年に日本で唯一の福祉系専門職大学院として創設された。社会福祉学と経営学の二領域にまたがる大学院としてケアマネジメントコースとビジネスマネジメントコースの2コース制がとられ、教育課程は1年、修了者には「福祉マネジメント修士（専門職）」の学位が授与されることとして始まった。

しかし第5章に詳細を記したように初年度より実践者向けの高度専門教育への課題をつきつけられた。第一に、仕事と大学院生活の両立ができないことである。結果として仕事を辞めて通学する院生が多くを占めた。第二に経験豊富な実践者とこれから社会福祉士を目指す院生が混在していたことである。経験豊富な院生からはより実践的・専門的な授業への強い要望が出され、専門職大学院の使命でもある高度で専門的な職業能力を有する人材の養成を実現できていなかった。第三に他業種から福祉事業へ参入した院生へと、社会福祉の実践に従事してきた院生とのカルチャーギャップへの対応に悩まされた。

これらの課題を解決すべく、2009（平成21）年度に大きな改革がなされた。仕事と学びの両立については、木金土を中心とした週末夜間の集中授業に時間割をシフトし、教室はアクセスの良い文京キャンパスを活用し、多忙な院生には2年で修了を目指す長期履修制度、入学前から単位を取得できる科目履修制度を設けた。合わせて、社会福祉士養成課程を廃止する方針となった。教育目標は「社会福祉専門職としての創造性豊かな専門技能と実践能力を有したスーパーバイザーの役割を担う福祉実践者を養成すること」が掲げられ、福祉実践者向けの高度専門教育に一本化する方向に舵が切られた。修了者に対してはアドバンスソーシャルワーカー（ADSW）認定制度を設け、専門職大学院独自の評価基準で上級ソーシャルワーカーを認定することとした。ADSWを目指す修了生のために修習生制度を設置し、修了後も専門職大学院の授業を受講できる仕組みを作った。

他業種から福祉事業に参入した院生と、社会福祉領域で仕事をしてきた院

生との間に生まれたカルチャーギャップについても対策がとられた。開設当初のビジネスマネジメントコースの科目は一般の経営学的な内容であったが、福祉領域での組織運営や経営に直接かかわる内容に変更を重ね整理していった。

補足であるが、2006（平成18）年度に「コラボレーション型実践教育システムの構築－課題解決型福祉実践能力の開発－」が文部科学省の法科大学院等専門職大学院教育推進プログラムに採択され、評価されたことも記しておかねばならない。このプロジェクトでは、実践型実習の展開および実習評価、教材開発に取り組んだ。これを契機に、各自の実践経験を言語化し省察し、それらを理論や価値の学びと結びつけながら、実践課題研究報告としてまとめあげる教育を重視することとなった。専門職大学院が大切にしている省察（reflection）の始まりである。

2014（平成26）年3月に社会福祉士養成課程の最後の院生が修了した。月曜から金曜の日中が社会福祉士養成課程向けの時間割、木曜金曜夜間と土曜日が実践者向け週末夜間集中授業の時間割、と両者が混在する過渡期を終えた。2009（平成21）年度の改革から5年の時を経ていた。この間、2つのコース名も変わり、アドバンスソーシャルワークコースと福祉ビジネスマネジメントコースという名称になった。

振り返れば創設から2013（平成25）年度までの10年間は、院生からのニーズに応えるかたちで、目まぐるしく、その体制を変えていったのである。

⑵　2014（平成26）年度以降

2014（平成26）年度より、社会福祉士養成課程が完全に廃止となり、時間割は木金土の週末夜間集中授業のみとなった。修了要件は30単位から32単位に増え、認定社会福祉士を踏まえた新カリキュラムとなった。ちなみに2009（平成21）年度から2013（平成25）年度までのカリキュラムは「専門修習」「基盤修習」「ソーシャルワーク関連科目」の3つの枠組みで構成されていた。これに対し、2014（平成26）年度からは「実践系科目群」「実践研究・評価系科目群」「基盤系科目群」「アドバンスソーシャルワーク系科目群」「福祉ビジネスマネジメント科目群」と5つの枠組みによる構成とな

り、より実践者向けの内容となった。開講された99科目のうち実に38科目が認定社会福祉士の認定科目として承認された。認定社会福祉士の取得に必要な個別スーパービジョンについても、希望者に対して始めることとなった。また大きく変わったこととして、演習科目に「実践と省察」「実践課題研究」が入ってきたことである。年度末に審査対象となる最終報告会の名称も「実践・学修報告会」から「実践研究報告会」と変わった。入学者のほとんどが実践家という構成となることに伴い、実習から実践研究と言葉が変わり、実践研究を支えるものとして省察がクローズアップされてきたのである。

入試について触れれば、2014（平成26）年度より、有資格者入試の対象を、従来の社会福祉士と精神保健福祉士から介護福祉士、保健師、看護師、保育士に拡大した。推薦入試についても、地方公共団体推薦入試の枠を設けた。その背景には、院生の構成がソーシャルワーカーだけに留まらず、介護、看護、保健など福祉に関連する他分野からの入学者が増加していたことや、行政からの入学者も一定数の割合で存在したことなどがあげられる。

さらにはリカレント講座も2014（平成26）年度より開講した。リカレント講座は、専門職大学院が積み上げてきた教育のノウハウを活用し、学外の一般の福祉実践者に対して行うものである。1日だけの単発のものから専門職大学院の授業を聴講できるものまで幅広く用意した。専門職大学院が学外の福祉従事者にも関わることや、入学希望者確保の意味も含めた企画であった。

2015（平成27）年度にカリキュラムの変更はないが、認定社会福祉士の認定科目が31科目に増え、うち2科目は認定上級社会福祉士に対応した科目として認定された。この年から履修要項の冒頭に「教育理念」「入学者受入方針（アドミッションポリシー）」「課程編成の方針と構成（カリキュラムポリシー）」「専門職修士としての到達目標（ディプロマポリシー）」が掲載されるようになった。当時はまだ2コース制が続いており、現在の文言と若干異なる部分もあり本稿では割愛するが、最新のものについては後述することとする。2コース制については、1コースに統合してはどうかという議論が度々出ていた。アドバンスソーシャルワークコースの院生は後進の指導にあたる立場の者も増え、福祉ビジネスマネジメントコースの授業や院生の興味

を持つようになっていた。逆に福祉ビジネスマネジメントコースの院生たちは管理職的な立場の者が多く、社会福祉の理論を学び、現場の実践家と対話することに関心を抱くようになっていた。開設当初のカルチャーギャップは薄まり、コース統合の方針が加速した。これまでの検証を行い、時代の要請に応えうる新たな教育目標を掲げ、アドバンスソーシャルワークコースと福祉ビジネスマネジメントコースの2つのコースの整合性と福祉の基本となるソーシャルワークとの関連性について検討を重ね、文部科学省に届け出を行った。結果として次年度よりコースが統合されることとなり、高度福祉人材育成という社会の要請に応えうる「福祉人材の育成と管理」系科目群を中核とした新福祉マネジメント専攻に移行する運びとなる。

2016（平成28）年度、2コース制が廃止となり、新福祉マネジメント専攻として1コースに統合された。これを機に、定員は80名から60名に変更された。カリキュラムも刷新され「実践系科目群」「福祉人材の育成と管理系科目群」「分野事例研究系科目群」「分野専門系科目群」「福祉基盤系科目群」という5つの科目群から構成されることとなった。コースが統合されたことにより、科目構成のスリム化が図られた。

同年、文京キャンパスの2階の1教室を改修し「多目的ラウンジ」という新たな場を設けた。2012（平成24）年度の認証評価結果において、文京キャンパスには、院生の自習室、グループ討議の場、教員の研究室がないことなど指摘を受けた経緯があり、対応策として多目的に使用可能なラウンジをつくることとなったのである。多目的ラウンジには、パソコンやプリンターの他、Wifiが完備され、充実した所蔵図書（871冊）および収容が十分な壁面書架、プロジェクター投影が可能なワイド型ホワイトボード、カフェカウンター等が整備され、開放的な空間のもとでキャンパスライフを過ごせるようになった。

ここで、入学者数や入学定員充足率（入学定員に対する入学者数）の経時的変化について表1に示したので参照されたい。2004（平成16）年度に1.00でスタートしたが、以降はそれを下回り、2012（平成24）年度には0.49まで低下した。定員を60名に減らしたのは、入学定員充足率が上昇傾向になかったことが理由のひとつにある。定員変更にともない2016（平成28）年

度は0.68、2017（平成29）年度は0.72まで回復した。一方、在籍定員率（学生収容定員に対する在籍生数）は2004（平成16）年度に1.00でスタートし、2008（平成20）年度に0.71まで下がったが、2009（平成21）年度の長期履修制度導入に伴い上昇し、2016（平成28）年度には1.30となった。

表1．開設から2022（令和4）年度までの定員、入学者、在籍者の状況

年度	2004(平成16)	2005(平成17)	2006(平成18)	2007(平成19)	2008(平成20)	2009(平成21)	2010(平成22)
入学定員	80	80	80	80	80	80	80
入学者数	80	59	68	63	56	59(15)	61(23)
在籍者数	80	59	70(2)	67(4)	57(1)	64(5)	78(17)
入学定員充足率	1.00	0.74	0.85	0.79	0.70	0.73	0.76
在籍定員充足率	1.00	0.74	0.88	0.84	0.71	0.80	0.98

年度	2011(平成23)	2012(平成24)	2013(平成25)	2014(平成26)	2015(平成27)	2016(平成28)	2017(平成29)
入学定員	80	80	80	80	80	60	60
入学者数	50(22)	39(21)	39(23)	46(31)	41(33)	41(33)	43(21)
在籍者数	78(28)	65(26)	65(26)	69(23)	73(32)	78(37)	78(35)
入学定員充足率	0.63	0.49	0.49	0.58	0.51	0.68	0.72
在籍定員充足率	0.98	0.81	0.81	0.86	0.91	1.30	1.30

年度	2018(平成30)	2019(令和元)	2020(令和2)	2021(令和3)	2022(令和4)
入学定員	60	60	60	50	50
入学者数	42(20)	40(11)	35(15)	45(20)	47(21)
在籍者数	68(26)	66(26)	49(14)	61(16)	67(20)
入学定員充足率	0.7	0.67	0.58	0.9	0.94
在籍定員充足率	1.14	1.10	0.82	1.22	1.34

入学者の確保が厳しい中、2016（平成28）年度前後から広報改革が始められていた。リカレント講座や福祉実践フォーラムは、広報の一環として活用されはじめた。入試説明会は平日夜間に文京キャンパスで開催する取組も始められた。フェイスブックは2012（平成24）年度より開始しキャンパスライフやイベント報告などの記事を配信していた。2016（平成28）年度は、カリキュラム改革に合わせた大学院案内の全面更新、福祉新聞ならびにシルバー新報の広報、模擬授業の開催、ホームページに入試専門サイト設置、修了生向けのメーリングリスト立ち上げ等、広報活動が一気に強化された年で

もある。

2017（平成29）年度には専門実践教育訓練講座に指定された。これは厚生労働大臣が指定する、中長期的なキャリア形成を支援するための専門的・実践的な教育訓練を行う講座のことである。この講座を受講し修了すると、受講者が支払った費用（学費）の一部がハローワークから支給される制度である。専門実践教育訓練給付金の対象となるのは標準履修生、すなわち1年コースの履修生のみと決定された。長期履修生は対象外ということで、専門実践教育訓練給付金が始まった2017（平成29）年度より長期履修生の入学者が減少することが予想された。実際、表1に示したように、2016（平成28）年度は41名の入学者のうち長期履修生は33名（80.4%）だったのに対し､2017（平成29）年度は入学者数43名のうち長期履修生が21人（48.8%）と著しく減少した。その後も入学者の内訳は、長期履修よりも標準履修の入学者が多い傾向が続いている。

同じく2017（平成29）年度、専門職大学院は一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟による社会福祉系専門職大学院認証評価を受け「適合している」と評価された。一方で、シラバスの標準化、実践現場との連携強化等の指摘を受けた。

2018（平成30）年度より履修単位が32単位から30単位へと変更となった。2016（平成28）年度のカリキュラム改正にともない決定され、運用がこの年となった。

2019（令和元）年度には専門職大学院教育課程連携協議会を設置した。実践現場との連携強化等、認証評価の指摘に応えるかたちで同協議会が設置し、構成員は学内委員2名、学外委員3名の計5名から成る。学外委員は、広範囲の地域で活動し豊富な経験を有する者として社会福祉法人の理事長、地方公共団体の職員、専門職大学院など社会人教育の経験が豊富な学識者など3名が担当した。以後年1回もしくは2回のペースで現状報告と意見交換を行っている。同協議会での議論を経て、2020（令和2）年7月に学則変更を行い、入学定員を60名から50名に変更、遠隔授業の導入を検討するとともに、今後の方針として地域共生社会の実現を踏まえたカリキュラム改革などが示された。

これらの方針決定に向けた事前準備を2019（令和元）年度より始めたため、2020（令和2）年4月よりオンライン（Zoom）を利用した同時双方向型オンライン授業を速やかに導入することができ、コロナ禍の中、学びを止めることなく教育の実施を継続できた。同時にオンラインと対面によるハイブリッド授業も適宜実施することとなった。その後、学生ニーズの把握を行い、木曜金曜夜間の同時双方向型オンライン授業の恒久的導入、土曜日の対面授業の継続を基本方針とすることとなった。仕事との両立を図りつつも院生と教員による対面での学びの共同体を維持し、教育の質を担保すること目指した。一方で、コロナ禍への対応を優先したため、カリキュラム改革の議論は2021（令和3）年度にずれ込み、実際は2022（令和4）年度から新カリキュラムに移行となった。2020（令和2）年度は、認定社会福祉士認証・認定機構は認定社会福祉の認定ルートに「大学院（教育基幹）ルート」を新設したため、その対応にも追われた。

2020（令和2）年度には広報改革も実施した。広報のあり方を見直すため、修了生にアンケート調査を行い、その結果を踏まえて検討した。フェイスブックは広報内容を見直し年間計画を設計した。ホームページのSEO対策、リニューアルを実施し、入試説明会や模擬授業に直接申込みができるようシステムを変更した。広報動画は状況に応じて様々な内容のものを作成し、ホームページもしくはフェイスブックで配信した。コロナ禍においては、入試説明会、模擬授業、個別相談会を対面とオンライン併用のハイブリッド形式で実施することとした。オンライン個別相談会も随時受け付けられるシステムに変更している。入試説明会や模擬授業はフェイスブック広告を活用するようになった。それまでは入試管理委員長が中心となって入試と広報を合わせて担当していたが、広報業務が多様化したこともあり、2021（令和3）年度から入試担当と広報担当と業務の役割を分担することとなった。

入学定員については2021（令和3）年度より50名となった。同年、カリキュラム改革の議論が進められ、その中でアドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーの3ポリシーが改訂され現在のものとなった。以下、3ポリシーについて記す。

◎アドミッションポリシー（入学者受入方針）

本学では、先に記した教育目標を実現するために、以下のような方を入学者として求めています。

ア．自己と他者を、人格を持つ個人として尊重できる人

イ．人々のウェルビーイングは、その人が置かれた環境と深く関係しているという考え方を理解し、その人をとりまく環境である家族、組織、地域及び社会に対して関心を高く保ち、これらの環境の改善や改革に取り組む意志を有する人

ウ．自身の社会福祉実践力の向上はもとより、自己が属する組織や団体の福祉実践力、あるいは地域や社会の福祉力の向上に意欲や関心を有する人

エ．社会福祉などの対人援助実践、あるいは社会福祉などの機関・組織・事業所において運営管理の業務に携わり、自らの実践を幅広く振り返る経験を有する人

◎カリキュラムポリシー（教育課程編成の方針と構成）

ア．人と組織、社会に関する基本的な知識、専門職に求められる倫理と価値、実践の技術法を、自らの経験を振り返りながら学び直すことを重視します。

イ．多様な学術研究を背景とした理論と専門知識の習得を目指すとともに、理論と実践をつなぐ教育を行います。

ウ．演習や事例検討をはじめ、「経験に基づき、経験を深める」という実践の省察･概念化を中心として､経験学習を深める教育方法を重視します。

エ．院生自身が自らの実践に対する振り返りを行うことを教育の中核に位置付け、その方法を獲得することを支援します。

オ．福祉実践現場における人材の育成と管理をカリキュラムの中心に据え、後進の育成、組織の管理の考え方や手法を学び、福祉現場の変革と開発を担うための教育を重視します。

カ．「共生」とは何かを思索し、専門分野に留まらず、多分野と協働することができる教育を重視します。

◎ディプロマポリシー（専門職修士としての到達目標）

専門職学位課程では、所定の期間在学し、その教育の理念及び目標に基づいて設定したカリキュラムに従った教育を受け、所定の単位以上を修得しなければなりません。また、実践研究報告書は、指導教員による指導を受けたうえで、本学の課程で修得した知識・技術・価値を基礎として、社会福祉現場の変革と新たな社会福祉実践の創造とを担いうる専門職としての自己形成を獲得したことを示すものでなければなりません。専門職修士の学位は、実践研究報告書を提出し、最終報告会で報告し、全指導教員による審査委員会で合格した者に授与します。

本課程の修了生は、以下のような実践能力を有する者とします。

ア．福祉実践とその現場の創造的な発展に必要な基本的な知識を修得した者

イ．理論と実践の両面にわたる能力を備えている者

ウ．価値を基盤とした職業的倫理を深く理解した実践的な専門的職業人である者

これら3つのポリシーはホームページ上にも掲載されている。先述のように、根幹には地域共生社会の実現を踏まえたカリキュラム改革を目指すという背景があった。さらに詳しく論ずれば､改正したカリキュラムポリシーは、①地域共生社会の実現に向け、市町村の相談体制を強化する社会福祉法などの一括改正法が施行され､孤立した人が社会とのつながりを取り戻せるよう、ソーシャルワークを重視した重層的な支援体制の構築が求められていること､②これらの動向に関心を寄せるとともに､「共生」とは何かを深く思索し、実践することができる人材の養成が求められていること、③スーパービジョンの充実が求められていること、④認定社会福祉士を取得するための大学院（教育基幹）ルートへの対応を進めキャリア形成支援が求められていること、これらを踏まえて対応した。

スーパービジョンについては、2021（令和3）年度に2つの様式で実施することとなった。ひとつは、従来の認定社会福祉士向けの個別スーパービ

ジョン。もう一つは、認定社会福祉士向け以外の個別スーパービジョンである。認定社会福祉士向けのスーパービジョンについては、認定社会福祉士認証・認定機構登録スーパーバイザーの教員が従来通りに個別スーパービジョンを行っていた。一方、認定社会福祉士向け以外の個別スーパービジョンは、認定社会福祉士とは無関係で、組織マネジメントの視点からの個別スーパービジョンであり、学生の要望から設置することとなり、福祉人材の育成や管理に関わる授業を担当する教員が行うこととなった。認定社会福祉士向けのスーパービジョンについては、「大学院（教育基幹）ルート」でグループスーパービジョンの形式が認められ、個別からグループへの移行を念頭に、2021（令和3）年度はグループスーパービジョン実施に向けたFD委員会が行われた。FD委員会のテーマを振り返れば、2020（令和2）年度より繰り返し認定社会福祉士の「大学院（教育基幹）ルート」に関するものが開催された。

このような経緯を踏まえ、2022（令和4）年度から導入した新カリキュラムは、「福祉基盤系科目群」「共生社会と分野専門系科目群」「福祉人材の育成と管理系科目群」「実践研究系科目群」を4つの柱に据えた。時代のニーズに適合するよう2016（平成28）年度のカリキュラム改革では高度福祉人材の育成を目指し「福祉人材の育成と管理」がクローズアップされ、2022（令和4）年度のカリキュラム改革では「共生社会」という方向性が明確化された。したがって、重層的支援体制や地域共生社会の実現を意識した内容に移行していくこととなった。また、認定社会福祉士の「大学院（教育基幹）ルート」に対応した科目の配置についても2021（令和3）年度から始められ、これらも考慮して新カリキュラムとなった。認定社会福祉士のグループスーパービジョンについては2022（令和4）年度より開始された。ソーシャルワーカーの上級資格については、認定社会福祉士の「大学院（教育基幹）ルート」を専門職大学院の教育課程の長所として広報する方向性が明確となり、数年に渡る議論の末、専門職大学院が独自に設置したADSW制度は廃止となった。なお2022（令和4）年度は、一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟による社会福祉系専門職大学院認証評価を受け、2022（令和4）年12月に「適合している」と評価された。

2023（令和5）年度のカリキュラム上の変化は「大学院（教育基幹）ルート」の認定社会福祉士向けスーパービジョンを、グループスーパービジョンに一本化した。これにより、認定社会福祉士向け個別スーパービジョンは履修要項から削除された。また通信教育科との併修については、併修者が極めて少ないこと、授業が重なるなどの理由から、廃止することとした。環境面では文京キャンパスの職員体制を見直し、ICTに精通したスタッフを配置するなど、ICT環境の向上に努めた。入学試験については福祉に関わる多様な専門職が入学していることから、有資格者入試の有資格者の範囲を拡大することとなった。この年の有資格者入試より、リハビリテーションに関わる3資格（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）および国家資格となった公認心理士、計4資格が有資格者入試で認められることとなった。また、社会貢献活動ということでは専門職大学院の教員が発起人となり、本学クラウドファウンディング企画第1号として、183名から合計248万円の支援金を受け、11月に清瀬市バリアフリー演劇上演会を開催した。

2024（令和6）年度は、専門職大学院創立20周年記念事業として、①記念誌の作成、②記念フォーラム、③記念式典、④記念パーティー、と4つの事業を行った。①記念誌については、日本社会事業大学専門職大学院20周年記念誌『実践力－リカレント教育20年』と題して20ページの冊子を作成した。専門職大学院の20年の歩みを整理するとともに、現任教員および退官教員、修了生からのメッセージを掲載した。冊子に掲載しきれなかった修了生からのメッセージについては、別紙を作成するとともに、記念誌と共にホームページ上にPDFで掲載した。紙媒体については、記念フォーラムおよび式典の参加者に配布した。②記念フォーラムは、毎年実施している福祉実践フォーラムと合わせて、2024（令和6）年10月14日に御茶ノ水ソラシティカンファレンスセンターにて実施した。20周年ということでテーマを「福祉分野の人材養成とリカレント教育のこれから」とした。同日、記念フォーラムに続いて、同センターのテラスルームにて、③記念式典と④記念パーティーを開催した。記念式典および記念パーティーには、多数のご来賓と、歴代の学長・研究科長、退官教員、多くの修了生・在学生等、70名を超え

る参加となり盛会となった。2004（平成16）年4月に開設されてから20期(948名)の修了生を輩出したことが報告された。

2025（令和7）年度は、入学者が30名と開設以来最も少ない数に落ち込んだ。前年度は20周年記念事業をはじめとするエキストラの業務が多く、広報に手が回らなかったことなどが原因と思われた。また2021（令和3）年度に1校、2022（令和4）年度にもう1校、いずれも都内にある2大学で福祉系専門職大学院が開設されたことも影響したと思われる。これまで日本で唯一の福祉系専門職大学院として走ってきたが、競合の時代を迎えた。よって2025（令和7）年度の最大の目標は、入学者数を取り戻すことが大命題となった。広報戦略を練り直し、Facebook広告、福祉系雑誌での広告、入試説明会での修了生の参加、個別相談会だけでなくグループ相談会の企画など、様々な手法を活用し計画的に広報を行った。教員が講師を務める研修会でリーフレットを配布することも従来通り続け、指定法人や地方公共団体に足を運び推薦入試の依頼をするなど地道な広報活動を繰り広げた。同時に、専門職大学院の授業のオンライン化拡大についても検討することとなった。仕事との両立、遠方からの入学者確保などを念頭に議論を重ね、2026（令和8）年度からは、木曜金曜夜は完全にオンライン授業。土曜日も事例研究や会計など対面でないと実施できない科目だけ残し、可能な限りオンライン化することとなった。ハイブリッド授業については、トラブルが多いこともあり、廃止することとなった。2025（令和7）年3月の時点で入試合格者は37名おり、入学者数はV字回復の兆しである。

⑶　創設から20年のまとめ

1）　リカレント教育20年の振り返り

第5章と本章では、2004（平成16）年度からの2025（令和7）年度までの21年間を経時的に記述してきた。図1は、これを整理したものである。

2004（平成16）年度から2008（平成20）年度は創設期で、社会福祉士国家試験への対応も行っていた。定員80名で2コース制。月から土曜日の昼間に授業を行っていた。仕事と学業の両立は難しいうえ、ベテランの実践家

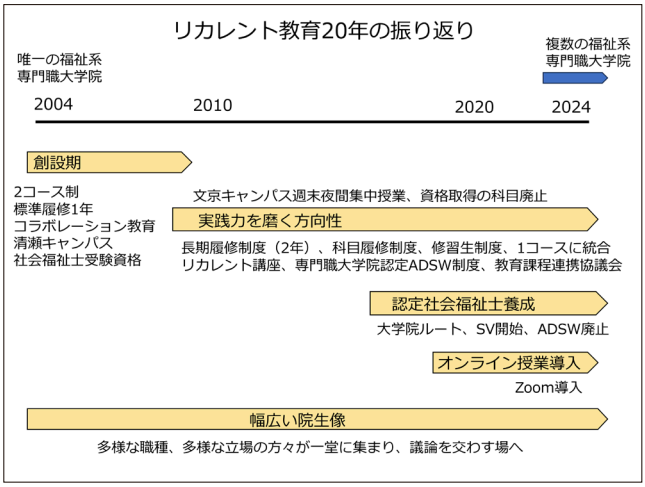


図1．リカレント教育20年の振り返り

とこれから社会福祉士の資格をとろうという院生の間には、知識と経験があまりにも異なり、両者が納得するプログラムを提供することは難しかった。2009（平成21）年度に大きな改革を行い、専門職大学院の本来の姿として、実践力に磨きをかけるという高度専門教育に舵を切った。仕事と両立できる環境を整えるため、文京キャンパスの活用、週末夜間集中授業、長期履修制度（2年コース）、科目履修制度が定められた。また修了後も学びが継続できるよう修習生制度、ADSW制度などが立ち上げられた。2013（平成25）年度に、最後の社会福祉士養成課程の学生が修了すると、2014（平成26）年度から専門職の高度専門教育に一本化となる。2016（平成28）年度、2コース制が廃止となり、新福祉マネジメント専攻として1コースに統合された。カリキュラムも高度福祉人材育成を中核に置くという社会の要請に応えうる内容に刷新され、定員は80名から60名に変更された。2017（平成29）年度に専門実践教育訓練講座に指定され、これによって長期履修生の割合が減り、標準履修生が増える傾向となる。同年、専門職大学院教育課程連携協議会を設置され、遠隔授業の導入、共生社会という方向性が示された。また実践教育訓練講座の継続も考慮し適正な定員数についても意見交換がなされた。コロナ禍の中、段階的にこれらを実施していく。2020（令和2）年度よ

り同時双方向型オンライン授業という新たなフェイズに入り、2021（令和5）年度には定員50名となり、2022（令和4）年度からは共生社会の実現に向けた高度人材育成という方向に向かっている。この間、認定社会福祉士認証・認定機構との連携により、2022（令和4）年度より「大学院（教育基幹）ルート」という位置づけとなったため、独自に認証していたADSWは廃止された。2021（令和3）年度以降、都内の2大学が福祉系専門職大学院を開設し、競合の時代に突入した。

2）専門職大学院の8つの特徴

2026（令和8）年度現在の専門職大学院の特徴を示すと、以下の8つに集約される。

① 実践力の向上を目指す
② マネジメントできる力の獲得
③ 組織のあり方等について振り返り言語化
④ 認定社会福祉士の単位を取得
⑤ 1年間で修士（専門職）の学位が取得
⑥ 遠隔地でも仕事をしながら学べる
⑦ アクセスが便利
⑧ 多様な仲間との出会い

実践力やマネジメント力を獲得し、組織のあり方等について振り返り言語化できるようになり、認定社会福祉士の単位を取得できたり、1年間での学位を取得が可能である。遠隔地からでも仕事をしながら学べ、東京駅から近いということでアクセスも良い。そして多くの修了生が語っているのが多様な仲間との出会いである。

3）多種多様な在学生

専門職大学院には毎年、福祉をキーワードに多様な立場の院生が集まってくる。年齢は20～60代と幅広く、40代が最も多く、ここ数年は平均年齢が50歳に近づいている。福祉・医療・教育・司法領域の実務を担うソーシャ

ルワーカーが中心であるが、福祉・介護・保健・医療領域で働く介護福祉士、看護師、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、公認心理師、ケアマネジャー等も多い。福祉領域に従事している自治体職員も毎年1割以上、一定の割合で在籍している。その他、福祉施設の理事長や施設長などの管理職もいれば、福祉とは異なる仕事に従事してきた社会人も在籍している。年によっては弁護士や司法書士など司法関係、教育者が入学してくることもある。参考までに図2に2024（令和6）年度、図3に2025（令和7）年度のパンフレットに掲載された在学生の構成を紹介する。

2010年代は高齢分野の方々が多かったが、近年は高齢、子ども、地域福祉、障がい、医療分野の方々が同じくらいの割合で在籍している。2020年代に入り、子ども、障がい、地域福祉の分野の方々が目立ち、高齢分野の方々が減少傾向である。また、生活困窮、精神保健福祉の分野の方々も毎年一定の割合で入学してくる。

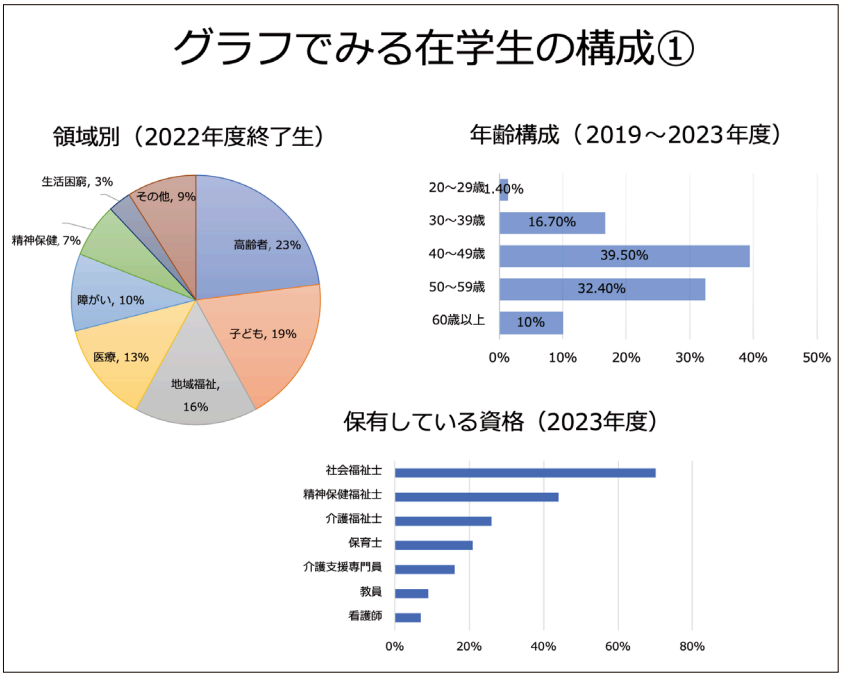


図 2. 2024（令和 6）年度のパンフレットにみる在学生の構成

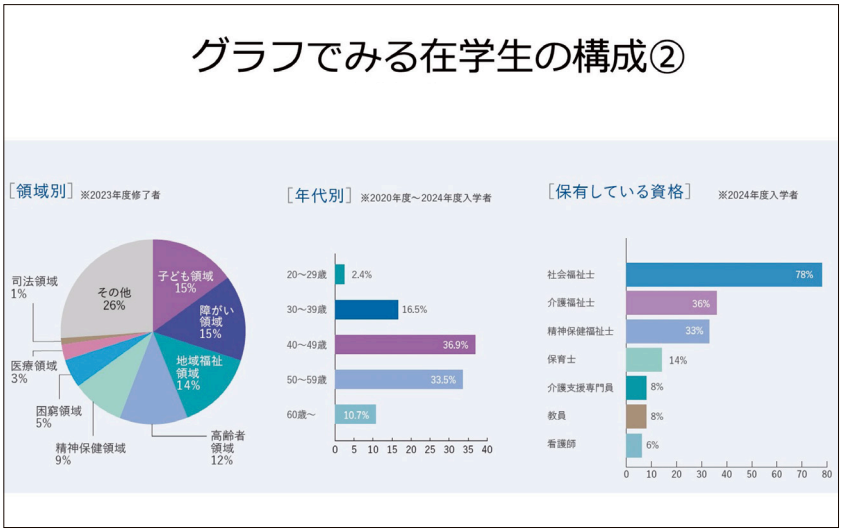


図 3.　2025（令和 7）年度のパンフレットにみる在学生の構成

4)　省察を中核に据えた授業

専門職大学院が通常の授業でも、演習（ゼミ）でも最も大切にしているのが省察（しょうさつ／せいさつ）である。省察とは実践の経験を振り返り、吟味するプロセスを指す。英語のreflectionの訳語で、省察のほか、内省、反省、自省、リフレクションと日本語表記されている。専門職大学院では省察と表記し、「しょうさつ」と発音することが多い。

専門職大学院の教育は、自らの実践を省察することを教育の中核に置くことを基本としている。質の高い福祉実践に有益な知識や理論を獲得したうえで、自らの実践を振り返り、記述し、概念化し、評価し、次なる実践に結びつける、このサイクルを意図的に展開できる人材の育成をカリキュラム方針に据えている。自分の行動は適切だったか批判的に振り返り（critical thinking）、理論や先行事例との照らし合わせ吟味していく。このプロセスはひとりでは難しく、他者から気づかされたり学ぶことが多い。特に異なる立場の人からの意見は重要である。省察を行うには仲間が必要であり、対話が必要となる。協調学習（collaborative learning）と呼ばれる手法が大切

で、専門職大学院の授業はその多くがグループ討論を中心としており、多様な立場が集まる専門職大学院の場は他ではみられない学び場といえる。最終的には経験を学びにかえる力をつけていただきたく、省察的実践家といって図4の経験学習モデルを回せるようになることを目指している。

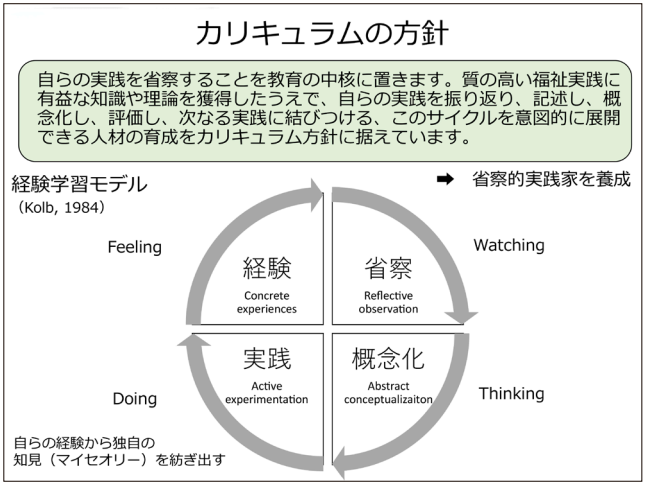


図4. 経験学習モデル

5) ゼミと実践研究

履修要項や時間割で「演習」と書かれているものが、いわゆるゼミである。修了生からはゼミでの学びが良かったという声をよく聞き、その理由はおそらく専門職大学院の学びが凝縮されているからに他ならない。専門職大学院に入学すると各ゼミに配置される。院生は実践課題研究を課せられ、1年もしくは2年で実施していく。実践課題研究は日々の実践で沸き起こる疑問を振り返ることから始まるが、この実践上の疑問のことを専門職大学院では「もやもや」と呼ぶ。「もやもや」を言語化し、テーマを焦点化し、省察する。この一連のプロセスが実践課題研究といえる。ゴールは、自分の現在地の確認、自分の成長、自職場の改善、実践知の構築など様々である。指導教員のもと同じメンバーで30回を超えるゼミで対話しながら省察を深めていく。一つのゼミメンバーは8名前後で1回のゼミは270分。最終的には、修士論文にあたる報告書を作成し、報告会でプレゼンテーションを行うことが修了要件となっている。したがっ

て、ゼミが織りなす実践課題研究が専門職大学院の学びの集大成といえる。

実践課題研究の評価については、令和元（2019）年度から令和3（2021）年度にかけて、教育効果評価指標や基準を検討し、実践研究報告書の評価票、ならびに評価手順について教員間の統一化を図った。実践課題研究の評価について令和元（2019）年度より担当教員会議で第一次評価を専任教員全員で行い、実践研究報告書の提出・評価後の成果発表の機会として実践研究報告会を実施している。

6）　ADSWの取組と取得者

専門職大学院独自の基準で認定したADSW取得者11名について、実践課題研究のテーマ一覧を表2に記す。

表2．ADSW取得者の実践課題研究のテーマ

年　度	実践課題研究のテーマ
平成21（2009）年度	関係機関・多職種によるチームアセスメント体制の確立 ～在宅療養支援診療所におけるソーシャルワーカーの立場から～
	地域包括支援センターが中心となり介護支援専門員の資質向上を図る取り組み：事例検討会の効果と課題
平成22（2010）年度	当法人の人材確保、育成と定着に向けての取り組み ～「研修企画室」を中心とする『研修』からの質の向上を目指して～
	精神障害長期在院者の退院促進と地域定着のための支援システムの確立に向けて＝精神障害者地域移行支援事業についての提言活動を通して、社会福祉専門職の関与を考える＝
平成23（2011）年度	地域における有効な協働（チームアプローチ）を可能にするもの～対応力の向上を目指して、地域包括支援センター、地域型在宅介護支援センター、市主管課の連携を中心に、G市S地域における実践から～
平成24（2012）年度	スクールソーシャルワーカーとしての実践を振り返る ～児童虐待事例に対しての効果的な支援に焦点をあてて～
平成25（2013）年度	地域生活定着支援センターの実践論の確立 ～支援技術・支援方法の確立と標準化についての考察～
	精神科病院に長期入院している知的障がい者の退院・地域生活支援考察
平成26（2014）年度	地域包括ケアにおけるソーシャルワークアセスメントの重要性について
	通院以外に社会参加の場を持たない方々への精神科クリニックにおける精神保健福祉士による関わり
	夜間定時制高校におけるスクールソーシャルワーク実践 ～高等学校へのスクールソーシャルワーク導入の取り組み～

7） 福祉実践フォーラム

最後に2006（平成18）年より始まった専門職大学院福祉実践フォーラムの実績について表3に紹介して締めくくることとする。

表3. 福祉実践フォーラムの変遷

フォーラム名	テーマ	開催日	会場
2006(平成18)年度専門職大学院公開シンポジウム	2015年の医療福祉ビジネス	2006(平成18)年9月16日	新橋・ヤクルトホール
2007(平成19)年度専門職大学院福祉経営フォーラム	本気で在宅医療・在宅介護なのか？	2007(平成19)年9月30日	日本消防会館ニッショーホール
2008(平成20)年度専門職大学院福祉経営フォーラム	福祉経営の何が課題で何をなすべきか	2008(平成20)年10月26日	日本消防会館ニッショーホール
2009(平成21)年度専門職大学院福祉経営フォーラム	～介護保険制度改定の方向性～介護サービスの『質』と経営	2010(平成22)年3月14日	本学文京キャンパス
2010(平成22)年度専門職大学院福祉実践フォーラム	次の時代の認知症医療・福祉・介護	2011(平成23)年3月4日	文京シビックホール
2011(平成23)年度専門職大学院福祉実践フォーラム	成年後見実践の課題と市民後見推進事業～介護保険法の改正をふまえて～	2011(平成23)年12月11日	文京シビックホール
2012(平成24)年度専門職大学院福祉実践フォーラム	障がい者と共に生きる社会～地域生活に必要なサポート～	2012(平成24)年11月24日	文京シビックホール
2013(平成25)年度専門職大学院福祉実践フォーラム	生きづらい時代に人を支える	2013(平成25)年10月20日	文京シビックホール
2014(平成26)年度専門職大学院福祉実践フォーラム	暮らしにかける橋～地域包括ケアに求められる専門職とは～	2014(平成26)年10月20日	全国社会福祉協議会　灘尾ホール
2015(平成27)年度専門職大学院福祉実践フォーラム	(未開催)	(未開催)	(未開催)
2016(平成28)年度専門職大学院福祉実践フォーラム	力量ある福祉人材として自らを磨き、新たな時代を拓くための方略～それぞれの学びと成長を支える魅力ある職場、そして職能団体・大学の役割	2016(平成28)年12月23日	全国社会福祉協議会　灘尾ホール

2017(平成29)年度 専門職大学院福祉実践フォーラム	(未開催)	(未開催)	(未開催)
2018(平成30)年度 専門職大学院福祉実践フォーラム	『意思決定支援』の最前線―現状と未来―	2018(平成30)年10月6日	フクラシア丸の内オアゾ
2019(令和元)年度 専門職大学院福祉実践フォーラム	人口減少・高齢化が社会を再生する―「分かち合い」の地域コミュニティづくりに向けて―	2019(令和元)年10月5日	御茶ノ水ソラシティ カンファレンスセンター
2020(令和2)年度 専門職大学院福祉実践フォーラム	成年後見制度は「利用者がメリットを実感できる」ようになったか？―障害者権利条約への対応も見据えて―	2020(令和2)年10月25日	御茶ノ水ソラシティ カンファレンスセンター（オンライン併用のハイブリッド開催）
2020(令和2)年度 専門職大学院福祉実践フォーラム・フォローアップセミナー	「後見人等への意思決定支援研修」を深める	2021(令和3)年2月13日	オンライン開催
2021(令和3)年度 専門職大学院福祉実践フォーラム	「地域共生社会の実現とソーシャルワーク実践」	2021(令和3)年10月2日	オンライン開催
2021(令和3)年度 専門職大学院福祉実践フォーラム・フォローアップセミナー	地域共生社会の実現とソーシャルワーク実践【応用編】	2022(令和4)年2月5日	オンライン開催
2022(令和4)年度 専門職大学院福祉実践フォーラム	「共生社会をめざす当事者と専門職の協働ー共同創造を学び、その可能性を考えるー」	2022(令和4)年10月16日	御茶ノ水ソラシティ カンファレンスセンター（ハイブリッド開催）
2022(令和4)年度 専門職大学院福祉実践フォーラム・フォローアップセミナー	さまざまな共同創造を学ぶ～共生社会をめざす当事者と専門職の協働～	2023(令和5)年2月4日	オンライン開催
2023(令和5)年度 専門職大学院福祉実践フォーラム	「地域共生社会の実現に向けた連携協働実践　ーインタープロフェッショナルワークの可能性ー」	2023(令和5)年10月15日	御茶ノ水ソラシティ カンファレンスセンター（ハイブリッド開催）
2024(令和6)年度 専門職大学院福祉実践フォーラム (20周年記念フォーラム)	「福祉分野の人材養成とリカレント教育のこれから」	2024(令和6)年10月14日	御茶ノ水ソラシティ カンファレンスセンター（ハイブリッド開催）

2025(令和7)年度専門職大学院福祉実践フォーラム	災害ソーシャルワークの未来	2025(令和7)年10月19日	大崎ブライトコアホール（ハイブリッド開催）

⑷ おわりに

本節では、2014（平成26）年度以降の専門職大学院の取組みについて経時的に記述した。第5章で綴った創設の2004（平成16）年度から2013（平成25）年度までの内容も考慮し、20年を超える専門職大学院の歴史を振り返り整理した。創設から現在に至るまで、仕事と学びの両立を重視し、時代の要請に合わせ、カリキュラムや授業様式が目まぐるしく変化し続けている。省察を学びの核に据え理論と実践を行き来することで、実践知を産み、省察的実践家を育てることに微力ながら貢献していると思われる。修了生は2026（令和8）年3月の時点で1000名を超えた。修了生達が専門職大学院の学びの文化を自身のフィールドで実践することを願うとともに、専門職大学院の益々の発展を期待する。

4　通信教育

⑴　通信教育科の変遷

通信教育は、1999（平成11）年4月に、日本社会事業学校社会福祉主事資格認定通信教育科の設置によりスタートした。27年目を迎えたところである。2026（令和8）年度現在、社会福祉士一般養成課程、同短期養成課程、精神保健福祉士短期養成課程、社会福祉主事養成課程の4課程において、通信教育による社会福祉の人材養成にあたっている。

1）　日本社会事業学校としてのスタート

本学の通信教育は、1999（平成11）年4月に、日本社会事業学校において社会福祉主事資格認定通信教育科（修業年限1年・定員800人）を設置したことに始まる。社会福祉基礎構造改革によって日本の社会福祉のあり方が大きな変革を求められるなかでのスタートだったといえる。

翌年の2000（平成12）年4月には、社会福祉士通信教育課程（修業年限1年7か月・定員400人）を、その翌年の2001（平成13）年4月には、精神保健福祉士通信教育課程（一般通信課程：修業年限1年7か月・定員200人）ならびに、精神保健福祉士通信教育課程短期コース（短期通信課程：修業年限9か月・定員100人）を設置した。

2）　日本社会事業大学への移行

その後、2003（平成15）年度をもって日本社会事業学校を廃止することになり、附帯教育であった通信教育を2004（平成16）年度より日本社会事業大学通信教育科として大学のもとにおき、社会福祉士養成課程、精神保健福祉士一般養成課程、精神保健福祉士短期養成課程、社会福祉主事養成課程として改組した。これより、本学における通信教育の目標として、社会福祉士および精神保健福祉士国家試験の受験資格取得のためのモデル的な通信教育の実施ならびに、社会福祉の基盤基礎資格としての社会福祉主事教育のモデル的な通信教育の実施を明確に位置付けた。そして、社会福祉士と精神保

健福祉士養成課程においては入学者の選抜にあたり、施設長もしくは理事長による推薦の得られた者に対する推薦入学の枠を設けた。

2005（平成17）年度には、精神保健福祉士短期養成課程の定員を100人から50人増加して、150人とした。しかしながら、2008（平成20）年度の事業計画においては、数年来の通信教育科への出願が減少傾向にあるとして、広報や社会人の出願しやすい工夫等の検討の必要性を指摘し、2009（平成21）年度には、募集時期、募集回数、入学実績にみあった定員の見直しなどの提案がなされている。さらに、2010（平成22）年度には、精神保健福祉士一般養成課程の定員減の早期見直しの必要性とともに、社会福祉主事養成課程における定員確保の厳しい現状などに言及している。こうした状況下において、精神保健福祉士短期養成課程の修業年限を9か月から10か月とし、2016（平成28）年度には一般養成課程の募集を停止した。

3） 社会福祉士短期養成課程の新設

定員確保が懸案となるなかで、創設以来一般養成施設のみで運営してきた社会福祉士養成課程において、短期養成施設設置の検討が進められ、2015（平成27）年度より、修業年限1年の短期養成課程を新設した。定員は140人とした。これにともない従来の社会福祉士養成課程を社会福祉士一般養成課程と名称変更し、定員を400人から360人に変更した。また、社会福祉士および精神保健福祉士養成課程の修業年限を見直し、同年度より、両課程とも一般養成課程を2年に、短期養成課程を1年とした。この改正により、在籍期間中の国家試験受験が可能になることから、合格率アップに向けて学習サポートの充実を目指すことになった。その後、専門実践教育訓練給付制度の指定要件を満たすため、短期課程は2017（平成29）年4月より修業年限を1年から9ヶ月に、一般課程は2019（平成31）年4月より2年から1年6ヶ月に改めている。

4） 志願者数・合格者数・入学者数の推移

1999（平成11）年度に通信教育を開始して今日までの変遷は上述のとお

りである。精神保健福祉士一般養成課程はオプションコースの新設により、2013（平成25）年度以降、志願者数が回復してきたものの、安定的な運営体制の確保が難しいこと等から、2016（平成28）年度以降の募集を停止した。

⑵　各課程の教育実績

1）　教育の目的と修了者数

通信教育科の教育実績として、これまでに送り出した修了生の総数は2025（令和7）年12月末時点で26,553人となっており、およそ27,000人にのぼる。各課程の教育目的と修了生の合計数は以下のとおりである。

〔社会福祉士一般養成課程・短期養成課程〕

教育の主な目的は、社会福祉士として必要な専門の理論およびその応用について、主として通信の方法で教授し、社会福祉士国家試験の受験資格の付与による社会福祉士の養成である。

社会福祉士一般養成課程は、短期養成課程を新設した2015（平成27）年度からの名称であるが、2001（平成13）年度から2025（令和7）年度（2025（令和7）年9月に第25期生が修了）までの修了生は5,695人を数える。

〔精神保健福祉士一般養成課程・短期養成課程〕

教育の主な目的は、精神保健福祉士として必要な専門の理論およびその応用について、主として通信の方法で教授し、精神保健福祉士国家試験の受験資格の付与による精神保健福祉士の養成である。

一般養成課程においては、2002（平成14）年度から2016（平成28）年度（2016（平成28）年10月に第15期生が修了）までに1,662人の修了生を送り出している。また短期養成課程の修了生は、2001（平成13）年度から2025（令和7）年度（2025（令和7）年12月に第25期生が修了）までに3,304人である。

〔社会福祉主事養成課程〕

教育の主な目的は、社会福祉事業の現場で働いている職員に対して、面接授業を含む通信教育により、社会福祉主事任用資格を認定することである。1999（平成11）年度に第1期生を送りだしてから2025（令和7）年度（2025

（令和7）年3月に第26期生が修了）までの修了生は15,310人にのぼる。

2) 国家試験の受験状況

社会福祉士と精神保健福祉士養成課程の新卒者の国家試験合格率について、この10年ほどの推移をみると、社会福祉士は短期養成課程が6割前後、一般養成課程が7割前後の合格率で推移しており、全国平均を大きく上回っている。精神保健福祉士では、短期養成課程の合格率は高く、90％を超える。

⑶ 通信教育科の特色

通信教育科の特色として筆頭にあげられるのは、社会福祉教育の伝統校におかれた一教育部局として位置づけられる点である。大学教育に携わる本学の教育を中心に、福祉の第一線で活躍する経験豊かな講師陣による学習サポートを実現している。

以下、通信教育科の掲げる特徴をみていくことにする。

○全国平均を大幅に上回る国家試験合格率

教育実績として述べたとおり、社会福祉士養成課程、精神保健福祉士養成課程ともに国家試験合格率は全国平均を大幅に上回っている。100人以上が受験する通信制養成施設のなかでは全国トップクラスである。

国家試験対策については、日本社会事業大学通信教育科として改組した2004（平成16）年度以降、グループ学習、模擬試験の実施や学習通信（社会福祉士養成課程は「竹丘通信」、精神保健福祉士養成課程は「たけおか通信」）の発行による情報提供などに力を入れてきており、高い合格率につながっているものといえる。

○土・日・祝日を活用したスクーリング日程

働きながら通信教育をとおして資格取得を目指す学生にとって、スクーリングの日程調整は障壁のひとつとなる。そこで、面接授業については、社会福祉士養成課程、精神保健福祉士養成課程ともに土日祝日を活用した日程を組んでいる。また社会福祉主事養成課程においては面接授業の日数は5日間

となるが、土日祝日以外に連続する平日5日間のコースを用意するなど、複数コースの中から選択できるようになっている。

〇通信教育科ポータルサイトの導入

2014（平成26）年度より、従来の郵送に加えてインターネットを活用した通信教育科ポータルサイトを導入した。これにより、レポート提出だけでなく、教員からの評価やコメントをウェブ上でいつでも簡単に確認できるようになった。現在、社会福祉士と精神保健福祉士課程においては約9割、社会福祉主事養成課程では2割ほどの学生が通信教育科ポータルサイトで学習している。

〇学習をバックアップする附属図書館

社会福祉の専門図書を多数所蔵している日本社会事業大学附属図書館を利用できることも、本科ならではの特徴といえる。来館はもちろん、スクーリング時のほか、自宅からOPACで蔵書検索し、郵送での貸し出しサービスなども利用することができる。

〇専門職大学院との連携

通信教育科とともに、福祉実践者および社会人教育を担う専門職大学院（大学院福祉マネジメント研究科）との連携を強めてきた。図1のような説明を入学案内にも掲載している。

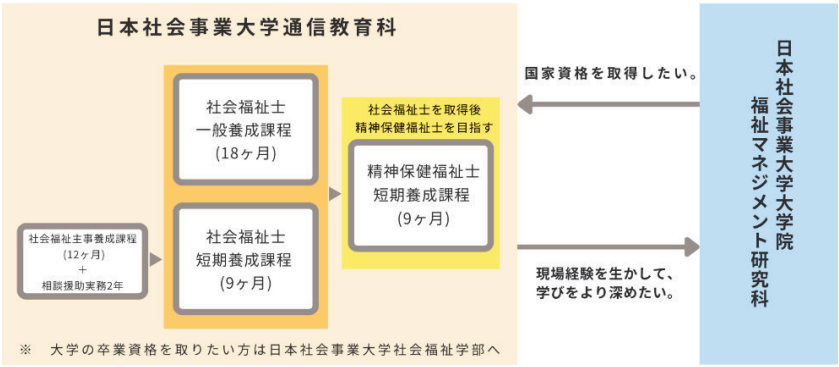


図1　日本社会事業大学でのキャリアアップ

社会福祉士養成課程および精神保健福祉士養成課程の修了生の専門職大学院への推薦入学制度、また2014（平成26）年度より、専門職大学院生が通信教育科の社会福祉士養成課程を併修できる制度を創設した。しかし、専門職大学院との協議により、2024（令和6）年度で終了し、代わりに専門職大学院受験料の減免制度を取り入れることで、専門職大学院との連携を強化することになった。2015（平成27）年度からは専門職大学院の開講しているリカレント講座を通信科生が安価で受講できるしくみを導入している。

〇リカレント教育の推進

通信教育科修了生が専門職大学院に進学、および専門職大学院修了生が資格取得をめざして通信教育科に入学している実態がある。また通信教育科、専門職大学院の修了生が、演習・実習指導者となり、実践現場や教育機関において後進育成、実践教育を担う機会も多い。

通信教育科の源流である日本社会事業学校が理念としていた、福祉専門職養成、現任者訓練というリカレント教育のあり方を引き継ぎ、自らの学びが次の学ぶ人につながっていく、学びの循環、教育循環過程の構築を目指している。

⑷ COVID-19世界的流行の対応

通信教育科はこれまでの長きにわたる養成教育の経験から、対面によるコミュニケーションを通じて学ぶことを大切にしてきた。2019（平成31）年に始まったCOVID-19の世界的流行による全国での休校期間にも、この姿勢を変えなかった。貴重な対面によるコミュニケーションの機会である大学キャンパスでのスクーリングを、感染防止対策をとった上で実施した。

対人援助職であるソーシャルワーカーの養成教育には、実際にさまざまな他者とかかわり、そのかかわりを省察する過程が欠かせない。スクーリングによって、教員と学生、学生同士が互いに顔を合わせ、意見を交わしながら学びを深めて行くという経験を重視している。

⑸　今後にむけて

1）　通信教育科に期待される役割

通信教育科の役割として期待されることは、「社大キャリア形成教育システムへの戦略的で体系的な導入」ならびに、「多様なソーシャルワーク人材・キャリア形成ニーズの受け皿」としての使命を果たしていくことである。そのために、優秀な福祉人材を招き入れるための機能強化を図ることが引き続き求められる。

教育内容においては、福祉専門職のキャリア形成ニーズに合致した、学びやすく魅力ある学習機会を提供することが今後とも重要である。そして、生涯キャリア形成を力強くバックアップするために、卒後継続教育支援体制の構築を視野に入れ、他部局との連携強化による通信教育ならではの取り組みも今後の課題である。通信教育科に在籍する学生には、従来から福祉の業務に従事しながら資格取得のために学ぶものが多かったが、他職種からのキャリア変更を希望するものも含まれている。特に社会福祉士資格取得希望者には、福祉以外の一般企業等に勤務したのち、福祉職を目指すものもいるため、今後はキャリア研修等の企画を検討している。

2）　専門職人材育成における社会情勢に対して

人生100年時代を迎え、生涯学習の重要性が指摘されるなかで、通信教育の可能性は広がる。一方で、社会環境が変化するなかで、専門職としての社会福祉の人材養成教育の課題と向き合うことが求められている。労働行政における若年層の再就職支援を目的とする専門実践教育訓練給付制度の創設にあたり、本学の標榜するキャリア形成支援体制のもとで、通信教育科の養成課程はいかにあるべきかが問われている。

5　研究所

⑴　概要

社会事業研究所の起源は、1934（昭和9）年の財団法人中央社会事業協会（現・全国社会福祉協議会）に社会事業研究所が設置された時点まで遡ることができる。1950(昭和25)年4月､日本社会事業短期大学の開校にともない、日本社会事業短期大学附属社会事業研究所が設置され、その後、1958（昭和33）年4月の日本社会事業大学の開校に伴い、1960（昭和35）年5月に日本社会事業大学附属社会事業研究所が開設され、今日にいたっている。

原宿校舎時代の研究所活動は、専任教員を所員として、所員と学生による①研究会の開催、②共同研究、③日本社会事業大学社会福祉学会（学内学会）への協力といった活動を行っていた。ことに、共同研究では、5つの委員会において、10程度の研究班により取り組まれていた。本学のキャンパスが原宿から清瀬に移転（1989年4月）される時期には、海外からの研究員の受入れが軌道に乗り出したこともあって、国際研究についての関心が高まっていた。組織面での大きな変化としてあげられるのは、1990（平成2）年の組織改正である。それまでは日本社会事業大学付属の社会事業研究所であったが、この組織改正により、学校法人直轄の社会事業研究所として独立した地位をもつようになった。また、事務組織の改正も行われ、研究所事務室に研究調整事務室、国際交流調整室及び地域福祉センターが置かれ、それぞれ研究所の総合調整の事務、国際交流の事務、及び公開講座の開催等の地域社会の福祉の発展に貢献する事務を所管することとなった。組織面での充実とともに予算面での充実も図られ、また、とくに高齢化関係の研究・調査事業については、1990（平成2）年度より毎年度、厚生省老人保健福祉局より助成を受ける等、各方面からの研究助成が図られた。

現在の研究所事業は、社会事業研究所規程（平成3年6月1日付）に基づき展開されている。社会福祉の理論と実践の学術的な研究を行い、社会福祉の進歩・発展に寄与することを目的として、次の事業を行っている。

①　社会福祉に関する基礎研究及び調査

② 社会福祉に関する学際的な研究・調査の実施及び受託
③ 研究・調査に必要な図書及び資料の収集・管理
④ 研究・調査の成果報告書及び資料の発行
⑤ 社会福祉に関する国際交流の事業
⑥ 公開講座及び研究会・講演会の開催
⑦ 社会福祉研究に関連する相談・研修に関する事業
⑧ 日本社会事業大学社会福祉学会の実施する事業への協力
⑨ その他研究所の目的を達成するために必要な事業

1990年代から2010年代にかけては、海外の大学との研究提携も進められ、福祉先進国における研究やアジア圏の開発途上国における研究を数多く手掛けた。2008（平成20）年4月には、本研究所初の国際活動に関する部門・センターとして、アジア福祉創造センターが開設されている。さらに2012（平成24）年 11月には、社会福祉先端技術開発センターが開設された。このセンターは、当時研究所で取り組む国際活動以外の重要研究プロジェクト課題をユニット構成で組織したものである。①厚生労働省の委託費で進められた、介護福祉学の構築を目指す介護福祉学ユニット、②専門職大学院等で進めるスーパービジョン研究や福祉マネジメントの開発研究、および実習教育研究・研修センターが取り組む実習教育に関する研修・教材等の開発を担当するスーパービジョンユニット、③研究大学院で進める福祉プログラム評価研究に取り組むプログラム評価ユニットがある。

2016（平成28）年には、「国際・アジア福祉研究教育センター」並びに「社会福祉技術支援・人材センター」として改組した。前者は、アジア諸国等の社会福祉の発展に寄与する研究と本学の国際交流事業の推進を図ることを目的に、後者は、社会福祉に関する先端技術及び実践教育プログラムの開発・普及の推進を図ることを目的としている。とくに、国際・アジア福祉研究センターでは、アジア各国研究者を招いての共同研究や、セミナー、ワークショップ等の開催、アジア太平洋ソーシャルワーク教育連盟（APASWE）その他国際組織等への協力などを行っている。

⑵ 国際交流

1） 国際研究交流

1990年代頃から、さまざまな研究分野で国際研究の重要性が指摘されるようになる中、本研究所においても多くの国際比較研究が行われるようになった。なお、これらの国際比較研究の多くはアジア諸国との交流によって実施されており、これらの交流先機関は、（タイ）国立タマサト大学、（韓国）国立釜山大学、（マレーシア）国立マレー大学、フィリピン（国立フィリピン大学）、（インド）内務省犯罪学研究所、（ベトナム）国立社会学研究所、（インドネシア）アトマジャヤ・カトリック大学、（シンガポール）国立シンガポール大学などであった。

このうち、1993（平成5）年に（韓国）国立釜山大学校社会科学大学と、1994（平成6）年に（タイ）国立タマサト大学との学術交流協定が締結された。当時、釜山大学校社会科学大学との間では共同セミナーの開催及び学生の韓国訪問が、タマサト大学との間では教員の招聘及び学生の日・タイ相互訪問が行われている。これを契機に、海外の大学・機関との締結が進められた。本学教員の海外派遣については、1991年度からサバティカル制度が導入され、この制度によって、1991（平成3）年度1名（イギリス）、1992（平成4）年度1名（ドイツ）、1993（平成5）年度1名（カナダ）、1995（平成7）年度1名（イギリス）の教員が海外の大学・研究機関に積極的に派遣された。

現在、10大学と協定を結んでいる（表1）。

表1　国際学術交流協定締結校

締結年月日	国名	種別	学校名	交流協定内容
1993（平成５）年９月３日	韓国	国立	釜山大学校 Pusan National University	教員の交流、学生の交流、共同研究の実施、学術資料の交換
1994（平成６）年４月19日	タイ	国立	タマサト大学 Thammasat University	教員の交流、学生の交流、調査研究の協力
1996（平成８）年11月８日	アメリカ	私立	ワシントン大学 Washington University	教員の交流、学生の交流、調査研究の協力

1998(平成10)年10月８日	ドイツ	公立	アリス・ザロモン福祉大学 Alice-Salomon-Fachhochschule	教員の交流、学生の交流、共同研究の実施
2000(平成12)年３月６日	フィンランド	国立	トゥルク大学 University of Turku	教員の交流、共同研究の実施
2002(平成14)年７月１日	オーストラリア	公立	ニュー・サウス・ウェールズ大学 University of New South Wales	教員の交流、共同研究の実施
2008(平成20)年４月２日	イギリス	国立	サザンプトン大学 University of Southampton	教員の交流、学術資料の交換
2009(平成21)年５月８日	中国	国立	北京大学 Peking University	教員の交流、共同研究の実施、学術資料の交換
2010(平成22)年11月４日	中国	私立	華東理工大学社会与公共管理学院 East China University of Science and Technology	教職員の交流、研究の交流
2010(平成22)年11月24日	フィリピン	国立	フィリピン大学 University of The Philippines	教員の交流、学生の交流、共同研究の実施、学術資料の交換

一方で、これら協定校との交流については、当時の教員の退職や先方の大学改組であったり、本研究所の教員体制の縮小化により、交流の継続が難しくなっている大学もあるが、近年では、本学の大学院・社会福祉学研究科の博士後期課程において、タイのタマサト大学に所属する教員が博士号を取得している（2017（平成29）年3月にRungnapa Thepparp氏、2022（令和4）年3月にNattapat Sarobol氏）。この縁あって、2018（平成30）年には、本学学生対象のスタディツアーをタマサト大学の協力のもと実施した。オーストラリアのニューサウスウェールズ大学とは、教員間の共同研究のほか、学生対象の実習プログラムやスタディツアーの受け入れを双方で行い、国際的な実践・研究の機会を学生にも提供すべく、プログラムづくりがなされている。

2)　環太平洋社会福祉セミナー

環太平洋社会福祉セミナーは、アジア社会福祉セミナーとして第1回目を1993（平成5）年に開催して以来、コロナ禍に一旦中止していたものの、現

在28回にわたって開催してきた（表2)。一貫して国際社会におけるアジアの社会福祉について、諸外国を代表する研究機関等の研究者が一同に会し、制度、教育、研究、実践、サービス、危機管理等の様々な視点から検証し、提言等を発信してきたといえよう。初期は、アジア諸国が急速に発展していく経済状況の中、それに順応すべく社会福祉制度の構築等、制度･施策を中心に、総論的な課題を取り上げていた。中期に入ると、高齢者、障害者、児童等カテゴリー別に課題を抽出し、その分野における施策、支援プログラム、実践、サービス等の各論的な内容へと深化していった。2008（平成20）年にはセミナーで積み重ねた成果等を具現化するべく、本研究所にアジア福祉創造センターが設立され、アジアの社会福祉の教育・研究拠点となる機関として位置づけられるに至った。その後､2011（平成23）年の東日本大震災をはじめ、中国四川の大震災などの自然災害により甚大な被害を受けた時期には、災害復興支援ためのソーシャルワーク、そのための人材育成、教材開発等を中心とした課題が取り上げられた。

新型コロナウイルス感染症の収束後は、逐次英語・日本語通訳付きのリアルタイムでのオンライン開催やオンデマンドによる配信で開催する方法を採用し、本セミナーに関心のある、世界中のより多くの視聴者に届けられるようになり、注目されるようになってきている。コロナ禍以前は、本学に海外からセミナー登壇者を招聘し開催されていたため、予算の工面には苦労が絶えなかった。また、開催方法としても、どちらかというと内向きに実施しており、資料等も日本語・英語の資料が混在し、冊子によるものであった。オンラインを用いた開催と、広報においてもアジア太平洋ソーシャルワーク教育連盟（APASWE）等を通じた告知により、参加者・視聴者を拡大することにつながっている。セミナーの変遷を辿ると、移りゆく時代の背景やニーズを踏まえ、あらゆる視点で検証・議論された成果の発信は、よりグローバルに展開される段階に入っている。

表2　環太平洋社会福祉セミナーの歴代のテーマ
INTERNATIONAL SEMINAR ON SOCIAL WELFARE IN ASIA AND THE PACIFIC RIM

回	期日	テーマ一覧
1	1993/2/8 ～ 1993/2/16	*Social Welfare Systems and Their Practices in the Context of Social Development* タイ国の社会福祉制度の実態と運用の現状に関する国際セミナー
2	1994/2/15 ～ 1994/2/18	*Social Welfare Systems and their Practices in the Context of Social Development* 社会発展下の社会福祉制度とその実践に関する国際セミナー
3	1995/1/17 ～ 1995/1/19	*Social Problems and Social Work activities in the Context of economic and Social Development in Asia* 経済社会の発展下のアジア諸国での社会問題とそれに対応する社会福祉活動に関する国際セミナー
4	1995/7/4 ～ 1995/7/ 6	*Children in Difficult Circumstances in Context of Economic and Social Development in Asia* アジア諸国における児童問題とその対策に関する国際比較研究
5	1996/11/5 ～ 1996/11/7	*Aging and The Elderly in The Context of Economic & Social Development in Asia* アジアにおける高齢化と高齢者の実態
6	1997/11/4 ～ 1997/11/7	*The Family in the Context of Social and Economic Development* アジアの21世紀における家族をめぐって
7	1998/9/29 ～ 1998/10/2	*Disability in the Context of Social & Economic Development in Asia and The Pacific* 社会経済発展と障害者の実態と処遇
8	1999/7/27 ～ 1999/7/30	*International Seminar On Social & Human Development in Asia & the Pacific* アジア・太平洋の社会・人間開発に関する国際セミナー
9	2000/11/14 ～ 2000/11/17	*Roles and Functions of Public/Private Enterpreises in Social Welfare: Issues, Responses and Challenges* 社会福祉における公営企業及び私企業の役割機能：問題、対応及び課題
10	2001/11/13 ～ 2001/11/16	*International Comparative Study on Disability Policies and Programs in the 21st Century in Asia and the Pacific* 21世紀における障害者政策及び支援プログラムに関する国際比較研究
11	2002/11/12 ～ 2002/11/15	*International Comparative Study on Disability Policy and Programs in Asia and the Pacific, 21st Century* 21世紀における障害者政策及び支援プログラムに関する国際比較研究
12	2003/11/13 ～ 2003/11/14	*International Comparative Study on Disability Policy and Programs in Asia and the Pacific, 21st Century* 21世紀の環太平洋地域における障害者政策及び支援プログラムに関する国際比較研究
13	2004/11/20 ～ 2004/11/21	*International Comparative Study on Support of the Elderly and Social Service in Asia and the Pacific* 環太平洋地域における高齢者の生活扶助と社会サービス―現状と施策について
14	2005/10/18 ～ 2005/10/19	*Status-quo of the Training Program of Social Workers and Their Activities in Asia and the Pacific Rim* 環太平洋地域におけるソーシャルワーカー養成教育の現状と就労の実態について

15	2006/11/3 ～ 2006/11/4	*Practicum Programs for Social Workers and Students in Asia and the Pacific Rim* 環太平洋地域におけるソーシャルワーク実践教育について
16	2007/11/2 ～ 2007/11/3	*Social Work Practice and Social Action in Asia:challenges and Emerging Issuees* アジアにおけるソーシャルワーク実践とソーシャルアクション ～緊急課題への取組み～
17	2008/10/31 ～ 2008/11/1	【*Organizational meeting of Asian Center for Welfare in Society*】 *Towards Asian Social Work Standards in Education and Practice* 【アジア福祉創造センター創立記念】 アジアのソーシャルワークスタンダードの構築に向けて
18	2009/11/3	*The Social Work in Disaster Recovery* 災害復興ソーシャルワーク
19	2010/11/5	【*The Second Anniversary of Asian Center for Welfare in Society*】 *Social Work in Disaster Risk Management, 2010* 【アジア福祉創造センター２周年アジア・ウィーク開催】 災害リスク管理のソーシャルワーク教育の理論と実践
20	2011/11/3	*Human Resource Development for Community-based Disaster Manegement* 東日本大震災とアジアの災害リスク管理ソーシャルワーク人材育成： コミュニティを核とする災害復興
21	2012/11/3 ～ 2012/11/5	・*Social Worker Training for Disaster Response* ・*(Professional) Social Work and its Functional Alternatives* *Progress Reports of the Joint Research Project* ・災害ソーシャルワークリーダー養成 ・ソーシャルワーカーによらざる”ソーシャルワーク”
22	2014/2/16 ～ 2014/2/18	*Challenge of Community-Based Disaster Risk Management* コミュニティベースの災害支援　地域の実践と教訓
23	2014/12/13 ～ 2014/12/14	*Long-term Support after Disaster; Building Psychosocial Resilience* 災害後の中長期的な支援の在り方を考える ～心理社会的リジリエンス（回復力・強靭性）の構築～
24	2015/12/12 ～ 2015/12/13	*Religion and Social Work in Asia* 日本社会事業大学70周年記念プレ・セミナー アジア型ソーシャルワークを構築する
25	2016/12/10 ～ 2016/12/11	*Establishing Asian Social Work in a Global Society* 日本社会事業大学70周年記念 グローバル社会におけるアジア地域のソーシャルワークを構築する

26	2023/2/25	*The Role and Future of Social Welfare Practitioners during a Global Crisis* 危機の世界における社会福祉実践者の働き、役割と未来
27	2024/3/2	*Joint Workshop on Australian and Japanese Social Work Field Education in a Global Era* グローバル時代における日豪のソーシャルワーク実習教育に関する共同ワークショップ
28	2025/1/21 ～ 2025/1/22	*Current State and Issues of Professional Social Work Education in the Asia Pacific Region* アジア諸国におけるソーシャルワーク専門職養成の実態と課題に関する国際比較研究

3)　海外スタディツアー

本学の学部生及び大学院生を対象とした海外スタディツアーは、もともとは教員が海外との個人的なつながりのもと、学生にも学ぶ機会を与えるものとして実施していたものが源流である。藤本ヘレン教授､山下英三郎教授は、それぞれ、カンボジア、モンゴルと国際社会福祉の授業の一環として、学びの場を海外にも求めた。それを本学として公的に位置づけて実施できるように、本研究所が主導して実施する事業として位置づけたものである。本研究所の予算のほか外部の助成金を受け、コロナ禍は中断されていたものの、毎年度のように実施されている（表3)。

多くは、引率者となっている教員が、海外研究者との共同研究等を通じ企画実施しているが、韓国の場合は、本学の韓国同窓会の協力をもって実施されており、実施回数が最も多い。訪問先には、本学同窓生が運営・所属する社会福祉法人や大学が含まれ、韓国同窓会との交流会もある。年によって、学生の希望に基づく訪問先・プログラムをアレンジしている。本学創立70周年時には、その記念事業の一環として、寄附金を元手に、例年よりも長い3週間程のプログラムをデンマークのノーフュンス・ホイスコーレの協力を得て企画実施した。フォルケホイスコーレは、主にデンマークで発展した成人教育機関で、試験や資格取得を目的とせず、対話や共同生活を通じて学び合うことを重視する。思想家グルントヴィの理念に基づき、民主主義や市民性の育成､自己理解の深化を目指す点に特徴がある。多様な年齢層が参加し、芸術・文化・社会問題など幅広いテーマを自由に学ぶ場となっている。全寮制であるため、共に学び、共に暮らす中で、多種多様な人や考えに触れ、自

らに向き合う機会を得た。

海外スタディツアーは、例年、年度末3月に実施されているが、前期中に企画の主旨・プログラム等を広報し、参加者を募集して参加者を決定している。その後、引率者（企画・実施を担当する教員）の指導のもと、後期に複数回の事前学習の機会を設け、各プログラムの目的や訪問先に応じた学びにつなげている。実施後、翌年度6月の学内学会でその成果を発表することとなっており、新年度に入って事後学習及び成果報告の取りまとめをして、学内学会発表と報告書制作を行っている。

海外スタディツアーのような海外の福祉や文化などに触れる機会をより多くの学生に提供していくことを検討しているが、資金面も含め、本学の教育カリキュラムに組み込むうえでの課題等々、さまざまな方向から検討を行っている。

表3　海外スタディツアー実施一覧

国名	期間	引率者	学生参加人数
2014（平成26）年度 インドネシア（ジャカルタ）	自：2015(平成27)年3月15日 至：2015(平成27)年3月21日	藤岡　孝志	5名
フィリピン（ダバオ）	自：2015(平成27)年3月16日 至：2015(平成27)年3月26日	佐々木由惠	11名
2015（平成27）年度 フィリピン（ダバオ）	自：2016(平成28)年3月19日 至：2016(平成28)年3月29日	佐々木由惠	12名
スリランカ（コロンボ・キャンディ）	自：2016(平成28)年3月20日 至：2016(平成28)年3月27日	藤岡　孝志	6名
2016（平成28）年度 韓国（ソウル・昌原・釜山）	自：2017(平成29)年3月10日 至：2017(平成29)年3月15日	小原眞知子 有村　大士	12名
フィリピン（ダバオ）	自：2017(平成29)年3月18日 至：2017(平成29)年3月28日	佐々木由惠	7名
2017（平成29）年度 デンマーク （ノーフュンス・ホイスコーレ）	自：2017(平成29)年8月9日 至：2017(平成29)年8月31日	小原眞知子 木村　容子	10名
韓国（ソウル・昌原・釜山）	自：2018(平成30)年3月18日 至：2018(平成30)年3月23日	木村　容子 有村　大士	9名
2018（平成30）年度 フィリピン （マニラ・タクロバン・カルバヨグ）	自：2018(平成30)年8月10日 至：2018(平成30)年8月21日	斉藤くるみ	4名

タイ （バンコク・ランバーン・チェンマイ）	自：2018（平成30）年8月22日 至：2018（平成30）年8月30日	有村　大士	5名
韓国（ソウル・昌原・釜山）	自：2019（平成31）年3月17日 至：2019（平成31）年3月22日	小野　敏樹 有村　大士	5名
2019（令和元）年度 アイルランド （ダブリン・トラモア）	自：2019（令和元）年9月3日 至：2019（令和元）年9月11日	竹内　幸子	3名
2022（令和4）年度 オーストラリア（シドニー）	自：2023（令和5）年3月19日 至：2023（令和5）年3月28日	小原眞知子 ヴィラーグ ヴィクトル	15名
2023（令和5）年度 韓国（ソウル・昌原・釜山）	自：2024（令和6）年3月17日 至：2024（令和6）年3月22日	有村　大士 二神　麗子	9名
2024（令和6）年度 アメリカ（ハワイ）	自：2025（令和7）年3月4日 至：2025（令和7）年3月12日	小原眞知子 ヴィラーグ ヴィクトル	9名

4）　その他の国際的活動

ここ2～3年の国際的な活動の展開で試みられていることとして、以下3点を記す。

1つ目に、2023（令和5）年度から、本学に入ってくる国際関係の問い合わせや相談等々の対応窓口を本研究所にしたことがある。本学は厚生労働省の委託を受けた大学という特質もあり、他国からの社会福祉に関する研修・視察や技術支援・協力等の問い合わせが国や本学法人、教員等を通じ入ってくることがたびたびある。それらを本研究所が受け、研究所運営委員会を軸にその対応の方向性を協議し、公的に対応できるようにした。これにより、一過性あるいは一部教員での対応に終始するのではなく、継続的・発展的なつながりをつくり、活かしていくことを視野に取り組むことが期待されている。

2022（令和4）年度には、インドネシア共和国社会省の視察団（査察長官や大臣直属専門官、局長、社会復帰センター長など8名）が本学を訪問し、日本の福祉の現状や教育、研修制度について意見交換がなされた。インドネシア共和国社会省とは、教員・学生の交流および共同研究の実施などを目的に2013（平成25）年に国際学術交流協定（5年間）が締結されたことがあるが、協定の更新には至らなかった。一国家組織にとって国際交流協定のような形でのつながりを持続させることは難しいようであるが、先方のニーズに

合わせたやり取りを重ねていくことが求められる。2023（令和5）年度には、独立行政法人国際協力機構（JICA）と、本学との協働について意見交換を行っている。現在、本学はJICAのパートナー団体としてJICAが主催する途上国向け技術協力研修への協力をするに至っている。2026（令和8）年2月の『地域に根差した社会福祉の推進：地域ベースの取組みとそれを支える人々のつながり』と題する研修において、アジアやアフリカの開発途上国から社会福祉に携わる、主に中央省庁の行政官等が来日した。本学教員2名が、日本の地域福祉実践におけるソーシャルワーク専門職の役割と、日本のソーシャルワーク専門職の大学における教育・養成について、講師として講義を担当した。

2つ目に、学生対象のプログラムの実施である。特筆すべき活動として、本学と交流協定を結んでいるニューサウスウェールズ大学との実習プログラムの開発がある。ニューサウスウェールズ大学では、学部生の実習教育において、海外での実習プログラムを組み込んでいる。2025（令和7）年度、ニューサウスウェールズ大学一行が来日し、日本の社会福祉現場に従事するソーシャルワーカーに対し、ソーシャルワーカーの自己活用に関するインタビュー調査を行った。この調査研究をベースとした実習プログラムを先方担当教員と本研究所アドバイザリー委員が共同開発し、2026（令和8）年度は本学学生が海外スタディツアーとしてオーストラリアで本プログラムを実施するとともに、ニューサウスウェールズ大学学生による日本での2回目の実施を予定している。その研究成果を2校間で共有することにより、学生間の交流を通じ学びを深化させることを計画している。

3つ目に、本学教員によるソーシャルワークの国際的団体での貢献がある。2011（平成23）年年から2013（平成25）年に当時本学特任教授であった秋元樹教授がアジア太平洋ソーシャルワーク教育連盟（APASWE）の会長を務め、本学が事務局を担当した。近年では、2017（平成29）年から2021（令和3）年に藤岡孝志教授がAPASWE会計担当理事を、2022（令和4）年から2026（令和8）年に小原眞知子教授が国際ソーシャルワーカー連盟アジア太平洋地域（IFSW-AP）の会長を、同じくヴィラーグ准教授がIFSW-AP財務担当理事を務めている。2025（令和7）年には、国際シンポジウム（共

同研究）をAPASWEとの共催で実施している。このように、本学教員による国際学術研究の展開と国際的団体での活動が、本学並びに本研究所の礎となり、グローバルな役割を果たしている。

⑶　共同研究

本研究所では、これまでに共同研究事業を継続して行ってきた。学際領域を含む広い意味での社会福祉学に関するものとし、その研究により学術研究の進展に資することを目的としている。研究分野として、以下の5分野を掲げている。

①社会福祉政策・高度先進研究事業

社会福祉施策を推進させるために必要となる新規性の高い独創的な研究領域又はプログラム評価研究事業等の社会福祉分野の研究水準を画期的に向上させるための研究領域

②社会福祉実践研究事業

社会福祉実践を体系化し、地域における福祉水準の向上に寄与できる実践的かつ独創的な研究領域

③福祉教育教授技法・教材研究開発事業

情報技術等を活用した革新的な教授技法や福祉教材等の研究開発を行うことにより、福祉教育の水準を向上させるための研究領域

④国際共同研究事業

アジア地域、先進福祉諸国等の第一線の社会福祉研究者との国際共同研究領域

⑤その他の研究事業

その他、社会福祉の理論と実践の学術的な研究であって社会福祉の進歩・発展に寄与することを目的とした研究

共同研究事業には、指定研究と一般研究の2種がある。前者は年度により研究所において研究課題を設定して取り組む共同研究であり、後者は所員内の公募による共同研究である。

ここ10年程の主な研究動向を見ると、指定研究では、社会福祉先端技術

開発センターの3ユニットによる研究があげられる。スーパービジョンユニットによる社会福祉士の実習教育に関する研究については、本学には社会福祉実習教育研究研修センターがあったことから、毎年のように共同研究を取得して、成果を積み上げてきた分野である。2015（平成27）年度には「実習先での実習生に対するスーパービジョン・モデル構築のための基礎的研究」、2016（平成28）年度「ソーシャルワーカー人材育成のためのプログラムの開発的研究」が取り組まれた。プログラム評価ユニットによる福祉プログラム評価に関する研究に関しては、2009（平成21）年度から2011（平成23）年度にかけて大学院社会福祉学研究科が、「組織的な大学院教育改革推進プログラム（大学院 GP）：福祉サービスのプログラム評価研究者育成～アジア型福祉社会創造に向けた福祉プログラム評価のために」を受け、社会事業研究所と連携して、プログラム評価研究者の育成とともに、実践研究支援に取り組んだことが契機になっている。2015（平成27）年度～2016（平成28）年度には、「地方自治体における福祉課題解決方法のニーズ評価のあり方　～プログラム評価によるボトムアップ式の検討～」に取り組んでいる。介護福祉学ユニットでは、2015（平成27）年度の「介護福祉学の構築に関する研究」において、単年度ながら他研究の4倍程の研究費が当てられ、学内外の研究者、大学院生等を含む20名を超える大きなプロジェクトが行われている。なお、社会福祉先端技術開発センターは、2016（平成28）年に「社会福祉技術支援・人材センター」として改組した。

指定研究におけるもう一つの流れは、国際研究である。2015（平成27）年度の「ソーシャルワーク新国際定義の地域における独自性検討のための基礎資料作成―特に、宗教とソーシャルワークについて―」、2016（平成28）年度の「ソーシャルワーク新国際定義の地域における独自性検討のための基礎資料作成―特に、イスラム教とソーシャルワークについて―」と「アジアにおける子どもの権利擁護の国際比較研究―子どもの貧困の現状とソーシャルワーク実践のあり方の検討―」、2017（平成29）年度の「アジアにおける「子どもの貧困」への支援の国際比較研究　―相対的・絶対的貧困を踏まえた「子どもの貧困」ソーシャルワークの展開に関する研究―」は、学内教員だけで

なく、国内外からの共同研究員や客員教授を含む15～20名程の共同研究を行い、その研究成果を環太平洋社会福祉セミナー等で公表している。

共同研究（一般研究）においては、2015（平成27）年度において、共同研究費が年間800万円から500万円に減額された影響も受け、所員から広く募集する枠として設けられている。各所員の専門分野が活かされた多様な研究課題があがっている。2016（平成28）年度には1件当たり50万円～60万円を上限とし、4件が採択された。2017（平成29）年度は2件、2018（平成30）年度においては指定研究はなく、5件すべてが一般研究であった。

2017（平成29）年度より共同研究費予算は300万円となり、1件当たり上限50万円として、指定研究3件、一般研究3件を目安として取り組まれることとなった。2000（平成12）年代から2010（平成22）年頃までは、本研究所専任の教員も配置されていたが、各教員の契約期間が満了する際には更新あるいは新規の採用はなく、各教育組織に所属する所員らがチームを形成して取り組んでいる。そのような中、一般研究は、外部競争的研究助成の獲得を推進することを目的とするものとして改変され、所員の研究の活性化および大学の発展に寄与することが目指されている。

2021（令和3）年度以降の共同研究課題は以下のとおりである。

〔2021（令和3）年度〕

■指定研究

①「COVID-19禍におけるICTを用いた多職種連携教育（IPE）の方法の検討」

②「清瀬市における子どもの貧困支援研究」

③「情報共有ツールを活用したCOVID-19感染症対策の情報発信と福祉キャリアの支援ニーズの実態調査及びネットワーク構築に関する研究」

■一般研究

①「『学校の福祉化』に関する研究」

②「ソーシャルワーク実習教育における実習生に必要なキー・コンピテンシーの明確化」

③「戦後日本の知的障害者施設における教育と福祉の展開に関する基礎的研究」

〔2022（令和4）年度〕

■指定研究

①「COVID-19禍におけるICTを用いた多職種連携教育（IPE）の教材開発」

②「清瀬市における子どもの貧困支援研究」

③「情報共有ツールを活用したCOVID-19感染症対策の情報発信と福祉キャリアの支援ニーズの実態調査及びネットワーク構築に関する研究」

■一般研究

①「バリアフリーアクセシビリティ環境を創出する福祉教育としての『BF情報保障』の開発」

②「施設で暮らす発達障害がある人のための切れ目のない地域移行・定着スキームの開発」

〔2023（令和5）年度〕

■指定研究

①「アジア諸国におけるソーシャルワーク専門職養成の実態と課題に関する国際比較研究：資格保持者の登録制度の進展」（2か年の1年目）

②「アジアにおける子ども家庭福祉領域における子どもの意見表明と当事者参画型実践について」（2か年の1年目）

■一般研究

①「農福連携による多世代交流プロジェクトの実践と評価」

②「福祉教育・ボランティア学習における当事者の「語り」の構造と媒介者の役割」

〔2024（令和6）年度〕

■指定研究

①「アジア諸国におけるソーシャルワーク専門職養成の実態と課題に関する国際比較研究：資格保持者の登録制度の進展」（2か年の2年目）

②「アジアにおける子ども家庭福祉領域における子どもの意見表明と当事者参画型実践について」（2か年の2年目）

■一般研究

①「聴覚障害児支援に特化したスクールソーシャルワーカー向け研修カリキュラムの開発」

②「特別養護老人ホームにおける利用者の生活とケアの変遷に関する調査研究　日常生活のケアの工夫、看護ケア、地域とのつながりの視点から」

③「地域共生・多文化共生社会に向けたソーシャルワーク実践・教育モデルの開発」

〔2025（令和7）年度〕

■指定研究

①「認定社会福祉士教育基幹ルートの活用状況及びグループスーパービジョンの実施方法と効果に関する研究」（2か年の1年目）

②「超高齢団地における介護・生活支援ニーズに関する研究」（2か年の1年目）

■一般研究

①「アジア太平洋諸国におけるソーシャルワークの教育・養成のための基準策定に関する国際比較研究：グローバル教育・養成のためのグローバル・スタンダードからの検討」

②「現任実践者のためのソーシャルワーク実践教育モデルの開発」　単年度

③「Between Opportunity and Hardship: Nepalese Restaurant Workers in Japan」

⑷　委託研究および助成研究

①文部科学省科学研究費補助金

科研費の2020（令和2）年度以降の各年度の採択件数は以下のとおりである。

2020（令和2）年度：16課題

（内訳：基盤A：1件・基盤B：4件・基盤C：8件・萌芽：1件・若手：2件）

2021（令和3）年度：12課題
（内訳：基盤B：3件・基盤C：7件・萌芽：1件・若手：1件）
2022（令和4）年度：13課題（内訳：基盤C：8件・萌芽：1件・若手：4件）
2023（令和5）年度：12課題（内訳：基盤C：7件・萌芽：2件・若手：3件）
2024（令和6）年度：13課題（内訳：基盤C：9件・萌芽：2件・若手：2件）
2025（令和7）年度：11課題（内訳：基盤C：9件・萌芽：1件・若手：1件）

②その他の研究助成（2020（令和2）年度～）

・厚生労働省科学研究費2件

③委託研究（2020（令和2）年度～）

・日本財団助成事業2件
・文部科学省生涯学習政策局「障害者の多様な学習活動を総合的に支援するための実践研究」1件
・亀岡市いきいき健幸ポイント制度モデル事業に係るプログラム評価業務

⑸ 地域連携事業

現在、本研究所が管轄する地域連携事業は、大きく2つある。1つは、2012（平成24）年1月から連携協定を結んでいる、独立行政法人都市再生機構（UR）との事業である。滝山団地自治会とも協力体制をとり、①「あんしんつながりの家」における学部学生の活動、②全戸調査等の調査実施、③学部教育との連携など多様な実践・研究・教育活動を行っている。新型コロナウイルス感染症の影響により中断されていたが、2025年度に両者間で再開の検討が行われている。もう1つは、薬学、看護、社会福祉という近接領域を専門的に教育・研究している、清瀬市内の明治薬科大学、国立看護大学校、本学が包括的な連携をするために、2014（平成 26）年に、三大学包括連携協定が締結された。教員の相互派遣や施設の相互利用、文理融合共同研究の推進、市民講座の共同開催と地域の医療・保健・福祉の向上、産学官連携活動に必要な情報の共有が目指され、近年では、三大学合同の学部生科

目の開講や、国立看護大学校の医療技術等国際展開推進事業における協力などの取り組みがある。

⑹　学内学会

1960（昭和35）年11月12日に日本社会事業大学社会福祉学会（通称：学内学会）が創設され、第1回研究発表大会が開催された。第1回のテーマは「現代社会福祉の問題点」であり、以降、その時々の社会事情や福祉ニーズを反映したテーマが取りあげられ、学内外の研究者や実践者による講演やシンポジウム、教員研究報告等が行われてきた。

1997（平成9）年の第36回大会からは、社会事業研究所が主催する研究報告会と学会の研究発表会を合同で開催することとなり、名称が社会福祉研究大会となり、さらに2010（平成22）年からは、より多くの人々が参加しやすい場とするために、社大福祉フォーラム（社会福祉研究大会）という名称となった。

1960（昭和35）年の第1回以降、1971（昭和46）年と1972（昭和47）年を除いて毎年開催されてきたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、2020（令和2）年の大会が中止となり、2021（令和3）年の第59回大会は全てのプログラムをオンラインで開催し、2022（令和4）年の第60回大会は講堂での講演とシンポジウムについて来場者を限定して対面開催するとともにオンラインで配信した。2023(令和5)年からは全面的に対面開催となったが、オンライン配信によって遠方の人々等も参加しやすくなることから本部企画の一部についてはオンライン配信を行い、2023（令和5）年以降、対面・オンラインのハイブリッド開催となっている。

2025（令和7）年まで計63回の社会福祉研究大会を開催しており、各回のプログラムは社会福祉学会評議員会で検討されている。評議員の構成員は、学会会長である日本社会事業大学学長をはじめ、本学の元教職員と現在の教職員、卒業生、在校生であり、これまでの大会テーマ等は資料編に収録した。

社会福祉研究大会では、木田賞および学生研究奨励賞の贈呈式と受賞者スピーチも行われている。

木田賞は、会員の社会福祉の理論研究および実践の奨励を目的としたものであり、1961（昭和36）年から設けられている。かつては実践賞と文献賞の表彰が行われていたが、2022（令和4）年からは実践賞に加えて実践奨励賞が設けられている。

対象は日本社会事業大学社会福祉学会会員であり、会員からの自薦・他薦を問わず候補者の推薦を受けて、評議員会が委嘱した審査委員会による審査が行われたうえで受賞者が選ばれている。2025（令和7）年度の審査基準は以下のとおりである。

実践賞

①多年にわたる優れた社会福祉実践を試み、実践方法の開拓や福祉実践に対する社会の評価を高めるなど、実際面において著しく貢献した認められる者。

②実践の期間については、概ね40年以上とする。ただし、その間の実践は同一のものである必要はない。

③優れた社会福祉実践については、具体的に個人、家族、地域社会を対象とした福祉の現場実践を念頭に評価する。即ち人間性や社会性あふれる、創造性に満ちた新しい福祉分野の開拓、新しい実践方法の開発、福祉実践の価値に対する社会的理解と参加を高める上での貢献など、その実践の影響度を十分考慮したうえでかつ魅力的で科学的な実践者であること。

実践奨励賞

①先駆的・独創的あるいは困難性の高い社会福祉実践を試み、実践方法の開拓や福祉実践に対する社会の評価を高めるなど、実際面において貢献していると認められる者。

②実践の期間については、概ね5年以上20年以内とする。

③先駆的・独創的あるいは困難性の高い社会福祉実践については、「制度の谷間」におる問題や複合的な問題、社会的排除等に対して、既存の制度の枠組みにとらわれないような現場実践を評価する。受賞の時点で実

践が完成している必要はないが、その実践を継続することにより、これから優れた実践が期待される実践者であること。

また、学生研究奨励賞は在学生の社会福祉に関する研究の奨励を図ることを目的として2004（平成16）年から設けられている。卒業論文や共同論文、研究報告書等を対象として学生からの応募および教員からの推薦を受けて、評議員会から委嘱された審査委員が審査を行っている。

近年は、学生研究奨励賞を目指して卒業研究に取り組む学生が増えており、研究に励む学生を応援するという考えから、相対評価ではなく審査基準に対して優れた論文を執筆した学生を表彰している。長く社会福祉学部生だけを対象としてきたが、2023（令和5）年からは専門職大学院の学生を対象とし、2025（令和7）年からは研究大学院の学生も対象とすることとなった。両大学院生については、自薦を受け付けず、それぞれの教授会において1名を選考したうえで表彰している。

6　図書館

⑴　概要

本学の図書館の前身は、1934（昭和9）年に設立された財団法人中央社会事業協会（現・全国社会福祉協議会）が設置した社会事業研究所図書室である。わが国唯一の社会事業に関する専門図書館であった。1950（昭和25）年に日本社会事業短期大学の発足に伴い、その図書を引き継いだ。大学図書館であるとともに専門図書館でもあるが故に、流通ルートに乗らない資料類の収集に力をそそぎ、他の図書館では所蔵していない資料も多数ある。そのため、本学在籍生のみならず、福祉現場で活躍する卒業生や他大学教員や学生にも広く利用されている。

1989（平成元）年に、本学の清瀬市への移転に伴い新図書館が設置された。新図書館はバリアフリー化されており、車椅子等での移動でも、大学本館から2階入口まで段差なしで自動ドアを通って入館でき、エレベーターで館内各階を移動できる。開架書庫も、車椅子が通れる幅が確保されており、閲覧スペースには、車椅子用の机を設置している。事典類を主にした点字図書を備え、拡大読書器もある。大学図書館としてコンピュータシステムを導入し順次サービスも拡大して、その機能を充実させてきた。

資料の増加と機能の多様化に応えるために、2000（平成12）年に3階を増築するとともに、開架書庫や閲覧室、コンピュータルームが整備され、1階には、貴重図書室や夜間閲覧室、子ども福祉図書館が設けられた。近年の図書館は、一人で図書に向き合うだけではなく、図書を仲立ちにしてディスカッションしながら学ぶ空間を設けることも求められており、静かに読書や学習をするための2階の閲覧室（クワイエットゾーン）とは別に、3階の閲覧室はコミュニケーションゾーンと称し、学習に関する会話を周りに迷惑にならない範囲で認めている。また、3階に設けられた国家試験対策自習コーナーもグループで話し合いながら学習することが認められている。

子ども福祉図書館は、児童書および絵本等の蔵書5千冊を集め、2004（平成16）年4月に正式オープンした。子ども福祉図書館は、子どもたちの福祉

への理解を広めるとともに、地域に開かれた大学をめざして開設された。現在の蔵書数はおよそ7,700冊となっている。利用者は、近隣に居住する子どもと保護者、近隣の保育所や幼稚園関係者等である。

また、2013（平成25）年に文京キャンパスの整備の一環で文京キャンパスに図書室を設置し、2014（平成26）年度からは、文京キャンパスと清瀬キャンパス間の図書貸出定期便を開始して、専門職大学院の学生の利用に役立てている。

⑵　蔵書

本学図書館には、およそ26.5万冊の資料と3,100を超える雑誌が所蔵されている。社会福祉を含む社会科学の文献が圧倒的に多いのが特徴となっているが、各分野にわたる資料が所蔵されている。また、2004（平成16）年の子ども福祉図書館の開設に伴って、絵本の所蔵と配架も行っている。

近年の特徴として、海外の雑誌が電子ジャーナル化されるとともに、データベースの整備が急速にすすみ、それに対応した契約が増えている。また、電子書籍も増加傾向にある。一方で、各大学の紀要といった雑誌の多くは、各大学の機関リポジトリ（学術研究成果の収集・保存・公開システム）が本格化し､本学も図書館に所蔵している『日本社会事業大学研究紀要』『Journal of social policy and social work（英文紀要)』『社会事業研究』の掲載論文および博士論文を2014（平成26）年インターネット上に公開するようになった。このため、雑誌の所蔵種数は年々大幅に減少している。

表1　所蔵数

年度	2020(令和2)	2021(令和3)	2022(令和4)	2023(令和5)	2024(令和6)	2025(令和7)
資料所蔵点数	258,042	259,701	261,304	263,075	265,702	267,376
雑誌等所蔵種数	4,173	4,676	4,097	3,454	3,138	3,136
(種類)						
図書等	602	1,659	1,603	1,771	2,627	1,674
電子書籍	98	200	305	350	350	350
視聴覚資料	2,783	2,818	2,782	3,253	2,777	2,777
逐次刊行物	485	431	350	293	264	244
電子ジャーナル	875	875	874	874	874	870
契約データベース	5	5	5	4	4	4

蔵書数の増加に伴う所蔵スペース確保の問題に対し、2016（平成28）年の管理・利用に関する諸規程の見直しとともに、不要資料の選別・廃棄計画も策定し、2017（平成29）年度より着手した。2021（令和3）年度には、所要の書架の新設とともに製本雑誌と紀要の配置場所を変更するなど、図書配架スペースの拡大を図った。2023（令和5）年度からは、福祉関係以外の評価額のない合冊製本資料の廃棄を完了し、評価額のある福祉関係以外紀要等の整理作業を実施している。

⑶ 子ども福祉図書館

その設置目的は、①幼いころから読書を通して福祉に関心を持ってもらいたいこと、②母子家庭や経済的困窮家庭、外国人家庭の子どもたちに、宿題や読書などの居場所を提供することである。そして、本学の教育の根幹である高齢者、障害者等の支援を必要とする人たちとともに幸せな社会をつくっていく「福祉」という考え方に触れることにより､「人をいたわる心」や「助け合うカ」を育む機会をつくってきた。その他にも、近隣の保育所等の子どもたちの散歩コースの休憩場所になっていたり、本学の保育士課程や子ども関連の学習をしている学生の実習先での読み聞かせ用にも本が活かされている。

約7,700冊の蔵書において、以下の図書に重点を置いているのが特長である。

- 子ども向けの福祉・介護に関する本
- 障がいのある子ども向けの「点字の本」「LLブック（難しい表現や日本語が得意でない人など、読むことが苦手な人のために、読みやすいように工夫して作られた本)」
- 保育所など団体への貸出用の「紙芝居」や「大型絵本」
- 日本語に不慣れな外国籍の子どもや親のための「外国語（英語､中国語、韓国語、タガログ語など）の絵本やバイリンガルのコミック本
- 子どもたちの居場所づくりのための人気コミック本（ドラえもん、名探偵コナン、ワンピースなど）

・子育て中の保護者向けの本

（出典：星川英輝「子どもたちに“福祉”への関心を持ってもらうための居場所を目指して」図書館雑誌Vol.116，No.10，600-601，2022）

⑷　図書館システム

情報検索システムの発展に伴い、2009（平成21）年の図書館システムの更新時には、図書館のTOPページに設けられたリンクから、各種データベースや電子ジャーナル等の情報資源をより効率的に活用することができるようになった。また、利用者ごとに「マイライブラリー」機能を設置して、自身の図書の利用状況の確認、図書の購入希望依頼、貸出中の図書への予約、複写・現物図書取寄せ依頼などをすることができるようになった。

2015（平成27）年に入館管理システム（入館ゲート）が導入され､セキュリティを高めるとともに、図書館利用のデータ集積が容易になった。また同じ時期に、エレベーターの改修や照明のLED化、棚や机の配置換えなどを行った。

2022（令和4）年度には、図書館のICT化に向けて、卒業研究（論文）のデジタル化に向けて検討を開始した。2023（令和5）年度には、ICT推進の一環として、試行的に充電ステーションを設置し、学生所有の情報機器の充電用に開放した。2024（令和6）年度にICT推進・図書館機能の充実を目的とする館内のレイアウト変更を行い、卒業論文検索システムの機能を網羅した代替システムのプロトタイプをセキュアクラウド上に構築した。また、並行して、ネットワークに接続しない検索システムも構築試行を始めた。

⑸　開館時間の対応

開館時間については、通信教育科のスクーリング及び専門職大学院の授業が主として土日の週末に行われるため、当該学生の図書館の利用機会を確保すべく、土曜日の開館時間の延長を行ってきた。また、夜間開館への対応も行っている。そのため、2019（令和元）年と2021（令和3）年に延長に必要な関係規程の改正及び運営体制の整備を行った。

コロナ禍の2020（令和2）年度当初は図書館を休館せざるをえなかったが、その後個別の郵送貸出を開始するとともに、学生等が安心して利用できるようにガイドラインに沿った感染防止対策（除菌清掃・換気・開館時間の縮小・入館制限等）を講じた上で段階的に開館し、一部対面授業が開始された後期からは概ね通常の開館状態に復帰できた。この個別の郵送貸出については、通信教育科及び大学院両科の学生に対し、求めに応じて現在も行っている。

現在、授業期間中の開館時間は、月曜日～金曜日が9時00分～20時00分、土曜日が9時00分～15時00分、夏季春季休暇中は、月曜日～金曜日が9時00分～17時00分、土曜日9時00分～12時30分となっている。

⑹　図書館利用の状況

図書館の利用者数について、コロナ禍となった2020（令和2）年度には年間7,000人を下回ったが、対面授業も再開し始めた2022（令和4）年度には倍の15,000人程度となり、2023（令和5）年度からは20,000人程度まで回復している。

表2　利用状況

年度	2020(令和2)	2021(令和3)	2022(令和4)	2023(令和5)	2024(令和6)	2025(令和7)
利用者延人数	6,860	7,876	15,049	20,344	19,250	8,771
学部生1人当たり貸出冊数	5.5	2.7	5.5	7.1	6.7	6.6
大学院生1人当たり貸出冊数	2.6	1.9	11.6	12.7	11.8	9.5

表3　利用者の内訳

年度	2020(令和2)	2021(令和3)	2022(令和4)	2023(令和5)	2024(令和6)	2025(令和7)
利用者延人数	6,860	7,876	15,049	20,344	19,250	18,771
学部生	4,911	6,149	12,085	17,385	15,865	16,424
院生	207	171	645	605	663	470
通信生	214	299	374	463	384	495
館友	301	273	277	536	663	324
子ども福祉図書館	399	106	308	192	133	119

本学の図書館は、社会福祉の専門図書館として、本学の学生や教職員に利用されるだけではなく、他大学の学生や教職員からの利用もある。清瀬市内3大学との包括連携協定（明治薬科大学、国立看護大学校、日本社会事業大学）に基づく図書館相互連携協定を2019（平成31）年2月に締結し、4月から開始した。また、近隣福祉系3大学協定（武蔵野大学、ルーテル学院大学、日本社会事業大学）による図書館利用も行っている。各図書館の利用カードで相互の図書館が利用でき、貸出しもすることができる。協定外の大学等の学生・教職員を含めると、2025（令和7）年度の利用者数は、学生6名、教職員20名の利用があった。

⑺　学生による運営

①読書マラソン推進委員会

2010（平成22）年度～2011（平成23）年度文部科学省のGPに採択された「教養力を基盤にした『想像力×創造力』形成」において、図書館と協働した活動を通じた学生の成長をめざして、読書マラソン推進委員会が発足した。推進委員になった学生は、4年間で100冊の読破をめざす読書マラソンの推進役として、テーマを決めた展示やポップの作成、大型書店に出かける選書ツアーでの図書の選定、読書交流会、他の大学図書館見学などを行っている。

②選書ツアー

選書ツアーは、2016（平成28）年度より実施されている（2020（令和2）および2021（令和3）年度はコロナ禍の影響により中止した）。2022（令和4）年度と2023（令和5）年度はジュンク堂池袋本店へ、2024（令和6）年度は角川武蔵野ミュージアム、2025（令和7）年度はジュンク堂池袋本店と国立国会図書館東京本館を訪れ、各回10名余りの学生が参加している。

⑻　地域・高大連携協定校生徒への開放

本学では、高等学校との教育連携を通じ、高校生の大学進学に関する意識と学習意欲を高め、高等学校教育・大学教育の質の向上と活性化を図ること

を目的として高大連携事業を推進している。その一環として、高大連携協定校の生徒には、自主学習や受験勉強の場として、図書館を開放している。

また、地元清瀬市の小・中学校に対し、中学生では職場体験としての受け入れを（2023（令和5）年度1校、2024（令和6）年度1校、2025（令和7）年度2校)、小学校では1校と、生活科「町たんけん」授業の受け入れを行っており、受け入れの拡大を図っている。

7　学長室

(1)　学長室の概要

2018（平成30）年4月1日、学長主導による教学運営の強化を図り、建学の精神に基づく本学の使命を達成するため、新たに学長室が創設された。学長室内の組織として、戦略を構想する運営委員会と、学長直轄の事業を実施するために2つのセンター（地域貢献センター及び災害ソーシャルワークセンター）が設置された。

また、2019（令和元）年度には厚生労働省の経営委託費として予算要求していた「地方自治体職員向け社会福祉研修事業」の実施が認められたことから、これを所管する部署として「社会福祉研修センター」が設置された。

さらに、2019（令和元）年には教育現場のデジタル環境構築を所管する「未来ビジョン推進センター」、2022（令和4）年度には多種多様な主体が対等の立場で自発的に連携し協力・補完し合いながら地域社会が抱える福祉問題を解決しようとする取り組み：Polycentric Partnership in Community Welfareのあり方を研究する「多心型福祉連携センター」が設置された。

2026（令和8）年4月1日現在の組織図は図1のとおりである。

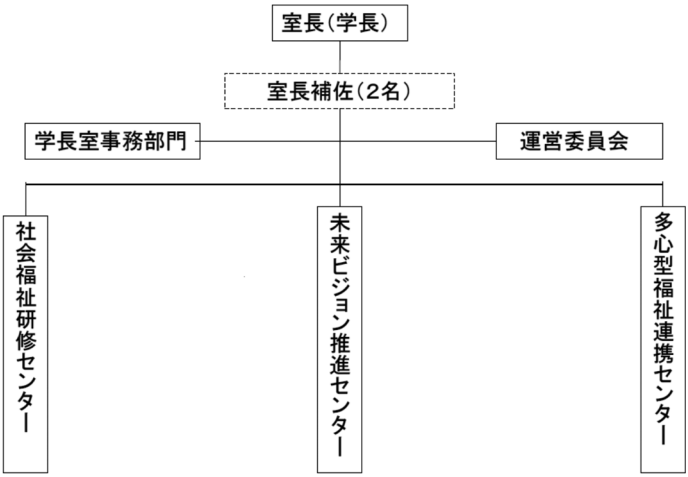


図1　学長室の組織概要

⑵ 各センターの役割と活動経過

1） 地域貢献センター

地方公共団体から委託を受けて研修等を実施し、本学が有する教育力を地域貢献に活用するために「地域貢献センター」が設置された。以降の経過については以下のとおりである。

2018（平成30）年度

地方自治体からの委託により、次の2つの研修事業を実施した。

①保育士等キャリアアップ研修事業（埼玉県より受託）

当該研修は、埼玉県の委託を受け、「保育士等キャリアアップ研修」を開催した。研修は、埼玉県の保育現場におけるリーダー的職員を育成し、保育士等の専門性の向上及び保育の質の向上に資すると同時に、保育士の専門性に対する社会的評価の向上、職場に定着しやすい環境を整備することや新たな保育士の確保に寄与することを目的としている。研修分野は、「乳児保育」「幼児教育」「障害児保育」「食育・アレルギー対応」「保健衛生・安全対策」「保護者支援・子育て支援」「マネジメント」「保育実践」の8分野、を実施した。いずれの研修も2日間又は3日間（15時間）である。研修会場は埼玉県の4地域（東西南北）に分けて行っている。開催時期は7月～9月の前半期と、11月～翌年2月の下半期である。この研修を7,415名（修了証発行人数）が受講し、埼玉県や受講生から高い評価を獲得した。

②要保護児童対策調整担当者研修事業（岩手県・埼玉県・富山県・さいたま市・相模原市・横浜市より受託）

前年度に通信教育科が担当していた研修を、地域貢献センターが引き継いで実施した。

当該研修は、子どもの権利を守ることを最優先の目的としたソーシャルワークを実践し、その一環として、関係機関の連携を促進し、役割分担の依頼、調整をすることができる要保護児童対策調整機関の調整担当者の資質の確保・向上を図ることを目的とした。研修内容は、「児童福祉司等及び要保

護児童対策調整機関の調整担当者の研修等の実施について」（平成29年3月31日付雇児発第16号雇用均等・児童家庭局長通知）に基づくもので、14科目19コマ計28.5時間となっている。実施は8月1日～4日の4日間であった。この研修には4つの自治体からの79名が受講したが、これに加えて個人参加者も3名受講し、修了者は計82名となった。研修の講師は、学内の子ども家庭福祉関係の教員をはじめ、全国の子ども家庭福祉の研究者・教員者・実践家が担当した。

なお、地域貢献センターは当該年度限りで廃止され、当該センターの役割は2019（令和元）年度から「社会福祉研修センター」に引き継がれた。

2)　災害ソーシャルワークセンター

大規模災害で必要とされるソーシャルワーカーの役割を明らかにするために「災害ソーシャルワークセンター」が設置された。以降の経過については以下のとおりである。

2018（平成30）年度

福島県から東日本大震災支援全国ネットワークに委託された事業の再委託を受け、被災地住民生活再建支援関連調査研究事業（避難12市町村の職員を対象としたインタビュー調査等）を実施した。東日本大震災と、その後の福島第一原子力発電所の事故により避難を余儀なくされた「避難12市町村」に関する「避難者のための地域コミュニティ整備等基礎調査事業」として、まず、有識者等による連絡会議を設置し、ソーシャルワーク機能も活用した、帰還者が安心して生活できる避難地域のコミュニティ整備に必要となる知見、体制等を整理した。

そして、避難地域や避難者が居住する地域コミュニティの実情調査等を行った。さらに、調査対象を2団体（一般社団法人葛尾むらづくり公社、一般社団法人ならはみらい）選定し、中山間地域の地域コミュニティ再整備の先行事例視察（島根県雲南市内の地域自主組織・特定非営利活動法人等）お

よびグループインタビュー等を実施した。

2019（令和元）年度

福島県委託事業として「令和元年度　避難者のための地域コミュニティ再整備支援事業」を、継続して実施した。有識者等による連絡会議を開催し、避難地域の実情や、避難者が居住する地域コミュニティの調査や研修および考察・提言に関して、意見交換と報告・検討を行った。県内調査（避難地域の実情調査）として、県内避難者支援を行っている団体（避難12市町村広域連携検討会や福島県社会福祉協議会・市町村社会福祉協議会およびふくしま連携復興センター･みんぷく等）と適宜連携して、生活支援相談員･コミュニティ交流員に対するインタビュー調査や、行政区長・自治会長等へ聞き取りを行った。

6月22日に開催した社大福祉フォーラム2019（学内学会）の分科会で､「福島県避難12市町村における地域コミュニティ再整備に関する実態調査」について報告した。並行して、人口減少を課題とする自治体の先行事例調査を行い、前年度と同じ2団体とともに、先行事例視察（高知県三原村および大川村の集落活動センター等）を行った。

さらに、12月には、避難者支援を行ってきた復興支援員や、全国各地の生活支援拠点等の避難者支援団体職員等を対象とした「支援者研修」を、東京会場（本学文京キャンパス）と福島会場（富岡町文化交流センター学びの森）で開催した。翌1月25日に開催された、福祉系大学経営者協議会設立10周年記念シンポジウムにおいて「災害ソーシャルワークセンターの実践活動」を紹介した。

3月には、帰還者が安心して生活できる避難地域のコミュニティ整備に必要となる知見、体制等を整理し、課題と提言を取りまとめた報告書を発行した。

2020（令和2）年度

災害ソーシャルワークセンターは、福島県の委託事業の終了に伴い、活動

を終了した。なお、2021（令和3）年6月に、新型コロナ感染症対策のためオンラインで開催された社大福祉フォーラム2021（学内学会）の分科会において、「避難者のための地域コミュニティ再整備支援事業地域コミュニティ再整備に関する実態調査　人口減少を課題とする自治体の先行事例調査部分」について報告した。

3)　社会福祉研修センター

2019（令和元）年度

厚生労働省の経営委託費において予算要求していた「地方自治体職員向け社会福祉研修事業」が認められたことから、これを所管する「社会福祉研修センター」が設置された。

2020（令和2）年度

日本社会事業大学の教育技術や経験を活かし、「地域共生社会の実現に向けた分野横断的な社会福祉研修事業」(厚生労働省委託事業)を開始した。当該事業の目的は、地方公共団体の職員を対象に、児童虐待や生活困窮、ひきこもりといった複雑化し多様化する福祉課題に対応するため、特定分野にとどまらない分野横断的な知識・技術を習得する研修の実施であった。

10月16日に開講式と記念講演をあわせて実施した。開講式では、神野直彦学長の挨拶の後、地域共生を支える関係組織・団体の代表者（厚生労働省社会・援護局長　橋本泰宏氏、全国社会福祉協議会副会長　古都賢一氏、日本ソーシャルワーク教育学校連盟会長　白澤政和氏、日本社会福祉士会会長西島善久氏、日本精神保健福祉士協会会長　田村綾子氏）から、各組織・団体と日本社会事業大学の永年の協力関係を振り返り、今後の社会福祉研修センターに期待する事項について、ご挨拶を頂いた。さらに、記念講演として、神野学長による基調講演「社会福祉研修センターの船出にあたって」と、元厚生労働事務次官・本学専門職大学院の蒲原基道客員教授による特別講演「地域共生社会を支える市町村職員」を行った。

新型コロナウイルス感染症予防の観点から、インターネットを活用したオ

ンライン方式による、効果的かつ双方向的な研修プログラムの方法を研究した。10月16日より、こども家庭分野を切り口とした2コースの研修（全10日間）を、オンライン形式で実施した。また、開講式・記念講演等の録画データを活用し、12月25日より、追加のオンデマンド研修を実施した。

2021（令和3）年度

前年度に引き続き、厚生労働省からの経営委託費を受け「地方自治体職員向け社会福祉研修事業」を実施した。新型コロナウイルス感染症予防の観点から、インターネットを活用したオンライン方式を採用した。9月より、約3か月間の連続講座「包括的支援体制と地域共生社会・共生社会の実現に向けた総合研修」を実施した。基調講演として、横山学長による講義「共生と共感」を行った。「オンライン総合研修」は、コンセプトを「地域を支える皆さんと、新たな社会福祉実践を考える」と掲げ、対象を地方公共団体職員および重層的支援体制整備事業における地域を支える事業に従事する者へと拡大した。加えて、12月より、録画データを編集・再構成した「オンデマンド総合研修」を開催した。

2022（令和4）年度

前年度に引き続き、厚生労働省「地方自治体職員向け社会福祉研修事業」による「包括的支援体制と地域共生社会・共生社会の実現に向けた総合研修」を実施した。研修コンセプトを「重層的支援体制整備事業と、事業の先にあるもの」とした。初めての取り組みとして、「オンライン総合研修」でリピーター割引受講料（既受講生が対象）を設定した。また、前年度受講生の要望を取り入れて、研修録画データを活用した「オンデマンド総合研修」では、団体申込み（視聴人数5名まで）を追加設定し、開催した。

2023（令和5）年度

前年度に引き続き、厚生労働省からの委託を受け、オンライン形式による「包括的支援体制と地域共生社会・共生社会の実現に向けた総合研

修」を実施した。コンセプトを「社会とつながるプロジェクト　JCSW×Community」とした。学内教員の助言・指導のもと、国が進める重層的支援体制整備事業について様々な視点から発信している専門家・実践的知見を有する講師として招へいし、研修企画を検討した。特に、特別講義の4コマはアドバンスプログラム（上級コース）として、事例研究等で構成し、「無料特別講義（リピーター・コース）」として既受講生にも提供した。また、「オンデマンド総合研修」も前年度と同様に開催した。

2024（令和6）年度

前年度に引き続き、厚生労働省からの委託を受け、オンライン形式による「包括的支援体制と地域共生社会・共生社会の実現に向けた総合研修」を実施した。「社会とつながるプロジェクト JCSW×Community」というコンセプトを引き継ぎ、受講生の負担軽減を目的として、専門分野（こども家庭支援・障害者支援・高齢者支援）の講義を4コマから3コマに、共通分野の講義を6コマから7コマに改編した。また、「調査研究」「プラットフォーム化」を進め「新シリーズ！実践発表（本研修を受講したOB/OGによるオンライン実践発表）」を任意受講メニューとして企画し、福祉行政の現場で需要の高いテーマ設定と質の高い講義を実現した。受講生の柔軟な受講スタイルへのニーズに応えるため、録画データを活用した「オンデマンド総合研修」も前年度までと同様に開催した。

2025（令和7）年度

前年度に引き続き、厚生労働省からの委託を受け、オンライン形式による「包括的支援体制と地域共生社会・共生社会の実現に向けた総合研修」を実施した。コンセプトを「JCSW×Community2025 今もallhandmadeです」とし、他大学・他団体によるオンライン・プログラムとの差別化を図った。研修OB・OGを対象としたアドバンスト・コースを、初めて開催した。また、専門職大学院リカレント講座との共同開催による「対面企画」を実施した。録画データを活用した「オンデマンド総合研修」も前年度までと同様に開催した。

表1　オンライン総合研修の受講生数の推移

年度	2021(令和3)	2022(令和4)	2023(令和5)	2024(令和6)	2025(令和7)	計
オンライン総合研修	66人	88人	79人	81人	81人	395人

表2　オンデマンド総合研修の受講生数の推移

年度		2021(令和3)	2022(令和4)	2023(令和5)	2024(令和6)	2025(令和7)	計
オンデマンド総合研修	個人	239人	242人	319人	200人	152人	1152人
	団体※		40団体	77団体	41団体	29団体	187団体
			(200人)	(385人)	(205人)	(145人)	(935人)
計		239人	442人	704人	405人	297人	2087人

※団体の申込みは2022（令和4）年度より設定した。1団体5名まで視聴可とした。受講生数は団体数×5名で算出した。

4)　未来ビジョン推進センター

未来ビジョン推進センターでは、開設当初よりソーシャルワーク教育の質的向上に資する学内ICT環境の整備にも注力してきた。他大学における活用事例の視察を通じて本学の特性に即した環境整備の提言を行ってきたほか、学内教職員に向けてリモート授業のFD研修や助言を実施した。また、情報セキュリティに関する情報収集と提言を行うなど、教育現場のデジタル環境構築を支える活動を継続的に展開している。

2019（令和元)、2020（令和2）年度

リカレント教育推進のため、ICTを活用する教育方式の導入に向け、学長室に「未来ビジョン推進センター（仮称)」を設置し、2020（令和2）年度より情報通信にかかわる設備の整備計画から着手することとした。

2021（令和3)、2022（令和4）年度

コロナ禍の卒業生の状況を把握し、またつながりを創出することを目的にSNSを活用した福祉キャリア支援のためのネットワーク構築に関する研究を行うとともに、福祉分野における教育・研究のICT化の検討、在校生や卒業生への就職情報提供のあり方を検討した。

社会事業研究所の共同研究事業として、「情報共有ツールを活用し、新型

コロナウイルス対応の情報交換と福祉キャリアの支援のネットワーク構築に関する研究」（研究代表：佐竹要平准教授）を実施した。情報共有ツールを活用し、新型コロナウイルス感染症への対応に関する情報交換を行うとともに、福祉キャリア支援のためのネットワーク構築が進められた。感染症拡大という事態において、ZOOM（Zoom Communications, Inc.）等のICTを活用した新たなつながりと支援のあり方を模索した。

2023（令和5）年度

リカレント教育推進のための体制整備事業、福祉キャリア支援センター事業等の具体的展開に向けた議論を深めた。

2024（令和6）年度

福祉分野のデジタル化に対応した教育研究のあり方について議論を深めた。

2025（令和7）年度

生成AIの台頭をはじめ、福祉分野におけるAI等のデジタル技術に対応するための体制強化を行った。学内に提供するプログラム等の検討を図った。

5）　多心型福祉連携センター

2022（令和4）年度

多種多様な主体が対等の立場で自発的に連携し協力・補完し合いながら地域社会が抱える福祉問題を解決しようとする取り組み：Polycentric Partnership in Community Welfareのあり方を研究するため、多心型福祉連携センターが設置された。

2023（令和5）年度

6月24日に開催した社大福祉フォーラム2023（学内学会）において、社会福祉法人恩賜財団済生会の炭谷茂理事長を招へいし、基調講演「気候変動・

災害と福祉」をいただき、その録画データをホームページで公開した。更に、自主企画シンポジウム「災害と福祉の支援と受援」を行った。シンポジストには、日本社会事業大学と縁が深く、日本の社会福祉をリードする「社会福祉法人　恩賜財団　済生会　済生会保健・医療・福祉総合研究所」「社会福祉法人浴風会」および「社会福祉法人全国社会福祉協議会」よりお招きし、「災害と福祉の支援と受援」の観点から活動をご紹介いただき、意見交換を行うことによって、それぞれの取り組みの視点を整理した。シンポジウムの内容は、社会事業研究第63号に投稿した。



※学長室多心型福祉連携センターホームページ

https://www.jcsw.ac.jp/facilities/president_office/polycentricity/

また、多心型福祉連携の一形態として広い意味での農福連携を検討・企画し、令和6年度農林水産省農山漁村振興交付金（都市農業機能発揮対策）へ「市民に開かれたキャンパス内の農的空間を活用した地域の振興（仮題）」との参考資料を付した提案書を2月に農水省に提出した。

2024（令和6）年度

6月22日に開催した社大福祉フォーラム2024（学内学会）で自主企画シンポジウム「環境・災害と福祉の予防的支援」を行った。予防的支援を研究テーマにされている木戸宜子先生（専門職大学院教授／通信教育科長）を中心に、在宅医療のお立場から鶴岡優子氏（在宅療養支援診療所　つるかめ診療所所長）、児童相談所のご経験から須江泰子講師（本学専門職大学院）のご報告のあと、フロアの参加者と意見交換を行い、予防的支援の実践と課題について議論を深めた。シンポジウムの内容は社会事業研究第64号に投稿した。

また、多心型福祉連携の一形態として広い意味での農福連携を検討・企画し、令和6年度農林水産省農山漁村振興交付金を得て、農的空間の整備と地域の多世代型交流の場の創設を目指した新しい農福連携事業「社大の農的空間創出（新農福連携）プロジェクト」に取り組んだ。広い意味での農福連携のあり方を検討し、多世代交流を視点とした農的活動による、地域のさまざ

まな資源との共生の推進について、実践と研究を進めた。

具体的には清瀬キャンパス竹丘校地の西門付近の空閑地を開墾して圃場とし、ジャガイモ・サトイモ等の作物を栽培することにより農的空間を作り、学生と近隣施設の利用者や近隣住民等とが交流する機会を創出した。あわせて、中庭にレイズドベッド・ベジトラグ（大型木製プランター）を設置し、学生と近隣の複数の保育園園児や老人クラブの会員等による世代間交流活動を実施した。これらとは別に、校地の除草のために中庭において2024（令和6）年10月から2025（令和7）年1月末までヤギを2頭飼育し、地域との交流にも活用した。

2025（令和7）年度

「災害」をキーワードに社大福祉フォーラム自主企画シンポジウムの3年目として、6月22日に開催した社大福祉フォーラム2025（学内学会）で自主企画シンポジウム「災害における認知症の人と介護家族への包括的支援について～能登半島地震における支援から考える～」を行った。下垣光教授（本学社会福祉学部）のコーディネートで、令和6年能登半島地震に際し災害派遣精神医療チーム（DPAT）で出動された、橋本玲子氏（金沢医科大学精神神経科学助教）をお招きした。本学からは、災害ソーシャルワークを専門とする北川進講師（本学専門職大学院）が参加した。フロアの参加者からも質問や感想についての発言があり、活発な意見交換の場となった。

さらに、多心型福祉連携の一形態として、2024（令和6）年度より実施している農林水産省の「農山漁村振興交付金」による「社大の農的空間創出（新農福連携）プロジェクト」を継続して実施した。清瀬キャンパス竹丘校地の西門付近の空閑地にはジャガイモ、サツマイモ、サトイモ等の作物の他、季節の変化に応じてヒマワリ、コスモス、、チューリップ、シバザクラ、タチアオイ等を植え、農的空間の創出と景観の保全に努めた。世代間交流活動については、2024（令和6）年度に引き続き中庭に設置したレイズドベッド・ベジトラグを使用し、学生・保育園児・高齢者等による農作物の植付け・収穫活動を実施した。特に当該年度においては、収穫したジャガイモ等を保育

園児と学生とで調理し、試食する活動も実施した。学内の除草とともに地域の人的交流を目的としたヤギについては、昨年度とは異なる2頭を2025（令和7）年9月より外部団体から借り受けた。10月には1頭となったが、2026（令和8）年3月末まで継続して飼育した。

さらに、当該年度においては先進事例見学として農福連携の特異的な取組みを行っている地域（鹿児島県大隅郡・大島郡、長崎県佐世保市、東京都小金井市等）の団体を訪問するとともに、それらとの連携を模索した。特に東京都小金井市の農園とは、本学を含めた複数の大学の学生農業系サークル同士が連携する契機となった。

また、2026（令和8）年2月には、過疎地域におけるソーシャルワーカーの育成を志向し、包括的な連携の下、相互に協力し、地域社会の発展と人材の育成に寄与することを目的とする包括連携協定を、北海道中川郡音威子府村と締結した。連携・協力する内容は、共生社会の推進と福祉のまちづくりに関すること、次代の地域福祉を担う人材育成に関すること、地域の福祉的課題の解決に関すること、子育て支援・社会教育の振興に関すること、その他必要と認める事項に関すること、の5項目とした。

その他、地域交流の一環として、2026（令和8）年1月には清瀬市立清瀬第二中学校の総合的な学習の時間「令和7年度『清瀬を語れる生徒』学習（Kiyose Hands-onプロジェクト）」に協力し、本学教学Ｂ棟教室にて中学2年生全員を対象とした授業を実施した。内容は①「『農的空間創出プロジェクト』について―農業を通したコミュニケーションとは―」（永嶋昌樹准教授：本学社会福祉学部）】、②「『地域防災と被災地支援』―被災地支援から考える日頃の備えについて―」（北川進講師：本学専門職大学院）であり、本学の中大連携の取組みとして初めても試みであった。

⑶　自己点検・評価検討委員会

2022（令和4）年度

「自己点検・評価検討委員会」においては、内部質保証関係規定等の整備を行い、全学的な自己点検・評価を実施し2022（令和4）年10月に「2021

年度自己点検・評価報告書」を公表するとともに、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の大学機関別認証評価を受審し、2023（令和5）年3月に大学評価基準に適合している旨の認定を受けた。

2023（令和5）年度

「自己点検・評価検討委員会」においては、大学機関別認証評価で指摘された事項について所要の改善指示を出すとともに、全学的な自己点検・評価を実施し、その結果を2023（令和5）年10月に「2022年度自己点検・評価報告書」として公表した。

2024（令和6）年度

「自己点検･評価検討委員会」においては､全学的な自己点検･評価を実施し､その結果を2024（令和6）年10月に「2023年度自己点検・評価報告書」として公表した。

2025（令和7）年度

「自己点検･評価検討委員会」においては､全学的な自己点検･評価を実施し､その結果を2025（令和7）年10月に「2024年度自己点検・評価報告書」として公表した。

8　子ども学園

日本社会事業大学附属子ども学園は、児童福祉法に基づく児童発達支援センターとして、東京都により児童発達支援と保育所等訪問支援、清瀬市により特定相談支援と障害児相談支援の事業者指定を受け、発達に遅れやつまずきのある子どもとその家族への支援を行う児童福祉施設である。

⑴「いたる学園」から「子ども学園」へ

日本社会事業大学附属子ども学園の前身は、1965（昭和40）年2月6日、大学附属相談室の一部門として開設された「いたる学園」である。「いたる学園」は、「アヴェロンの野生児」への教育を行ったことで知られるフランス人医師イタールの教育実践の精神を継承して名付けられた。

この当時の精神薄弱児通園施設は、原則として6歳以上の就学義務の猶予または免除を受けた重度児が通う施設であり、幼児期の処遇のみが制度化されていなかった。同相談室には、幼児から成人の相談で多数の方が来談しており、特に、保護者の間から幼児に対する専門的支援施設の創立へ強い要望が寄せられていた。

本学は、厚生省と折衝を行い、園舎を寄付し国有財産に登録することで新築許可が下りた。建設費については、学園債（一口10万円）を募り約500万円を資金に進められた。

来談者である保護者を中心とした関係者一同の積極的賛同と努力が結実した通園施設「いたる学園」の出発であった。

「いたる学園」の創設は、当時精神薄弱児（現･知的障害児）の早期発見･支援の重要性が叫ばれながらも、幼児の相談や支援施設が無かった状況の中での先駆的な事業の開始であった。その目的とするところは、知的障害やその他いろいろな障害を有する幼児に早期に適切な支援をすることによって、生活習慣や言語などの諸能力の発達を促し､社会性を育成することであった。

その後、「いたる学園」が目指した、知的障害児の早期発見・支援の先駆的事業も次第に各地に浸透し、幼児の通園支援施設が増えていった。1979

（昭和54）年の養護学校設置義務化以降、通園施設再編の流れのなか、運営の基盤強化と支援内容の充実を期し、1981（昭和56）年1月1日に東京都の認可承認を得て、児童福祉法に基づく措置による精神薄弱児通園施設「日本社会事業大学附属子ども学園」が誕生する。

1989（平成元）年4月には、日本社会事業大学発展整備計画により、清瀬市梅園へ移転し、事業を行うこととなった。

⑵　1999(平成11)年　施設の名称変更により知的障害児通園施設へ

法律上の施設名称変更により、精神薄弱児通園施設から知的障害児通園施設となる。外来語の直訳として「精神薄弱（せいしんはくじゃく、略称・精薄）」という用語が広く使われており、法律用語にも多用されていたが、「精神」という言葉は人格も含むうえ、精神障害と混同されやすいため、関係団体などでは「知的障害」という用語が使われるようになり、1999（平成11）年4月からは法律上の表記も、「知的障害」という用語に改められた。

⑶　2006(平成18)年　措置制度から契約制度に移行

2006（平成18）年10月より『障害者自立支援法』が児童施設に施行されることとなり、「措置制度」から「契約制度」に移行した。

子ども学園の運営は、措置費から障害児施設給付費収入と利用者負担金収入、従前から受けていた東京都の社会福祉施設サービス推進費補助金収入等により運営されることとなる。

⑷　2012(平成24)年　施設の名称変更により「児童発達支援センター」へ

2012（平成24）年4月の『障害者自立支援法』並びに『児童福祉法』の改正により、児童は『児童福祉法』を基本とし身近な地域での支援を充実させるために、通所サービスの実施主体が都道府県から市町村へ移行された。施設の名称についても変更があり、知的障害児通園施設から児童発達支援センター（見なし措置）となった。それに伴い、これまでの児童発達支援事業に加え、保育所等訪問支援事業を開始する。

⑸ 2013(平成25)年　正式な「児童発達支援センター」へ

2013（平成25）年4月に、東京都の「児童発達支援センター」としての正式な指定を受ける。なお、子ども学園は障害種別の一元化の流れを踏まえつつも、これまでの早期療育の先駆的な実績を重視し、知的障害・発達障害児に特化した療育を行う児童発達支援センターとなる。

2013（平成25）年10月には、児童発達支援事業、保育所等訪問支援事業に加えて所在地である清瀬市から相談支援事業（特定相談支援・障害児相談支援）の指定を受け、事業を開始する。

その後、6年ごとの指定期限に伴い、2019（平成31）年と2025（令和6）年に東京都及び清瀬市による指定の更新を受け、現在に至る。

⑹　子ども学園の支援について

現在、子ども学園では定員を30名とし、就学前の2歳から6歳の発達に遅れやつまずきのある子どもとその保護者が利用している。ひとりひとりの特性をつかみ、発達課題の達成を効果的に後押ししていくことで、子どもたちがよりよく生きていくための望ましい適応力を育て、将来、豊かな社会参加と自己実現をしていけるよう支援することを基本的な考え方とし、実践している。

子ども達への支援は、一人ひとりへの配慮が届きやすいなかで集団活動を体験できるよう少人数のグループで行われる。個々の発達段階に応じて作成された個別支援計画に基づき、基本的生活習慣や知的興味関心、コミュニケーションや社会性、運動機能等の促進を目指した発達支援を実践している。

保護者に対しては、少人数グループの担任制による手厚い環境を活かし、グループ担任との子どもの送迎時や連絡帳を介した丁寧なやり取りに加え、個別面談や保護者学習会、ペアレントトレーニング等を通し、子どもの特性理解と支援目標を共有するとともに日々の子育てや進路に関する相談支援を行っている。

以下に園児の大まかな一日の活動スケジュールと支援プログラムを紹介する。

○一日の活動スケジュール

時間	活動等
9：35～9：55	個別学習（担任とマンツーマンで取り組みます。月2回程度）
9：55～	登園（グループ活動開始） 身支度（お着替えや排泄等、基本的生活習慣の取り組み） 自由遊び（担任や友達と関わりながら楽しく遊びます）
10：30～	朝の集会（ご挨拶・点呼・歌・絵本・一日の流れの話、等） 課題学習（粘土遊びやお絵描き・工作活動・パズル・玉通し・文字・数・リズム遊び・ルールのある遊び、等）
11：00～	屋外・屋内活動（お散歩・園庭遊び・遊戯室遊び）
12：00～	給食
12：45～	自由遊び（園庭・遊戯室・室内）
13：30～14：00	身支度（お着替えや排泄等、基本的生活習慣の取り組み） 帰りの集会（1日の振返り・明日のお話・歌・ご挨拶） 保護者のお迎え（グループ活動終了）
～14：30	個別面談（申込制）
～16：00	放課後園庭・遊戯室開放（保護者とお子さんで遊ぶことができます）

○支援プログラム

理念	効果的な発達支援を実践するために、子どもひとりひとりの特性をつかみ、将来の自己実現に向けて、発達課題の達成を効果的に支援していくことを大切にしています。 そして、子ども達が自分らしく社会参加をしていけるよう支援することが、学園の基本的な考え方です。
支援方針	それぞれのお子さんの発達段階や特性を踏まえながら小集団でのグループ活動を行うことで、担任や友達と安心して楽しく過ごせるように支援しています。 スモールステップで成功体験を重ねながら基本的な生活習慣の育成に取り組んでいます。 また、信頼関係や成功体験から得られた達成感や自信、意欲をもとに社会性を育んでいくことを大切にしています。
本人支援 （健康・生活）	・日々の通園を通して、生活リズムを形成しながら、食事・着替え・排泄等の基本的生活習慣を身に付けられるよう支援を行っています。 ・園庭や遊戯室遊び、散歩などを通して体を動かす時間をたくさん設け、気持ちの発散を図りながら、健康的な体作りを目指していきます。 ・自園で調理した給食を提供し、それぞれの発達段階や特性に合わせながら様々な食材や味、調理方法を経験することや、姿勢・食具の使い方などのマナー面を身に付けられるよう支援しています。

本人支援 （運動・感覚）	・リズム遊びやマット運動などの活動プログラムや、園庭・遊戯室遊びで楽しく遊ぶ中で様々な感覚に働きかけながら、姿勢保持や色々な体の使い方、力の加減、バランス感覚などを学ぶ機会を設けています。 ・お子さん一人ひとりの感覚特性に配慮した対応を工夫することで、お子さんが持てる力を発揮できるよう支援しています。
本人支援 （認知・行動）	・一日の流れや環境を構造化し、お子さんが見通しを持ちやすいように配慮することで、自分で取り組もうとする気持ちを育んでいきます。 ・粘土遊びやお絵描き、工作活動、パズル、リズム遊びなどの活動を通し、身近な物の名前や色、形、素材などに触れ、楽しみながら知的な興味・関心を広げられるよう支援しています。 ・月に2回程度、担任と1対1で個々に応じた学習に取り組む機会を設けています。
本人支援 （言語コミュニケーション）	・それぞれの特性に配慮しながら、担任と安心して楽しく関われるよう支援することで、信頼関係を形成し、コミュニケーション意欲を育みます。 ・お子さんの表現（言葉や発声、指差し、動作、サイン、表情など）をしっかりと受け止めてやり取りをしながら、様々な自己表現を引き出していく支援に取り組んでいます。 ・大人や友達との関わりの中で、やり取りを補ったり、代弁したりしながら表現や理解が広がるよう支援しています。
本人支援 （人間関係・社会性）	・グループ活動や遊びなど、様々な経験を通して楽しい時間や成功体験を共にし、大人や友達同士の関わりを深めていくことで、情緒の安定を図り、信頼感や安心感を持って人と関われるように支援しています。 ・担任が寄り添いながら活動への参加や模倣行動を促していくことで、社会性や対人関係の基礎を育んでいきます。 ・個々の特性やその日その時の状態に配慮しながら担任や友達と過ごし、集団参加の経験を重ねられるように支援しています。(待つことや順番などの集団のルール、自己コントロールなど)
家族支援	・送迎時の保護者とのやり取りに加え、随時連絡帳や個別面談などを通じて、情報共有を図りながらお子さんのこと、ご家族のことなどについての相談に応じています。 ・保護者向けの学習会を開催しています。 ・ペアレントトレーニングを実施しています。 ・本園の給食や食育についての理解を深めていただく機会として試食会を実施しています。 ・年2回の参観日に加えて、随時ご要望に応じて見学の機会を設けています。

移行支援	・就学という将来的な移行も見据えながら、入園時から段階的に目標を設定してお子さんへの支援に取り組んでいます。 ・進級の際も、新担任にしっかりと引き継ぎを行うことで新しい環境でも自分の持っている力を発揮できるように支援しています。 ・就学先や移行先に、お子さんの様子や支援内容などについて引き継ぎを行っています。 ・就学などの進路の選択・移行に向けて、保護者の方への情報提供や相談を行っています。
地域支援・地域連携	・関係機関との連携（相談支援事業所、教育委員会など） ・清瀬市の自立支援協議会へ参加しています。
職員の質の向上	・職場内での学習会、研修の実施(虐待防止、災害対策、感染症対策など) ・外部研修へも参加し、支援の質の向上に努めています。 ・日々の支援の中での気づきや改善点等を振り返り、共有する時間を持つことで支援の質の更なる向上を図るようにしています。
主な行事等	・入園式、始業式、終業式、卒園式。 ・家族交流会、七夕会、お泊り会、運動会、遠足、クリスマス会、お餅つき会、豆まき会 ・毎月行う避難訓練（地震、火災、水害、引き渡し訓練）

⑺　附属実習施設として

子ども学園は、園児やその家族への支援に加え、本学の附属実習施設としてソーシャルワーク実習等､社会福祉を志す学生への実習指導を行っている。本学と連携しながら福祉現場におけるより実践的な学びの場を提供することで、将来の社会福祉を担うマンパワーの育成に力を入れている。

⑻　同窓会活動について

いたる学園、子ども学園では、創設以来、多くの卒園児とその保護者が同窓会活動に参加している。

同窓会員による講演会は保護者にとって子育ての指針となるものであり、毎年の恒例となっている同窓会行事は旧交を温めると同時に様々な情報を共有する機会となっている。

子ども学園の運営にあたっては関係各位の努力に加え、いたる学園卒園児の保護者も含めた同窓会の支援があることを記しておかねばならない。

（本稿では、今日使用が控えられている用語・表現に関して、歴史的概念であることから一部そのまま使用しています。）

9　同窓会

⑴　同窓会の活動

日本社会事業大学同窓会の組織は、1976（昭和51）年4月に再建され、2026（令和８）年に50年（『母校は創立80周年』）を迎える。同窓会活動については、原宿年代に比べ清瀬年代の同窓生の参加が少ないといった“世代交代の問題”やコロナの長期化等による活動への影響もいまだある中で、同窓会は、社会福祉の実践者として『忘我の愛と智の灯』の校歌の下結集し、今後も大学と連携して、社大教育と社会福祉実践をしっかりつないでいくこと大切に活動を展開している。

具体的には、在校生への実習現場の提供や就職支援、そのための卒業生のネットワークづくりをさらに推し進めるため、①同窓会活動のさらなる活性化、②卒業生と在校生との交流を通じた支援・同窓生間の交流の促進、③社会福祉セミナーの開催による大学とのパートナーシップの推進等が行われている。

同窓会への総登録数は2025（令和7）年度の時点で17,644人（うち清瀬年代8,438人）であり、会報送付数8,000部、会費納入者約1,200人となっている。

2025年度の事業計画では大学とのパートシップの推進、母校・在校生への支援として、以下の事業を実施している。

①社会福祉セミナーの共催

本セミナーにより､同窓会活動の活性化と母校の価値向上を図っていく。

②同窓生と在校生の交流会

「福祉現場で活躍するＯＢ・OGとの交流会」を学内学会で実施

③職場体験等応援制度の活用・周知

在校生の就職活動や支部セミナーへの交通費を助成

④同窓会「五味基金」による修学困難学生に対する奨学金支給

⑤創立80周年に向けた取組

卒業生と在校生による実行委員会で推進。大学との協調体制の整備

「創立80周年記念事業寄附」への協力の呼びかけ

その他、全卒業生に対する証書ホルダーの贈呈、留学生の卒業を祝う会の開催と記念品贈呈、木田賞適任者の推薦等を行っている。

⑵ 同窓会の沿革

1975（昭和50）年　同窓会再建。五味百合子氏を会長に選任
1977（昭和52）年　同窓会館建設資金募集開始 ～1988（昭和63）年
1986（昭和61）年　母校創立40周年事業に参画
1989（平成元）年　清瀬キャンパス開学式にて校旗贈呈
1991（平成３）年　永田幹夫氏を会長に選任
1995（平成７）年　上田忠義氏を会長に選任
1996（平成８）年　母校創立50周年記念事業（海外研修、感謝状、フォーラム、校歌普及、展示、記念誌、名簿作成、特別募金）の実施
2000（平成12）年　在校生への貸付事業開始
2002（平成14）年　石橋俊一氏を会長に選任
2006（平成18）年　ホームカミングデー開催（母校創立60周年記念）
2011（平成23）年　大橋謙策氏を会長に選任
2016（平成28）年　母校創立70周年記念イベント・記念式典の開催・記念誌作成
2017（平成29）年　岩崎俊雄氏を会長に選任
2021（令和３）年　コロナ禍における学生教育支援として母校に助成金の寄附
2023（令和５）年　竹田幹雄氏を会長に選任

⑶ 都道府県支部の活動

都道府県支部では、2015（平成27）年度から2025（令和7）年度において、以下の活動が行われた。

2015(平成27)年7月4日【茨城県支部】支部総会

日立シビックセンターにおいて、「新たな時代における地域福祉の推進」をテーマに社会福祉学部の菱沼幹男氏による講演等が行われた。上田忠義氏（本科2期）が勇退し、新支部長に伊藤博胤氏（本科10期）が選出された。

2015(平成27)年8月9日【栃木県支部】支部総会

「新たな社会福祉の方向性～地域包括ケアの構築を目指して～」をテーマに、大橋謙策氏による講演と、県社会福祉士会会長、県老人福祉施設協議会会長、全国社会福祉法人経営者協議会副会長の岩崎俊雄同窓会副会長によるシンポジウムが行われた。

2015(平成27)年8月23日【長野県支部】地域推進セミナー

佐久大学において、「他職種連携」をテーマに、名誉教授の大橋謙策氏による講演等が行われた。

2015(平成27)年9月13日【大分県支部】支部総会

大分オアシスタワーホテルにおいて、社会福祉学部の菱沼幹男氏による大学の近況報告や講演が行われた。

2015(平成27)年9月26日【群馬県支部】群馬県支部の集い

前回の開催から5年ぶりとなる「群馬県支部の集い」を開催し、社会福祉学部の菱沼幹男氏による講演や大学の近況報告等が行われた。

2015(平成27)年11月7日・8日【北海道支部】秋季セミナー

旭川白金四季の森ホテルパークヒルズにおいて、社会福祉学部の金子恵美氏による講演等が行われた。

2015(平成27)年11月8日【東京都支部】支部総会・公開研修会

中野サンプラザにおいて、「ヒューマンケアにおける専門性とは」をテーマに、自治医科大学大学院看護学研究科教授の本田芳香氏による研修等が行われた。終了後、支部総会を開催した。

2015(平成27)年11月21日・22日【大阪府支部・富山県支部】訪問交流会

大阪府支部・白江支部長をはじめとする５名が富山に訪問し、富山県支部の同窓生との交流、富山市内の福祉サービス事業所の見学が行われた。

2015(平成27)年11月28日【福島県支部】講演会

いわき市社会福祉センターにおいて、「福祉の未来を拓く支え合い活動実践講演会」が行われた。

2016(平成28)年1月23日【山口県支部】総会・研修会

日本社会事業大学同窓会山口県支部、山口県社会福祉協議会、山口県立大学社会福祉学部の主催で、「地域福祉推進関係者基礎研修会～地域支援における地域アセスメントとサービス開発～」を開催し、社会福祉学部の菱沼幹男氏による講演等が行われた。

2016(平成28)年2月11日【沖縄県支部】総会・研修会

同窓会会長の大橋謙策氏による同窓会支部現役者の研修会と、支部総会が行われた。総会では「日本社会事業大学と沖縄の社会福祉 会員個人史その2」の発刊に向けた取り組みについての事業計画が確認された。

2016(平成28)年7月31日【栃木県支部】総会

「障害者差別解消法」をテーマに、日本アビリティーズ協会の伊東弘泰氏、栃木県障害福祉課課長の國井隆弘氏による講演が行われた。総会では、同窓会顧問の石橋俊一会長を県支部顧問に、評議員の岩崎俊雄副会長を県支部会長とする案が了承された。

2016(平成28)年10月22日【北海道支部】市民公開セミナー&秋季セミナー

釧路センチュリーキャッスルホテルにおいて、社会福祉学部の金子恵美氏による講演等が行われた。

2016(平成28)年11月4日【福島県支部】フォーラム

會津稽古堂多目的ホールにおいて、「あいづわかまつ地域福祉を考えるフォーラム」を開催し、同窓会長の大橋謙策氏による講演と会津若松市内の事例発表が行われた。

2017(平成29)年1月28日【山口県支部】講演会

「ふくしの心 講演会」を開催し、理事長の潮谷義子氏による講演等が行われた。

2017(平成29)年2月25日・26日【沖縄県支部】研修会・支部総会・セミナー

同窓会会長の大橋謙策氏による同窓会支部現役者の研修会と、支部総会

が行われた。翌日には「第８回沖縄かりゆし実践セミナー」を日本社会事業大学同窓会沖縄県支部の共催団体の一員として開催した。

2017(平成29)年7月22日【岩手県支部】同窓会

ホテルルイズにおいて同窓会が行われた。

2017(平成29)年7月29日【栃木県支部】総会・講演会

宇都宮市で「地域包括ケアシステム」をテーマに、栃木市の担当課長による講演が行われた。

2017(平成29)年8月26日【茨城県支部】支部総会・交流会

水戸駅エクセルホールで支部総会と交流会を開催した。

2017(平成29)年9月30日・10月1日【北海道支部】市民公開セミナー&秋季セミナー

美唄市総合福祉センターで市民公開セミナー&秋季セミナーを開催し、同窓会顧問の大橋謙策氏による講演と、実践報告が行われた。

2017(平成29)年12月2日・3日【福島県支部】支部総会・セミナー

12月2日に支部総会を開催した。翌日には大橋謙策氏による講演「地域包括ケアシステムの現状と課題」と実践報告が行われた。

2018(平成30)年7月21日【千葉県支部】支部総会

千葉市生涯学習センターにおいて、支部総会を開催した。その後、専門職大学院木戸宜子氏、同窓会顧問松崎泰子氏、学部卒業生3名による座談会「福祉の担い手を求めて～世代別に語る社大生の今昔～」と情報交換が行われた。

2018(平成30)年9月26日【佐賀県支部】支部総会

同窓会顧問の大橋謙策氏を迎え総会が行われた。また、県内の高校訪問と「佐賀県社協」及び「佐賀市社協」との意見交換会を行なった。

2018(平成30)年9月28日【福島県支部】講演会

喜多方市で学長の神野直彦氏による講演等が行われた。

2018(平成30)年10月20日【北海道支部】市民公開セミナー

北海道新聞社小樽支社において、「『地域福祉力の形成』をめざす市民公開セミナーin小樽」を開催し、日本福祉大学特任教授の野口定久氏による

講演等が行われた。

2018(平成30)年11月18日【青森・秋田・岩手県支部】公開セミナー

盛岡市のホテルルイズにおいて、「神野直彦　福祉と経済を語るセミナー」を開催し、学長の神野直彦氏による講演等が行われた。

2018(平成30)年12月1日【栃木県支部】支部総会

副会長の竹田幹雄氏が同窓会の近況を報告した。

2018(平成30)年12月2日【京都府支部】近況報告会

京都市内で近況報告会を開催した。副会長の木村尚文氏が大学、同窓会の近況を報告した。

2019(平成31)年6月1日【栃木県支部】支部総会

専門職大学院の鶴岡浩樹氏による講演が行われた。

2019(平成31)年7月6日【静岡県支部】支部総会・講演会

学長の神野直彦氏による講演等が行われた。

2019(平成31)年8月3日【茨城県支部】支部総会・講演会

土浦市で社会福祉学部の菱沼幹男氏が母校の現状と課題を報告した。役員改選では伊藤博胤支部長が勇退、高松孝幸氏が支部長に選出された。

2019(平成31)年9月21日【群馬県支部】近況報告会

ホテルラシーネ新前橋において、近況報告会を開催した。同窓会監事の山本智氏が大学の近況を報告した。

2019(平成31)年11月4日【岩手県支部】支部総会

アートホテル盛岡において、専門職大学院の木戸宜子氏が大学の近況を報告した。

2019(平成31)年12月7日【青森・秋田・岩手県支部】同窓会公開セミナー

秋田市にぎわい交流館において、同窓会公開セミナーを開催し、学長の神野直彦氏による講演等が行われた。

2022(令和4)年10月15日【佐賀県支部】オンライン大学説明会

佐賀県立神崎清明高校の生徒に、オンラインで大学説明会を開催した。

2022(令和4)年11月5日【大分県支部】後藤事務局長を偲ぶ会

大分同窓会の後藤政浩氏（事務局長）を偲ぶ会を開催した。

2023(令和5)年8月12日【岩手県支部】支部総会

ホテルメトロポリタン盛岡ニューウイングにおいて、支部総会を開催した。

2023(令和5)年9月30日【栃木県支部】支部総会

支部総会を開催し、同窓会副会長の木村尚文氏が大学の近況を報告した。

2023(令和5)年10月12日・13日【沖縄県支部】地域福祉セミナー

浦添市社会福祉センターにおいて、地域福祉セミナーを開催し、同窓会顧問の大橋謙策氏による講演等が行われた。

2024(令和6)年3月3日【大阪府支部】講演会

アウィーナ大阪において、同窓会顧問の大橋謙策氏による講義と情報交換が行われた。

2024(令和6)年10月12日【熊本県支部】福祉公開講演会

くまもと県民交流館パレアにおいて、社会福祉法人リデルライトホーム理事長の小笠原嘉祐氏による講演会を行った。

2024(令和6)年11月24日【福島県支部】講演会・支部総会

ホテルニューパレスにおいて、「障がい者虐待防止研修会」を会津若松市との共催で開催し、専門職大学院の曽根直樹氏による講演会を行った。支部総会では同窓会監事の山本智氏が同窓会の近況を報告した。

2024(令和6)年12月14日【岩手県支部】支部総会

ホテルメトロポリタン盛岡ニューウイングにおいて、社会福祉学部の倉持香苗氏が大学の近況を報告した。

2025(令和７)年７月５日【岩手県支部】講演会・支部総会

ホテルメトロポリタン盛岡ニューウイングにおいて、日本社会事業大学社会福祉学会「木田賞受賞」記念講演として、社会福祉法人みちのく大寿会野田大介理事の講演等が行われた。右京昌久支部長が交代。

2025(令和７)年8月31日【栃木県支部】支部総会

ホテルニューイタヤにおいて支部総会、意見交換会

2025(令和7)年9月27日【北海道支部】道同窓会秋季セミナー

日本医療大学月寒キャンパスにおいて、大橋謙策名誉教授の基調講演「地域共生社会政策における重層的支援体制整備事業とコミュニティーソー

シャルワーク」等が行われた。

2025(令和7)年11月8日【熊本県支部】福祉公開講演会

社会福祉法人慈愛園パウラスホーム地域交流スペースにおいて、潮谷愛一氏、義子氏ご夫妻による講演「モードパウラスと慈愛園の軌跡と福祉の未来」が行われた。

2025(令和7)年11月8日【栃木県支部】意見交換会

社会福祉法人パステルＣＳＷおとめにおいて、同窓会社会福祉セミナーの開催計画について意見交換会

2025(令和７)年11月20日【宮城県支部】支部役員会

会員の近況報告。木村信幸支部長が交代。

2025(令和７)年11月22日【福島県支部】支部セミナー・総会

日本キリスト教団小高伝道所（南相馬市）等において、「山本さとしコンサート＆鼎談～歌と語りで祈るふくしまの地域再生、復興～」等が行われた。

⑷　卒業生と在校生の交流

2016（平成28）年から「就活・全国フェアーin社大」（2020（令和2）年から『福祉現場で活躍するOB・OGとの交流会』）を開催している。コロナ禍で2021（令和3）年からオンライン開催となり、2024（令和6年）から対面開催となった。

2018(平成30)年6月23日（土）社大福祉フォーラム2018にて

「就活・全国フェアーin社大」を対面で実施した。参加団体は同窓会9支部（北海道、岩手、秋田、福島、茨城、栃木、千葉、東京、長野）と17団体。

2019(令和元)年6月22日（土）社大福祉フォーラム2019にて

「就活・全国フェアーin社大」を対面で実施した。参加団体は同窓会8支部（北海道、岩手、福島、茨城、栃木、千葉、東京、長野）と19団体。参加者が大幅に増え、活気ある催しとなった。

2020(令和2)年

「就活・全国フェアーin社大」をオンラインで実施した。参加団体は同窓会3支部（北海道、岩手、千葉）と16団体。新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中での開催であったが、在校生にとっては、同窓生から現場の話を聞く貴重な機会となった。

2021(令和3)年6月～7月　自主企画

「福祉現場で活躍するＯＢ・ＯＧとの交流会」を同窓会の自主企画として初のオンラインで実施した。参加施設は17法人・延べ26施設。在校生延べ195名が参加した。

2022(令和4)年6月　自主企画

「福祉現場で活躍するＯＢ・ＯＧとの交流会」を同窓会の自主企画としてオンラインで実施した。参加施設は17法人・延べ26施設。在校生延べ111名が参加した。

2023(令和5)年6月　自主企画

「福祉現場で活躍するＯＢ・ＯＧとの交流会」を同窓会の自主企画としてオンラインで実施した。参加施設は22法人・延べ39施設。在校生延べ28名が参加した。

2024(令和6)年6月22日（土）社大福祉フォーラム2024にて

「社大生あつまれ！福祉現場で活躍するＯＢ・ＯＧとの交流会」を対面で実施した。参加団体は同窓会4支部（北海道、茨城、栃木、千葉）と19団体。参加在校生は88名の活気ある催しとなった。

2025(令和7)年6月21日（土）社大福祉フォーラム2025にて

「社大生あつまれ！福祉現場で活躍するＯＢ・ＯＧとの交流会」を対面で実施した。参加団体は同窓会3支部（北海道、栃木、千葉）と21団体。在校生延べ86名が参加した。

⑸　社会福祉セミナー

同窓会セミナー（地方大会）の活性化に向けて、2022（令和4）年から社会福祉セミナーとして開催し、地元の高校・高校生にも参加を呼びかけている。

2022(令和4)年10月16日【奈良県支部】社会福祉セミナー

天理駅南団体待合所において、「社会福祉セミナー in 奈良」を開催し、社会福祉学部の有村大士氏による講演、天理大学人間学部の深谷弘和氏による講演、ニコニコ食堂代表の老沼早氏による実践報告が行われた。

2022(令和4)年11月19日【岩手県支部】社会福祉セミナー

プラザおでってにおいて、「社会福祉セミナー in 岩手」を開催し、同窓会副会長の武居敏氏による講演、細田重憲氏によるパネルディスカッション、野田大介氏による実践報告が行われた。

2023(令和5)年5月27日【埼玉県支部】社会福祉セミナー

埼玉会館において、「社会福祉セミナー in 埼玉」を開催し、名誉教授の佐藤久夫氏による講演、専門職大学院の曽根直樹氏による講演、社会福祉法人常盤会関東事務室長の久木元駿氏による実践報告が行われた。

2023(令和5)年11月23日【静岡県支部】社会福祉セミナー

静岡商工会議所において、「社会福祉セミナー in 静岡」を開催し、専門職大学院の鶴岡浩樹氏による講演、社会福祉学部の菱沼幹男氏による講演、同窓生の久野真衣氏による実践報告が行われた。

2024(令和6)年8月3日【茨城県支部】社会福祉セミナー

ホテル日航つくばにおいて、「社会福祉セミナー in いばらき」を開催し、本学評議員の岡本多喜子氏と専門職大学院の井上由起子氏による講演、同窓生の酒寄学氏による実践報告、社会福祉学部の菱沼幹男氏による大学の近況報告が行われた。

2024(令和6)年12月14日【佐賀県支部】社会福祉セミナー

佐賀県立神埼清明高校において、「社会福祉セミナー in 九州」を開催し、同窓生で社会福祉法人恩賜財団済生会会長の潮谷義子氏による特別講演、社会福祉学部の有村大士氏による講演、ボランティアサークル「オレンジクレヨン」による活動報告が行われた。

2025(令和７)年1月２５日【愛媛県支部】社会福祉セミナー

えひめ共済会館において、「社会福祉セミナー in 四国」を開催し、社会福祉学部の有村大士氏による講演、同窓生の真鍋喜代美氏、坂井泰子氏、

水口辰芳氏による実践報告が行われた。

2025（令和７）年5月24日【大阪府支部】社会福祉セミナー

アウィーナ大阪において、「社会福祉セミナーin大阪」を開催し、専門職大学院の曽根直樹氏による基調講演、ピアサポーターの長島陽一氏による活動紹介や座談会、同窓生の宮本信芳氏による講演が行われた。

10　新型コロナウイルス感染症への対応

2020（令和2）年に入ってからの新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、当時の安倍首相は、3月2日から小学校･中学校等の臨時休校を要請した。大学は既に春休みに入っている時期であったが、３月13日に予定されていた卒業式は中止された。

新年度に入り、4月3日の入学式も中止された。4月７日には政府から緊急事態宣言が発令され、対象地域となった東京都では、大学に対しても施設の使用停止要請がなされた。

本学では、「学生・社会の感染防止と教育・研究活動を両立させる」ことを基本方針とし、学部では4月13日より通学によらない授業を開始した。これに伴い、パソコン等機器が不十分な学生に無償でタブレット貸与を行う等の必要な支援が行われた。

その後、4月28日の学部長による文書において、⑴学事予定通りの期間に前期の授業を実施することを基本とすること、⑵前期は全科目について、通学によらない授業を実施することを基本とすること、⑶ただし、7月以降、社会状況に応じて、少人数（20人～30人程度）の授業について、学内での対面による授業を検討するとされた。この文書の中では学生に対し、以下のようなメッセージが伝えられている（抜粋）。

> ソーシャルワークの根幹が人と人とのつながりにあることを考えると、前期を通学によらない授業とすることは、苦渋の決断でした。しかし、本学は、ICTによる授業を緊急時の対応にとどめず、これを機会として、ソーシャルワーク分野におけるICTの新たな活用を開発することに向けて踏み出すこととしました。
>
> 緊急事態として多くの人々がICTを身近に活用するようになったことを契機として、これまで必要や関心がなかった人たちが使うことができるようになっています。このツールが日常的に使われることによって、ICTは効率性や合理性の追求を超え、「人と人とを隔てていた距離や時

間を越え、豊かな関係性を生みだすことができる」ためのツールとなりえます。

今、この時間を、緊急事態への対応にとどめず、社会福祉学部にあっては、学生と教員が協働し、「新たなソーシャルワークの可能性を追求するための実験・実践をつみあげる時間」としていきたいと考えています。

学則も改正され、第10条2項に「授業科目は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させることができる」ことが加えられた。

また、9～10月の後期授業については、1学年ごとの分散通学授業とすることとし、「3週ごとに1週」を通学する週とした。また、希望学生は事前に申請し、オンライン（Zoom等）で受講すること、必修科目等の大教室での授業は、通学によらない授業とすることとされた。また、通学による授業と通学によらない授業を組み合わせて受講する場合には、学内でオンライン授業を受ける場所が用意されるとともに、通信状況が悪い等のやむを得ない事情で授業を受けられなかった場合には、その日のうちに申告をすれば、後日補講（授業の録画等）を受けることができることとされた。実習に関しては、事前の健康チェックや万全の感染対策を施す指導を徹底して行い、学内演習と組み合わせた実習教育を実施した。また、11月以降は3年生の授業がスタートすることから、「4週ごとに1週」の通学とされた。

2021（令和3）年2月22日には、理事長を本部長とし、学長、専務理事、学部長、事務局長を構成員とする新型コロナウイルス感染症対策本部が設置され、2024（令和6）年3月まで通算40回開催された。

当年度の卒業式は、対面及びオンライン併用となり、翌2021（令和3）年度の入学式（4月5日）も、対面及びオンライン併用で実施された。

2021（令和3）年度の前期授業は、対面による授業を基本としながら、オンラインを併用する形で実施された。しかし、4月25日からは政府の緊急事態宣言の対象地域となり、校舎への立ち入りの禁止措置がとられた。その後「まん延防止等重点措置」に移行したが、7月には再び緊急事態宣言が発出

され、9月末まで校舎への立ち入りが原則禁止された。一方で、実習については同窓会や教育後援会等からの援助も受けながら、全員にPCR検査を実施、実習教育を継続した。

2021（令和3）年度には明治薬科大学のご厚意で、同大学での職域接種の対象に本学の教職員・学生も含まれることとなった。1回目が7月21日～8月3日、2回目が8月18日～9月4日に行われ、本学関係者約300名が接種を受けた。

「4週ごとに1週」の通学は、2022（令和4）年度前期まで継続された。

また、研究大学院での対応については本章2の中でも触れられているが、2020（令和2）年度は4からオンラインによる授業や演習等の実施、2020（令和2）年度後期からは対面授業を基本としつつ、ハイブリッドとされた。

専門職大学院での対応についても本章3の中でも触れられているが、2020（令和2）年度は4月より同時双方向型オンラインでのオリエンテーションや授業を実施し、7月には対面とオンラインのハイブリッド型で実施するなど、コロナ禍の下であっても院生が仕事と学びを両立できる仕組みとした。福祉実践フォーラムは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、会場の対面人数を例年より大幅に削減したが、オンライン参加を新たに取り入れ、10月にハイブリッド型にて実施した。

図書館においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、2020（令和2）年度当初は休館とせざるをえなかったが、その後個別の郵送貸出を開始するとともに、学生等が安心して利用できるようガイドラインに沿った感染防止対策（除菌清掃・換気・開館時間の縮小・入館制限等）を講じた上で、段階的に開館し、一部対面授業が開始された2020（令和2）年度後期からは概ね通常の開館状態に復帰できた。

新型コロナウイルス感染症の拡大を機に、オンライン授業を含めITを活用した大学教育が拡大していくことになった。その後、影響が縮小するにつれて、対面での教育に順次戻り、学部では既に以前同様の形で授業が展開されているが、Zoom等のオンラインツールやGoogle Classroomを使用した授業展開など、コロナ禍前とは異なる授業の形が現れている。特に大学院に

おいてはキャンパスから離れた場所に住む学生等を対象にしたオンライン授業の拡大が進み、特に専門職大学院では働きながら勉強を続けるというニーズにも合った形になっている。そのような授業形態への対応は、当初は学内でオンライン授業を受講する際のWi-Fi環境の不十分さなどがあったが、現在に至るまで学内ネットワークの強化など、改善が進められており、2026（令和8）年度からは研究大学院の講義室にもオンライン授業に対応したインタラクティブホワイトボードが導入されている。

そもそも、ITを活用した大学教育は新型コロナウイルス感染症の拡大以前から検討が進められており、それが新型コロナウイルス感染症の拡大を機に一気に活用が進んだもので、今後も不可逆的に進むと考えられる。空間・時間の制約が少ないオンラインやオンディマンドの教育システムと空間・時間に制約のある対面の教育システムの功罪を考慮した、両者のベスト・ミックスとしてのハイブリッド型教育システムを社会福祉教育においても構築する必要に迫られているといえる。

一方で、コロナ禍を過ごした学生の学位授与式における答辞をみると、学生たちが日常を奪われる困難な状況下にあっても、オンラインでの学びを通じて即応力と寛容さを身につけ、他者との連帯を強めた姿が示されている。学生たちは当たり前だった人との繋がりの尊さを再確認するとともに、感染症により顕在化した社会課題を前にソーシャルワーカーの不可欠性を痛感した。本学の学びを糧とし、社会の悲しみを幸せに変える福祉リーダーとして尽力する決意を語る彼らの言葉には、本学が目指す福祉の専門的人材養成の成果が、志高き学生たちの内に確かに結実した姿が現れている。

第７章
社大未来ビジョン

第7章　社大未来ビジョン

1　はじめに

2026（令和8）年11月、本学は、前身の日本社会事業学校の創立から80周年を迎えることから、一昨年来、学内に理事長を委員長とする「日本社会事業大学創立80周年記念事業準備委員会」を設け、各種記念事業の準備を鋭意行ってきた。

これに合わせ、この機会に、戦後日本における社会福祉の歩みと、その中で本学が果たしてきた役割について広く理解を得ることも念頭に置き、公式ホームページに「80周年記念サイト」を開設した。同サイトでは、記念事業の趣旨や本学の歩み、教育の理念と伝統を伝えるコンテンツに加え、本学所蔵の貴重図書の紹介、学長と在学生・卒業生による座談会、歴代学長や卒業生からのメッセージ等を公開した。

『日本社会事業大学80年史』の刊行は、80周年記念事業の中核をなすものであり、編集委員会の構成員をはじめ、全学を挙げて資料の収集・整理、執筆及び編集に取り組んできた成果である。

2　「社大未来ビジョン」策定の経緯

急速に進行する少子化、コロナ禍を契機としたデジタル化の加速、物価上昇の影響などにより、小規模・単科大学を取り巻く環境は一層厳しさを増しており、本学も入学者確保に係る課題に直面している。これに対処するため、学部・研究大学院・専門職大学院・通信教育科のすべての教育組織において、また、本学附属子ども学園においても、入学者・入園者の確保に向けた取組を重ねてきた。

とりわけ、学部においては、総合型選抜及び指定校推薦の導入をはじめと

する入試制度の抜本的改革を行うとともに、事務組織の入試広報体制を刷新し、新設された広報・高大連携室が積極的かつ効果的な広報活動を展開した。さらに、理事長を委員長とするオープンキャンパス（学部）委員会のもとで、学部及び広報関係の教職員を中心に、全学の教職員が協力して年7回のオープンキャンパスを実施した。その結果、2026（令和8）年度入試では、定員160名を上回る170名の入学生を迎え入れることができた。

また、本学の教育・研究の魅力と成果をより広く社会に発信するため、公式ホームページのトップページを更新するとともに、本学の諸活動を伝える「お知らせ」欄を充実させたほか、公式 Instagram を新たに開設し、本学ホームページへのアクセス増加を図るなど、情報発信の一層の充実に努めている。教学を支える業務体制の充実を図るため、慎重な検討を重ねてきた新教務システムについても、予定どおり構築を完了した。2026（令和8）年3月には、教員向け操作説明会を対面及びオンラインで開催したほか、在学生に対しても操作説明会を実施し、同年4月から新教務システムへ移行した。

このほか、第6章「この10年の沿革と現状」に記したように、各組織は、実習指導や卒業研究指導を含む教育の質の向上、国家資格取得支援及び進路指導、大学院生に対する学位論文等の指導、さらには、科学研究費助成事業等による研究活動や社会貢献活動の充実に鋭意取り組んできた。

これらの取組を踏まえ、本学の魅力をさらに高め、ブランド力を再構築するためには、今後の教育・研究のあり方を明確にすることが不可欠である。そこで、本学のミッション（使命）と、本学が目指す理念及び将来像、並びにその実現に向けたアクション・プランを「社大未来ビジョン」として取りまとめ、学内外の関係者に示すこととした。

本ビジョンの策定に当たっては、理事長・学長・専務理事が、2025（令和7）年秋以降、学内関係者のほか複数の学外有識者からも個別に意見を伺ったうえで、同年末に「社大未来ビジョン（案）」の素案を作成した。

この素案については、2026（令和8）年1月以降、毎月開催する全学連絡調整会議において、学長が各教学組織の長及び事務局長と意見交換を行うとともに、学部教授会など各教学組織の会議・委員会を通じて、構成員から広

く意見を聴取した。また、同年3月に開催された理事会及び評議員会においても、学長がその内容を説明し、意見を求めた。

さらに、同年4月以降、理事長・学長・専務理事が、学内外から寄せられた意見を踏まえて協議を重ね、「社大未来ビジョン（案）」の成案を取りまとめた。この成案は、同年6月の理事会及び評議員会において、理事長・学長による所要の修文を行うことを前提として承認・決定された。その後、新理事長と学長との協議を経て、以下に掲げる「社大未来ビジョン」を、同年9月の理事会への報告後に公表することとした。

2026（令和8）年9月

社大未来ビジョン

福祉で、共生社会をつくる
―理論と実践の往還を通じて社会を動かす―

1　はじめに

日本社会事業大学は、1946（昭和21）年、国（厚生省）からの委託を受け日本初の社会福祉・ソーシャルワークの専門教育機関として創立され、2026（令和8）年11月、創立80周年を迎えます。

創立以来、本学は社会に1万8千人を超える有為な福祉人材を送り出すなど、戦後日本の福祉の飛躍的な発展に大きく貢献してきました。

この間、日本における福祉は、「社会福祉基礎構造改革」を契機に、サービスの提供主体が地方自治体、社会福祉法人のみならず民間企業や特定非営利活動法人等まで多様化するなど、大きく変容を遂げてきました。

今後も、人口減少・少子高齢化の進行や社会経済のデジタル化・国際化などの影響を受け、福祉を取り巻く環境は大きく変化していくものと予想されます。

本学は、こうした社会の変化にも柔軟に対応し、これからも日本の福祉の向上をめざし、「指導的な社会福祉従事者の養成」という使命のもと、全力を尽くしていく覚悟です。

創立80周年は、その決意を未来へとつなぐ節目として、本学がこれまで培ってきた福祉教育・研究の蓄積を基盤に、より良い共生社会の実現を担う大学へと発展する新たな出発点となります。本ビジョンは、このような認識のもとに、創立80周年を越え、未来に向けて本学が進むべき方向を示したものです。

本ビジョンをご覧いただき、本学の新たな歩みに対し、引き続きご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2　社大のミッション（使命）

―人間の尊厳と人権を基礎に、福祉のリーダーを育てる―

本ミッションは、創立以来の本学の使命を再確認するとともに、80周年以降の社会変化を踏まえ、その役割を改めて示すものです。

日本社会事業大学（社大）は、人間の尊厳を基礎として、人権が尊重され、互いの多様性を認め合い、支え合いながら生きることによって、誰もが安心して幸福を実感できる社会の実現をめざします。

本学は、この理念を実現するため、人間の尊厳と人権を守る使命感をもって、より良い共生社会の創造に主体的に取り組む福祉のリーダーを養成することをミッションとします。

本ミッションは、本学が社会に果たすべき基本的使命を示すものであり、以下に掲げるビジョンは、その使命を将来に向けて具体化するための方向性を示すものです。

3　全学ビジョン

―福祉で、共生社会をつくる―

本学はこれまで、教育・研究・社会貢献・国際貢献等を有機的につなぎ、あらゆる福祉分野における知と実践の中核拠点として、社会とともに歩みを重ねてきました。

全学ビジョンは、こうした伝統を踏まえ、「人間の尊厳と人権を基礎に、福祉のリーダーを育てる」という本学のミッションを具体化するものとして、本学の未来に向けた基本的方向性を、「教育」「研究」「社会貢献」「大学運営」の四つの領域から示しています。各領域のビジョンは相互に連関し、本学全体として共生社会の実現に貢献するための道筋を描いています。

本学は創立以来、理論と実践の連携を重視した教育に注力してきました。これからの社大も、その伝統を継承・発展させ、理論と実践の往還を通じて、実証（エビデンス：文献・資料・データ）に基づく分析を媒介に、制度や地域、

組織、そして人々の暮らしをより良いものへと変えていく力を育み、「支援の現場」と「支援を支える環境」の双方を改善・充実させる改革に向けて多様な人々と協働できる福祉のリーダーを養成し、共生社会の実現をめざします。

具体的には、

⑴　人間の尊厳と人権を基礎に、より良い福祉に向かって支援の現場を改革へと導くことのできる人材――「現場の改革力」を備えた人

⑵　支援の現場で、より良い支援に向かって多様な領域の人々と協働し、制度・政策づくりなど、「支援を支える環境」の改革に結び付けることのできる人材――「環境の改革に向けた協働力」を備えた人

⑶　支援の現場の実態を把握し、現場と協働して、より良い社会に向かう制度・政策づくりを担うことのできる人材――「現場との協働力」を備えた人

を育成します。

ここでいう「支援の現場」とは、公的機関による支援だけでなく民間団体・企業、住民等による支援も含めて、人々の生活に直接関わる支援、集団・地域社会に対する支援が実践される場を指します。また、「支援を支える環境」とは、国や地方自治体による制度・政策を中心としつつも、それにとどまらず、社会福祉に関わる施設・機関・団体・企業等の組織、地域社会による支援や住民一人ひとりによる支援を含む、支援を成り立たせる制度的・組織的・地域的な仕組みや基盤を指します。そして、「仕組み・政策づくり」とは、直接又は間接的に支援の現場を把握して、政策立案や制度化の過程に参画していく営みです。

以上を踏まえ、本学は、理論と実践の往還を担い、その往還を実証（エビデンス）に基づき支えながら、「支援の現場」と「支援を支える環境」の双方を改善・充実させる改革に向けて、社会を動かす福祉のリーダーを育成するとともに、それらの実践における協働と共創を支える知の拠点として、より良い共生社会の実現をめざします。

また、本学は行政および民間諸機関と連携し、福祉課題の解決をめざす中核的な拠点として、福祉の知を社会の力へと転換することで、地域・日本・

世界に向けて、より良い共生社会の実現を先導します。

以下に示す各ビジョンは、この全学ビジョンを具体化するための実践領域として位置づけられます。

⑴ 教育ビジョン　―学びを行動へ、行動を社会の力へ―

教育ビジョンでは、福祉人材の成長段階と学びの連続性を示すため、学部・大学院・リカレント教育の三層構造により本学のめざす教育のあり方を提示します。

【学部教育ビジョン】福祉を学び、共生社会を実現する力を

本学の学部教育は、福祉の理論と実践の往還を通じて、社会課題や人々の多様な営みを見つめ、考え、行動し、共生社会を実現する力をもった人材を育成します。

また、学生一人ひとりが、個人や社会の福祉に関わる諸課題に対し、倫理性・専門性・創造性をもって向き合い、社会の変化に主体的に関わることをめざします。とりわけ、保健医療福祉の基礎的な知識や素養を備え、高齢、障害、子ども、生活困窮、地域福祉、多文化共生等の分野を超えて複合化・複雑化する福祉課題に包括的に対応できる「福祉のリーダー」を育成します。そのため、とくに次のような資質の涵養に努め、「現場の改革力」、「環境の改革に向けた協働力」、「現場との協働力」を育てます。

◇理論・制度・政策・地域・実践を横断して学ぶ「福祉の総合知」
◇体験・実習・省察を通じて身につける実践力
◇データ・AI等を活用したエビデンスに基づき、社会課題への対応や制度・政策のあり方を構想する力
◇多職種・他分野の人々と協働できるコミュニケーション力とリーダーシップ
◇自分自身を大切にしながら他者の尊厳を尊重して関係を築く力
◇国際化・多文化共生社会に対応できるグローバルな視点
◇分野横断的、複合的な生活課題、支援の現場で得られる気づきや課題を把握・整理し対応する洞察力

【学科教育の特徴】

学部は、「共生社会デザイン学科」と「ソーシャルワーク学科」の二本柱により、相互補完的に基礎的専門性を育成します。

共生社会デザイン学科では、支援を必要とする個人・家族を取り巻く環境に焦点をあて、多様な人々が多様なまま共に生きることのできる共生社会の実現に向けて、分野横断的な協働のもとで制度・政策・組織・地域等をデザインする力を養います。そして、人々の生活ニーズに対応できる社会福祉の制度・政策の設計、共生社会を具現化するための社会参加や学習機会の創出、社会福祉従事者と地域社会との協働による福祉課題の解決・緩和に資する人材を育成します。

ソーシャルワーク学科では、支援を必要とする個人・家族への支援を起点とし、その困難が生み出される社会的・制度的・文化的背景を踏まえたうえで、一人ひとりのウェルビーイングを高めるために必要なソーシャルワークの力を養います。そして、人間の尊厳と人権を基盤とした多面的理解、エンパワメントや生活支援に必要な技術の修得、社会資源の活用や多機関多職種との協働によって支援の質の向上に資する人材を育成します。

両学科は、社会福祉士国家資格に向けた学びを共通基盤とし、それぞれの専門性を発揮しながら相互に補完し合い、高齢、障害、子ども、若者、女性、生活困窮、多文化共生等の分野を横断して、複合的な福祉課題に対応できる教育を展開します。これにより、さまざまな「支援の現場」とその「支援を支える環境」を改善・充実させ、双方を結びつけ、共生社会の実現に貢献できる「福祉のリーダー」を育成します。

【大学院教育ビジョン】研究と実践で、福祉の未来を切り拓く

社大は、研究大学院と専門職大学院の二本柱により、次世代研究者と高度専門職の養成を進めます。

研究大学院では、福祉の理論と実践の往還を通じて、福祉分野における理論的・実証的研究能力を高め、国内外の学術・政策・実践の発展に貢献できる研究・専門人材を育成します。

専門職大学院では、福祉現場の具体的なニーズに応えるため、実践経験を

省察と理論化を通して学びへと転換し、「支援の現場」と「支援を支える環境」を改善・充実させ双方を結びつける中核的な専門職リーダーを育て、現場・組織・制度を動かし、共生社会を実現できる実践力を磨きます。

とりわけ、理論・実証・政策・実践の往還を主導し、「現場の改革力」、「環境の改革に向けた協働力」、「現場との協働力」を統合的に発揮するとともに、異なる領域のリーダーが協働と共創を実現する場を形成できる高度専門職人材を育成します。

【リカレント教育ビジョン】学び続け、福祉の専門性を深化させる

社大は、これまで社会福祉士をはじめとする地域生活の基盤を支える人材を多数輩出してきた強みを活かし、学部・大学院教育を基盤として、現職専門職および社会人を対象としたリカレント教育を、教育ビジョンの重要な柱として位置づけます。

専門職大学院、通信教育科、学長室社会福祉研修センター等を核として、実践と理論を架橋する教育を展開して、社会人が働きながら専門資格を取得できるよう、また地方自治体職員などが「現場との協働力」を発揮して福祉基盤の強化を図れるよう、学修機会を提供します。

現場の課題を学びに転換し、再び現場へと還元する教育循環を確立することで、社大は、資格養成から現職期、さらには再教育・再挑戦に至るまで、福祉人材のキャリア全体を一貫して支える教育拠点としての役割を果たします。

あわせて、実務者間の対話や人事交流を含む学びの場を通じて、現場と政策を往還する協働基盤を形成し続ける力を育成します。

さらに、地方自治体および福祉関係機関と協働し、福祉分野における地域連携強化による人材育成・定着などを主目的とした「地域構想推進プラットフォーム」の構築を検討します。

⑵　研究ビジョン　―実践につながる、福祉の先端研究―

本学は、社会事業研究所の諸活動を基盤として研究体制の高度化を図り、福祉分野における先端研究拠点としての機能を強化し、社会の課題に正面か

ら向き合い、実践と結びついた研究を戦略的に推進します。

エビデンスに基づく政策形成（EBPM：Evidence-Based Policy Making）および国・地方自治体の福祉政策の総合的分析を通じて、政策および実践の質を高める実証的知見を蓄積するとともに、福祉の未来を切り拓く知を創造・発信します。

さらに、日本の福祉研究をリードし、国際的な知見と結びつけることで、学術的にも社会的にも高いインパクトを有する研究を展開します。

本学の研究は、福祉の理論・政策・現場を往還する構造のもとで、実証に基づきそれらを架橋し、「現場の改革力」、「環境の改革に向けた協働力」、「現場との協働力」を支える知的基盤を構築する点に特色があります。研究成果を社会実装へと結びつけるため、地方自治体・福祉機関等との共同研究、政策提言、実践現場と連携したフィールド型研究、政策評価・制度分析に基づく実証的知見の創出を推進します。

これらの取組を通じて、研究成果を社会に還元し、福祉の実践と政策形成に寄与する実践志向型研究を推進します。

その実現に向け、とくに以下の戦略的研究課題に取り組みます。

【戦略的研究課題】

⑴　AI時代における人間の尊厳を基礎とする福祉理論・福祉実践の総合的枠組みの構築
⑵　福祉政策における効果測定および政策評価の理論・方法論の高度化と実証研究の推進
⑶　地域特性を踏まえた地域共生社会の具体的政策モデルとコミュニティ・ソーシャルワーク実践モデルの構築
⑷　人口減少社会における持続可能な福祉人材確保・育成政策の研究とAI・ICT・DX等の先端技術の活用可能性と制度的課題の検証
⑸　災害支援および予防的支援において求められる福祉の理論と実践の往還の再検討
⑹　多文化共生・ジェンダー平等等、多様性を尊重する社会の実現に向けたソーシャルワークの理論および実践モデルの再構築

⑶　社会貢献ビジョン　―福祉の知を、社会の現場へ―

社大は、地域・社会とともに課題を発見し、ともに解決に取り組む、開かれた福祉の知の拠点として、社会貢献活動を推進します。教育・研究の成果を社会に還元し、福祉分野における知と実践を結びつけることで、地域社会から国際社会に至る多様な課題の解決に貢献します。

国および地方自治体、関係機関との連携のもと、福祉政策の企画・評価に関する政策形成への知的支援、福祉現場における実践改善への協働、専門的知見に基づく助言や研修の提供などを通じて、福祉分野における知と実践を社会へ還元します。その過程において、本学は、「現場の改革力」を備えた実践者の育成、行政との協働による政策形成支援、現場との協働による実践改善を一体的に推進します。具体的には、地方自治体との共同研究や政策提言、地域福祉計画等の策定支援、福祉人材の専門研修、地域福祉実践に関する調査研究などを推進し、地域社会の課題解決に貢献します。

また、本学と高校との高大連携事業や、本学と包括連携協定のある自治体を中心とする地域高校生・中学生・小学生等を対象とした福祉体験・学習機会の提供などを通じて、次世代を担う若者の福祉への関心と理解を高める取組を推進します。

さらに国際的な社会貢献として、アジア諸国および途上国に対し、超少子高齢化に向き合ってきた日本の福祉政策や福祉制度のグッドプラクティスを共有・応用するとともに、社会福祉・ソーシャルワークを所管する中央省庁の幹部職員を対象とした研修事業の実施などを通じて、各国の福祉制度の発展と人材育成に貢献します。

教育・研究の成果を日本社会と世界に広く発信し、地域社会から国際社会に至る多様な課題の解決に継続的に貢献することで、福祉分野における信頼される知的中核拠点としての役割を果たします。また、学長室多心型福祉連携センターの諸活動を通じて、地域の多様な人々と組織を結びつける結節点として機能し、地域社会における協働と共創を推進します。

⑷　大学運営ビジョン　―大学の力を、未来の福祉へ―

社大は、学生ファーストの考えのもと、安心して学び、挑戦できるキャンパス環境を整えるとともに、本学のミッションのもと上記各ビジョンを実現できる教員体制と事務体制を構築し、教育・研究・社会貢献を支えるための安定した、かつしなやかな基盤づくりを推進します。

とりわけ、学生が日常的に学び過ごすキャンパス空間については、心豊かに学べる環境づくりを進めます。

また、アクセシビリティ支援の充実、国際交流会館の整備検討、同窓会との連携によるキャリア支援等を通じて、安心で包摂的な学修環境を実現します。教務システムの高度化によるDX推進、健全で働きやすい職場環境の整備、安定した財政基盤の構築を通じて、大学運営の質的向上を図ります。

4　アクション・プラン

―ビジョンを、行動へ―

アクション・プラン（AP）は、全学ビジョンに示された方向性を具体的行動へと接続し、「人間の尊厳と人権を基礎に、福祉のリーダーを育てる」という本学のミッションを着実に実現するための取組として整理するものです。

本学は、教育・研究・社会貢献・大学運営の各領域を相互に連動させ、短期・中長期の時間軸を踏まえながら、以下の取組を段階的に推進します。こうした取組を通じ、創立100周年を見据え、福祉の総合大学として、地域社会から国際社会に至る多様な課題の解決に継続的に貢献し、福祉分野における信頼される知的中核拠点としての役割を果たします。

⑴　短期アクション・プラン（AP短）

短期的には、既存の教育研究資源と組織体制を活かし、直ちに着手し毎年度の事業計画に反映することができる取組から実行に移します。

【教育ビジョンに対するAP】

AP短(1)－1

「理論と実践の往還」「実証･エビデンスに基づく分析」「現場の改革力」「環境の改革に向けた協働力」「現場との協働力」を、授業、演習、実習、研究指導、現職者教育の中に位置づけます。

AP短(1)－2

学部では、保健医療福祉の基礎的な知識や素養を備え、高齢、障害、子どもなどの分野を超えて複合化・複雑化する福祉課題に包括的に対応できる「福祉のリーダー」を育成すべく、既存の課程・授業・実習・演習・フィールドワークなどを点検し、「支援の現場」と「支援を支える環境」の双方を改善・充実させる改革に向けて、多様な人々と協働できる力を涵養するカリキュラム改革を行います。

AP短(1)－3

自治体、福祉関係機関、社会福祉法人、NPO、企業等との連携教育・共同研究･研修事業の可能性を整理し、学生支援、同窓会連携、DX等について、改善可能な事項から順次実施します。

【研究ビジョンに対するAP】

AP短(1)－3（再掲）

自治体、福祉関係機関、社会福祉法人、NPO、企業等との連携教育・共同研究･研修事業の可能性を整理し、学生支援、同窓会連携、DX等について、改善可能な事項から順次実施します。

【社会貢献ビジョンに対するAP】

AP短(3)－4

自治体･福祉関係機関等との連携を点検し、政策形成支援、実践改善支援、専門研修等につながる取組を整理します。

AP短(3)－5

高大連携事業や福祉体験・学習機会の充実を通じて、次世代を担う若者の福祉への関心と理解を高める取組を組織的に展開します。

【大学運営ビジョンに対するAP】

AP短(4)－6

学生ファーストの観点から、安心で包摂的な学修環境、DX、職場環境、財政基盤に関する課題を整理します。

(2)　中長期アクション・プラン（AP中長）

中期的には、短期的取組の成果と課題を踏まえ、次期中期計画の中で、教育・研究・社会貢献・大学運営の各取組を制度化し、全学的に展開します。また、長期的には、創立100周年を見据え、本学が福祉の総合大学として、日本および世界の福祉の発展を先導する知的中核拠点となることをめざします。

【教育ビジョンに対するAP】

AP中長(1)－7

学部・大学院・リカレント教育を連続的に位置づけ、福祉人材のキャリア全体を支える教育体系を整備します。

AP中長(1)－8

「現場の改革力」、「環境の改革に向けた協働力」、「現場との協働力」を涵養するため、地域課題解決型科目、政策形成演習、実践評価、EBPM、AI・ICT・データ活用等に関する教育内容を充実させます。

【研究ビジョンに対するAP】

AP中長(2)－9

社会事業研究所を中心に、EBPM、政策評価、地域共生社会、福祉人材確保、AI時代における福祉等に関する重点研究を推進し、その成果を政策提言、研修教材、実践モデル等として社会に還元します。

【社会貢献ビジョンに対するAP】

AP中長(3)－10

国際的な社会貢献として、超少子高齢化に向き合ってきた日本の福祉政策

や福祉制度のグッドプラクティスを抽出・整理して、アジア諸国および途上国の福祉人材の研修教材の開発を行います。

【大学運営ビジョンに対するAP】

AP中長⑷－11

教員体制・事務体制、キャンパス環境、アクセシビリティ支援、同窓会連携によるキャリア支援、国際交流会館の整備検討、DX推進、職場環境、財政基盤の強化を進めます。

⑶　進捗管理と評価

各アクション・プランについては、担当部局、実施時期、到達目標、評価指標を明確にし､実施時期に応じて毎年度の事業計画に位置づけるとともに、その進捗状況及び評価結果を踏まえ、次期中期計画に反映します。

評価にあたっては、実施件数、参加者数、共同研究件数、研修実施件数等の量的指標に加え、教育の質の向上、研究成果の社会的還元、自治体・福祉現場との協働の深化、学生支援の充実、大学運営の改善など、質的な成果も重視します。

本学は、このような進捗管理と継続的改善を通じて、ビジョンを理念にとどめることなく、具体的な行動へとつなげ、より良い共生社会の実現に貢献していきます。

5　おわりに

社大は、福祉の総合大学として、変化を恐れず、来るべき創立100周年に向けて、社会とともに歩み続けます。日本社会事業大学は、福祉の知を社会に還元し、より良い共生社会を創り続けます。

第８章
資　料　編

第８章　資料編〔主に2016（平成28）年度～2025（令和7）年度まで〕

1　主要事業の軌跡

2　歴代役員（理事、監事、評議員）一覧

3　歴代役職者一覧

4　歴代名誉教授、名誉博士一覧

5　志願者数・入学者数一覧
- ⑴　社会福祉学部
- ⑵　社会福祉学部３年次編入
- ⑶　大学院社会福祉学研究科博士前期課程
- ⑷　大学院社会福祉学研究科博士後期課程
- ⑸　大学院福祉マネジメント研究科（専門職大学院）
- ⑹　通信教育科

6　卒業・修了生数一覧
- ⑴　社会福祉学部卒業生数、大学院修了生数
- ⑵　通信教育科修了生数

7　卒業・修了生進路一覧
- ⑴　社会福祉学部卒業生進路状況
- ⑵　社会福祉学部卒業生の主な内定先
- ⑶　大学院社会福祉学研究科博士前期課程修了生進路状況
- ⑷　大学院社会福祉学研究科博士後期課程修了生進路状況
- ⑸　大学院福祉マネジメント研究科修了生進路状況

8　学位論文題目一覧

9　資格取得者数一覧
- ⑴　社会福祉学部（社会福祉士・精神保健福祉士）
- ⑵　社会福祉士国家試験学校別新卒合格率（参考）
- ⑶　通信教育科（社会福祉士・精神保健福祉士）
- ⑷　資格課程別社会福祉士合格率
- ⑸　社会福祉学部資格取得者数（社会福祉士、精神保健福祉士を除く）

10　科学研究費研究課題一覧

11　大学教員等の輩出先

12　日本社会事業大学社会福祉学会研究発表大会テーマ等一覧

13　事業活動収支計算書の推移

14　施設整備の推移

15　第４期中期計画〔令和4年度～令和9年度〕

1　主要事業の軌跡

年 月 日	事項	内容
2016(平成28)年10月１日	国際・アジア福祉研究教育センター等の設置	実習教育研究・研修センターを廃止し、学部組織に統合。同時に、社会事業研究所内の組織を再編し、国際・アジア福祉研究教育センター等を設置した。
	日本社会事業大学事務組織規則の改正	事務局組織を3部12課・室から3部8課・室へ再編合理化した。また、効率的な教学運営を促進するため、全学教授会の廃止等を内容とする学則改正を行い、2017（平成29）年4月1日から施行することとした。
2016(平成28)年11月５日	創立70周年記念式典	本学は2016（平成28）年11月9日に創立70周年の節目を迎えた。これを記念するため、11月5日に70周年記念式典をKKRホテル東京で開催するとともに、70周年記念誌「20年のあゆみ」を刊行した。また、70周年関連行事として多彩な行事を展開した。
2017(平成29)年３月	ベトナム国家大学ハノイ校との国際学術交流協定締結	本学12校目の協定校となる。
2017(平成29)年４月１日	ボランティアセンターの設置	学生支援課にボランティアセンターを設置し、ボランティア情報の提供の他、ボランティア探しの手伝い、サークル活動への助言など、学生によるボランティア活動の推進を図った。
	通信教育科の修業年限変更	専門実践教育訓練給付指定申請に必要な要件を満たすため、社会福祉士短期養成課程及び精神保健福祉士短期養成課程の修業年限を1年から9ヶ月に変更
2017(平成29)年11月１日	保育士キャリアアップ研修事業の受託	保育士キャリアアップ研修事業を埼玉県から受託し、年度内に3,210人の研修を終了した（最終的な修了証発行人数は7,415人）。
2018(平成30)年４月１日	通信教育科の再編	精神保健福祉士一般養成課程の廃止及び社会福祉主事養成課程の定員変更（800人→650人）。
	学長室の設置	学長室を設置し、学長室の下に地域貢献センター及び災害ソーシャルワークセンターを設置した。
2019(平成31)年４月１日	大学院福祉マネジメント研究科の体制強化	「専門職大学院設置基準」改正施行に基づき専門職大学院教育課程連携協議会を設置した。
	通信教育科社会福祉士一般養成課程履修期間の短縮	通信教育科社会福祉士一般養成課程の履修期間を「2年」から「1年6月」に短縮し、専門実践教育訓練給付制度の指定講座となる。
	就業規則の改正	働き方改革関連法に伴う年次有給休暇の取得促進を図るため、就業規則の改正を行った。

2020(令和２)年 ４月１日	学長室の組織再編	学長室を再編（地域貢献センター・災害ソーシャルワークセンターは解消し、社会福祉研修センター・未来ビジョン推進センターが設置される）した。
2020(令和２)年 ４月８日	新型コロナウイルス蔓延による対面授業の中止	緊急事態宣言の発出により、校内への立ち入りを原則禁止し、対面によらない授業の実施に切り替えた。
2021(令和３)年 ２月22日	学校法人日本社会事業大学新型コロナウイルス感染症対策本部の設置	新型コロナウイルス感染症の流行拡大により「学校法人日本社会事業大学新型コロナウイルス感染症対策本部」が設置された。教育研究活動並びに学生生活が大きく影響を受けた。
2021(令和３)年 ４月１日	大学院福祉マネジメント研究科の定員変更	大学院福祉マネジメント研究科専門職学位課程の定員変更（60人→50人）。
2021(令和３)年 ９月30日	大学認証評価の受審	本学3回目の大学機関別認証評価を受けた。2023（令和5）年3月には「大学評価基準を満たしている」旨の評価結果を貰った。
2022(令和４)年 ３月28日	第４期中期計画の策定	2022（令和4）年度から2027（令和9）年度までの本学の中期計画を策定。
2023(令和５)年 ４月１日	学部入試制度の変更	総合型選抜を設置。
	通信教育科の定員変更	社会福祉主事養成課程の定員変更（650人→500人）。
	学長室の組織再編	学長室に多心型福祉連携センターを設置。
	国家試験合格率82.9%	第36回社会福祉士国家試験における学部（新卒）の合格率が82.9%（現役受験者が150名以上の大学で全国一位)、中期計画目標の一部を達成。
2023(令和５)年 ５月8日	学生食堂「しゃだいにんぐ」のリニューアルオープン	新型コロナウイルスの蔓延により営業を停止していた学生食堂をMKF社の協力を得てリニューアルオープン。学生や教職員、地域の方に親しまれ広く利用していただけるよう学食ネーミングライツ企画により、156件の応募の中から「しゃだいにんぐ」に名称決定。
2024(令和６)年 ３月31日	日本社会事業大学生活協同組合の解散	組合員の減少や社会情勢の変化などの影響、またその役割を民間の新しい事業者が維持できる見通しが立ったことから、1969（昭和44）年10月29日に生協創立総会が開催され、1970（昭和45）年6月16日に生協法人として原宿校舎に誕生した日本社会事業大学生活協同組合は54年の歴史に幕を閉じた。
2024(令和６)年 ４月１日	学部入試制度の変更	学校推薦型選抜に指定校推薦選抜を設置。
2024(令和６)年 ４月25日	創立80周年記念事業準備委員会の設置	2026（令和8）年11月の本学創立80周年を記念する事業の企画立案を行うために、準備委員会を設置し、本格作業を開始した。
2024(令和６)年 ７月１日	寄附行為改正	私立学校法等の改正に伴う認可申請〈認可日：2024（令和6）年9月13日〉。

2024(令和６)年７月31日	清瀬市内大学合同プログラム（多職種協働）を実施	清瀬市内の三大学包括連携協定に基づき、7月31日（本学)･8月1日（国立看護大学校)･8月2日（明治薬科大学）の3日間、各大学のキャンパスにて合同サマースクールを実施した。
2025(令和７)年４月１日	内部統制システムの整備に関する基本方針の策定	私立学校法の改正により「理事の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制その他学校法人の業務の適正を確保するために文部科学省令で定める体制の整備」として策定。
	日本社会事業大学事務組織規則の改正	総務部内に情報化推進に係る企画、立案及び連絡調整に関する専門部署として情報・施設管理室を設けた。これによりLAN管理センターは廃止した。
2025（令和７)年４月１日	学部カリキュラム改革の検討開始	学部長を中心としたワーキンググループを設置し、2027（令和9）年度実施に向け本格的な検討に入った。
2025（令和７)年７月１日	日本社会事業大学事務組織規則の改正	総務部内に学部及び大学院の学生募集広報の企画立案実施及び広報・高大連携に関する専門部署として、広報・高大連携室を設けた。また11月1日には、事務局に監査室を設置した。
2026(令和８)年４月１日	学部学科名称の変更	社会福祉学部の福祉計画学科及び福祉援助学科の名称をそれぞれ「共生社会デザイン学科」及び「ソーシャルワーク学科」へ変更。

※上記は、2016(平成28)年度から2025(令和7)年度までの主な事業経過を掲載

2　歴代役員（理事、監事、評議員）一覧

【理事・監事】 各年度6月1日時点の役員を掲載
（太字は当該時点における新任役員を示す）。 順不同

年度	2016(平成28)年度	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度	2020(令和2)年度	
理事長	潮谷　義子	潮谷　義子	**名取はにわ**	名取はにわ	名取はにわ	
理　事	石塚　　栄	石塚　　栄	石塚　　栄	**井口　直樹**	井口　直樹	
	大嶋　　巌	**神野　直彦**	神野　直彦	神野　直彦	神野　直彦	
	下垣　　光	下垣　　光	**菊池いづみ**	菊池いづみ	**金子　恵美**	
	小河　芳弘	小河　芳弘	小河　芳弘	小河　芳弘	小河　芳弘	
	小林　和弘	小林　和弘	小林　和弘	河　　幹夫	**河　　幹夫**	
	松崎　泰子	松崎　泰子	松崎　泰子	松崎　泰子	松崎　泰子	
	杉田　亮毅	杉田　亮毅	杉田　亮毅	**島田　京子**	島田　京子	
	橋本　孝之	橋本　孝之	橋本　孝之	**土井　勝二**	土井　勝二	
監　事	亀岡　保夫	亀岡　保夫	亀岡　保夫	亀岡　保夫	亀岡　保夫	
	森　　貞述	森　　貞述	森　　貞述	森　　貞述	森　　貞述	

【評議員】 各年度6月1日時点の役員を掲載
（太字は当該時点における新任役員を示す）。 順不同

区分	2016(平成28)年度	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度	2020(令和2)年度	
評議員	**下垣　　光**	下垣　　光	**菊池いづみ**	菊池いづみ	**金子　恵美**	
	金子　恵美	金子　恵美	**古屋　龍太**	古屋　龍太	**後藤　　隆**	
	小河　芳弘	小河　芳弘	小河　芳弘	小河　芳弘	小河　芳弘	
	岩崎　俊雄	岩崎　俊雄	岩崎　俊雄	岩崎　俊雄	岩崎　俊雄	
	武居　　敏	武居　　敏	武居　　敏	武居　　敏	武居　　敏	
	田島　誠一	田島　誠一	田島　誠一	田島　誠一	田島　誠一	
	遠藤　久江	遠藤　久江	遠藤　久江	**松崎　泰子**	松崎　泰子	
	大嶋　　巌	**神野　直彦**	神野　直彦	神野　直彦	神野　直彦	
	大谷　泰夫	大谷　泰夫	大谷　泰夫	大谷　泰夫	大谷　泰夫	
	飛松　好子	飛松　好子	飛松　好子	飛松　好子	飛松　好子	
	髙井　康行	髙井　康行	髙井　康行	髙井　康行	**古都　賢一**	
	炭谷　　茂	炭谷　　茂	炭谷　　茂	炭谷　　茂	炭谷　　茂	
	井上　智子	井上　智子	井上　智子	井上　智子	井上　智子	
	折原　　守	折原　　守	折原　　守	折原　　守	折原　　守	
	小林　和弘	小林　和弘	小林　和弘	**河　　幹夫**	河　　幹夫	
	大田　　健	大田　　健	**當間　重人**	當間　重人	當間　重人	
	小宮　英美	小宮　英美	小宮　英美	小宮　英美	小宮　英美	
	鎌倉　克英	鎌倉　克英	**西島　善久**	西島　善久	西島　善久	
	増田　　健	増田　　健	増田　　健	**大熊　靜子**	大熊　靜子	
	－	－	－	－	－	

	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度
	名取はにわ	名取はにわ	名取はにわ	名取はにわ	名取はにわ	名取はにわ
	井口　直樹	井口　直樹	井口　直樹	井口　直樹	井口　直樹	井口　直樹
	横山　　彰	横山　　彰	横山　彰	横山　彰	横山　彰	横山　彰
	金子　恵美	**蒲生　俊宏**	蒲生　俊宏	**村田　文世**	村田　文世	**菱沼　幹男**
	長島　　徹	長島　　徹	**山岸　　仁**	山岸　　仁	山岸　　仁	山岸　　仁
	河　　幹夫	河　　幹夫	河　　幹夫	河　　幹夫	**紙谷　雅子**	紙谷　雅子
	松崎　泰子	**武居　　敏**	武居　　敏	武居　　敏	**岡本多喜子**	岡本多喜子
	島田　京子	島田　京子	島田　京子	島田　京子	**蒲原　基道**	蒲原　基道
	土井　勝二	土井　勝二	－	－	－	－
	亀岡　保夫	亀岡　保夫	亀岡　保夫	亀岡　保夫	**清水　　至**	清水　　至
	森　　貞述	森　　貞述	森　　貞述	森　　貞述	白田　佳子	**関口　典子**

	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度
	金子　恵美	**蒲生　俊宏**	蒲生　俊宏	**村田　文世**	**森　千佐子**	森　千佐子
	後藤　　隆	**井上由起子**	井上由起子	**鶴岡　浩樹**	鶴岡　浩樹	鶴岡　浩樹
	長島　　徹	長島　　徹	**山岸　仁**	－	－	－
	岩崎　俊雄	岩崎　俊雄	－	－	**竹田　幹雄**	竹田　幹雄
	武居　　敏	武居　　敏	武居　　敏	武居　　敏	**小滝　一幸**	小滝　一幸
	田島　誠一	**木戸　宜子**	木戸　宜子	木戸　宜子	**杉山　京子**	杉山　京子
	松崎　泰子	－	**岡本多喜子**	岡本多喜子	－	－
	横山　　彰	横山　　彰	横山　　彰	横山　　彰	－	－
	大谷　泰夫	**蒲原　基道**	蒲原　基道	蒲原　基道	**尾形　裕也**	尾形　裕也
	森　　浩一	森　　浩一	森　　浩一	**芳賀　信彦**	芳賀　信彦	芳賀　信彦
	古都　賢一	古都　賢一	古都　賢一	古都　賢一	古都　賢一	古都　賢一
	炭谷　　茂	炭谷　　茂	炭谷　　茂	炭谷　　茂	**水田　邦雄**	水田　邦雄
	井上　智子	**萱間　真美**	萱間　真美	萱間　真美	萱間　真美	萱間　真美
	折原　　守	**有松　育子**	有松　育子	有松　育子	有松　育子	有松　育子
	河　　幹夫	河　　幹夫	河　　幹夫	河　　幹夫	**木倉　敬之**	木倉　敬之
	當間　重人	**松井　弘稔**	松井　弘稔	松井　弘稔	松井　弘稔	松井　弘稔
	小宮　英美	小宮　英美	小宮　英美	小宮　英美	**永瀬　伸子**	永瀬　伸子
	西島　善久	西島　善久	西島　善久	西島　善久	西島　善久	**山下　　康**
	大熊　靜子	**新井　勘資**	新井　勘資	**森田　憲英**	森田　憲英	森田　憲英
	－	**殿岡　裕章**	殿岡　裕章	殿岡　裕章	殿岡　裕章	殿岡　裕章

3　歴代役職者一覧

【理事長】

在任期間	氏名	主な略歴
1946(昭和21)年11月９日～1951(昭和26)年３月８日	青木　秀夫	中央社会事業協会会長
1951(昭和26)年３月９日～1957(昭和32)年５月31日	葛西　嘉資	社会福祉事業振興会会長
1957(昭和32)年６月１日～1974(昭和49)年11月27日	木村忠二郎	厚生事務次官
1974(昭和49)年11月29日～1991(平成３)年５月24日	伊部　英男	社会保険庁長官
1991(平成３)年５月25日～1999(平成11)年５月24日	小池　欣一	内閣官房副長官
1999(平成11)年５月25日～2010(平成22)年５月28日	長尾　立子	法務大臣
2010(平成22)年５月29日～2012(平成24)年２月26日	鷲尾　悦也	日本労働組合総連合会会長(逝去による辞任)
2012(平成24)年３月13日～2012(平成24)年４月30日	宇野　　裕	【理事長代理】・専務理事
2012(平成24)年５月１日～2017(平成29)年９月４日	潮谷　義子	熊本県知事
2017(平成29)年９月４日～2026(令和８)年６月26日	名取はにわ	内閣府男女共同参画局長
2026(令和８)年６月26日～現在に至る	蒲原　基通	厚生労働事務次官

【専務理事】

在任期間	氏名	備考
1982(昭和57)年４月21日～1989(平成元)年５月31日	板山　賢治	
1990(平成２)年４月１日～1991(平成３)年３月31日	石井　哲夫	【専務理事職務代行】
1991(平成３)年４月１日～2001(平成13)年３月31日	山本　純男	
2001(平成13)年４月１日～2007(平成19)年９月30日	亀田　克彦	
2007(平成19)年10月１日～2013(平成25)年５月28日	宇野　　裕	
2013(平成25)年５月29日～2019(令和元)年５月29日	石塚　　栄	
2019(令和元)年５月30日～2020(令和２)年６月11日	小河　芳弘	
2020(令和２)年６月12日～2026(令和８)年６月26日	井口　直樹	
2026(令和８)年６月26日～現在に至る	原口　　真	

【学長】

在任期間	氏名	備考
1950(昭和25)年４月１日～1957(昭和32)年５月31日	葛西　嘉資	
1957(昭和32)年６月１日～1971(昭和46)年３月31日	木村忠二郎	
1971(昭和46)年４月１日～1979(昭和54)年３月31日	仲村　優一	【学長代行】S46.4.1～S48.3.31
1979(昭和54)年４月１日～1991(平成３)年３月31日	平田冨太郎	
1991(平成３)年４月１日～1995(平成７)年３月20日	三浦　文夫	
1995(平成７)年３月21日～2005(平成17)年３月31日	京極　高宣	【学長代行】H7.3.21～H7.3.31
2005(平成17)年４月１日～2010(平成22)年３月31日	大橋　謙策	
2010(平成22)年４月１日～2011(平成23)年12月８日	高橋　重宏	逝去による辞任
2011(平成23)年12月９日～2012(平成24)年３月31日	辻　　浩	【学長代行】・社会福祉学部長
2012(平成24)年４月１日～2012(平成24)年９月30日	阿部　　實	【学長代行】・社会福祉学部長
2012(平成24)年10月１日～2017(平成29)年３月31日	大嶋　　巖	
2017(平成29)年４月１日～2021(令和３)年３月31日	神野　直彦	
2021(令和３)年４月１日～現在に至る	横山　　彰	

【社会福祉学部長】（旧学監・教学部長を含む）

在任期間	氏名	備考
1949（昭和24）年５月11日～1967（昭和42）年３月31日	木田　徹郎	学監
1967（昭和42）年４月１日～1971（昭和46）年３月31日	仲村　優一	学監
1979（昭和54）年４月１日～1985（昭和60）年３月31日	石井　哲夫	教学部長
1985（昭和60）年４月１日～1989（平成元）年３月31日	小松　源助	教学部長
1989（平成元）年４月１日～1991（平成３）年３月31日	三浦　文夫	教学部長
1991（平成３）年４月１日～1995（平成７）年３月31日	京極　高宣	教学部長
1995（平成７）年４月１日～1997（平成９）年３月31日	佐藤　久夫	教学部長
1997（平成９）年４月１日～1998（平成10）年３月31日	阿部　實	教学部長
1998（平成10）年４月１日～2000（平成12）年３月31日	大橋　謙策	教学部長
2000（平成12）年４月１日～2004（平成16）年３月31日	若穂井　透	教学部長
2004（平成16）年４月１日～2006（平成18）年３月31日	中島　健一	教学部長
2006（平成18）年４月１日～2008（平成20）年３月31日	辻　浩	教学部長
2008（平成20）年４月１日～2010（平成22）年３月31日	阿部　實	教学部長
2010（平成22）年４月１日～2012（平成24）年３月31日	辻　浩	
2012（平成24）年４月１日～2013（平成25）年３月19日	阿部　實	逝去による辞任
2013（平成25）年６月10日～2016（平成28）年３月31日	辻　浩	
2016（平成28）年４月１日～2018（平成30）年３月31日	下垣　光	
2018（平成30）年４月１日～2020（令和２）年３月31日	菊池いづみ	
2020（令和２）年４月１日～2022（令和４）年３月31日	金子　恵美	
2022（令和４）年４月１日～2024（令和６）年３月31日	蒲生　俊宏	
2024（令和６）年４月１日～2026（令和８）年３月31日	村田　文世	
2026（令和８）年４月１日～現在に至る	菱沼　幹男	

【社会福祉学研究科長】

在任期間	氏名	備考
1989（平成元）年４月１日～1991（平成３）年３月31日	平田冨太郎	学長が兼務
1991（平成３）年４月１日～1993（平成５）年３月31日	高澤　武司	
1993（平成５）年４月１日～1998（平成10）年３月31日	大橋　謙策	
1998（平成10）年４月１日～2000（平成12）年３月31日	児玉　桂子	
2000（平成12）年４月１日～2004（平成16）年３月31日	阿部　實	
2004（平成16）年４月１日～2008（平成20）年３月31日	佐藤　久夫	
2008（平成20）年４月１日～2013（平成25）年３月31日	大嶋　巖	
2013（平成25）年４月１日～2016（平成28）年３月31日	後藤　隆	
2016（平成28）年４月１日～2018（平成30）年３月31日	菊池いづみ	
2018（平成30）年４月１日～2022（令和４）年３月31日	藤岡　孝志	
2022（令和４）年４月１日～2024（令和６）年３月31日	小原眞知子	
2024（令和６）年４月１日～2026（令和８）年３月31日	森　千佐子	
2026（令和８）年４月１日～現在に至る	木村　容子	

【福祉マネジメント研究科長】（平成16年度設置）

在任期間	氏名	備考
2004（平成16）年４月１日～2005（平成17）年３月31日	京極　高宣	学長が兼務
2005（平成17）年４月１日～2006（平成18）年３月31日	阿部　　實	
2006（平成18）年４月１日～2010（平成22）年３月31日	今井　幸充	
2010（平成22）年４月１日～2012（平成24）年３月31日	若穂井　透	
2012（平成24）年４月１日～2014（平成26）年３月31日	植村　英晴	
2014（平成26）年４月１日～2016（平成28）年３月31日	手島　陸久	実習教育研究・研修センター長兼務
2016（平成28）年４月１日～2020（令和２）年３月31日	古屋　龍太	
2020（令和２）年４月１日～2024（令和６）年３月31日	井上由起子	
2024（令和６）年４月１日～現在に至る	鶴岡　浩樹	

【通信教育科長】（平成16年度設置）

在任期間	氏名	備考
2004（平成16）年４月１日～2004（平成16）年８月31日	京極　高宣	学長が兼務
2004（平成16）年９月１日～2006（平成18）年３月31日	若穂井　透	
2006（平成18）年４月１日～2007（平成19）年９月30日	金井　一薫	
2007（平成19）年10月１日～2008（平成20）年３月31日	大橋　謙策	学長が兼務
2008（平成20）年４月１日～2010（平成22）年３月31日	高橋流里子	
2010（平成22）年４月１日～2012（平成24）年３月31日	阿部　　實	
2012（平成24）年４月１日～2014（平成26）年３月31日	中島　健一	
2014（平成26）年４月１日～2016（平成28）年３月31日	菊池いづみ	
2016（平成28）年４月１日～2018（平成30）年３月31日	金子　恵美	
2018（平成30）年４月１日～2020（令和２）年３月31日	下垣　　光	図書館長兼務
2020（令和２）年４月１日～2022（令和４）年３月31日	後藤　　隆	図書館長兼務
2022（令和４）年４月１日～2023（令和５）年３月31日	金子　恵美	
2023（令和５）年４月１日～2026（令和８）年３月31日	木戸　宜子	
2026（令和８）年４月１日～現在に至る	森　千佐子	図書館長兼務

【社会事業研究所長】

在任期間	氏名	備考
1950(昭和25)年4月1日～1957(昭和32)年5月31日	葛西　嘉資	学長が兼務
1957(昭和32)年6月1日～1979(昭和54)年3月31日	木村忠二郎	学長が兼務
1979(昭和54)年4月1日～1987(昭和62)年3月31日	仲村　優一	
1987(昭和62)年4月1日～1989(平成元)年3月31日	三浦　文夫	
1989(平成元)年4月1日～1993(平成5)年3月31日	石井　哲夫	
1993(平成5)年4月1日～1995(平成7)年3月31日	前田　大作	
1995(平成7)年4月1日～1997(平成9)年3月31日	古瀬　　徹	
1997(平成9)年4月1日～2000(平成12)年3月31日	佐藤　久夫	
2000(平成12)年4月1日～2004(平成16)年3月31日	村川　浩一	
2004(平成16)年4月1日～2006(平成18)年3月31日	大橋　謙策	
2006(平成18)年4月1日～2010(平成22)年3月31日	植村　英晴	
2010(平成22)年4月1日～2012(平成24)年3月31日	中島　健一	
2012(平成24)年4月1日～2016(平成28)年3月31日	藤岡　孝志	
2016(平成28)年4月1日～2018(平成30)年3月31日	小原眞知子	
2018(平成30)年4月1日～2024(令和6)年3月31日	竹内　幸子	図書館長兼務 R4.4.1～R6.3.31
2024(令和6)年4月1日～2026(令和8)年3月31日	木村　容子	図書館長兼務
2026(令和8)年4月1日～現在に至る	小原眞知子	

【図書館長】

在任期間	氏名	備考
1946(昭和21)年11月９日～1957(昭和32)年５月31日	葛西　嘉資	学長が兼務
1957(昭和32)年６月１日～1968(昭和43)年３月31日	木村忠二郎	学長が兼務
1968(昭和43)年４月１日～1971(昭和46)年11月27日	木田　徹郎	
1971(昭和46)年11月28日～1979(昭和54)年３月31日	吉田　久一	
1979(昭和54)年４月１日～1985(昭和60)年３月31日	小松　源助	
1985(昭和60)年４月１日～1987(昭和62)年３月31日	三浦　文夫	
1987(昭和62)年４月１日～1991(平成３)年３月31日	飯田　精一	
1991(平成３)年４月１日～1992(平成４)年３月31日	酒井　縁男	
1992(平成４)年４月１日～1995(平成７)年３月31日	関家　新助	
1995(平成７)年４月１日～1997(平成９)年３月31日	堤　　賢	
1997(平成９)年４月１日～1998(平成10)年３月31日	高澤　武司	
1998(平成10)年４月１日～2000(平成12)年３月31日	阿部　　實	
2000(平成12)年４月１日～2010(平成22)年３月31日	児玉　桂子	
2010(平成22)年４月１日～2014(平成26)年３月31日	後藤　　隆	通信教育科長兼務
2014(平成26)年４月１日～2016(平成28)年３月31日	辻　　浩	社会福祉学部長兼務
2016(平成28)年４月１日～2020(令和２)年３月31日	下垣　　光	通信教育科長兼務
2020(令和２)年４月１日～2022(令和４)年３月31日	後藤　　隆	通信教育科長兼務
2022(令和４)年４月１日～2024(令和６)年３月31日	竹内　幸子	社会事業研究所長兼務
2024(令和６)年４月１日～2026(令和８)年３月31日	木村　容子	社会事業研究所長兼務
2026(令和８)年４月１日～現在に至る	森　千佐子	通信教育科長兼務

【社会福祉士実習教育センター長】

在任期間	氏名	備考
2004(平成16)年４月１日～2005(平成17)年３月31日	加賀美尤祥	実習教育センター長
2005(平成17)年４月１日～2006(平成18)年３月31日	寺谷　隆子	実習教育センター長
2006(平成18)年４月１日～2008(平成20)年３月31日	高橋流里子	実習教育センター長
2008(平成20)年４月１日～2010(平成22)年３月31日	藤岡　孝志	実習教育センター長
2010(平成22)年４月１日～2012(平成24)年３月31日	高橋流里子	実習教育研究・研修センター長
2012(平成24)年４月１日～2016(平成28)年３月31日	手島　陸久	実習教育研究・研修センター長・福祉マネジメント研究科長兼務
2016(平成28)年４月１日～2016(平成28)年９月30日	小原眞知子	実習教育研究・研修センター長
2016(平成28)年４月１日～2018(平成30)年３月31日	藤岡　孝志	実習委員長
2018(平成30)年４月１日～2022(令和４)年３月31日	木村　容子	実習委員長 R2.3.31まで
2022(令和４)年４月１日～2024(令和６)年３月31日	菱沼　幹男	
2024(令和６)年４月１日～2026(令和８)年３月31日	下垣　　光	
2026(令和８)年４月１日～現在に至る	上村　勇夫	

【事務局長】

在任期間	氏名	備考
1953(昭和28)年10月15日～1967(昭和42)年３月31日	木城以未男	
1967(昭和42)年４月１日～1970(昭和45)年４月30日	高田　秀直	
1970(昭和45)年５月１日～1978(昭和53)年３月31日	吉田　正宣	
1978(昭和53)年４月１日～1982(昭和57)年３月31日	森　　定義	
1982(昭和57)年４月21日～1989(平成元)年３月31日	板山　賢治	
1989(平成元)年４月１日～1990(平成２)年３月31日	小林　昭三	
1990(平成２)年４月１日～2000(平成12)年６月30日	穂積　瑞丸	
2000(平成12)年７月１日～2006(平成18)年３月31日	丹羽　紀明	
2006(平成18)年４月１日～2009(平成21)年３月31日	金井　　博	
2009(平成21)年４月１日～2014(平成26)年５月20日	山田登志夫	
2014(平成26)年５月21日～2019(令和元)年９月30日	小河　芳弘	専務理事兼務 R元.5.30～R2.6.11
2019(令和元)年10月１日～2023(令和５)年３月31日	長島　　徹	
2023(令和５)年４月１日～現在に至る	山岸　　仁	

4　歴代名誉教授、名誉博士一覧

【名誉教授】

称号記番号	授与年月日	氏名	退職時役職
第1号	1974(昭和49)年11月９日	木村忠二郎	第３代理事長
第2号	1977(昭和52)年４月１日	小宮山主計	教授
第3号	1980(昭和55)年４月１日	鷲谷　善教	教授
第4号	1981(昭和56)年４月１日	吉田　久一	教授
第5号	1981(昭和56)年４月１日	五味百合子	教授
第6号	1985(昭和60)年11月１日	垣内　芳子	教授
第7号	1987(昭和62)年11月１日	仲村　優一	第３代学長
第8号	1991(平成３)年６月１日	伊部　英男	第４代理事長
第9号	1991(平成３)年６月１日	平田冨太郎	第４代学長
第10号	1991(平成３)年６月１日	飯田　精一	教授
第11号	1993(平成５)年６月１日	石井　哲夫	教授
第12号	1993(平成５)年６月１日	小松　源助	日本社会事業学校長・教授
第13号	1996(平成８)年６月１日	三浦　文夫	第５代学長
第14号	1997(平成９)年11月１日	前田　大作	大学院教授
第15号	1997(平成９)年11月１日	堤　　賢	教授
第16号	1998(平成10)年６月１日	高澤　武司	教授
第17号	2000(平成12)年12月１日	関家　新助	日本社会事業学校長・教授
第18号	2001(平成13)年１月15日	小川　政亮	教授
第19号	2005(平成17)年４月１日	京極　高宣	第６代学長
第20号	2010(平成22)年６月25日	大橋　謙策	第７代学長
第21号	2011(平成23)年６月26日	児玉　桂子	教授
第22号	2011(平成23)年６月26日	山下英三郎	教授

第23号	2018(平成30)年6月1日	佐藤　久夫	教授
第24号	2019(令和元)年8月1日	植村　英晴	教授
第25号	2021(令和3)年6月1日	大嶋　　巌	教授
第26号	2021(令和3)年6月1日	神野　直彦	第10代学長
第27号	2022(令和4)年6月1日	後藤　　隆	教授
第28号	2022(令和4)年6月1日	斉藤くるみ	教授
第29号	2023(令和5)年4月1日	藤岡　孝志	教授
第30号	2023(令和5)年4月1日	古屋　龍太	教授
第31号	2025(令和7)年4月1日	竹内　幸子	教授
第32号	2026(令和8)年6月1日	金子　恵美	教授

【名誉博士】

学位記番号	授与年月日	氏　名	専務先・職名(授与時)
第1号	2002(平成14)年10月26日	梅原　　猛	ものつくり大学総長
第2号	2004(平成16)年1月23日	阿部　志郎	神奈川県立保健福祉大学学長
第3号	2004(平成16)年1月23日	板山　賢治	社会福祉法人浴風会理事長
第4号	2004(平成16)年6月26日	増田　信行	三菱財団理事長
第5号	2005(平成17)年10月22日	堀田　　力	さわやか福祉財団理事長
第6号	2008(平成20)年6月29日	潮谷　義子	社会保障審議会障害者部会長、前熊本県知事
第7号	2013(平成25)年6月22日	樋口　恵子	東京家政大学名誉教授、NPO法人高齢社会をよくする女性の会理事長、評論家

5　志願者数・入学者数一覧

⑴　社会福祉学部

入学年度	定員	総数（総合型、学校推薦型、一般、共通テスト、私費留学生）						
		志願者数			入学者数			倍率
		男	女	計	男	女	計	志／入
2016(平成28)年度	160	263	579	842	52	155	207	4.1
2017(平成29)年度	160	237	511	748	56	150	206	3.6
2018(平成30)年度	160	243	498	741	58	149	207	3.6
2019(令和元)年度	160	304	507	811	60	147	207	3.9
2020(令和２)年度	160	284	422	706	58	137	195	3.6
2021(令和３)年度	160	230	413	643	56	138	194	3.3
2022(令和４)年度	160	147	349	496	40	118	158	3.1
2023(令和５)年度	160	152	268	420	47	100	147	2.9
2024(令和６)年度	160	142	258	400	48	119	167	2.4
2025(令和７)年度	160	138	214	352	60	93	153	2.3
2026(令和８)年度	160	125	211	336	54	116	170	2.0

※1　2016（平成28）年度より定員が福祉計画学科が50人から55人に、福祉援助学科が100人から105人に変更。
※2　2024（令和6）年度より社会福祉分野推薦選抜・共通テストＢ・聴覚障がい者選抜が廃止になり、新たに総合型選抜が新設された。
※3　2025（令和7）年度より学校推薦型選抜は福祉系高等学校等推薦と特定地域高等学校推薦が廃止となり、公募推薦と指定校推薦の2区分になった。
※4　2026（令和8）年度より一般選抜（後期日程）が廃止となり、大学入学共通テスト利用選抜が前期日程と後期日程になった。

⑵　社会福祉学部3年次編入

入学年度	定員	総　数						
		志願者数			入学者数			倍率
		男	女	計	男	女	計	志／入
2016(平成28)年度	20	13	30	43	6	16	22	2.0
2017(平成29)年度	20	15	20	35	6	12	18	1.9
2018(平成30)年度	20	10	27	37	4	14	18	2.1
2019(令和元)年度	20	20	31	51	7	16	23	2.2
2020(令和２)年度	20	5	25	30	1	16	17	1.8
2021(令和３)年度	20	6	16	22	3	9	12	1.8
2022(令和４)年度	20	7	21	28	5	12	17	1.6
2023(令和５)年度	20	5	17	22	4	10	14	1.6
2024(令和６)年度	20	7	11	18	3	8	11	1.6
2025(令和７)年度	20	8	12	20	1	7	8	2.5
2026(令和８)年度	20	6	7	13	3	5	8	1.6

※　2016（平成28）年度より定員が福祉計画学科・福祉援助学科ともに20人から10人に変更。

⑶　大学院社会福祉学研究科博士前期課程

入学年度	定員	総　数						
		志願者数			入学者数			倍率
		男	女	計	男	女	計	志／入
2016(平成28)年度	15	5	5	10	4	4	8	1.3
2017(平成29)年度	15	8	7	15	6	7	13	1.2
2018(平成30)年度	15	6	9	15	3	7	10	1.5
2019(令和元)年度	15	7	3	10	2	3	5	2.0
2020(令和２)年度	15	2	2	4	2	2	4	1.0
2021(令和３)年度	15	4	4	8	2	0	2	4.0
2022(令和４)年度	15	6	3	9	3	2	5	1.8
2023(令和５)年度	15	2	5	7	2	3	5	1.4
2024(令和６)年度	15	5	8	13	3	7	10	1.3
2025(令和７)年度	15	3	8	11	2	6	8	1.4
2026(令和８)年度	15	3	5	8	1	4	5	1.6

※　2025（令和7）年度から「留学生入学」を新たに実施。

⑷　大学院社会福祉学研究科博士後期課程

入学年度	定員	総　数						
		志願者数			入学者数			倍率
		男	女	計	男	女	計	志／入
2016(平成28)年度	5	3	5	8	2	3	5	1.6
2017(平成29)年度	5	3	3	6	2	2	4	1.5
2018(平成30)年度	5	6	3	9	5	3	8	1.1
2019(令和元)年度	5	0	2	2	0	1	1	2.0
2020(令和２)年度	5	1	3	4	1	2	3	1.3
2021(令和３)年度	5	2	3	5	1	2	3	1.7
2022(令和４)年度	5	1	0	1	0	0	0	0.0
2023(令和５)年度	5	1	2	3	1	2	3	1.0
2024(令和６)年度	5	1	2	3	1	2	3	1.0
2025(令和７)年度	5	1	3	4	1	3	4	1.0
2026(令和８)年度	5	3	6	9	0	5	5	1.8

※　2025（令和7）年度から博士後期課程に「学内推薦入試」を新たに実施。

⑸ 大学院福祉マネジメント研究科（専門職大学院）

入学年度	定員	総　数						
		志願者数			入学者数			倍率
		男	女	計	男	女	計	志／入
2016(平成28)年度	60	18	26	44	17	24	41	1.1
2017(平成29)年度	60	22	28	50	17	26	43	1.2
2018(平成30)年度	60	21	24	45	18	24	42	1.1
2019(令和元)年度	60	21	28	49	17	23	40	1.2
2020(令和２)年度	60	17	21	38	15	20	35	1.1
2021(令和３)年度	50	19	29	48	18	27	45	1.1
2022(令和４)年度	50	24	27	51	22	25	47	1.1
2023(令和５)年度	50	22	25	47	20	23	43	1.1
2024(令和６)年度	50	20	17	37	19	17	36	1.0
2025(令和７)年度	50	14	17	31	14	16	30	1.0
2026(令和８)年度	50	14	25	39	11	25	36	1.1

※１　2016（平成28）年度より定員が80人から60人に変更。
※２　2021（令和３）年度より定員が60人から50人に変更。
※３　2022（令和４）年度より推薦入学を廃止
※４　2023（令和５）年度より一般入試の試験科目「小論文」・「面接」に「筆記試験（語句説明）」を追加。また一般入試以外の入試区分全てに「小論文」を追加。
※５　2025（令和７）年度より学内推薦を廃止

⑹　通信教育科

ア　社会福祉士一般養成課程

入学年度	入学期	定員	志願者数	合格者数	倍率	入学者数
2016(平成28)年度	第17期	360	274	272	1.0	247
2017(平成29)年度	第18期	360	256	256	1.0	244
2018(平成30)年度	第19期	360	188	188	1.0	180
2019(令和元)年度	第20期	360	191	187	1.0	173
2020(令和２)年度	第21期	360	198	184	1.1	178
2021(令和３)年度	第22期	360	215	191	1.1	182
2022(令和４)年度	第23期	360	212	168	1.3	160
2023(令和５)年度	第24期	360	172	134	1.3	128
2024(令和６)年度	第25期	360	150	131	1.1	130
2025(令和７)年度	第26期	360	139	119	1.2	116
2026(令和８)年度	第27期	360	129	115	1.2	109

イ　社会福祉士短期養成課程

入学年度	入学期	定員	志願者数	合格者数	倍率	入学者数
2016(平成28)年度	第２期	140	85	84	1.0	81
2017(平成29)年度	第３期	140	57	56	1.0	54
2018(平成30)年度	第４期	140	96	95	1.0	94
2019(令和元)年度	第５期	140	56	45	1.2	45
2020(令和２)年度	第６期	140	70	53	1.3	52
2021(令和３)年度	第７期	140	56	48	1.2	47
2022(令和４)年度	第８期	140	77	62	1.2	59
2023(令和５)年度	第９期	140	49	39	1.3	39
2024(令和６)年度	第10期	140	35	33	1.1	32
2025(令和７)年度	第11期	140	36	29	1.2	25
2026(令和８)年度	第12期	140	44	36	1.2	34

ウ　精神保健福祉士短期養成課程

入学年度	入学期	定員	志願者数	合格者数	倍率	入学者数
2016(平成28)年度	第16期	150	178	172	1.0	159
2017(平成29)年度	第17期	150	149	148	1.0	141
2018(平成30)年度	第18期	150	189	162	1.2	148
2019(令和元)年度	第19期	150	203	162	1.3	158
2020(令和２)年度	第20期	150	161	128	1.3	121
2021(令和３)年度	第21期	150	218	161	1.4	154
2022(令和４)年度	第22期	150	164	122	1.3	121
2023(令和５)年度	第23期	150	146	100	1.5	96
2024(令和６)年度	第24期	150	136	119	1.1	116
2025(令和７)年度	第25期	150	145	131	1.1	130
2026(令和８)年度	第26期	150	101	89	1.1	84

エ　社会福祉主事養成課程

入学年度	入学期	定員	志願者数	合格者数	倍率	入学者数
2016(平成28)年度	第18期	800	591	589	1.0	544
2017(平成29)年度	第19期	800	457	454	1.0	423
2018(平成30)年度	第20期	650	490	481	1.0	456
2019(令和元)年度	第21期	650	491	468	1.0	419
2020(令和２)年度	第22期	650	361	324	1.1	299
2021(令和３)年度	第23期	650	367	341	1.1	316
2022(令和４)年度	第24期	650	310	285	1.1	264
2023(令和５)年度	第25期	500	228	209	1.1	197
2024(令和６)年度	第26期	500	210	200	1.1	193
2025(令和７)年度	第27期	500	169	169	1.0	161
2026(令和８)年度	第28期	500	144	144	1.0	139

6　卒業・修了生数一覧

⑴　社会福祉学部卒業生数・大学院修了生数

卒業・修了年度	社会福祉学部			社会福祉学研究科（研究大学院）			福祉マネジメント研究科（専門職大学院）			合計
	福祉計画学科	福祉援助学科	小計	博士前期課程	博士後期課程	小計	標準履修生（1年）	長期履修生（2年）	小計	
2015（平成27）年度迄	3,309	5,139	8,448	415	63	478	481	124	605	9,531
2016（平成28）年度	70	130	200	7	3	10	10	32	42	252
2017（平成29）年度	67	127	194	5	0	5	22	29	51	250
2018（平成30）年度	70	126	196	8	2	10	21	17	38	244
2019（令和元）年度	64	140	204	8	4	12	29	18	47	263
2020（令和２）年度	80	141	221	8	7	15	20	12	32	268
2021（令和３）年度	68	140	208	2	4	6	24	16	40	254
2022（令和４）年度	65	139	204	1	1	2	25	19	44	250
2023（令和５）年度	72	126	198	4	3	7	27	22	49	254
2024（令和６）年度	59	129	188	5	1	6	20	13	33	227
2025（令和７）年度	55	95	150	7	3	10	19	13	32	192
合　計	3,979	6,432	10,411	470	91	561	698	315	1,013	11,985

※上記は、9月卒業生・修了生を含む
※社会福祉学部の卒業生及び社会福祉学研究科、福祉マネジメント研究科の修了生は、学位を取得している。
※博士後期課程は平成６年度に開設した。
※博士後期課程には学位規程第４条による申請者数を含む。
※専門職大学院平成１６年度に開設した。
※日本社会事業学校の研究科は平成１６年度に閉校し、専修科は平成１１年度に閉校した。
※上記の他、本科短期大学生484人、日本社会事業学校研究科生2,431人・同校専修科生2,927人、文京社会福祉専門学校生897人の卒業生がいる。

⑵ 通信教育科修了生数

修了年度	社会福祉士		精神保健福祉士		社会福祉主事
	一般養成課程	短期養成課程	一般養成課程	短期養成課程	
	定員360人	定員140人	定員200人	定員150人	定員500人
	修業年限1年6か月	修業年限9か月	修業年限2年	修業年限9か月	修業年限1年
1999(平成11)年度	−	−	−	−	782
2000(平成12)年度	−	−	−	−	824
2001(平成13)年度	374	−	−	97	844
2002(平成14)年度	317	−	165	109	822
2003(平成15)年度	257	−	177	111	809
2004(平成16)年度	256	−	147	106	890
2005(平成17)年度	241	−	165	131	768
2006(平成18)年度	252	−	132	142	733
2007(平成19)年度	270	−	119	142	776
2008(平成20)年度	268	−	86	140	787
2009(平成21)年度	162	−	73	152	709
2010(平成22)年度	284	−	90	145	644
2011(平成23)年度	267	−	70	148	728
2012(平成24)年度	255	−	86	133	684
2013(平成25)年度	272	−	65	137	617
2014(平成26)年度	251	−	77	140	519
2015(平成27)年度	234	71	97	152	501
2016(平成28)年度	227	74	113	155	531
2017(平成29)年度	228	54	−	139	402
2018(平成30)年度	222	90	−	147	396
2019(令和元)年度	174	46	−	149	407
2020(令和２)年度	153	45	−	125	284
2021(令和３)年度	152	49	−	140	265
2022(令和４)年度	166	56	−	128	234
2023(令和５)年度	171	40	−	96	178
2024(令和６)年度	117	30	−	110	176
2025(令和７)年度	125	27	−	130	142
合計	5,695	582	1,662	3,304	15,452

合計	26,695

※精神保健福祉士一般養成課程は平成28年度で募集を停止した。
※社会福祉士短期養成課程及び精神保健福祉士短期養成課程は平成29 年4 月から修業年限を9ヶ月に変更した。
※社会福祉士一般養成課程は平成31年4 月から修業年限1年6ヶ月に変更した。
※社会福祉主事養成課程は定員を平成30年4 月から650 人、令和5年4月から500人に変更した。

7　卒業・修了生進路一覧

(1)　社会福祉学部卒業生進路状況

（単位：人）

年度	卒業生数	就職希望者数	福祉関連分野						福祉分野等計	一般企業	総就職等決定者数	未就職者	進学	家庭等非就職希望者数
			公務員関係	福祉関係団体	医療機関	社会福祉施設	福祉関連企業	教育研究機関						
2016(平成28)年度	200	184	38	21	22	59	20	8	168	8	176	8	8	8
2017(平成29)年度	194	188	31	27	13	59	26	12	168	13	181	7	4	2
2018(平成30)年度	196	179	46	12	18	57	20	2	155	16	171	8	7	10
2019(令和元)年度	204	189	50	14	18	68	18	3	171	10	181	8	6	9
2020(令和２)年度	221	209	49	22	18	80	21	9	199	5	204	5	6	6
2021(令和３)年度	208	198	53	17	14	72	15	9	180	12	192	6	3	7
2022(令和４)年度	204	199	58	28	12	66	16	4	184	4	188	11	2	3
2023(令和５)年度	198	180	45	23	15	54	19	3	159	10	169	11	9	9
2024(令和６)年度	188	173	36	22	16	54	22	4	154	15	169	4	5	10
2025(令和７)年度	150	141	55	14	5	38	10	3	125	11	136	5	3	6
年　平　均	196	184	46	20	15	61	19	6	166	10	177	7	5	7

⑵ 社会福祉学部卒業生の主な内定先

分類			主な内定先
1．公務員	国家公務員		法務省、こども家庭庁（国立武蔵野学院/きぬ川学院）、厚生労働省、仙台家庭裁判所、国立障害者リハビリテーションセンター、北海道札幌刑務所札幌刑務支所、家庭裁判所
	地方公務員	福祉職	東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、群馬県、山梨県、長野県、静岡県、新潟県、福島県、青森県、岩手県、山形県、岐阜県、愛媛県、兵庫県、和歌山県、三重県、香川県、宮崎県、沖縄県、北海道、石川県、荒川区、北区、豊島区、練馬区、文京区、杉並区、中央区、足立区、港区、葛飾区、板橋区、世田谷区、中野区、品川区、大田区、目黒区、渋谷区、新宿区、墨田区、台東区、江戸川区、江東区、横浜市、川崎市、さいたま市、千葉市、新潟市、静岡市、相模原市、堺市、札幌市、北九州市、船橋市、習志野市、松戸市、市原市、八王子市、府中市、多摩市、小金井市、熊谷市、川口市、狭山市、水戸市、つくば市、潮来市、古河市、坂東市、甲斐市、山梨市、北杜市、大月市、長野市、岡谷市、熱海市、沼津市、春日井市、いわき市、富士市、茅ヶ崎市、大阪市、昭和町、塩谷町
		行政職	東京都、神奈川県、群馬県、福島県、鹿児島県、北海道、杉並区、中央区、世田谷区、台東区、荒川区、町田市、東村山市、東久留米市、西東京市、清瀬市、八王子市、武蔵野市、日野市、小金井市、多摩市、川口市、所沢市、入間市、新座市、坂戸市、狭山市、横須賀市、川崎市、横浜市、鶴ヶ島市、銚子市、八千代市、香取市、千葉市、沼田市、高崎市、壬生町、西方町、沼津市、牧之原市、掛川市、阿久比町、にかほ市、能代市、羽後町、射水市、富山市、南栃市、塩尻市、富士見町、都留市、喜多方市、長門市、花巻市、嘉麻市、綾町、那覇市、福島町、茅室町、志木市、越谷市、十和田市、三郷市、あきる野市、茅ヶ崎市、小平市、海老名市、飯能市、府中市、東御市、水戸市、習志野市、立川市、寄居町、菖蒲町、館山市、富津市、旭市
		保育職	板橋区、北区、葛飾区、渋谷区、品川区、新宿区、杉並区、世田谷区、台東区、豊島区、練馬区、文京区、港区、目黒区、清瀬市、小平市、府中市、調布市、三鷹市、西東京市、東久留米市、八王子市、川崎市、相模原市、横浜市、小田原市、さいたま市、川口市、所沢市、新座市、富士見市、狭山市、飯能市、日高市、蕨市、千葉県、千葉市、船橋市、八千代市、四街道市、前橋市、群馬県、いわき市、会津若松市、上田市、長野市、辰野町、高山市、柏崎市、静岡市、富士市
		その他	北海道警察、千葉県、千葉県警、長野県、兵庫県、練馬区、東村山市、市原市、神奈川県、清瀬市、東久留米市、流山市、富士見市、文京区、埼玉県警、石川県、目黒区、神奈川県警察、新座市教育委員会、静岡県
2．福祉関係団体			(福)全国社会福祉協議会、(福)埼玉県社会福祉協議会、(福)千葉県社会福祉協議会、(福)東京都社会福祉協議会、(福)富山県社会福祉協議会、(福)福岡県社会福祉協議会、(福)山口県社会福祉協議会、(福)静岡市社会福祉協議会、(福)広島市社会福祉協議会、(福)川崎市社会福祉協議会、(福)横浜市社会福祉協議会、(福)さいたま市社会福祉協議会、(福)千葉市社会福祉協議会、(福)北九州市社会福祉協議会、(福)板橋区社会福祉協議会、(福)荒川区社会福祉協議会、(福)江東区社会福祉協議会、(福)北区社会福祉協議会、(福)港区社会福祉協議会、(福)品川区社会福祉協議会、(福)渋谷区社会福祉協議会、(福)新宿区社会福祉協議会、(福)世田谷区社会福祉協議会、(福)台東区社会福祉協議会、(福)豊島区民社会福祉協議会、(福)中野

2．福祉関係団体	区社会福祉協議会、(福)練馬区社会福祉協議会、(福)目黒区社会福祉協議会、(福)青梅市社会福祉協議会、(福)いわき市社会福祉協議会、(福)伊那市社会福祉協議会、(福)入間市社会福祉協議会、(福)上尾市社会福祉協議会、(福)上越市社会福祉協議会、(福)浦安市社会福祉協議会、(福)牛久市社会福祉協議会、(福)大崎市社会福祉協議会、(福)掛川市社会福祉協議会、(福)刈谷市社会福祉協議会、(福)川崎市社会福祉協議会、(福)岸和田市社会福祉協議会、(福)清瀬市社会福祉協議会、(福)久喜市社会福祉協議会、(福)黒部市社会福祉協議会、(福)郡山市社会福祉協議会、(福)越谷市社会福祉協議会、(福)小平市社会福祉協議会、(福)狛江市社会福祉協議会、(福)佐渡市社会福祉協議会、(福)塩尻市社会福祉協議会、(福)昭島市社会福祉協議会、(福)諏訪市社会福祉協議会、(福)草加市社会福祉協議会、(福)鶴岡市社会福祉協議会、(福)取手市社会福祉協議会、(福)所沢市社会福祉協議会、(福)土浦市社会福祉協議会、(福)長岡市社会福祉協議会、(福)長浜市社会福祉協議会、(福)能代市社会福祉協議会、(福)羽村市社会福祉協議会、(福)飯能市社会福祉協議会、(福)東久留米市社会福祉協議会、(福)東松山市社会福祉協議会、(福)ひたちなか市社会福祉協議会、(福)笛吹市社会福祉協議会、(福)藤沢市社会福祉協議会、(福)府中市社会福祉協議会、(福)牧之原市社会福祉協議会、(福)町田市社会福祉協議会、(福)武蔵村山市社会福祉協議会、(福)三種町社会福祉協議会、(福)市川市社会福祉協議会、(福)市原市社会福祉協議会、(福)四日市市社会福祉協議会、(福)和光市社会福祉協議会、(福)蕨市社会福祉協議会、(福)安曇野市社会福祉協議会、(福)飯山市社会福祉協議会、(福)千曲市社会福祉協議会、(福)海老名市社会福祉協議会、(福)柏崎市社会福祉協議会、(福)新座市社会福祉協議会、(福)蓮田市社会福祉協議会、(福)厚木市社会福祉協議会、(福)富士見町社会福祉協議会、(福)御蔵島社会福祉協議会、(福)飯豊町社会福祉協議会、(福)宇多津町社会福祉協議会、(福)鳩山町社会福祉協議会、(福)嘉手納町社会福祉協議会、(福)杉戸町社会福祉協議会、(福)上野村社会福祉協議会、(福)東京都社会福祉事業団、(福)特別区社会福祉事業団、(福)秋田県社会福祉事業団、(福)岩手県社会福祉事業団、(福)山梨県社会福祉事業団、(福)埼玉県社会福祉事業団、(福)神奈川県社会福祉事業団、(福)長野県社会福祉事業団、(福)川口市社会福祉事業団、(福)川崎市社会福祉事業団、(福)さいたま市社会福祉事業団、(福)調布市社会福祉事業団、(福)戸田市社会福祉事業団、(福)日立市社会福祉事業団、(福)富士見市社会福祉事業団、(福)北区社会福祉事業団、(福)練馬区社会福祉事業団、(福)目黒区社会福祉事業団、(福)三鷹市社会福祉事業団、(福)渋谷区社会福祉事業団、(福)新宿区社会福祉事業団、(福)世田谷区社会福祉事業団、(福)台東区社会福祉事業団、(福)北九州市福祉事業団、(福)横浜市リハビリテーション事業団、(福)厚生事務組合社会福祉事業団、(一財)BOATRACE振興会、(一財)日本財団電話リレーサービス、(一社)にじいろはうす、(一社)ビーンズ、(一社)ビジレス、(一社)日本作業療法士協会、(一社)波の家福祉会、(一社)障がい者総合支援機構、(公財)アイメイト協会、(公財)児童育成協会、(公財)テクノエイド協会、(公財)育てる会、(公財)やどかりの里、(公財)横浜YMCA、(公財)東京YMCA、(公財)鉄道弘済会、(公社)全国老人福祉施設協議会、(公社)東京都障害者スポーツ協会、(公社)日本フィランソロピー協会、(公社)日本精神科病院協会、(公社)埼玉県社会福祉士会、(独)国際協力機構、(独)中小企業基盤整備機構,(独)日本司法支援センター、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構、(独)福祉医療機構、(独)労働者健康福祉機構、日本年金機構、社会保険診療報酬支払基金、全国健康保険協会、全国労働者共済生活協同組合連合会、生活協同組合全国都市職員災害共済会、

2．福祉関係団体	日本障害者協議会、日本ライフ協会、東都保健医療福祉協議会、(特非)DPI日本会議、(特非)KAWASAKI精神保健福祉事業団、(特非)NECST、(特非)NPO狛江さつき会、(特非)R-ami、(特非)S.G.Sさんらいず、(特非)あうん、(特非)あおぞら、(特非)あかり、(特非)いたばしひあしんす城北、(特非)いきいき福祉ネットワークセンター、(特非)えるぶ、(特非)かるがも花々会、(特非)さいたまユースサポートネット、(特非)サラダボール、(特非)すだちサポートかのん、(特非)つなぐ台東、(特非)トリニテ、(特非)ノア、(特非)バオバブの木、(特非)パートナー、(特非)ピーターパン、(特非)ひらすま(富山型デイサービス)、(特非)ふれあいづスマイル、(特非)フードコミュニティ目黒、(特非)ほっとポット、(特非)ホープ、(特非)やどかり、(特非)ライフサポートかたつむり、(特非)ライフリンク、(特非)わくわく、(特非)介護者サポートネットワークセンターアラジン、(特非)共に歩む市民の会、(特非)結樹の下ホーム、(特非)在宅ケア協会、(特非)在宅介護支援さくら会、(特非)子どもの家、(特非)子育ちの里 食と遊、(特非)子育てネットワーク・ピッコロ、(特非)自立生活センターグッドライフ、(特非)自立生活センター立川、(特非)若者自立支援センター、(特非)所沢市学童クラブの会、(特非)青少年の自立を支える埼玉の会、(特非)青少年自立支援センター、(特非)千葉精神保健福祉ネット、(特非)総合福祉センターTAKE、(特非)多摩草むらの会、(特非)多摩在宅支援センター円、(特非)地域の寄合所また明日、(特非)地域ケアネットゆいまある、(特非)地域福祉ネットワークいわき、(特非)東京盲ろう者友の会、(特非)都筑ハーベストの会、(特非)暮らしネット・えん、(特非)文化学習協同ネットワーク、(特非)福光、(特非)生活支援グループ夢来夢来、(特非)育て上げネット、(特非)練馬エンゼルサポート、(特非)日本NPOセンター、(特非)渋谷なかよしぐるーぷ、(特非)新座子育てネットワーク、(福)聴力障害者情報文化センター、(福)新宿区障害福祉協会、(福)品川総合福祉センター、(福)福祉の家、朝霞地区一部事務組合
3．医療機関	聖マリアンナ医科大学病院、東京女子医科大学病院、東京慈恵会医科大学附属病院、北里大学北里研究所病院、横浜市立大学附属病院、帝京大学医学部附属溝口病院、金沢医科大学病院、自治医科大学附属病院、福島県立医科大学附属病院、国際医療福祉大学病院、東京科学大学病院、昭和医科大学烏山病院、(独)国立病院機構、(独)国立がん研究センター、(独)労働者健康安全機構、(地独)埼玉県立病院機構、(地独)静岡県立病院機構、(地独)神奈川県立病院機構、(地独)那覇市立病院、(地独)佐世保市総合医療センター、川口市立医療センター、沼津市立病院、町田市民病院、聖路加国際病院、白山石川医療企業団、国家公務員共済組合連合会、日本赤十字社、戸田中央メディカルケアグループ、上尾中央医科グループ、(医) IMSグループ、(医)慈誠会グループ、(医)桐和会グループ、(医)徳洲会、(医)新都市医療研究会[関越]会、(福)恩賜財団済生会、(福)聖隷福祉事業団、(福)桜ケ丘社会事業協会、(福)日本医療伝道会、(福)埼玉医療福祉会、(福)上宮会、(福)ロザリオの聖母会、(福)浴光会、(医)KNI、(医)おおぞら会、(医)さつき会、(医)ふじの温泉病院、(医)一灯の会、(医)一陽会、(医)円祐会、(医)医善会、(医)欣助会、(医)湖聖会、(医)厚生協会、(医)公徳会、(医)康明会、(医)幸悠会、(医)幸隆会、(医)弘仁会、(医)恵生会、(医)慶友会、(医)健和会、(医)健仁会、(医)健貢会、(医)鵬友会、(医)誠医会、(医)誠心会、(医)聖蹟会、(医)聖嶺会、(医)青溪会、(医)青木会、(医)青山会、(医)石心会、(医)善仁会、(医)倭林会、(医)大壮会、(医)大坪会、(医)大和会、(医)泰一会、(医)知音会、(医)中山会、(医)津端会、(医)渡辺会、(医)東光会、(医)董仙会、(医)内藤医院、(医)日成会、(医)日暮里病院、(医)柏成会、(医)柏水会、(医)函館脳神経外科、

3．医療機関		(医)白十字会、(医)白報会、(医)平成会、(医)平成博愛会、(医)碧水会、(医)富家会、(医)報徳会、(医)北原脳神経外科病院、(医)保養会、(医)明善会、(医)陽心会、(医)洋和会、(医)緑秀会、(医)良心会、(医)輝生会、(医)群馬会、(医)三喜会、(医)三和会、(医)山崎会、(医)山本・前田記念会、(医)慈雲堂、(医)慈泉会、(医)紫苑会、(医)若葉会、(医)尚寿会、(医)心翠会、(医)翠会、(医)新新会、(医)西部診療所、(医)正慶会、(医)誠潤会、(医)総生会、(医)愛育会、(医)愛仁会、(医)愛有会、(医)杏林会、(医)藤聖会、(医)至空会、(医)焔、(医)圭春会、(医)協栄会、(医)鶴永会、(医)友志会、(医)瑞穂会、(医)瑞心会、(医)葵会、(医)コミュノテ風と虹、(一財)とちぎメディカルセンター、(一財)多摩緑成会、(一財)竹田健康財団、(公財)結核予防会、(公財)浅香山病院、(公財)日本心臓血圧研究振興会、(公財)湯浅報恩会、(公社)地域医療振興協会、(一社)横浜市都筑区医師会、脳神経疾患研究所、医療生協さいたま生活協同組合、東京勤労者医療会、石川勤労者医療協会、鹿児島医療生活協同組合、(医)千葉県勤労者医療協会、JA茨城県厚生連、JA長野厚生連、広島県厚生農業協同組合連合会、全国土木建築国民健康保険組合、富士重工業健康保険組合、国分寺すずかけ心療クリニック、(医)静岡駅前歯科クリニック、(医)新宿レディースクリニック会
4．社会福祉施設	高齢者関係	(医)IMSグループ、(医)葵会、(医)暁、(医)秀行会、(医)シルヴァーサービス会、(医)常壽会、(医)平成会、(医)朔望会、(医)武蔵野会、(医)弘善会、(医)和風会、(医)全和会、(医)光生会、(医)みなみつくば会、(医)友志会、(特医)恵仁会、(一財)新田塚医療福祉センター、(一財)日本老人福祉財団、(公財)取手市健康福祉医療事業団、(公社)地域医療振興協会、(一社)三重県高齢者福祉協会、日本赤十字社、横浜市都築医療センター、ながおか医療生活協同組合、生活協同組合コープみらい、(福)奉優会、(福)恩賜財団東京都同胞援護会、(福)愛の会、(福)阿賀北総合福祉協会、(福)あそか会、(福)安心会、(福)あだちの里、(福)一誠会、(福)一石会、(福)ウエルガーデン、(福)うらら、(福)江戸川豊生会、(福)恵光会、(福)恵久会、(福)恵生福祉会、(福)恵仁福祉協会、(福)恵優会、(福)栄光会、(福)永寿荘、(福)大田幸陽会、(福)おおた福祉会、(福)岡山中央福祉会、(福)恩賜財団済生会、(福)恩賜財団愛知県同胞援護会、(福)カメリア会、(福)カリタスの園、(福)協和会、(福)共生会、(福)響会、(福)健恒会、(福)健修会、(福)健友会、(福)敬愛会、(福)敬寿会、(福)幸光福祉会、(福)幸充、(福)高嶺福祉会、(福)こうほうえん、(福)光風会、(福)湖成会、(福)小平晴風会、(福)サンフレンズ、(福)サンピア、(福)サンライフ、(福)賛育会、(福)至誠学舎立川、(福)至誠学舎東京、(福)静和会、(福)七日会、(福)慈政会、(福)清正会、(福)清峰会、(福)清和園、(福)生活クラブ、(福)聖風会、(福)聖隷福祉事業団、(福)征峯会、(福)正吉福祉会、(福)正寛会、(福)泉正会、(福)泉陽会、(福)善光会、(福)蒼樹会、(福)草加福祉会、(福)相模福祉村、(福)竹柿会、(福)橘風会、(福)多摩同胞会、(福)太田福祉記念会、(福)田村福祉会、(福)千歳会、(福)千葉県福祉援護会、(福)つばめ福祉会、(福)天祐会、(福)天竜厚生会、(福)東京弘済園、(福)東京聖労院、(福)東京蒼生会、(福)東京福祉会、(福)東京栄和会、(福)東京老人ホーム、(福)徳心会、(福)読売光と愛の事業団、(福)同愛会川崎事業部、(福)同和園、(福)戸田中央医科グループ、(福)長岡福祉協会、(福)長寿村、(福)ナザレ園、(福)にんじんの会、(福)二之沢真福会、(福)仁愛会、(福)仁生社、(福)はるび、(福)ハッピーネット、(福)ひすい福祉会、(福)ふれあいコープ、(福)福栄会、(福)福祉楽団、(福)フレスコ会、(福)府中えりじあ福祉会、(福)邦知会、(福)芳洋会、(福)蓬愛会、(福)松涛会、(福)マザアス、(福)馬島福祉会、(福)三篠会、(福)三徳会、(福)三育ライフ、(福)南東北福祉事業団、(福)南陽恵和会、(福)武

4. 社会福祉施設	高齢者関係	蔵野療園、(福)村上岩船福祉会、(福)元気寿会、(福)元気村、(福)悠々会、(福)悠遊、(福)浴風会、(福)横浜市福祉サービス協会、(福)横浜社会福祉協会、(福)横浜福祉サービス協会、(福)吉原福祉会、(福)ル・プリ、(福)黎明会、(福)六親会、(福)洛和福祉会、(福)緑風会、(福)老後を幸せにする会、(福)わとなーる、(福)若竹大寿会、(福)上越老人福祉協会、(福)上宮会、(福)章佑会、(福)修央会、(福)紫水会、(福)伸こう福祉会、(福)新生寿会、(福)新栄会、(福)心愛会、(福)欣彰会、(福)仁愛会、(福)清光会グループ、(福)晴山会、(福)青洲会、(福)誠信会、(福)白寿会、(福)白十字会、(福)池上長寿園、(福)育秀会、(福)杏樹苑、(福)桐仁会、(福)磐田厚生会、(福)浴風会、(福)桜井の里福祉会、(福)十字の園、(福)佐賀キリスト教事業団、(福)高岡市身体障害者福祉会、(福)常仁会、(福)大和会、(福)平成会、(福)ケアネット、(福)園盛会
	障害者関係	(福)翔の会、(福)滝乃川学園、(福)万葉の里、(福)久美愛園、(福)あだちの里、(福)あすはの会、(福)愛光、(福)愛隣会、(福)朝霞地区福祉会、(福)青い鳥、(福)イリアンソス、(福)嬉泉、(福)京都育成の会、(福)かたるべ会、(福)かすみ会、(福)かりがね福祉会、(福)川崎聖風福祉会、(福)川越にじの会、(福)甲山福祉センター、(福)雲柱社、(福)けやきの杜、(福)県央福祉会、(福)小諸学舎、(福)彩明会、(福)ささの会、(福)さざんかの会、(福)さざんか会、(福)すずらんの会、(福)すぎな会、(福)すぎのこ会、(福)すみなす会、(福)生活クラブ風の村、(福)征峯会、(福)清瀬わかば会、(福)清和会、(福)斉信会、(福)誠信会、(福)正夢の会、(福)巣立ち会、(福)台東つばさ福祉会、(福)多摩棕櫚亭協会、(福)茶の花福祉会、(福)天童会、(福)東京光の家、(福)東京都手をつなぐ育成会、(福)東京都知的障害者育成会、(福)同愛会、(福)トゥムヌイ福祉会、(福)徳心会、(福)戸田わかくさ会、(福)長岡福祉協会、(福)長野市社会事業協会、(福)長野りんどう会、(福)南風会、(福)南高愛隣会、(福)南東北福祉事業団、(福)日本肢体不自由児協会、(福)日本キリスト教奉仕団、(福)日本心身障害児協会、(福)ハッピーネット、(福)花水木の会、(福)原町成年寮、(福)ひかりの園、(福)福田会、(福)福祉楽団、(福)藤沢育成会、(福)富士旭出学園、(福)ふじの郷、(福)フラット、(福)フロンティア、(福)米沢栄光の里、(福)まちのひ、(福)まほろばの里、(福)まつど育成会、(福)まりも会、(福)みずき福祉会、(福)みのり福祉会、(福)みぬま福祉会、(福)むそう、(福)むさしの福祉会、(福)武蔵野、(福)武蔵野会、(福)武蔵野千川福祉会、(福)睦月会、(福)もくば会、(福)もみの木福祉会、(福)夢ふうせん、(福)やまと会、(福)ゆうゆう、(福)友愛学園、(福)勇成会、(福)横浜共生会、(福)横浜市社会事業協会、(福)横浜やまびこの里、(福)ル・プリ、(福)ロザリオの聖母会、(福)龍鳳、(福)黎明会、(福)太陽会、(福)鶴翔会、(福)友愛十字会、(福)鶴風会、(福)幸会、(福)大館圏域ふくし会、(福)試行会、(福)秀愛会、(福)杜の会、(福)萌の会、(福)至誠学舎立川、(福)光明会、(福)日野市民たんぽぽの会、(福)島田療育センター、(福)電機神奈川福祉センター、(福)共生会、(福)コロロ学舎、(福)パーソナル・アシスタンスとも、(福)一乗会、(福)翠浩会、(福)京都総合福祉協会、(福)はるにれの里、(福)豊芯会、(福)佐渡福祉会、(福)なゆた、(福)三篠会、(福)芳香会、(福)心聖会、(福)白根学園、(福)印旛福祉会、(福)東京援護協会、(福)全国重症心身障害児者を守る会、(福)不二の里森福祉会、(福)大田幸陽会、(福)北摂杉の子会、(福)じりつ、(福)春陽会、(福)けやきの郷、(福)あけぼの福祉会、(福)東京コロニー、(福)金木星の会、(福)文京槐の会、(福)福智の里鷹取学園、(福)この街福祉会、(福)章佑会、(福)共生社あじさい学園、(福)皆成会、(福)あゆみの家、(福)前橋あそか会、(福)佑啓会、(福)品川総合福祉センター、(福)いたるセンター、(福)山形県コロニー協会、(福)JHC板橋会、(福)昴、(福)おいてけ堀協会、(福)輝望会、

4. 社会福祉施設	障害者関係	(福)恵和、(福)埼玉聴覚障害者福祉会、(福)足柄緑の会、(福)おおぞら、(福)聴力障害者情報文化センター、(福)育桜福祉会、(福)ぱれっとの会、(福)埼玉福祉事業協会、(福)相思会、(福)伊勢亀鈴会、(福)恩賜財団東京都同胞援護会、(福)湘南の凪、(福)あしつき、(福)光友会、(福)大泉旭出学園、(福)親愛会、(福)さくら園、(福)富山市桜谷福祉会、(福)京都ライトハウス、(福)赤城会、(福)筑峯学園、(福)湧翠会、(福)にじの会、(福)あいのわ福祉会、(福)志友会、(福)中野あいいく会、(福)未来・ねりま、(福)ハルモニア、(福)京都聴覚言語障害者福祉協会、(福)豊橋市福祉事業会、(福)からしだね、(福)たすけあい ゆい、(福)風と虹、(福)三鷹ひまわり会、日本社会事業大学付属子ども学園、(社)横浜国際・医療・総合教育学院、(独)国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、新潟県中越福祉事務組合、(公財)鉄道弘済会、(公財)東京YWCA、(公財)横浜市知的障害者育成会、(一財)多摩緑成会、(一社)ヴィータ、(一社)福祉心話会、就労移行支援事業所ジョブサ品川区
	児童関係	(福)あかつき寮、(福)あすみ福祉会、(福)からしだね、(福)こうほうえん、(福)さがみ愛育会、(福)さやまが丘保育の会、(福)とちの実会、(福)どろんこ会、(福)なごみ福祉会、(福)のぞみの家、(福)のゆり会、(福)みおつくし福祉会、(福)みのり会、(福)みんなでいきる、(福)むつみ会、やさか寮、(福)ゆうゆう、(福)わかくさ会、(福)わかみや福祉会、(福)わらしこの会、(福)エス・オー・エスこどもの村、(福)カリタスの園、(福)クリストロア会、(福)セント・ジョセフ会、(特非)タンポポ保育園、(株)チャイルドビジョン、(福)ハッピーネット、(福)バオバブ保育の会、(福)マハヤナ学園、(福)一粒会、(福)三篠会、(福)上宮会、(福)中心会、(福)二葉保育園、(福)光の子どもの家、(公財)児童育成協会、(福)六踏園、(福)共愛会、(福)共生会、(福)共育会、(福)厚生福祉会、(福)厚生館福祉会、(福)友愛学園、(福)友興会、(福)同仁会、(福)同仁学院、(福)同胞援護婦人連盟、(福)和枝福祉会、(福)和泉福祉会、(福)唐池学園、(福)基督教児童福祉会、(福)多摩同胞会、(福)多摩福祉会、(福)大洋社、(福)天使園、(福)嬉泉、(福)子供の家、(福)富士見会、(福)富山市桜谷福祉会、(福)尾道さつき会、(福)山梨樫の会、(福)山梨立正光生園、(福)恩賜財団東京都同胞援護会、(福)恩賜財団済生会、(福)愛の泉、(福)愛和福祉会、(福)愛誠会、(福)慈生会、(福)房総双葉学園、(福)扶助者聖母会、(福)救世軍社会事業団、日本社会事業大学付属子ども学園、(福)旭児童ホーム、(福)春光学園、(福)晴翔会、(財)東京YWCA、(福)東京サレジオ学園、(福)東京児童協会、(福)東京家庭学校、(福)東京恵明学園、(福)東京聖労院、(福)東京育成園、(福)松柏児童園、(福)松葉の園、(福)柏松会、(福)梅光会、(福)梅花福祉会、(福)横浜博萌会、(福)横浜婦人クラブ愛児園、(福)檸檬会、(福)永寿荘、(福)永春会、(福)江北会、(福)法延会、(福)清朗会、(福)清澄、清瀬市児童センター「ころぽっくる」、(福)生活クラブ、(公財)生長の家社会事業団、(福)県央福祉会、(福)福光会、(福)福島愛育園、(福)福田会、(福)福音寮、(福)種の会、(福)聖オディリアホーム、(福)聖友ホーム、(福)聖母会、自立援助ホーム大樹、(福)至誠学舎立川、(福)興善会、(福)誠信会、(福)調布白雲福祉会、(福)長須賀保育園、(福)雀幸園、(福)雲柱社、青い鳥保育園、(福)青少年福祉センター、(福)養徳園、(福)鳥取こども学園、(福)鳳雄会、(福)麦の子会、(福)黄河会
	その他	いこいの里,(福)愛の家,(福)恩賜財団東京都同胞援護会,(福)河田母子厚生会,(福)救世軍社会事業団,(福)厚生館,(福)新栄会,(福)千葉ベタニヤホーム,更生保護法人紫翠苑,更生保護法人真哉会,更生保護法人千葉県帰性会,(福)大洋社,(福)礼拝会,(福)黎明会,(福)やまて福祉会

5. 福祉関連企業	高齢者関係	アースサポート(株)、(有)アオキトゥーワン、(株)アライブメディケア、(株)アズパートナーズ、(株)ASCare、アビリティーズケアネット(株)、(株)イー・ケア、(株)イーライフグループ、(株)イノベイションオブメディカルサービス、(株)いきいきらいふ、(株)インターネットインフィニティー、インフィック(株)、(株)ウェルネス・フロンティア、(株)ウィズネット、(株)オン・ザ・プラネット、(株)ベストケア・パートナーズ、(株)ベストライフ、(株)ベネッセスタイルケア、(株)ケア21、ケアサポート(株)、(株)ケアメイト、(株)ケアリッツ・アンド・パートナーズ、(株)クラーチ、(株)クオリティ・オブ・ライフケアサービス、(有)キトー、(株)CUCホスピス、(株)でぃぐにてぃ、(株)ドットライン、エフビー介護サービス(株)、(株)グッドタイムリビング、グリーンライフ(株)、(株)学研ココファン、(株)我喜大笑、佐々木ケアサービス(株)、(株)HITOWAヘルスケア、(株)ハートウェル、(株)長谷工シニアウェルデザイン、ホームネット(株)、(株)木下の介護、(株)工藤建設、(株)舞浜倶楽部、(株)シノケンウェルネス、(株)シルバーとっぷ、(株)シンビオシス、(株)社会福祉総合研究所、(株)スペースケア、セントスタッフ (株)、セントケア・ホールディング(株)、(株)ソラスト、(株)ツクイ、(株)トラストガーデン、東京海上日動ベターライフサービス(株)、東急ウェルネス(株)、(株)ニチイケアパレス、(株)ニチイ学館、(株)日本介護センター、(株)日本ケアサプライ、(株)パナソニックエイジフリー、(株)パナソニック電工エイジフリーサービス、(株)パラマウントケアサービス、ビーサイドユー (株)、フランスベッド (株)、ミアヘルサ(株)、メディカル・ケア・サービス(株)、(株)メディカル・コンシェルジュ、(株)ヤマシタ、(株)やさしい手、(株)ユニバース、(株)ラ・ヴィータ、(株)リエイ、(株)リボーン、(株)ルピナスケア、(株)ルミナス、(有)クオリティ・オブ・ライフケアサービス、(有)太陽、(有)もちづき、(株)若武者ケア、(株)三英堂商事、(株)ヴェルペンファルマ、(株)しあわせ介護、(株)イーライフグループ、(株)花
	障害者関係	(株)BCS、KAAKIRO福祉(株)、(株)LITALICO、(株)Melk、TOKUZOジュニアこなか、アスイコ(合)、(株)アピスライフケア、(株)アルカ、(株)アルカ・シュリット、(株)インソース、(株)エルチェ、(有)エスイーエー、(株)オーカ、(合)ガッツソウルカンパニー、ギフトボックス(株)、(株)げんきだま、(株)ココルポート、(株)コロロ発達療育センター、(株)ゐートライン、(株)ゼネラルパートナーズ、(株)ソレイユ、(株)綜合キャリアトラスト、(株)チャレンジドジャパン、第一生命チャレンジド (株)、(株)デザインマインドカンパニー、(株)でぃぐにてぃ、(株)ドリームビレッジホールディングス、(株)にこにこ、日野ハーモニー(株)、(有)環七、ハッピーライフケア(株)、ビーサイドユー (株)、(株)マルク、マリリンマネジメント (株)、ミサワリフォーム(株)、(株)ミライロ、(株)ゆたかカレッジ、ユースタイルラボラトリー(株)、(株)ワンビシアーカイブス、青少年児童療育支援協会(株)
	児童関係	(株) AIAI Child Care、(株) CLOVER、HITOWAキッズライフ (株)、HLS (株)、KCJ GROUP (株)、(株) I企画、(株) LITALICO、(株) Smile Project、(株)WITH、アース・キッズ(株)、(有)アーネスト、(株)エルチェ、(株)学研ココファン・ナーサリー、(株)グローバルキッズ、(株)コティ、(株)こどもの森、(株)コペル、(株)サクセスアカデミー、(株)小学館集英社プロダクション、(株)東急キッズベースキャンプ、デジタルディフェンス(有)、(株)ネス・コーポレーション、(株)日本デイケアセンター、(株)日本保育サービス、(株)パル・オネスト、ピジョンハーツ(株)、ファニーワーク、(株)フクシア、(株)プロケア、(株)ベネッセスタイルケア、(株)メディカルアーツ、(株)モード・プランニング・ジャパン、有信アクロス(株)、(有)藤永、山手学院、ライクアカデミー(株)、ライフサポート(株)

5. 福祉関連企業	その他	アビリティーズ・ケアネット(株)、(株)WELKS、(株)かくの木、(株)カナミックネットワーク、キングラン(株)、(株)高齢社、(株)シルバーウッド、ジェイメディカル(株)、(株)ソラスト、(株)トーカイ、(株)東海医療器械、東京海上日動メディカルサービス(株)、トヨタカローラさいたま(株)、デンタルサポート(株)、日本ライフライン(株)、(株)ハートウェル、(有)パムック、(有)フィールドプロテクト、フランスベッド(株)、(株)フロンティア、光田屋(株)、(株)メディカル・コンシェルジュ、(株)八神製作所、(株)ヤマシタ、ワタキューセイモア(株)
6. 教育研究機関	高校福祉科教員	大川学園高等学校、桜華女学院高等学校、学校法人旭出学園、学校法人三島学園三島高等学校、神奈川県教育委員会、神奈川県立横須賀明光高等学校、神奈川県立藤沢総合高等学校、川崎市立川崎高等学校、香川県教育委員会、埼玉県教育委員会、埼玉県立誠和福祉高等学校、静岡県教育委員会、静岡県立富士宮東高等学校、千葉県教育委員会、千葉県立船橋豊富高等学校、筑波大学附属坂戸高等学校、東京都教育委員会、東京都立大泉桜高等学校、栃木県立宇都宮青葉高等学園、長野県塩尻志學館高等学校、白鵬女子高等学校、前橋市教育委員会、水戸女子高等学校、焼津高等学校、留寿都村教育委員会
	特別支援	学校法人旭出学園、茨城県教育委員会、神奈川県教育委員会、川崎市教育委員会、京都府教育委員会、埼玉県教育委員会、杉並区教育委員会、(福)聖坂学園、千葉県教育委員会、千葉市教育委員会、栃木県教育委員会、新潟県教育委員会、広島県教育委員会、前橋市教育委員会、横浜市教育委員会
	その他	足立区教育委員会、宇都宮市教育委員会、学校法人三幸学園、学校法人東邦大学、学校法人明照学園樹徳中学校、葛飾区立双葉中学校、気仙沼市教育委員会、小平市教育委員会、埼玉県立大宮ろう特別支援学校、杉並区教育委員会、杉並区立済美教育センター、独立行政法人日本学生支援機構、練馬区教育委員会、福島県教育委員会、横浜市教育委員会、りんかいセミナー神奈川
7. 一般企業 等		アサヒビール(株)、アエラスグループ、アフラック生命保険(株)、(株)アドバンテッジリスクマネジメント、(株)アーバンセキュリティ、(株)アズノゥアズ、(株)アクタ、旭ハウジング(株)、旭ボーリング(株)、旭化成ホームズ(株)、青山コーポレーション(株)、青木信用金庫、浅草神社、イオンエンターテイメント(株)、(株)いなげや、ウィルオブ・コンストラクション(株)、(株)ウィルグループ、ウィルホールディングス、(株)ウィナライトジャパン、宇都宮農業協同組合、エームサービス(株)、(株)エイチ・アイ・エス、(株)エイト・エッグ、(株)エービーシーマート、(株)エーライツ、エコール・クリオロ(株)、エスビー食品(株)、(株)エヌリンクス、(株)エフエム、オープンリソース(株)、オーケー(株)、(株)オールフロンティア、(株)オリエンタルランド、(株)オンデーズ、花王グループカスタマーマーケティング(株)、(株)キープ、(株)紀伊國屋書店、(株)キャリアコンサルティング、(株)キャン、キリスト者学生会、(株)グリーンロード、(株)クリエイトエス・ディー、栗原市地域おこし協力隊、(株)KSK、コーセー化粧品販売(株)、(株)コシダテック、(株)コスモス薬品、(株)コヤマドライビングスクール、サイゼリヤ(株)、(株)サカイ引越センター、(株)さくらコミュニケーション、(株)サンライズ、(株)ジェイック、(株)シークレットベースエンタテインメント、(株)シンクアクト、(株)しまむら、住友生命保険相互会社、住友林業(株)、(株)ストライプインターナショナル、(株)スワロースポーツ、(株)スマイルハートライフ、(株)セントメディア、セントラルスポーツ(株)、(株)

7.一般企業 等	綜合キャリアオプション、ソフトバンク(株)、(株)大和証券グループ本社、大和証券(株)、大和ハウス工業(株)、太陽日酸(株)、(株)ダスキンほづみ、(株)タカサ、タキナミネクスト(株)、多摩信用金庫、タリーズコーヒージャパン（株)、大学生協事業連合、(株)テンポスホールディングス、テクバン(株)、東栄信用金庫、東京あおば農業協同組合、東京ビルディング（株)、東天紅（株)、東洋ビジネスシステムサービス(株)、トヨタ西東京カローラ(株)、(株)ドラッグストアモリ、トリニティ・テクノロジー(株)、(株)ニットク、日本電気(株)、日本郵便(株)、日本郵政(株)、日本生命保険相互会社、日鉄ソリューションズ（株)、ネットワールド、(株)パル、パーソルキャリア(株)、ハートフル･サービス(株)、(株)バイク王&カンパニー、パナソニック(株)エコソリューションズ社、ヒューマックスシネマ、ヒューマンメディカルケア(株)、(株)ビームス、(株)ビッグモーター、フィロソフィア柏尾教室、(株)フーレイ、(株)フルスピード、(株)フルヤ金属、(株)ベルク、ホーチキ(株)、北都ハウス工業(株)、(株)マーキュリー、(株)マイナビ、(株)ミノア、(株)ミニテック、(株)メガ、(株)メディアプラス、(株)メディセオ、(株)杢目金屋、ヤフー（株)、ヤマト運輸（株)、山万（株)、ユニオンソーシャルシステム(株)、(株)良品計画、(株)リヴトラスト、(株)リッチロード、(株)リビングライフ、ROXX(株)、(株)ワークスアプリケーションズ
8．進学	アミューズメントメディア総合学院、エグモント・フォルケホイスコーレ、Gallaudet University、ヒューマンアカデミー熊本校、國學院大學、関西学院大学大学院、群馬大学大学院、国立障害者リハビリテーションセンター学院、国際医療福祉大学大学院、国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所、呉竹医療専門学校、吉本総合芸術学院、淑徳大学、昭和大学医学部附属看護専門学校、職業能力開発総合大学校、聖書宣教会、筑波大学大学院、千葉大学大学院教育学研究科、東京学芸大学、東京外国語大学大学院研究生、東京国際大学大学院臨床心理学専攻、東京理科大学、東京都立大学大学院、東京福祉大学教育学部教育学科、東洋大学大学院、茅ヶ崎リハビリテーション専門学校、多摩リハビリテーション学院、東京都立北多摩看護専門学校、八王子市立看護専門学校、水戸メディカルカレッジ、日本社会事業大学大学院、日本社会事業大学通信教育科、日本社会事業大学専門職大学院、日本女子大学大学院人間社会学専攻、日本女子大学通信課程、日本福祉大学、日本福祉教育専門学校、明星大学、明星大学通信課程、武蔵野大学大学院、明治学院大学大学院、横浜国立大学大学院国際社会科学府、立教大学大学院、早稲田大学、早稲田大学大学院、大分大学大学院、上越教育大学大学院、山口県立大学、兵庫県立大学大学院、佛教大学大学院、法政大学大学院、ルーテル学院大学大学院

※2006(平成18)年度～2025(令和7)年度にわたる過去20年間分を掲載している。
※名称が変更されている場合がある。

⑶　大学院社会福祉学研究科博士前期課程修了生進路状況　（単位：人）

年度	修了生数	就職希望者数	福祉関連分野								一般企業	総就職等決定者数	未就職者	進学	家庭等非就職希望者数
			公務員関係	福祉関係団体	医療機関	社会福祉施設	福祉関連企業	教育研究機関	起業等	福祉分野等計					
2016(平成28)年度	7	6	0	1(1)	0	2	0	3	0	6	0	6	0	1	0
2017(平成29)年度	5	2	0	0	0	0	0	2	0	2	0	2	0	3	0
2018(平成30)年度	8	8	0	1	0	1	1	1	0	4	1	5	3	0	0
2019(令和元)年度	8	7	2(1)	0	0	0	0	3(3)	0	5	1	6	1	1	0
2020(令和２)年度	8	6	1	1(1)	1	2(1)	0	0	0	5	0	5	1	1	1
2021(令和３)年度	2	2	1(1)	0	1(1)	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0
2022(令和４)年度	1	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0
2023(令和５)年度	4	3	1(1)	0	0	0	1	1	0	3	0	3	0	1	0
2024(令和６)年度	5	4	1(1)	2(1)	0	0	0	1	0	4	0	4	0	1	0
2025(令和７)年度	7	3	0	0	0	0	1(1)	1	0	2	0	2	1	3	1
年　平　均	6	4	1	1	0	1	0	1	0	3	0	4	1	1	0

※(　) は前職復帰者数（内数）

⑷　大学院社会福祉学研究科博士後期課程修了生進路状況　　（単位：人）

年度	修了生数	就職希望者数	福祉関連分野								一般企業	総就職等決定者数	未就職者	進学	家庭等非就職希望者数
			公務員関係	福祉関係団体	医療機関	社会福祉施設	福祉関連企業	教育研究機関	起業等	福祉分野等計					
2016(平成28)年度	3	3	0	0	0	0	1	2(2)	0	3	0	3	0	0	0
2017(平成29)年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2018(平成30)年度	2	2	0	0	0	0	0	2(1)	0	2	0	2	0	0	0
2019(令和元)年度	4	4	0	0	0	0	0	4(3)	0	4	0	4	0	0	0
2020(令和２)年度	7	7	0	1(1)	0	0	0	6(4)	0	7	0	7	0	0	0
2021(令和３)年度	4	4	0	0	0	0	0	4(3)	0	4	0	4	0	0	0
2022(令和４)年度	1	1	0	0	0	0	0	1(1)	0	1	0	1	0	0	0
2023(令和５)年度	3	3	0	0	0	1(1)	0	2	0	3	0	3	0	0	0
2024(令和６)年度	1	1	0	0	0	1(1)	0	0	0	1	0	1	0	0	0
2025(令和７)年度	3	3	0	0	0	1(1)	0	2(1)	0	0	0	3	0	0	0
年　平　均	3	3	0	0	0	0	0	2	0	3	0	3	0	0	0

※(　) は前職復帰者数（内数）
※学位規程第４条による申請者分を含む。

⑸　大学院福祉マネジメント研究科修了生進路状況　（単位：人）

年度	修了生数	就職希望者数	福祉関連分野								一般企業	総就職等決定者数	未就職者	進学	家庭等非就職希望者数
			公務員関係	福祉関係団体	医療機関	社会福祉施設	福祉関連企業	教育研究機関	起業等	福祉分野等計					
2016(平成28)年度	42	42	4(3)	9(8)	2(2)	17(13)	1(1)	4(3)	0	37	1	38	4	0	0
2017(平成29)年度	51	51	10(9)	12(12)	3(3)	20(18)	4(4)	1	0	50	1(1)	51	0	0	0
2018(平成30)年度	38	38	5(3)	3(2)	2(1)	18(16)	1	3(1)	0	32	1(1)	33	5	0	0
2019(令和元)年度	47	45	3(2)	8(7)	2(2)	22(21)	5(5)	3(2)	0	43	2(1)	45	0	1	1
2020(令和２)年度	32	32	6(5)	4(2)	4(4)	10(8)	3(2)	1(1)	1	29	0	29	3	0	0
2021(令和３)年度	40	40	8(6)	11(11)	5(5)	6(6)	7(7)	1(1)	0	38	1(1)	39	1	0	0
2022(令和４)年度	44	44	10(9)	4(4)	4(4)	15(14)	4(4)	4(4)	0	41	2(1)	43	1	0	0
2023(令和５)年度	49	49	9(7)	7(4)	4(4)	14(14)	7(7)	6(3)	0	47	0	47	2	0	0
2024(令和６)年度	33	31	9(8)	4(3)	5(5)	7(6)	2(2)	1(1)	0	28	2(1)	30	1	1	1
2025(令和７)年度	32	32	7(7)	6(4)	7(6)	2(2)	7(5)	0	0	29	0	29	3	0	0
年　平　均	41	40	7	7	4	13	4	2	0	37	1	38	2	0	0

※(　) は前職復帰者数（内数）

8　学位論文題目一覧

⑴　修士論文題目

修了年度	題目
1990	配偶者との別離後の生活問題の研究　―老人福祉政策とのかかわりを中心として―
1990	老人福祉法の成立過程　―政策決定過程分析を中心として―
1990	地域におけるソーシャルサポートネットワークの構築に関する研究 ―静岡市における保健・医療・福祉の実態を中心にして―
1990	家族に対応する社会福祉援助方法の体系化に関する一考察
1990	社会福祉協議会における地域福祉計画論の再構築
1990	地域高齢者住宅計画における住宅整備計画の基礎的研究
1990	高齢者の日常生活能力に関する研究
1990	重度障害者の成人施設における生活指導員の志向とその形成要因
1991	ホームヘルプサービスのあり方と今後の展開について
1991	社会福祉実践基盤の原理研究　―システム変容の観点から―
1991	地域福祉と社会教育　―在宅福祉サービスの推進と公民館活動の位置と役割―
1991	行政非関与型非営利事業　―タイムストック・システムによるヒューマン・リソース開発―
1991	強度行動障害に関する実践的研究　―自閉症の常同行動・こだわり行動に焦点を当てて―
1991	ソーシャルワークアセスメントの構造と機能
1991	社会福祉施設による社会福祉援助に関する一研究　―発達障害児援助を中心に―
1991	自閉症児への発達援助に関する一研究
1991	「多問題家族」に対応する援助システムの体系化
1991	MSWの専門性について一考察　―生態学的視点を導入して―
1991	地域を基盤とした精神薄弱者援助に関する考察　―援助モデル策定の試論―
1991	社会福祉協議会経営における重層的住民参加構造に関する考察
1991	社会福祉における新しいサービス供給システムの政策的位置づけに関する一考察 ―福祉公社を中心として―
1992	生涯発達を基調とする社会福祉施設処遇の展開に関する研究 ―身体障害者療護施設を中心として―
1992	高齢障害者の在宅ケアニーズ評価方法の検討　―訪問看護の事例を素材にして―
1992	視覚障害者（児）をもつ家族への福祉援助に関する考察
1992	要介護高齢者に対する在宅サービスの整備目標水準設定の視点と枠組み ―特別養護老人ホームのサービスとの対比を通して―
1992	地域医療における医療ソーシャルワークの役割と課題
1992	高齢者の社会的ニードとクオリティ・オブ・ライフに関する一研究
1992	家族政策の視点からみた育児休業法
1992	高齢癌患者のホスピスケアにおける医療・福祉のあり方に関する研究
1992	高齢者の死ぬ過程における自己決定権阻害状況を巡る社会福祉実践上の課題の一研究
1992	地域における在宅福祉サービスのマネジメント　～情報管理システムの構築～
1992	肢体不自由児をもつ家族への在宅福祉援助の検討
1992	母子福祉をめぐる制度・施策に関する研究　～母子家庭への自立援助の在り方について～
1992	発達障害者への援助に関する研究　……心理学的視点から……
1992	中国高齢化社会と社会福祉政策
1992	痴呆の初期評価の試み　～記憶障害‘もの忘れ’を中心として～

1992	ホームヘルプ制度の法的問題研究
1993	地域食事サービス活性化の方向と新しい供給システム開発の研究 ―企業参加型福祉のパラダイム―
1993	精神障害者社会生活評価尺度の開発　―その信頼性および妥当性の検討
1993	高齢者の生きがい研究　―老人福祉施策とのかかわりを中心として―
1993	社会福祉法人の位置とあり方に関する研究　―市町村地域福祉時代に於ける社会福祉協議会―
1993	精神薄弱者の高齢化と処遇
1993	老人ホーム利用者の自己実現について
1993	ケアの原形論・序説　―イギリスにおける“近代ケア論”の生成過程とその理念―
1993	社会福祉措置制度における「費用徴収」に関する一考察
1993	社会福祉施設の地域経済効果
1993	地域福祉計画における住民参加の意義について
1993	高齢社会における企業の社会貢献活動に関する考察　～企業ボランティア活動を中心に～
1993	日本におけるケースマネジメント展開のあり方に関する一考察 ―在宅高齢者を対象としたケースマネジメントの現状と今後―
1993	『地域を基盤とした福祉教育・学習の展開と方法に関する考察』
1993	精神薄弱福祉施策の展開に関する一考察
1993	精神障害者の自己評価尺度に関する研究　―自記式「ひあたり」尺度の作成と検討―
1993	『コンサルテーション　―その理論と相談援助の実際―』
1993	障害児の養育環境からみた保健及び福祉支援に関する研究
1993	韓国における高齢精神遅滞者福祉支援システムに関する研究
1993	登校拒否（不登校）児への心理・社会的支援アプローチの研究 民間支援塾「タメ塾」での取り組みを通して
1994	ホームヘルプニーズの内容と公的制度の対応のあり方
1994	福祉事務所における生活保護法現業員の業務に関する志向性および相談援助に対する態度に関する研究
1994	障害児者施設における社会福祉専門職の現状と課題 ―専門性に関する他の専門職との比較調査を中心として―
1994	包括的地域ケアサポートシステムの構築に関する研究 ―フォーマル／インフォーマルサービスの統合の視点から―
1994	高等学校における社会福祉専門教育の在り方に関する一考察
1994	老人ホームの寮母の研修
1994	子ども・家庭の自立生活支援に関する研究　―地域福祉の視点から―
1994	我が国社会福祉におけるボランタリー・ボディーのあり方とその育成に関する研究
1995	養護施設におけるスタッフスーパービジョンの展開　―処遇困難とバーンアウトをめぐって―
1995	契約型高齢者（福祉）施設の経営に関する序論的一考察
1995	福祉の面接援助記録法の開発に関する研究　―家族援助を中心に―
1995	これからの精神障害者雇用施策に関する研究　―小規模事業所の事例を通して―
1995	コミュニティ・ワークにおける当事者の組織化と支援に関する意義と技法
1995	広汎性発達障害を有する者の就労における困難　―障害構造論の視点から―
1995	過疎地域活性に向けての地域福祉展開に関する考察
1995	外国人労働者の医療福祉問題　―横浜港町診療所のカルテからみた実態―
1995	フランス「要援護高齢者手当」政策研究　―アクション・ソシアルと多元的財政―
1995	特別養護老人ホームにおけるグループワーク　―「調理」の試みと効果―

1995	精神保健福祉コミュニティワーク論
1995	地域福祉の主体形成と福祉教育に関する研究　～その実践の視点と方法を探る～
1995	日本における要援護高齢者のケアマネジメントに関する考察
1995	特別養護老人ホーム入所と適応に関する研究
1995	高齢者の生きがいづくり支援とシステムに関する研究
1995	血液疾患で子どもを亡くした両親の遺品の扱いに関する研究
1995	癌ターミナル期家族の生活変化と認知・対処に関する研究
1995	AIDS患者・HIV感染者の抱える問題の現状と援助の課題に関する考察
1995	社会福祉施設を運営する社会福祉法人のあり方に関する研究
1995	自立と参加のまちづくりにおける障害者団体の位置と役割
1995	地域の子ども家庭支援センターとしての新たな養護施設モデル開発
1996	意思能力障害者の権利擁護　―成年後見制度に関する一考察―
1996	自閉症児・者の現実構成と援助　―援助観の「ズレ」と「共有」に注目して―
1996	東京都における痴呆性老人特別介護棟の意義と役割
1996	地域福祉実践における「組織化」論に関する一考察
1996	震災とソーシャルワーク　―高齢者ソーシャルワークの条件と課題―
1996	地方改良運動をめぐる考察　―明治末期における社会政策と地域実践―
1996	高齢社会における在宅福祉サービスシステムの構築に関する一考察　―住環境課題を中心に―
1996	障害をもつ高齢者のQOLの向上をめざして　―盲老人ホームの利用者の実態調査から―
1996	施設利用高齢者の日常生活を改善する要因に関する研究
1996	デイ・サービス場面における痴呆性老人の行動分析と客観的効果について
1996	学校における福祉教育の内容と価値に関する一試論
1996	養護施設入所措置過程における児童票の研究　―家族の診断と記録法―
1996	在住外国人ソーシャルサポートシステムの現状と課題
1996	地域福祉推進における老人ホームの役割と機能に関する研究
1996	乳幼児のいる家庭への育児支援システムのあり方について ～「子どもの最善の利益を考える」という視点からの考察～
1996	共生社会における在日外国人ボランティアの組織化の課題
1996	施設援助における「家族意識」に関する研究　―援助関係における「たおやかさ」と「かたくなさ」―
1997	障害者職業カウンセラーの専門性と意識に関する研究 ―わが国における職業リハビリテーション専門職の発展をめざして―
1997	ケアマネジメントシステムにおけるモニタリング機能の構築 ―要介護者の継続的支援とシステムのレベルアップに向けて―
1997	要介護高齢者の在宅ケアシステム構築に関する一考察 ―都老研方式による在宅サービス・ニーズ把握の試み―
1997	痴呆症状をもつ高齢者と介護する家族への援助について
1997	地域福祉実践主体形成を目的とする地域福祉活動計画策定方法のあり方
1997	家族政策における家族（児童）手当の位置づけ　―人口問題の視点から―
1997	高齢者施設とケアワーク　―歴史的展開を中心として―
1997	援助における「共感」に関する研究　―事例研究を通じて―
1997	コミュニティ・ソーシャルワークの展開に関する一考察　～ホームヘルプ・アプローチの視点から～
1997	日・韓障害者福祉政策の形成過程の比較研究 ―身体障害者福祉法と障碍人福祉法の成立過程の要因比較を中心に―

1997	地域福祉の実践主体の形成に関する一考察
1997	子ども家庭支援における地域福祉の視点　―1998年児童福祉法等一部改正からみる課題―
1997	社会福祉援助技術の危機と展望　―精神医学ソーシャルワーカーの立場から―
1997	社会福祉情報システムの失敗―事例研究アプローチ
1997	在宅福祉サービス推進上における住空間の課題
1998	市区町村における福祉計画策定過程への地域住民の参加手法に関する一考察
1998	施設内虐待に至る援助者の心理過程に関する研究　～発達障害施設を中心に～
1998	社会福祉法制における「自立」概念の変遷と「自立」生活支援のあり方に関する考察 ―個人の尊重にもとづく「自立」をめざして―
1998	社会福祉のなかのジェンダー　～ライフヒストリーからの構築～
1998	在宅福祉における、高齢者のための小規模共同住宅の提案 ―高齢者生活福祉センターにおける調査を通して―
1998	精神障害者の自立生活支援に関する実証的研究
1998	大学における聴覚障害学生サポートシステムに関する研究 ―普通学校出身者の情報保障を左右する諸要因および主体性の獲得過程―
1998	在宅サービスを中心とした地域福祉実践の方法に関する一考察 ―コミュニティ・ソーシャルワークの展開に向けて―
1998	介護福祉士養成課程における「社会福祉援助技術演習」の開講実態と展望 ―実態調査の結果を中心として―
1998	高齢者施設ケアを高めるための施設職員の専門性　～職員集団における主体性と感性～
1998	特別養子縁組における産みの母親へのソーシャルワーク実践　―環の会の活動を中心として―
1998	精神障害者職業リハビリテーション過程における援助視点に対する一考察
1998	在宅福祉サービスにおけるデイサービスの位置と可能性に関する考察 ―コミュニティ・ソーシャルワークの視点から―
1998	介護福祉実践者に求められる資質と自己教育力の形成に関する研究
1999	入居型児童施設の段階的モデルに関する研究　―児童養護施設分園型グループホームを中心として―
1999	発展途上国の社会開発における住民参加の展開に関する研究
1999	看護学生における障害理解の明確化に関する研究
1999	福祉コミュニティの形成における主体形成の必要性と課題
1999	高齢者の死にゆく過程をととのえる終末期ケアの視点
1999	知的障害者授産施設と授産事業
1999	高齢者保健福祉行政の計画化と広域化に関する研究 ―介護保険制度の形成過程の分析を中心として―
1999	社会福祉実践におけるケアワークの展開に関する一考察 ―高齢者分野のホームヘルプ実践における統合的援助を中心とした検討―
1999	地域を基盤としたソーシャルワーク実践の方法に関する研究
1999	精神障害者地域生活支援の現状と課題　―精神障害者地域生活支援センターの機能と社会的役割―
1999	援助技術としてのグループワークに関する研究　―援助者の感情的反応を中心とした再検討―
1999	社会福祉士の展望
1999	日本のホームヘルプサービスの特質と今後の方向性についての一考察
1999	福祉サービスの普遍化における福祉コミュニティ作り
1999	知的障害者更生施設におけるノーマライゼーションに向けた取り組みの現状と課題
1999	知的障害者の地域自立生活支援に関する研究　―知的障害者通勤寮を中心に―
1999	日本の「市民」形成におけるコミュニティ・ボランティアの位置と役割に関する考察

2000	第二次市町村老人保健福祉計画策定に関する考察　～介護保険事業計画との関連を中心に～
2000	地域福祉におけるケアマネジメントシステム ～ケアマネジメントシステムを基盤とした地域福祉計画の策定に関する考察～
2000	『障害者自立生活支援とトータルケアシステム』　―社会福祉施設の位置と役割―
2000	開発型福祉への実現可能性に関する研究　～住民主体活動の新たな展開を探る～
2000	知的障害者の日常生活支援に関する研究 ―グループホーム・生活ホームの世話人の『支援の困難さ』の構造に関する考察―
2000	福祉教育実践としての体験学習ワークキャンプの展開方法に関する考察 ―学習援助者の役割の明確化を中心に―
2000	在宅福祉におけるインフォーマルケアの展開のあり方に関する考察
2000	「障害者の地域自立生活支援における学習、文化・スポーツ活動の位置」
2000	在住外国人に対するソーシャルワーク実践と生活支援のあり方に関する研究 ～外国人相談センターにみる支援活動を中心に～
2000	精神障害者地域生活支援への国際障害分類改訂案の活用に関する研究
2000	民間団体における虐待をする親へのソーシャルワーク実践に関する研究 ―子どもの虐待防止センターの実践を中心に―
2000	ボランティア活動支援のあり方と方法に関する研究 ―ボランティアセンターの社会的位置と機能の検討―
2000	生活における困難と社会福祉サービス　―膠原系難病患者の生活調査より―
2000	児童養護施設における子どもの権利擁護サービスに関する研究 ―神奈川県の事例にみるシステムアドボカシーのための事実認定調査を中心に―
2000	精神障害者家族会への専門職支援　―埼玉県内の事例を通して―
2000	痴呆性高齢者に関する施設ケアのあり方　―グループホームケア及びユニットケアを中心に―
2000	介護保険制度の政策形成過程における一考察
2000	在宅福祉サービスシステム構築に関する一考察 ―多職種によるチームケアとソーシャルワークの位置づけ―
2000	コミュニティ・ソーシャルワークの視点と課題に関する考察 ～日本とイギリスにおける研究と実践を通して～
2000	ボランタリー団体の育成における民間財源の役割に関する一考察　―共同募金を中心に―
2000	医療管理を必要とする在宅生活者のQOLを保障するケアシステムに関する一考察 ～ケアの連携を中心に～
2001	障害児のQOLを支える援助に関する一考察 ―進行性筋ジストロフィー症児への援助実践および出生前遺伝子診断をめぐる考察―
2001	施設環境配慮および職員の関わりが痴呆性高齢者の表出行動に及ぼす影響
2001	福祉サービスにおける不満発生メカニズムに関する研究
2001	地域における一人暮らし痴呆性高齢者の支援のあり方に関する研究 ～援助職が痴呆性高齢者と“かかわる”過程の分析～
2001	女性の老後生活と年金制度のあり方に関する研究
2001	社会資源としての養育里親のあり方に関する一考察　―実親子関係の強化を目指して―
2001	出生前診断に関する一考察　～産む・産まないの自己決定に焦点をあてて～
2001	地方自治体における障害者福祉行政に関する研究　―区市町村障害者計画策定過程を中心に―
2001	自立生活支援に於けるホームヘルプサービスの役割に関する研究 ～高齢者の自己生活力との関連分析
2001	興望館セツルメントの近未来像に関する考察
2001	社会福祉士の今後のあり方に関する研究
2001	自発的に援助を求めない保護者への児童福祉司の実践に関する研究
2001	虐待が生じた家族に関する考察　―虐待行為はなぜ存続されるのか―

2001	精神障害者の雇用・就業に関する一考察
2001	児童自立支援施設入所中の被虐待児童の自立に関する一考察　―アンケート調査から―
2001	障害児(者)の家族援助に関する研究　―自閉症児(者）家族の日韓比較―
2001	韓国における児童虐待に対する児童保護専門機関の役割に関する研究 ―児童保護専門機関の職員の意識調査を通して―
2001	韓国の学校におけるボランティア活動のあり方に関する一考察
2001	韓国における子どもの権利擁護の現状と課題　―児童福祉施設に関わる職員の実態調査から―
2001	在宅高齢者福祉における訪問看護の役割
2001	中途視覚障害者における白杖携行の実態と意識に関する調査研究
2001	日本に留学したタイ人の生活と意見　～帰国後のフォローアップ調査より～
2002	子どもの問題行動を軽減するための家族援助モデルのあり方
2002	痴呆性高齢者の状態像に対応した在宅環境整備に関する研究 ―家族介護者への全国調査に基づく分析―
2002	痴呆性高齢者とケアスタッフの相互作用に関する研究 ―ケアスタッフの痴呆性高齢者へのまなざしの視点から―
2002	児童養護施設における自立支援のプロセス ―ソーシャルワークの視点を中心にした事例からの考察―
2002	福祉サービスの質の確保のための評価システムのあり方に関する研究
2002	痴呆性高齢者の家族介護者における心理的サポートに関する研究
2002	日本における社会福祉士教育と現場実践との一貫性についての考察
2002	社会福祉法人の歴史展開とミッション　～社会福祉法人の経営に関する一考察～
2002	肢体不自由児のライフコースに関する一考察
2002	精神障害者の結婚の実態
2002	子どもの権利擁護サービスに関する研究　―学校教育での人権侵害を中心として―
2002	住宅改造調査法　―要介護高齢者を対象に―
2002	生活保護制度の現代的役割と課題　―アマルティア・センの「潜在能力」と貧困の把握―
2002	知的障害者グループホームの役割と機能に関する調査研究 ―埼玉、茨城、栃木、群馬4県の保護者調査の結果より―
2002	ソーシャルワークの価値に関する研究　～コミュニタリアニズムの適用可能性をめぐって～
2002	介護保険制度における要介護認定の見直しとサービス未利用者への取組みに関する研究
2002	介護保険制度におけるケアマネジメントとその課題
2002	コミュニティケアと地域福祉計画 ―1970年代後半の栃木県におけるコミュニティケア実施と地域福祉計画―
2002	話し相手ボランティアと高齢者の相互作用に関する研究 ―話し相手ボランティアの「聴くこと」の視点から―
2002	中国の都市の高齢化と養老保障問題に関する研究　―日本の高齢者福祉施策との比較から―
2002	痴呆性老人の生活の質(QOL)を高めるための“ケアのあり方の提示”に関する研究 ―「KOMI理論及びKOMIチャートシステム」の韓国現場への導入を中心に―
2002	福祉サービス供給システムの構築に向けての一考察 ―社会福祉法人会計からみた社会福祉法人の今後のあり方―
2002	在宅痴呆性高齢者の介護過程とその支援のあり方に関する研究
2002	社会福祉協議会におけるソーシャルワークの再考と展開　～新しい地域福祉システムの構築に向けて～
2002	中途視覚障害者のリハビリテーション体系の再構築
2003	ネグレクトを受ける子どもへの支援ネットワークについての研究 ～関係機関における保健福祉の協働についての検討～

2003	社会福祉士養成教育に関する一考察　―社会福祉士制度と学部教育に視点をおいて―
2003	人身売買被害者に対する社会的保護に関する研究 ～民間シェルターの活動にみるソーシャルワークの課題～
2003	痴呆性高齢者の居住環境と個別支援のあり方が生活の質に及ぼす影響に関する研究 ―痴呆性高齢者環境配慮尺度・KOMI理論を中心として―
2003	介護老人保健施設における入所長期化の要因と家庭復帰支援のあり方に関する研究
2003	痴呆性高齢者を介護する家族を支えるソーシャルワークに関する研究
2003	聴覚障害者の職業生活の構造に関する研究 ―聴覚障碍者が仕事を維持する上で直面する困難の構成要素とそれらの相互の関連―
2003	訪問介護事業におけるサービス提供責任者の役割についての一考察 ―運営管理の側面からの検討―
2003	在宅被虐待高齢者への支援　―在宅介護支援センターの新たな役割と課題―
2003	介護福祉専門職の養成教育に関する一考察　―ドイツ及びデンマークにおける現状分析を通して―
2003	精神障害者の精神保健福祉活動に関する研究　―ピアサポーターの特徴とその可能性について―
2003	介護老人福祉施設の経営についての一考察　―介護の専門性とケアの安定的な提供にむけて―
2003	高齢者のケア改善のプロセスに関する研究　―ケア改善事例を中心に―
2003	青少年の社会的ひきこもりに対する社会的支援についての一考察 ―ソーシャルサポートネットワークにおける統合的視点の必要性―
2003	心的外傷をもつ人への社会的支援に関する一考察　～犯罪被害者支援活動の実際をとおして～
2003	退職中高年男性を対象とした生きがい支援に関する研究　～実践的地域福祉活動からのアプローチ～
2003	日本企業における障害理解研修の現状と課題
2003	本人・家族との判断・意見が相違する状況における居宅介護支援に関する研究
2003	KOMIチャートシステムとMDS-HCとの臨床比較研究 ―要介護高齢者のQOLを高めるための有効なケアアセスメントシステムのあり方について―
2003	障害者への情報保障に関する一考察　―パソコンボランティアを中心に―
2004	地域を基盤にした子ども家庭支援サービスに関する研究
2004	児童養護施設におけるソーシャルワーク実践に関する研究
2004	中高年者が将来の居住型ケアの生活に求める条件
2004	ホームヘルプサービスの特性とホームヘルパーのやりがい意識
2004	介護福祉士養成校における教科としての「介護技術」教育の一考察 ―介護学生の実習中のヒヤリ・ハット体験の検討を通して―
2004	博愛fraternitéの精神史と生存権　―［フランス社会福祉思想史］試論―
2004	児童自立支援施策の成立と展開
2004	介護保険制度における福祉用具供給体制の課題　―福祉用具貸与事業の現状分析を手がかりとして―
2004	地域福祉の主体形成における「共生観」と他者関係
2004	総合的ケアシステムの再構築に関する一考察 ～高齢者介護サービス分野における在宅ケアと施設ケアの「総合化」の視点からの検討～
2004	わが国の公的扶助制度におけるスティグマに関する研究
2004	知的障害者グループホームにおける支援体制に関する一考察 ―知的障害者グループホームにおけるホームヘルプサービスの利用に焦点を当てて―
2004	中国における高齢者福祉政策の現状と課題　―日本の高齢者福祉政策との比較
2004	知的障害のある人の地域自立生活支援に関する一考察
2004	市町村社会福祉協議会の経営

2004	ボランタリーセクターへの資金提供に関する研究　―イギリスを中心にして―
2004	社会福祉におけるキリスト教社会福祉の意義と役割に関する一考察　―キリスト教精神を中心に―
2005	「施設環境づくりプログラム（改訂版）」の検証 特別養護老人ホームの介護職員による実践の分析に基づいて
2005	精神障害者の地域生活支援に関わる作業療法士の役割
2005	地方自治体における地域福祉システム構築に関する研究
2005	学校不適応児童へのソーシャルワーク実践に関する一考察　～児童養護施設入所児童への援助から～
2005	現代の子育て家庭に対する支援のあり方に関する研究　～保育士が果たしうる役割を中心に～
2005	ソーシャルサポートネットワークにおける情緒的サポート機能と傾聴ボランティアの役割
2005	高齢者施設で働く介護職員の就労意欲とキャリア・アンカーに関する研究
2005	看護と介護の協働システム構築手法に関する研究 ―KOMI記録システムの複合施設導入への支援プロセスを通して―
2005	被害者加害者対話プログラムの開始決定に至る傾向と特徴の分析　―触法事件への応用可能性―
2005	利用者主導（user-oriented）指向における情報に関する研究
2005	介護施設で生活している要介護高齢者のケア・アセスメントに関する一考察 ―韓国の要介護高齢者のケア・アセスメントへの提言を考える―
2005	精神障害者処遇に関わる歴史的経過についての一考察　―明治期の状況を中心に―
2005	回想法を用いた認知症ケア教育の実践
2005	児童養護施設におけるファミリーソーシャルワーカーの専門性に関する研究
2005	福祉教育における「高齢者像」変容の可能性
2006	青年前期に社会福祉援助技術を学ぶ意義に関する研究　―高等学校福祉科における検討―
2006	認知症高齢者が地域で暮らす支援としての医療と福祉の連携について ―連携についての医療と福祉の意識調査から―
2006	介護保険制度におけるかかりつけ医と介護支援専門員の連携に関する研究
2006	介護福祉士養成校卒業者の離職動機に関する研究 ―介護労働と介護福祉士教育のあり方に対する考察と提言―
2006	地域福祉財源造成プログラム開発に関する研究　～地域での自主財源づくり～
2006	ダンスを取り入れた知的障害のある児童とない児童の交流教育に関する研究 ―子どもたちの人間関係形成におけるダンスの有効性―
2006	子ども虐待と動物虐待の関連性についてのパイロット研究 ～関連性の応用性とこれからの課題について～
2006	アセスメント方式を通して考察する認知症高齢者ケアに求められるもの ～認知症高齢者のアセスメント方式に関する実態調査を通して～
2006	地域における保健・医療と福祉の連携に関する研究 ～ソーシャル・アドミニストレーションの視点から福祉アクセシビリティを中心にして～
2006	犯罪被害者家族の回復への支援に関する研究　～児童殺傷事件の被害者家族の事例を中心に～
2006	地域福祉実践における分権システムと住民参加　―福祉条例に関する住民参加の視点―
2006	要介護高齢者の家族介護者に対する支援方策について　―地方自治体のかかわりを通して検討する―
2006	ウィリアム・ゴドウィンの思想における徳の研究
2006	日本におけるスクールソーシャルワークの展開に関する研究 ―戦後から1980年代の実践の歴史から―
2007	精神障害者就労支援と企業連携
2007	WHO国際生活機能分類（ICF）を活用した頸髄損傷者の社会参加の要因に関する研究

2007	地域における子育て支援システムに関する研究　―里親制度に焦点をあてて―
2007	高齢者を消費者被害から守るために近年の消費者保護立法が有する意義についての一考察 ―消費者保護立法の制定・改正過程の分析を通して―
2007	高次脳機能障害者に対するソーシャルワークのアプローチにかんする研究
2007	地域福祉推進主体としての社会福祉法人の位置と役割　―障害者福祉施設における役割と経営―
2007	プログラム理論を用いた効果的な精神障害者退院促進支援事業の構築
2007	認知症高齢者の不安の発生と対応方法に関する研究 ―マイクロ・エスノグラフィーを用いた特別養護老人ホームの生活場面分析―
2007	高齢期の死への意識と死の準備の実態調査についての研究　―A市長寿会会員の実態調査―
2007	精神障害者退院促進支援事業における効果的な援助要素の評価に関する研究 ―再入院防止および再入院日数の減少に効果的な援助要素の分析―
2007	知的障害者の生活支援員の研修課題に関する研究～経験年数による差異に焦点をあてて～
2007	養護老人ホームと成年後見制度に関するパイロット研究 ―生活相談員と成年後見人の連携を中心に―
2007	都市農地を活用した地域福祉の展開「くるめ・一歩の会」の経験を下地に
2007	失語症者の参加に関する要因
2007	賀川豊彦におけるセツルメント思想と地域福祉実践の今日的意義について ―救霊團事業における地域福祉実践の再構築をめぐって―
2007	災害時におけるソーシャルワークの機能に関する研究
2007	高齢者施設相談員の利用者に対するコミュニケーション構造に関する研究
2007	障害者自立支援法における支援の困難な知的障害者支援の現状と課題
2007	難病患者のソーシャルワークに関する事例研究 ―筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者のインタビュー調査を中心に―
2007	社会福祉士制度転換期における養成教育の課題と展望 ～社団法人日本社会福祉士養成校協会の活動を中心に～
2007	地域包括支援センターにおけるソーシャルワーク機能の現実と課題 ―社会福祉士の業務を通じての考察―
2008	在日フィリピン人介護労働者の現状と介護労働に関する研究
2008	高齢者の在宅生活継続のための支援のあり方に関する一考察 ―地域包括支援センターのネットワークづくりを参考にして―
2008	特別養護老人ホームの人事考課制度　～面談効果を中心とした制度導入への示唆～
2008	職場の認知症介護理念の実践・活用に影響を与える理念共有の要因の検討 ―職場の認知症介護理念共有のための取り組み別の比較
2008	介護保険下、在宅介護支援センターが残った理由を探る ―韓国の在宅サービス支援のあり方と関連させて―
2008	地域福祉を担う日本の民生委員と中国の社区居民委員会の比較研究 ―中国居民委員会のサービス向上を目的とした研修制度創設の提案―
2008	新しい社会システムとしてのソーシャルインクルージョンに必要とされる福祉教育
2008	高齢者在宅支援におけるニーズ・アセスメントと援助過程に関する研究 ―主任訪問介護員と訪問介護計画に焦点化して―
2008	介護職員の勤務継続を促す要因に関する研究 ―職員特性に着目した職務満足感と生活支援業務の分析―
2008	認知症高齢者の地域自立生活支援におけるソーシャルワーク機能に関する研究
2008	非正社員女性ホームヘルパーの仕事意欲に関する研究 ―都市部の訪問介護事業所で働くホームヘルパーの勤続年数に焦点をあてて―
2008	医療療養病床を有する病院におけるソーシャルワーカーの業務と役割の研究

2008	福祉サービスの準市場下における介護職の専門職性に関する一考察
2008	コミュニティの両義性と福祉の自治体間格差に関する研究 ―信頼を培う福祉コミュニティ形成への理論的視座―
2008	高校福祉科教員の資質の向上に関する一考察　―研修ニーズ調査と研究授業での検証を通して―
2008	入所認知症高齢者の心身活性化のための能動性強化型アニマルセラピーに関する研究
2008	ドイツにおける介護保険制度と高齢者ソーシャルワークの動向 ―介護保険2008年改革（Pflegereform2008）の意義と課題―
2009	外国系住民のソーシャルワークに携わる人材育成の動向と現状に関する国際比較研究
2009	家族会による精神障害者ひきこもり支援活動(「窓の会」活動)の成果と課題 ―K市家族会連合会全数調査に基づく活動へのニーズ分析―
2009	児童養護施設における多様性・困難性をふまえた施設形態の在り方に関する研究
2009	ベトナムの福祉文化的基盤と福祉社会づくり
2009	内発的に動機づけられている介護職員の離職意向と「介護観」、組織特性との関連
2009	児童養護施設における子ども支援についての研究　―職員子ども間の愛着の観点から―
2009	児童福祉機関先議の原則の成立と変容　―児童相談所における重大触法事案への関わりを中心に―
2009	中国都市部における最低生活保障制度の現状及び課題に関する研究 ―日本の生活保護制度と比較して―
2009	精神障害者退院促進支援プログラムの効果モデル形成に向けた「効果的援助要素」（Critical Ingredients）の検討
2009	精神科病院におけるソーシャルワーカーの専門性 ～GTAにもとづく業務・提供サービスの分析と理論化への試み～
2009	社会福祉法人の地域生活サービス実践に関する研究 ―東京都における知的障害者入所型施設(障害者支援施設)を運営する社会福祉法人に焦点をあてて―
2009	効果的な「若者自立塾」プログラムの構築に向けた「効果的援助要素」の検討 ～全国15事業所訪問調査に基づく事例分析とその妥当性の検証～
2009	介護支援専門員における専門研修のあり方に関する研究　―A県で行われた研修を通した考察―
2009	要介護認定調査員が認知症高齢者を調査する際に感じる困難さについての研究 ～家族と同居している認知症高齢者と一人暮らし認知症高齢者を通して～
2009	施設職員の「介護実習指導を通じての学び」と実習受け入れ体制に関する研究 ―「窓口者」「フロア長」「一般職員」への質問紙調査から―
2009	中学校におけるメンタルヘルスリテラシー教育の必要性と実施可能性の検討 ―4都県公立中学校の無作為標本を対象にした調査結果から―
2009	地域自立生活におけるアセスメントの視点と枠組みに関する考察
2009	自己存在空間の認知(マップ・イメージ)の形成と心理的安定に関する研究
2010	DPCを導入した急性期病院における退院計画活動の動向 ―退院計画活動を主に担当しているSWと退院調整看護師への調査から―
2010	介護職(介護福祉士)の専門性と能力に関する研究（その1） ―介護福祉士養成校教員の意識調査結果を中心に―
2010	小規模社会福祉法人における施設経営の一研究　―ケアハウスの課題と展望―
2010	知的障害者とともに働く特例子会社の一般従業員の困難感について ―その実態・構造および軽減策の検討―
2010	児童福祉・教育行政における「連携」の歴史的課題 ―児童の総合政策にむけた占領期・児童福祉行政の歩み―
2010	日本と韓国の認知症の早期発見に関する取り組みの比較検討 ―韓国の認知症の早期発見に関する社会システム構築に向けて―

2010	児童養護施設の援助者支援における共感満足・共感疲労に関する研究 ～CSFの高低による子どもとの関わり方の特徴から～
2010	重い精神障がいを持つ人に対するアウトリーチサービスを併せ持つデイケア・地域活動支援センターの効果的援助要素の検討
2010	公的介護サービスの市場化とその制御に関する一研究 ―認知症高齢者グループホームに焦点をあてて―
2010	若年性認知症者の地域自立生活支援におけるソーシャルサポートのあり方に関する研究
2010	児童養護施設入所児の離別・喪失体験へのサポート　―生活場面におけるグリーフワーク―
2010	多職種協働によるアセスメントシステムに関する研究 ～生活に潤いをもたらす福祉用具活用の視点から～
2010	市町村社会福祉行政の子ども家庭分野の相談・支援システムにおける人員配置に関する一考察
2011	〈農の力〉を活用した福祉システムに関する研究　―農地利用を巡る日韓・英仏の国際比較を通して―
2011	中学校において精神的不調を抱える生徒を支援していくプロセスについて ～養護教諭からの聴き取りから～
2011	学校における修復的アプローチによる対話の場の構築に関する研究
2011	児童養護施設におけるファミリーソーシャルワーク機能の研究
2011	社会福祉士の成年後見業務に関する考察　―社会福祉士後見人の業務の特徴と報酬―
2011	クラブハウスモデルの過渡的雇用プログラムにおけるメンバーの自己効力感の獲得の要因
2011	大学でのソーシャルワーカーによる学生支援のあり方に関する研究
2011	重大触法事件に関する実証的研究―児童相談所の原則家裁送致をめぐる判断基準―
2011	精神的ケアを必要とする若者へのソーシャルワークのあり方に関する研究 ～実践に基づく援助指針作成の試み～
2011	高校における生徒支援のニーズに関する研究　～スクールソーシャルワークの可能性を探る～
2011	スクールソーシャルワーカーの活動に影響を及ぼす阻害要因の研究
2011	聴こえない大学生に対する支援のあり方に関する研究
2011	認知症グループホームにおける介護職員が求める虐待予防策の検討 虐待予防策の因子構造と属性との関連をもとに
2011	認知症高齢者における傾聴ボランティアの実態
2012	発病間もない精神障害を持つ人の家族(「初期家族」)の家族心理教育に対するニーズとプログラム参加阻害要因の検討　～「初期家族講座」参加家族への聴き取り調査の結果から～
2012	盲ろう者の就労支援に関する研究 ―アッシャー症候群（Usher's Syndrome）の盲ろう者の事例を中心として―
2012	自立援助ホーム職員のバーンアウト傾向に係るストレス要因と共感疲労
2012	ICF(国際生活機能分類)の視点を用いた高齢者虐待定義の再構築に関する研究 ―「重要な生活内容」に関する高齢者と介護職員の意識をもとに―
2012	在宅がん末期患者の介護保険利用を巡る課題に関する研究 ―介護分野・医療分野の専門職・有識者の調査を手掛かりとして―
2012	車椅子使用者の視点からみる鉄道駅のバリアフリーの状況と課題　―乗り換え駅を中心として―
2012	家族介護者が感じる要支援・要介護者の要介護認定等結果に対する満足度に影響を与える要因の研究
2012	親を介護する息子と妻を介護する夫の、介護生活の実態と課題
2012	知的障害者入所施設の虐待と施設の開放性・閉鎖性の関係に関する研究
2012	中国系保護者の社会参加への支援に関する研究　―日本での子育て経験者へのアンケート調査を通して―
2012	重度知的障害者の主体性に関する生活支援員の認識の変容プロセス

2012	要介護高齢者の在宅介護中断に関連する要因 ―介護期間と介護負担感が介護中断に与える影響を中心に―
2012	やどかりの里「講師活動」はなぜ歴史的な変遷の中で継続されたか ～メンバーによる活動理念継承と発展に注目して～
2012	災害被災地の児童生徒支援におけるスクールソーシャルワークに関する研究 ―教員のニーズ調査を通して―
2012	障害児施設の小規模ケア化による支援の変容と実践プロセス ～M-GTAを用いた職員インタビューデータ分析を手がかりとして～
2013	低所得高齢者の介護と住まいの在り方に関する研究　―未届施設が成立した背景の考察を通して―
2013	子の薬物依存問題によって親に生起する混乱と社会関係の変容およびその回復過程
2013	精神保健福祉士による、精神疾患を有する方のきょうだいへの支援についての研究
2013	いじめ防止対策の構成要素抽出に関する研究　―ソーシャルワーカーのいじめ防止対策―
2013	独居後期高齢者の将来を見据えた生活支援ニーズに関する研究　―本人が語る不安と希望の分析から―
2013	レビー小体型認知症にみられる症状と介護の大変さの実態調査による適切な介護のあり方に関する研究
2013	認知症高齢者への効果的介入方法に関する研究　―アタッチメントに着目した新しい介入方法―
2013	福祉NPO活動を継続するための要因に関する研究
2013	障害者就労移行支援事業所における就労支援ネットワークに関する研究 ―就労継続のための効果的な要因の抽出―
2013	知的障害者グループホーム・ケアホームの運営に関する研究 ―利用者の生活への参加と職員の支援意識との関連―
2013	京都ルンビニ学園のセツルメント実践にみる解放思想と宗教　～『出藍』『悲劇』『破殻』を手がかりに～
2013	児童養護施設における職員間で行われる育成の現状と課題　―スーパービジョンの視点から―
2013	統合失調症を持つ人の「きょうだい」を対象とした「家族による家族学習会」の効果的なモデル構築を目指した実践　―親の立場を中心とした家族学習会を「きょうだい」に効果的に適用するために必要な援助要素―
2013	精神障がいを有しホームレス状態にある人にとってのピアサポートの効果に関する質的研究
2013	障害者就労移行支援事業における効果的な就労継続支援のあり方に関する研究 ―実践家参画型ワークショップを用いた実践に根ざした新たな援助プロセス要素の抽出―
2013	大学における発達障害、またはその疑いのある学生に対する効果的な社会(職業)移行支援モデルの構築
2014	いじめ等コンフリクト予防、及び、解決手段としての「修復的対話」に関する研究 ～スクールソーシャルワーク実践を通して～
2014	訪問介護職による在宅でがん末期患者を看取る家族への支援　人生の物語の中での看取りを支える
2014	精神科病院と地域事業所の実践を統合した精神障害者地域移行・地域定着支援プログラムの効果モデル再構築　―グッドプラクティス事例調査に基づく実践家参画型のプログラム改訂から―
2014	医療ソーシャルワーカーの退院調整に伴う苦悩・葛藤に応える実践上の価値・倫理について ～経験実績ある医療ソーシャルワーカーの語りより～
2014	地域支援事業における包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を推進するための条件整備に関する研究　―地域包括支援センターの主任介護支援専門員の役割に着目して―
2014	精神障害を持つ人の家族を対象とした心理教育プログラムのフォローアップモデルの開発 ―モデル形成と実施可能性の検討―
2014	高年齢化するひきこもり　支援のありかたに関する一考察
2014	精神障害者の地域移行に効果をあげる居所支援のあり方 ～地域事業所がおこなう地域移行支援の全国実態調査から～
2014	外国人高齢者介護における介護職員の意識と介護困難性に関する研究 ―介護老人福祉施設の介護職員の自由記述アンケートを通して―

2015	互助活動を促進するための地域包括支援センターの機能に関する研究　―共生社会論の視点から―
2015	母が精神疾患を持つ生活保護受給母子世帯への支援に関する研究
2015	ろうLGBTの支援について　―日本手話を通して―
2015	見守り・SOSネットワークの設立・継続要因に関する研究　～釧路市と大牟田市を事例として～
2015	生活訓練事業におけるSST導入による効果的支援モデルの構築 ～希望の実現を目指した,支援者との協働による目標設定と課題解決へのアプローチ～
2015	盲ろう者の福祉を向上させるためには　―盲ろう児・者と盲ろう通訳・介助員の今後のあり方―
2015	援助者としての自分を支える取り組みに関する研究 ―実践現場の苦慮と向き合い成長してきたPSWのライフストーリーから―
2015	介護予防ネットワークを構築するための居場所づくりに関する研究 ―所沢市お達者倶楽部事業の要綱に着目して―
2015	特別養護老人ホームにおける介護職の失敗体験に起因するゆらぎ体験からの成長に関する研究 ～介護職の経験知としての成長～
2016	無料低額宿泊所からの地域移行・定着の支援における住宅ソーシャルワークの機能と役割 ～X県モデル事業の実践から～
2016	高齢女性の社会参加活動の動機づけに関する一考察
2016	美容福祉のストレス低減効果に関わるバイアス要因の検証
2016	看護小規模多機能型居宅介護の促進要因分析　―高齢者ケアシステムの確立に向けて―
2016	聴覚障害児の親支援における文化言語モデルの重要性 ―モード選択に至るまでの親の経験における「ろう者との出会い」―
2016	A施設における介護記録の勉強会実施前後の意識の変化
2016	自宅生活継続を望む認知症高齢者世帯が有する困難への支援機能に関する研究 小規模多機能型居宅介護事業所の働きかけに着目して
2017	自立援助ホーム利用者における性的リスクと支援の課題について
2017	就労継続支援B型事業所における一般就労につながる効果的な精神障害者ケアマネジメントのあり方
2017	精神保健福祉領域で働くピアスタッフへのスーパービジョンの機能に関する研究
2017	マルトリートメント家庭に対応するための家庭支援のあり方に関する研究
2017	高齢者を対象とするサロン活動における担い手としての保健補導員の役割 ～須坂市のふれあいサロンの事例から～
2018	常勤訪問介護員の働き方の現状と課題　―ワーク・ライフ・バランスの観点から―
2018	知的障害者施設職員が経験する困難・葛藤に関する研究 ―入所施設で勤続経験5年目から10年目までの生活支援員に焦点をあてて―
2018	ニューカマー在日コリアン高齢者の生活支援拠点づくりに関する研究 ―新宿区にある福祉専門職団体A会の活動を通して―
2018	医療ソーシャルワーカーと退院調整看護師の専門性を活用した認知症高齢者の退院支援に関する研究
2018	児童養護施設における職員間の関係についての一考察　―職員の弱さを支える職員集団―
2018	社会的養護を経験した者の自己実現に関する研究　―児童養護施設等を退所した25名の語りから―
2018	入所支援施設における知的障害者の健康管理に関する研究 ―特定健康診査受診障壁に関するインタビュー調査から―
2018	中国貴州省貴陽市における一人っ子の介護観とその親の老後観に関する研究
2019	高齢者施設で終末期を支える介護職員に必要な教育内容の一考察
2019	男性介護者の「仕事と介護の両立」に関する質的分析 ―東京近郊におけるインタビュー調査に基づいて―
2019	医療機関に所属する精神保健福祉士の地域移行支援実施と関連する個人･環境要因の検討

2019	発達障害のある大学生に対する効果的なキャリア教育・就労支援
2019	地域の子どもの居場所における子どものニーズ把握に関する研究
2019	小規模多機能型居宅介護の普及に関する研究 ―専属ケアマネジャーに対するインタビュー調査を通して―
2019	働く母親のワーク・ファミリー・コンフリクトとウェルビーイングに関する研究
2019	既存の保健・医療,福祉・就労支援制度を活用したIPS援助付き雇用の実施・普及のあり方に関する研究
2020	尊厳あるレクリエーショナル・アクティビティ支援に関する研究 ―高齢者デイサービスの管理者へのインタビュー調査から―
2020	精神疾患のある親とその子どもの支援に関する児童家庭相談援助スタッフの自信度と実施度の関連
2020	設立初期のヨーク・リトリートの実践と思想の研究 ～精神障害者をコミュニティにおける生活者として捉えた支援の源流を辿って～
2020	児童相談所設置のエキスパートに関する研究　―区立児童相談所の支援体制に焦点を当てて―
2020	養育支援訪問事業の実践モデル化に必要な要素の探索的研究 ～民間団体による「育児・家事援助」に焦点を当てて～
2020	精神障害者の地域移行・地域定着に向けた支援をピアサポーターと協働して実践する一地域事例の分析　―当事者との対話によるリカバリー志向理念の浸透に注目して―
2020	精神科長期入院からの地域移行支援において、ピアサポート活動を位置づけ、有効に機能させるための条件　～精神障害にも対応した地域包括ケアシステムにおける効果的地域移行モデルの構築を目ざして～
2020	フィリピンのろう児の環境の現状と課題
2021	A病院の児童虐待予防に関する地域連携の実態調査
2021	協働性を高める児童虐待ソーシャルワークに関する研究 ―家族とのゴール共有をあきらめない道程に焦点を当てて―
2022	精神疾患の親をもつ子どもに対する支援のプログラム理論に関する予備的検討
2023	児童養護施設のケアワーカーのアセスメントの視点・行動の研究 ―家庭的養育に対応する生活支援からの自立支援計画に焦点を当てて―
2023	児童養護施設職員の勤務継続を促進する職場環境づくりの実践に関する研究 ―TOKYO働きやすい福祉の職場宣言に視点を当てて―
2023	民生委員のソーシャル・キャピタルに関する研究　～委員活動継続に向けて～
2023	障害のある子どもをもつ保護者への支援に関する研究 ―エンパワメントの視点に立った支援に焦点を当てて―
2024	家庭環境に課題のある中高生年齢の子どもへの支援に関する研究 ―児童館職員の18歳以降を見据えた関わりに関する分析―
2024	福祉型障害児入所施設における児童から職員への暴力の実態および対応のあり方について
2024	コロナ特例貸付利用世帯への支援におけるコミュニティソーシャルワーク機能の分析 ―社会福祉協議会における生活困窮世帯への支援に焦点を当てて―
2024	地域分散型小規模児童養護施設におけるケア支援に関する研究
2024	ユースセンターにおける利用者の居場所形成過程に関する研究　―ロビーワークの役割に着目して―
2025	在日コリアン高齢者特有のニーズとマイノリティ性に起因する困難感に配慮した介護の提供体制 ～特別養護老人ホームにおける施設管理者・介護支援専門員・介護職員等の対応に着目して～
2025	認知症介護家族の家族会に対する支援におけるファシリテーターの役割に関して
2025	介護老人福祉施設における中国人介護職員の就労定着に至るプロセスと支援体制の構築に向けての一考察
2025	認知症高齢者の日常生活における〔意思形成支援〕の検討　―介護福祉士の実践に着目して―
2025	マルトリートメントの予防とヤングケアラーの状態が深刻化しないための支援に関する研究 ―精神疾患等のある親と暮らす子どもへの支援に焦点を当てて―

2025	外国にルーツを持つ中高生の進路選択に影響を与えるきっかけと要因に関する研究
2025	性別違和を抱える子どもへの支援 ―スティグマがもたらす困難に対するGSA活動の可能性に着目して―

以上、2025（令和7）年度までに470名に修士（社会福祉学）の学位を授与している。

⑵ 博士論文題目一覧（課程博士）

修了年度	題目
1996	高齢者の社会関係に関する研究 ―４地域の高齢者の社会関係に関する比較研究及び社会関係とその関連要因の分析―
1996	高齢者を介護する家族の負担：測定尺度の開発と活用 ―社会福祉分野における実証的調査研究の一例として―
1996	高齢化社会における福祉コミュニティ形成の方策に関する研究
1996	韓国における老人福祉政策の形成過程に関する研究　―在宅老人福祉を中心に―
1997	介護家族の介護適応プロセスおよびQOLとケアマネジメントのあり方
1998	不登校問題の理解の多様化と混迷をめぐって　―不登校の社会福祉学的研究―
1998	福祉多元化における民間非営利セクターの位置と役割 ―イギリスのボランタリーセクターの研究をとおして―
1998	高齢化社会における在宅福祉の展開方策に関する研究
1999	知的障害児者福祉施設職員の資質に関する研究　―処遇態度に焦点をあてて―
1999	福祉用具の適用技術の開発に関する研究　―福祉用具の利用と生活状況との関係―
2000	日本における精神障害者に対する地域生活支援システム　―精神医学ソーシャルワーカーの視点から―
2001	高齢化社会における「保健医療と福祉の連携・統合」政策のあり方 ―日本の政策分析を通しての韓国的課題とその方向性―
2002	高齢者の地域生活の継続性と保健・医療・福祉の連携
2002	地域を基盤としたソーシャルワーク理論の実践への適用性　―社会福祉実践の総合的展開の課題―
2003	地域福祉ニーズとその把握方法に関する研究
2003	イギリス・チューダー期におけるチャリティに関する研究　―慈善信託法(1601)の成立背景を通して―
2003	高齢者の健康生きがい権の確立にむけて　―Successful Aging（健やかに生きる）を実現するために―
2004	ソーシャルワーク実践スキルの活用頻度に関する研究 ―精神障害者地域生活支援センターに焦点をあてて―
2005	認知症高齢者の状態像に対応する在宅環境配慮に関する実証研究： 家族介護者・福祉専門職の視点に基づく分析
2006	母子生活支援施設入所中の母親支援の研究 ―「不適切な育児」に関わるメンタル・ケアを中心として―
2006	認知症の人への居宅介護支援サービス提供時の情報提供のあり方に関する研究
2006	高齢者ケア施設における多面的施設環境評価法の開発と適用
2006	視覚障害者の社会参加を促進するソーシャルワーク実践のあり方に関する研究： アンケート調査による地域在住視覚障害者の外出状況と白杖携行の分析から
2006	児童養護施設におけるレジデンシャルワークの展開に関する研究 ―施設職員の職場環境に焦点をあてて―
2006	ジェネラリスト・ソーシャルワークに基づくストレングス視点の活用と展開 ～地域における高齢者の介護予防と生活支援への適用を通して～
2006	韓国における子どもの権利擁護サービスに関する研究 ―虐待を受けた子どもと親のファミリー・プリザベーションを中心に―
2007	WHO国際生活機能分類（ICF）を活用した聴覚障害者の職業生活の障害の評価に関する研究

2007	ケア付き住宅に対する志向性評価尺度の作成および将来的ニーズの検討
2007	地域を基盤としたソーシャルサポートネットワーク形成におけるインフォーマルサポートへのアプローチに関する研究
2008	手がかり要素による受容的交流療法の交流分析
2008	多職種チームケア実践における多職種連携教育プログラムの効果に関する研究
2009	介護支援専門員の性格因子とストレス対処能力との関連性の研究
2009	在日コリアン高齢者の在宅介護ニーズに関する研究
2009	知的障害者入所施設からの地域生活移行が移行者に及ぼす影響に関する研究
2009	福祉専門職による地域生活支援スキルの促進要因分析 ～コミュニティソーシャルワークの観点から～
2010	高齢者における自伝的記憶の心理的ストレングスとしての可能性に関する研究
2010	高齢者の行動観察による高齢者の生活の構造と連鎖に関する分析 ―高齢者の生活を構成する要素と文脈を中心として―
2010	ソーシャルワーク実践における福祉アクセシビリティに関する研究 ―発達障害のある子どもの養育者に対する支援のあり方を事例として―
2010	日本における子どものマルトリートメント対応システムのあり方に関する研究
2011	子どもの危機的状況のバロメーターとしての家庭における動物福祉 ～子どもの危機的状況と動物福祉の関連性の検証～
2011	施設内研修におけるエスノグラフィーの効果に関する研究 ―介護職員の気づきの育成と行動変容を視点にして―
2011	障害者就労移行支援事業における効果的な支援モデルの構築 ―プログラム評価理論による暫定効果モデルの検証―
2011	精神障害を持つ人の家族を対象とした効果的なピアサポートプログラム「家族による家族教育」モデルの形成評価　～参加者と提供者,双方に効果をもたらすプログラム構築を目指して～
2011	夜間訪問介護サービスに着目した家族介護者への介護支援に関する研究： ―国際生活機能分類（ICF）を理論枠組みとして―
2011	知的障害者グループホーム利用者の利用継続を促進/阻害する要因に関する研究
2011	家族と子どもと地域のつながりを再構築するための支援の課題と展開 ～児童養護施設におけるファミリーソーシャルワークに関する調査を踏まえて～
2012	老いの超越の質的意味に関する研究　―新しい分析法TAE（Thinking At The Edge）を用いて
2012	夫婦を対象とした予防的心理教育プログラムの開発評価　―子育てユニット形成促進過程の分析―
2012	重い精神障害のある人が孤立せず主体的な地域生活を継続するための精神科デイケアとアウトリーチ支援を統合した効果的プログラムモデルの開発　―実践家参画型によるプログラム開発・形成評価の取り組みから―
2012	介護実践現場におけるコンフリクトと職員の成長・介護実践の関連
2013	高齢者の生活圏の認知地図の形成に関する研究　―外出体験とランドマークの関連性に着目して―
2013	実践における介護福祉士の専門性の明確化に向けた研究 ―介護教員と高齢者介護関連従事者及び利用者の意識調査に基づいて―
2013	知的障害者の就労継続に有効な支援モデルに関する研究 ～特例子会社の一般従業員によるソーシャルサポートを中心に～
2013	若年性認知症者の総合支援システムの構築に向けた研究 ―実態調査から見えてきた生活課題の解析を基に―
2013	被災地における地域生活支援のあり方に関する研究　―支援者による実践の視点と方法に着目して―
2013	スティグマとソーシャルポリシー ―福祉サービス供給及び受給レベルにおけるスティグマの政策課題とスティグマの捉え方の再検討―
2013	裁判記録等を用いた児童虐待死の事例検討方法の開発とその有用性の研究

2014	介護老人福祉施設におけるリスクマネジメントと転倒の発生要因・事故防止策・活動参加の取り組みに関する研究
2014	認知症グループホームにおける虐待予防メカニズムの検証
2014	認知症高齢者ケアにおける生活の安定への変容過程に関わるなじみの検討
2015	社会福祉領域における援助者支援の構築に関する研究 ―児童養護施設職員の「共感満足」に着目して―
2015	高機能自閉症スペクトラム障害（ASD）圏の母親への子育て支援に関する効果的プログラムモデル開発　―母親のストレングス(特性)を踏まえた協働による支援―
2015	日本における効果的な多文化ソーシャルワーク教育プログラムの構築 文化的力量のある社会福祉専門職の育成に向けて
2016	子どものネグレクト状態に関係する要因の相互作用に関する研究 ―ネグレクト状況の変遷と要因分析を通して―
2016	Age-friendly Communities Development in Northern Thailand ：Hua-Ngum’s　Experience　and Implementation in Other Sub-districts
2016	認知症介護に必要な能力構成要素を明らかにする研究 ―認知症介護従事者の自己評価ツール開発を目指して
2018	薬物依存問題を持つ人の家族のニーズをふまえたソーシャルサポートに関する研究
2018	精神障碍のある人を対象とした競技性スポーツの実施・普及の特徴とその発展のあり方に関する探索的研究
2019	小児がん経験者が小児がん経験者の会へ参加するプロセスに関する探索的研究
2019	ろう者学の知見を反映したソーシャルワーク教育に関する基礎研究
2019	里孫活動による世代間交流に関する研究
2019	在宅医療・介護連携における情報共有のあり方：インスリン療法を行う要介護者支援をモデルに
2020	精神障害者家族への心理教育プログラムの実装を促進するコンサルテーションのあり方 ～実施スタッフのコンピテンス向上とチーム作りを支える有効な実装戦略の検討～
2020	特別養護老人ホームにおける介護福祉職の協働するちからの熟達化に関する研究 ―「他者のフォロー」の学びと実践共同体―
2020	発達障害者を対象とした「効果的障害者就労移行支援プログラム」の形成的評価 ～プログラム評価を用いた効果モデルの形成・改善～
2020	精神科長期入院者の退院促進に有効な「地域事業所」と精神科病院との協働のあり方 ―「支援の核」が「支援チーム」に発展する要因に注目して―
2020	社会福祉領域の制度外ニーズに対応した変革プログラムの形成・発展に有効な事業評価手法の開発 ―民間助成団体による事業評価受託事例へのCD-TEP法の適用とその分析から―
2020	精神障がいを持つ方の脱施設化に向けたより有機的・体系的な支援システムの構築 当事者の参画と医療・地域・行政を統合する地域コーディネーションの意義と効果
2020	介護福祉現場で働く介護福祉士の「キャリアコミットメント」「組織コミットメント」に影響を及ぼす「経験」と「知識」、「スキル」 ―養成施設を卒業したキャリア初期の介護福祉士を対象にして―
2021	ひとり暮らし高齢者の「意思決定の準備」に関する研究 ―福祉専門職によるアドバンス・ケア・プランニングの発展―
2021	「看取りの社会化」を進展させる「高齢者看取り支援」に関する研究 ―市町村における先進的事業の分析を通して―
2021	がん相談支援センター活用促進要因の探索的研究　―施設の取り組み状況に着目して―
2021	The Development of an Effective Program for Promoting the Model of Active Aging in Thailand Utilizing a Care Prevention Program from Japan
2022	団地高齢者が「住み慣れた我が家で暮らし続ける」ための「出張暮らしの保健室」に関する研究 ～訪問看護師と福祉職の協働による効果的支援モデルの提案～
2023	育児と介護のダブルケア期に働く女性への仮説的支援モデルに関する研究 ―ワーク・ファミリー・コンフリクトとストレングスの視点から―

2023	児童養護施設における共感疲労の精緻化に関する研究　―インタビュー調査を通して―
2023	保健補導員の高齢者福祉における活動継続に関する研究　―長野県須坂市の事例をもとにして―
2024	特別養護老人ホームにおける機能訓練指導員の他職種連携の取り組み ―利用者の生活機能に着目した機能訓練体制の構築に向けて
2025	「移行滞留型」（精神障害）利用者の就労意向を実現する効果的支援モデルの提示 ～就労継続支援B型事業所において、心理社会的支援（個別支援・集団支援）を含むソーシャルワーク・アプローチに注目して～
2025	在日ムスリム移民女性の妊娠・出産・子育て期における生活困難と多文化ソーシャルサポートに関する研究
2025	脱施設化に向けた関係機関が集まる有機的な協働組織のあり方：精神科長期入院に対する効果的な地域移行・地域定着支援プログラムの実施度向上に関連する場の機能

以上、2025（令和7）年度までに91名に博士（社会福祉学）の学位を授与している。

⑶　博士論文題目一覧（論文博士）

修了年度	題目
2000	韓国における民間福祉資源の効率的活用方策に関する研究　～地域福祉政策を中心として～
2003	看護・介護原論としての“KOMI理論”　―全体像と思想展開―
2003	戦後「措置制度」の成立と変容
2003	痴呆性高齢者の内面に着目したケアワーク論の研究
2003	老人ケアの効率性向上のための政策モデルの設計
2005	精神障害者の「参加・協働型地域生活支援システムモデル」の開発研究 ―JHC板橋の活動展開から―
2007	重度障害者の自立生活におけるパーソナル・アシスタンス提供方法に関する研究 ―韓国提供モデルのあり方を中心に―
2008	ダンス・セラピーの理論と方法　―身体表現を通じた関係形成と自己認識の改善―
2013	長期在院精神障害者に対する脱施設化戦略の構築 ―ソーシャルワーク視点による病院・地域統合型包括的地域移行支援方策の提起―

以上、2025（令和7）年度までに9名に博士（社会福祉学）の学位を授与している。

9　資格取得者数一覧

⑴　社会福祉学部

①　社会福祉士

区分		社会福祉学部		
		受験者数	合格者数	合格率
2016(平成28)年度	第29回	196	109	55.6%
2017(平成29)年度	第30回	186	118	63.4%
2018(平成30)年度	第31回	185	127	68.6%
2019(令和元)年度	第32回	187	120	64.2%
2020(令和２)年度	第33回	213	119	55.9%
2021(令和３)年度	第34回	197	107	54.3%
2022(令和４)年度	第35回	196	129	65.8%
2023(令和５)年度	第36回	187	155	82.9%
2024(令和６)年度	第37回	181	126	69.6%
2025(令和７)年度	第38回	145	123	84.8%

②　精神保健福祉士

区分		社会福祉学部		
		受験者数	合格者数	合格率
2016(平成28)年度	第19回	21	17	81.0%
2017(平成29)年度	第20回	14	11	78.6%
2018(平成30)年度	第21回	13	13	100.0%
2019(令和元)年度	第22回	18	16	88.9%
2020(令和２)年度	第23回	20	12	60.0%
2021(令和３)年度	第24回	19	11	57.9%
2022(令和４)年度	第25回	19	15	78.9%
2023(令和５)年度	第26回	14	13	92.9%
2024(令和６)年度	第27回	18	14	77.8%
2025(令和７)年度	第28回	16	16	100.0%

※本表は新卒の受験者数・合格者数である。

⑵　社会福祉士国家試験学校別新卒合格率（参考）
（４年制大学・受験者数100人以上）【年次別上位10校】

2016（平成28）年度（第29回）				
順位	学校名	受験者数	合格者数	合格率
1	国際医療福祉大学	105	69	65.7
2	日本福祉大学通信教育部	889	519	58.4
3	新潟医療福祉大学	124	72	58.1
4	日本社会事業大学	196	109	55.6
5	武蔵野大学通信教育部	101	56	55.4
6	淑徳大学	131	72	55.0
7	佛教大学	117	64	54.7
8	東北福祉大学	165	87	52.7
9	東北福祉大学通信教育部	192	101	52.6
10	龍谷大学	184	79	42.9

2017（平成29）年度（第30回）				
順位	学校名	受験者数	合格者数	合格率
1	武蔵野大学	100	80	80.0
2	東北福祉大学	144	103	71.5
3	新潟医療福祉大学	122	83	68.0
4	日本社会事業大学	186	118	63.4
5	東北福祉大学通信教育部	192	120	62.5
6	日本福祉大学通信教育部	829	517	62.4
7	武蔵野大学通信教育部	113	64	56.6
8	淑徳大学	114	60	52.6
9	日本福祉大学	302	154	51.0
10	佛教大学	104	51	49.0

2018（平成30）年度（第31回）				
順位	学校名	受験者数	合格者数	合格率
1	国際医療福祉大学	101	76	75.2
2	日本社会事業大学	185	127	68.6
3	武蔵野大学	110	74	67.3
4	川崎医療福祉大学	102	68	66.7
5	新潟医療福祉大学	126	81	64.3
6	東北福祉大学	205	131	63.9
7	日本福祉大学通信教育部	822	494	60.1
8	東北福祉大学通信教育部	180	99	55.0
9	淑徳大学	123	67	54.5
10	佛教大学	108	58	53.7

2019（令和元）年度（第32回）				
順位	学校名	受験者数	合格者数	合格率
1	武蔵野大学	100	75	75.0
2	日本社会事業大学	187	120	64.2
3	東北福祉大学	209	128	61.2
4	佛教大学	104	63	60.6
5	日本福祉大学通信教育部	900	518	57.6
6	新潟医療福祉大学	110	62	56.4
7	東北福祉大学通信教育部	156	88	56.4
8	東洋大学	168	89	53.0
9	日本福祉大学	250	130	52.0
10	関西福祉科学大学	104	54	51.9

2020（令和２）年度（第33回）				
順位	学校名	受験者数	合格者数	合格率
1	山口県立大学	100	68	68.0
2	日本福祉大学通信教育部	851	487	57.2
3	日本社会事業大学	213	119	55.9
4	東北福祉大学通信教育部	148	80	54.1
5	新潟医療福祉大学	122	65	53.3
6	東北福祉大学	208	110	52.9
7	東洋大学	152	80	52.6
8	武蔵野大学通信教育部	102	51	50.0
9	龍谷大学	107	53	49.5
10	淑徳大学	117	55	47.0

2021（令和３）年度（第34回）				
順位	学校名	受験者数	合格者数	合格率
1	武蔵野大学	112	79	70.5
2	淑徳大学	108	62	57.4
3	日本福祉大学通信教育部	812	452	55.7
4	日本社会事業大学	197	107	54.3
5	東洋大学	153	79	51.6
6	新潟医療福祉大学	121	61	50.4
7	日本福祉大学	291	146	50.2
8	東北福祉大学通信教育部	123	59	48.0
9	東北福祉大学	217	93	42.9
10	佛教大学	101	40	39.6

2022（令和4）年度（第35回）				
順位	学校名	受験者数	合格者数	合格率
1	淑徳大学	120	92	76.7
2	武蔵野大学	103	77	74.8
3	佛教大学	136	99	72.8
4	日本福祉大学通信教育部	976	674	69.1
5	東洋大学	144	98	68.1
6	東北福祉大学	221	149	67.4
7	日本社会事業大学	196	129	65.8
8	武蔵野大学通信教育部	109	69	63.3
9	新潟医療福祉大学	116	72	62.1
10	日本福祉大学	307	187	60.9

2023（令和5）年度（第36回）				
順位	学校名	受験者数	合格者数	合格率
1	武蔵野大学	107	97	90.7
2	日本社会事業大学	187	155	82.9
3	武蔵野大学通信教育部	124	102	82.3
4	東北福祉大学通信教育部	171	139	81.3
5	東京通信大学	177	142	80.2
6	淑徳大学	138	110	79.7
7	日本福祉大学通信教育部	655	522	79.7
8	東北福祉大学	210	167	79.5
9	新潟医療福祉大学	109	86	78.9
10	東洋大学	162	124	76.5

2024（令和6）年度（第37回）				
順位	学校名	受験者数	合格者数	合格率
1	長野大学	102	90	88.2
2	武蔵野大学	101	86	85.1
3	日本福祉大学通信教育部	473	386	81.6
4	東北福祉大学	170	138	81.2
5	東洋大学	148	119	80.4
6	東京通信大学	128	97	75.8
7	新潟医療福祉大学	103	74	71.8
8	淑徳大学	122	87	71.3
9	佛教大学	122	85	69.7
10	日本社会事業大学	181	126	69.6

2025（令和7）年度（第38回）				
順位	学校名	受験者数	合格者数	合格率
1	日本福祉大学通信教育部	430	371	86.3
2	日本社会事業大学	145	123	84.8
3	東洋大学	150	127	84.7
4	新潟医療福祉大学	110	90	81.8
5	東京通信大学	133	108	81.2
6	東北福祉大学	187	151	80.7
7	東北福祉大学通信教育部	119	94	79.0
8	淑徳大学	105	82	78.1
9	佛教大学	124	96	77.4
10	新潟青陵大学	105	80	76.2

（注）本表は、厚生労働省の公表資料をもとに作成したものである。

⑶　通信教育科

①　社会福祉士

区分		一般養成課程			短期養成課程		
		受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率
2016(平成28)年度	第29回	211	124	58.8%	68	22	32.4%
2017(平成29)年度	第30回	207	150	72.5%	46	17	37.0%
2018(平成30)年度	第31回	205	142	69.3%	85	33	38.8%
2019(令和元)年度	第32回	161	92	57.1%	41	19	46.3%
2020(令和２)年度	第33回	145	88	60.7%	43	20	46.5%
2021(令和３)年度	第34回	141	89	63.1%	39	10	25.6%
2022(令和４)年度	第35回	142	101	71.1%	47	23	48.9%
2023(令和５)年度	第36回	152	129	84.9%	38	28	73.7%
2024(令和６)年度	第37回	113	94	83.2%	28	20	71.4%
2025(令和７)年度	第38回	118	100	84.7%	25	13	52.0%

②　精神保健福祉士

区分		一般養成課程			短期養成課程		
		受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率
2016(平成28)年度	第19回	98	71	72.4%	154	147	95.5%
2017(平成29)年度	第20回	－	－	－	133	130	97.7%
2018(平成30)年度	第21回	－	－	－	144	138	95.8%
2019(令和元)年度	第22回	－	－	－	147	143	97.3%
2020(令和２)年度	第23回	－	－	－	113	110	97.3%
2021(令和３)年度	第24回	－	－	－	138	137	99.3%
2022(令和４)年度	第25回	－	－	－	126	122	96.8%
2023(令和５)年度	第26回	－	－	－	94	89	94.7%
2024(令和６)年度	第27回	－	－	－	108	98	90.7%
2025(令和７)年度	第28回	－	－	－	128	124	96.9%

※一般養成課程は平成28年度で募集停止
※本表は新卒の受験者数・合格者数である。

⑷　資格課程別の社会福祉士合格率

	2016（平成28）年度（第29回）			2017（平成29）年度（第30回）		
	精神保健福祉士	介護福祉士	保育士	精神保健福祉士	介護福祉士	保育士
受験者数	21	15	31	14	16	31
合格者数	17	15	31	11	16	31
合格率	81.0%	100.0%	100.0%	78.6%	100.0%	100.0%
社会福祉士合格者数	12	8	14	11	14	22
社会福祉士合格率	57.1%	53.3%	45.2%	78.6%	87.5%	71.0%
W資格合格者数	10	8	14	11	14	22
W資格合格率	47.6%	53.3%	45.2%	78.6%	87.5%	71.0%

	2018（平成30）年度（第31回）			2019（令和元）年度（第32回）		
	精神保健福祉士	介護福祉士	保育士	精神保健福祉士	介護福祉士	保育士
受験者数	13	15	31	18	27	32
合格者数	13	15	31	16	27	32
合格率	100.0%	100.0%	100.0%	88.9%	100.0%	100.0%
社会福祉士合格者数	11	11	28	14	16	16
社会福祉士合格率	84.6%	73.3%	90.3%	77.8%	59.3%	50.0%
W資格合格者数	11	11	28	14	16	16
W資格合格率	84.6%	73.3%	90.3%	77.8%	59.3%	50.0%

	2020（令和2）年度（第33回）			2021（令和3）年度（第34回）		
	精神保健福祉士	介護福祉士	保育士	精神保健福祉士	介護福祉士	保育士
受験者数	20	16	35	19	10	28
合格者数	12	16	35	11	10	28
合格率	60.0%	100.0%	100.0%	57.9%	100.0%	100.0%
社会福祉士合格者数	10	13	24	10	1	13
社会福祉士合格率	50.0%	81.3%	68.6%	52.6%	10.0%	46.4%
W資格合格者数	10	13	24	10	1	13
W資格合格率	50.0%	81.3%	68.6%	52.6%	10.0%	46.4%

	2022（令和4）年度（第35回）			2023（令和5）年度（第36回）		
	精神保健福祉士	介護福祉士	保育士	精神保健福祉士	介護福祉士	保育士
受験者数	19	18	42	14	12	19
合格者数	15	18	42	13	12	19
合格率	78.9%	100.0%	100.0%	92.9%	100.0%	100.0%
社会福祉士合格者数	13	13	28	13	11	15
社会福祉士合格率	68.4%	72.2%	66.7%	92.9%	91.7%	78.9%
W資格合格者数	13	13	28	13	11	15
W資格合格率	68.4%	72.2%	66.7%	86.7%	91.7%	78.9%

	2024（令和6）年度（第37回）			2025（令和7）年度（第38回）		
	精神保健福祉士	介護福祉士	保育士	精神保健福祉士	介護福祉士	保育士
受験者数	18	9	28	16	12	26
合格者数	14	9	28	16	12	26
合格率	77.8%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
社会福祉士合格者数	14	7	20	16	12	21
社会福祉士合格率	77.8%	77.8%	71.4%	100.0%	100.0%	80.8%
W資格合格者数	14	7	20	16	12	21
W資格合格率	77.8%	77.8%	71.4%	100.0%	100.0%	80.8%

	10年間平均		
	精神保健福祉士	介護福祉士	保育士
社会福祉士合格率	73.4%	70.6%	66.9%
W資格合格者数	12.1	10.5	20.1
W資格合格率	72.6%	77.6%	66.9%

※（　）内は社会福祉士国家試験の実施回

⑸　社会福祉学部 資格取得者数（社会福祉士、精神保健福祉士を除く）

年　　度	介護福祉士	保育士	保育＋CSW重複	児童ソーシャルワーク(CSW)	福祉科教職	特支学校教員養成	スクールソーシャルワーク	社会教育主事
	定員：25 人	定員：50 人		定員：50 人	定員：50 人	定員：約20人	定員：20 人	なし
	取得者(4年)	取得者(4年)		取得者(4年)	取得者(4年)	取得者(4年)	取得者(4年)	取得者(4年)
平成28(2016)年度	15	31	7	18	24	18	3	36
平成29(2017)年度	16	31	11	21	16	15	2	23
平成30(2018)年度	15	31	13	13	13	11	4	21
令和元（2019)年度	27	32	9	17	17	15	6	23
令和２（2020)年度	16	35	17	17	18	16	9	32
令和３（2021)年度	10	28	9	10	21	16	7	37
令和４（2022)年度	18	42	12	33	14	15	11	41
令和５（2023)年度	12	19	18	13	12	10	4	1
令和６（2024)年度	9	28	8	22	14	13	5	－
令和７（2025)年度	12	26	5	26	9	7	5	－

10　科学研究費研究課題一覧

⑴　文部科学省科学研究費

研究期間	研究種目	研究代表者	研究課題名
2005(平成17)～2008(平成20)年度	基盤研究B	田村真広	高等学校福祉科教育の改善・充実および高度化に資する教師教育の体系化に関する研究
2006(平成18)～2008(平成20)年度	基盤研究B	今井幸充	認知症高齢者の生活を支える地域医療福祉連携システム構築のための介入研究
2006(平成18)～2008(平成20)年度	萌芽研究	斉藤くるみ	聴覚・視覚障害学生の言語認知能力を利用したバリアフリー英語教育教材の開発
2006(平成18)～2008(平成20)年度	萌芽研究	蒲生俊宏	知的障害関係施設における従事者養成過程と史資料の整理保存のあり方に関する研究
2007(平成19)～2008(平成20)年度	基盤研究C	後藤隆	「物語状」質的データによる対人援助専門職専門知の実証的研究
2007(平成19)～2009(平成21)年度	基盤研究C	北場勉	東アジア諸国の福祉国家化過程を比較するための手法に関する予備的研究
2007(平成19)～2009(平成21)年度	若手研究B	添田正揮	日・米・英国におけるエスニシティにかかわるソーシャルワークの理念と教育方法の研究
2007(平成19)～2010(平成22)年度	基盤研究A	大島巌	プログラム評価理論・方法論を用いた効果的な福祉実践モデル構築へのアプローチ法開発
2008(平成20)～2009(平成21)年度	挑戦的萌芽	金子恵美	援助を求めない家庭に対する子ども家庭支援ネットワークの展開に関する研究
2008(平成20)～2010(平成22)年度	基盤研究B	植村英晴	外国人介護労働者の受入に関する研究
2008(平成20)～2011(平成23)年度	基盤研究B	斉藤くるみ	手話・舞踊・演劇の言語性・非言語性と共感の相互関係を利用した異文化理解教育
2008(平成20)～2011(平成23)年度	基盤研究C	竹内幸子	ハドロンの性質に対するクォーク反クォーク対の影響
2009(平成21)～2011(平成23)年度	基盤研究A	大橋謙策	アジア型ソーシャルワーク教育の標準化と国家資格の互換性に関する研究
2009(平成21)～2011(平成23)年度	基盤研究B	山下英三郎	学校における修復的対話プログラム導入に関する研究
2009(平成21)～2011(平成23)年度	基盤研究C	藤岡孝志	共感疲労の観点に基づく被虐待児支援プログラムの構築
2010(平成22)～2012(平成24)年度	基盤研究C	後藤隆	対人援助専門職職務内容コーディングの自動化に関する実証的研究
2010(平成22)～2012(平成24)年度	基盤研究C	若穂井透	重大触法事件に関する実証的研究―児童福祉優先の理念の再構築に向けて―
2010(平成22)～2012(平成24)年度	挑戦的萌芽	斉藤くるみ	視線の段階的言語化理論の構築
2010(平成22)～2012(平成24)年度	若手研究A	贊川信幸	統合失調症の家族心理教育に家族をつなげる効果的な家族アプローチ・システムの構築
2011(平成23)～2012(平成24)年度	挑戦的萌芽	下垣光	認知症グループホームにおける住環境配慮の効果指標の開発
2011(平成23)～2013(平成25)年度	基盤研究C	山口幸夫	アジアのコミュニティを核とする災害リスク管理ソーシャルワーク人材育成に関する研究
2011(平成23)～2014(平成26)年度	基礎研究A	大島巌	実践家参画型福祉プログラム評価の方法論および評価教育法の開発とその有効性の検証
2012(平成24)～2013(平成25)年度	挑戦的萌芽	北場勉	現代日本の人の生活に関わる福祉問題を発生させた社会構造を明らかにする研究

2012(平成24)～2014(平成26)年度	基盤研究C	藤岡孝志	児童養護施設入所児童の攻撃性の対処支援プログラムの構築に関する研究
2012(平成24)～2014(平成26)年度	基盤研究C	佐々木由惠	医療・介護連携における協働を促進するための認知スキーム・思考プロセスの研究
2012(平成24)～2014(平成26)年度	基盤研究C	新家増美	コミュニティの伝統文化を核とする災害復興国際比較研究―ジェンダーの視点から―
2012(平成24)～2014(平成26)年度	基盤研究C	小田美季	ネットワークとライフステージに基づく障害者雇用創出・継続の方策に関する総合的研究
2012(平成24)～2014(平成26)年度	基盤研究C	井上由起子	サービス付き高齢者向け住宅における居住の安定化に関する研究
2012(平成24)～2014(平成26)年度	基盤研究C	木村容子	子育て支援・家庭訪問ソーシャルワーク実践モデルの開発―実践モデルの原版づくり
2012(平成24)～2014(平成26)年度	基盤研究C	大島千帆	物理的および人的支援が連動した在宅認知症高齢者への居住環境整備手法の体系化
2012(平成24)～2016(平成28)年度	基盤研究B	斉藤くるみ	視覚・聴覚障害児の認知能力を利用した小学校英語バリアフリー教授法・教材の開発
2013(平成25)～2015(平成27)年度	挑戦的萌芽	田村真広	震災復興と中山間地振興に資する教材開発及び教師教育プログラムの構築
2013(平成25)～2015(平成27)年度	基盤研究C	金子恵美	地域における子ども家庭支援実践モデルと支援効果測定の指標作成
2013(平成25)～2015(平成27)年度	基盤研究C	菊池いづみ	地域包括ケアシステムのもとでの多元的福祉供給における家族介護の役割と支援のあり方
2013(平成25)～2015(平成27)年度	挑戦的萌芽	梶原洋生	「家族介護」における事件化の糸口―発達障害に係る家庭内事件を素材にして―
2013(平成25)～2015(平成27)年度	挑戦的萌芽	斉藤くるみ	言語的・パラ言語的・非言語的視線の記述システムの開発
2013(平成25)～2016(平成28)年度	基盤研究C	永嶋昌樹	「里孫」活動（高齢者と子どもの互恵的交流活動）の効果に関する研究
2014(平成26)～2016(平成28)年度	若手研究B	有村大士	子ども家庭福祉相談業務におけるニーズとWell-beingに関する研究
2014(平成26)～2016(平成28)年度	若手研究A	贊川信幸	精神保健医療福祉サービスにおけるリカバリー志向支援の推進方略の検討
2015(平成27)～2017(平成29)年度	挑戦的萌芽	贊川信幸	プログラム評価の観点に基づく地方自治体における効果的な福祉課題解決方策の検討
2015(平成27)～2017(平成29)年度	挑戦的萌芽	木戸宜子	ソーシャルワーク・スーパービジョンにおける予防・予測的機能に関する研究
2015(平成27)～2018(平成30)年度	基盤研究C	倉持香苗	福祉コミュニティの創生を目指した地域で支え合う地域拠点づくりに関する研究
2015(平成27)～2017(平成29)年度	基盤研究C	井上由起子	小規模多機能ならびに定期巡回随時対応の適正な計画と高齢期の地域居住に関する研究
2015(平成27)～2018(平成30)年度	基盤研究C	佐々木由惠	地域ケアにおける広範な多職種連携を支援するメタ認知方法論の研究
2015(平成27)～2017(平成29)年度	基盤研究C	古屋龍太	精神障害者の地域移行を促進する多機能連携によるクラウドシステムの構築と活用
2016(平成28)～2019(令和元)年度	基盤研究C	竹内幸子	重いクォークを含むエキゾチックバリオン共鳴の研究
2016(平成28)～2019(令和元)年度	基盤研究B	小原眞知子	プロジェクトマネジメントコンピテンシーモデルを活用した人材養成プログラムの構築
2017(平成29)～2019(令和元)年度	基盤研究C	斉藤くるみ	コミュニケーションのセッティング・スイッチ・マーキングとしてのゲイジングの研究

2017(平成29)～2021(令和3)年度	基盤研究C	木村容子	放課後等デイサービス事業運営実施モデルの構築
2017(平成29)～2021(令和3)年度	基盤研究B	藤岡孝志	親の懲戒行動に基づく愛着臨床アプローチの再構築に関する研究
2018(平成30)～2021(令和3)年度	基盤研究C	村田文世	社会福祉法人の「地域における公益的な取組み」に関する組織ガバナンス研究
2018(平成30)～2020(令和2)年度	基盤研究C	菱沼幹男	地域づくりと包括的相談支援を担う人材養成と促進要因分析～10年経年調査を通して～
2018(平成30)～2023(令和5)年度	基盤研究C	木戸宜子	地域を基盤としたソーシャルワークの予防・予測的機能を発揮する実践理論モデル開発
2018(平成30)～2019(令和元)年度	基盤研究B	金子能宏	縦断調査と横断面調査に基づく自営業者･被雇用者の生活･就業実態と社会保障の研究
2018(平成30)～2021(令和3)年度	基盤研究B(特設分野)	斉藤くるみ	手話のオラリティとアジアろうコミュニテでの社会貢献への応用
2019(令和元)～2023(令和5)年度	基盤研究C	永嶋昌樹	里孫活動を機軸とした地域共生社会の構築モデルに関する研究
2019(令和元)～2024(令和6)年度	若手研究	ヴィラーグ・ヴィクトル	International Study on the Development of Indigenous Social Work Models
2020(令和2)～2024(令和6)年度	挑戦的萌芽	倉持香苗	住民の地域活動を支えるために企業が創出する市民ファンドに関する実証的研究
2020(令和2)～2024(令和6)年度	基盤研究C	小原眞知子	慢性疼痛患者に対するライフリテラシーを用いたソーシャルワークのプログラム開発
2020(令和2)～2024(令和6)年度	基盤研究C	井上由起子	単身高齢者の居住支援に関する研究～住まいのソーシャルワークの確立に向けて～
2021(令和3)～2023(令和5)年度	若手研究	高山享太	ろう者学の知見を反映したソーシャルワーク教育に関する実証研究
2021(令和3)～2023(令和5)年度	基盤研究C	壬生尚美	介護人材確保に向けた新たな試み―多職種連携による 介護ロボットの効果的な活用―
2021(令和3)～2024(令和6)年度	基盤研究C	亀﨑美沙子	保育における倫理的意思決定モデルに関する基礎研究
2022(令和4)～2024(令和6)年度	基盤研究C	新藤健太	効果的知的障害者地域移行・地域生活支援モデルの実践現場への実施・普及方略の構築
2022(令和4)～2025(令和7)年度	若手研究	大部令絵	生活場面に共通するバリアフリー接遇のサービス構造および影響要因の解明
2023(令和5)～2024(令和6)年度	基盤C	宇野耕司	0歳児の養育者支援プログラムの実践と形成・改善評価
2023(令和5)～2025(令和7)年度	挑戦的研究(萌芽)	田村真広	教養教育としての「情報アクセシビリティ論」の確立と教授法・教材開発
2024(令和6)～2026(令和8)年度	基盤研究C	佐々木貴雄	「特別な配慮を要する」幼児を持つ親の生活保障のニーズ
2024(令和6)～2026(令和8)年度	基盤研究C	永嶋昌樹	農福連携による世代間交流の効果と地域への影響
2024(令和6)～2027(令和9)年度	基盤研究C	木戸宜子	包括的支援体制における地域協働実践の実効性を高めるコ・クリエイティブモデルの開発
2024(令和6)～2026(令和8)年度	基盤研究C	小原眞知子	組織内スーパービジョンを活用したメンタルヘルスのセルフケア予防プログラムの開発
2025(令和7)～2027(令和9)年度	基盤研究C	亀﨑美沙子	保育における子どもの権利保障にむけた行動規範の探求
2025(令和7)～2029(令和11)年度	基盤研究C	宇野耕司	0歳児の養育者支援プログラムの形成・改善評価と研修システムの開発

2025(令和7)～2027(令和9)年度	基盤研究C	上村勇夫	発達障害者とともに働く企業内一般従業員の支援実態と困難感
2026(令和8)～2028(令和10)年度	若手研究	二神麗子	「手話通訳士」資格化をめぐる成立過程の比較分析 ―福祉系国家資格との対照から―

⑵　厚生労働省科学研究費

研究期間	研究区分	研究者	研究課題名
1998(平成10)年度	総合的プロジェクト研究分野 障害保健福祉総合研究事業	京極高宣	精神障害者の社会復帰・社会参加の促進に関する研究
2000(平成12)年度	総合的プロジェクト研究分野 子ども家庭総合研究事業	金子恵美	保育所と幼稚園の合同保育に関する調査研究　―保育所保育の特性を探求する―
2000(平成12)～2002(平成14)年度	総合的プロジェクト研究分野 長寿科学総合研究事業	児玉桂子	在宅痴呆性高齢者の環境適応の円滑化と介護負担軽減のための居住支援プログラムの開発に関する研究
2001(平成13)年度	総合的プロジェクト研究分野 21世紀型医療開拓推進研究（痴呆・骨折研究分野）	村川浩一	痴呆性高齢者グループホームにおける痴呆性高齢者に対する介護行為の定量的把握に関する調査研究
2001(平成13)～2003(平成15)年度	総合的プロジェクト研究分野 効果的医療技術の確立推進臨床研究（痴呆・骨折分野）	今井幸充	痴呆性高齢者を対象とした新規在宅支援サービスの開発
2001(平成13)～2003(平成15)年度	総合的プロジェクト研究分野 効果的医療技術の確立推進臨床研究（痴呆・骨折分野）	児玉桂子	痴呆性高齢者にふさわしい生活環境に関する研究
2002(平成14)年度	行総合的プロジェクト研究分野 子ども家庭総合研究	金子恵美	保育所と幼稚園の合同保育に関する調査研究
2002(平成14)年度	行政政策研究分野 政策科学推進研究	野口尚	保育所と幼稚園の合同保育に関する調査研究
2003(平成15)年度	総合的プロジェクト研究分野 子ども家庭総合研究	金子恵美	保育所と幼稚園の合同保育に関する調査研究-合同保育に関する指針の検討-
2004(平成16)～2005(平成17)年度	疾病・障害対策研究分野 子ども家庭総合研究	金子恵美	児童福祉施設等職員の資質向上に関する研究
2004(平成16)～2005(平成17)年度	行政政策研究分野 政策科学推進研究	手島陸久	社会福祉専門職国家資格化後におけるソーシャルワーク実践事例の収集・評価による実践方法の標準化に関する研究
2010(平成22)年度	疾病・障害対策研究分野障害者対策総合研究	平野方紹	障害者の生活実態及びニーズ等を把握するための調査手法の開発に関する研究
2011(平成23)年度	疾病・障害対策研究分野障害者対策総合研究	佐藤久夫	障害者入所施設および精神科病院の入所者・入院者に対する全国実態調査にむけたパイロット研究
2015(平成27)～2017(平成29)年度	政策科学総合研究事業 政策科学推進事業	木村容子	社会的養護等の子どもに対する社会サービスの発展に関する国際比較研究　―循環型発展プロセスの課題と文脈の分析―
2021(令和3)～2022(令和4)年度	障害者政策総合研究事業	有村大士	障害児（その疑い）の虐待予防のための研究
2023(令和5)年度	障害者政策総合研究事業	曽根直樹	地域生活支援拠点等におけるコーディネーターに求められる役割や業務等の明確化のための研究
2024(令和６)～2025(令和７)年度	障害者政策総合研究事業	曽根直樹	地域生活拠点等における地域移行を進めるための役割及び緊急時の対応における役割の明確化のための研究

11　大学教員等の輩出先

愛知学院大学、会津大学短期大学部〈旧所属〉(2)、茨城県立医療大学、岩手県立大学〈旧所属〉、宇部フロンティア大学短期大学部、浦和大学、江戸川大学、大分大学、大阪青山大学、大阪社会福祉専門学校、大阪人間科学大学〈旧所属〉、大妻女子大学(4)、岡山県立大学、小田原女子短期大学〈旧所属〉、鹿児島国際大学、川崎医療福祉大学(2)、金城学院大学、熊本学園大学〈旧所属〉、群馬医療福祉大学、敬和学園大学、県立広島大学、高野山大学、国際武道大学、こども家庭庁、駒澤大学(2)、埼玉県立大学(4)、埼玉大学、相模女子大学、佐久大学、札幌学院大学、静岡英和学院大学(2)、静岡県立大学短期大学部(3)、島根大学、社会福祉法人東京聖新会、十文字学園女子大学(3)、淑徳大学(2)、上智大学、尚美学園大学、昭和女子大学、白百合女子大学生涯発達研究教育センター、西南学院大学(2)、聖隷クリストファー大学〈旧所属〉(2)、専修大学、仙台白百合女子大学、創価大学、大正大学、高崎健康福祉大学(2)、筑紫女学園大学、中央大学〈旧所属〉、中部学院大学、鎮西学院大学(2)、筑波大学(2)、帝京短期大学(2)、帝京平成大学(5)、田園調布学園大学、天理大学、東海学園大学、東海大学、東京家政大学(2)、東京女子大学、東京成徳大学、東京通信大学、東京都市大学、東京都立多摩北部医療センター、東京福祉大学(2)、東北福祉大学(2)、東北文化学園大学、東洋英和女学院大学、東洋大学(2)、徳島文理大学(2)、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園(2)、長野県看護大学看護学研究科、長野大学、新潟青陵大学短期大学部〈旧所属〉、新潟大学、日本医療大学、日本社会事業大学(17)、日本女子大学(3)、日本赤十字東北看護大学介護福祉短期大学部(2)、日本体育大学、日本大学(2)、日本福祉教育専門学校、日本福祉大学(3)、梅花女子大学、弘前学院大学、福井県立大学、佛教大学、文京学院大学、文教大学、法政大学、宝仙学園短期大学〈旧所属〉、北星学園大学、身延山大学(2)、武蔵野大学(6)、明治学院大学(3)、明治大学、目白大学、文部科学省、山形大学保健管理センター、山口県立大学(2)、山梨県立大学、山野美容芸術短期大学、横浜創英大学、立教大学(6)、立正大学、流通科学大学〈旧所属〉、ルーテル学院大学、和歌山大学、早稲田大学(3)、和洋女子大学

※国立研究開発法人科学技術振興機構「researchmap」登録情報（2026（令和8）年4月24日時点）を抽出。所属機関の五十音順による並べ替えおよび、個人情報の保護を目的とした一部削除等の処理を施している。また、大学・大学院、並びに大学・短期大学(部)にそれぞれ該当がある場合は同一機関とみなす。なお、(　)内は2人以上の所属人数を示す。
※本調査により、本学から全国112の大学等へ計181名の研究者等を輩出していることが確認できる。

12　日本社会事業大学社会福祉学会研究発表大会テーマ等一覧

	開催日	大会テーマ	演題	テーマ	備考
第1回	1960(昭和35)年 11月12日	現代社会福祉の問題点			創立総会後研究集会として第1回　研究発表大会を開催
第2回	1961(昭和36)年 11月4日、11月5日	専門教育を受けた社会事業従事者はいかにあるべきか		専門教育を受けた社会事業従事者はいかにあるべきか	
第3回	1962(昭和37)年 11月10日、11月11日	社会保障制度における権利と要求（ニード）		社会保障における権利と要求（ニード）―社会保障制度審議会答申及び勧告と世界労連の社会保障憲章に関連して―	
第4回	1963(昭和38)年 11月16日、11月17日	経済成長と児童福祉政策		経済成長と児童福祉政策	
第5回	1964(昭和39)年 11月14日			※従来のシンポジウム形式をやめ、4部会に分かれて研究発表を行った後、部会別シンポジウム（討論）を実施	
第6回	1965(昭和40)年 12月4日、12月5日			※従来のシンポジウム形式をやめ、2部会に分かれて研究発表を行った後、部会別シンポジウム（討論）を実施	
第7回	1966(昭和41)年 11月5日、11月6日	社会事業は個人的社会的情勢にどう答えるか		社会事業の専門性とは何か 社会事業の個人的社会的情勢にどう答えるか	
第8回	1967(昭和42)年 11月3日、11月4日	社会事業における人権		社会事業における人権	
第9回	1968(昭和43)年 11月2日、11月3日	社会事業対象にとって「技術」とは何か		社会事業対象にとって『技術』とは何か	
第10回	1969(昭和44)年 10月25日、10月26日	社会事業の科学的基盤	疎外論と経済学	社会事業の科学と科学的基盤 ―われわれ自身のかかわり	
第11回	1970(昭和45)年 11月14日	貧困と疾病		貧困と疾病	
第12回	1973(昭和48)年 6月9日	こんにちの貧困	こんにちの貧困	こんにちの貧困	

第13回	1974(昭和49)年 6月8日	こんにちの貧困観	こんにちの貧困のとらえかた	こんにちの貧困観	
第14回	1975(昭和50)年 10月3日、10月4日	貧困研究の方法	貧困研究の方法	貧困研究の方法	
第15回	1976(昭和51)年 11月7日、11月8日	戦後社会福祉研究の回顧と展望		社会福祉施設の問題を中心に 公的扶助の問題を中心に	本学創立30周年記念行事の一環として開催
第16回	1977(昭和52)年 6月11日、6月12日	変動する社会状況と社会福祉ニーズ	変動する社会状況と社会福祉ニーズ	社会福祉ニーズは変わったのか	
第17回	1978(昭和53)年 6月9日、6月10日	社会福祉行政はニーズに応えているか	社会福祉固有の視点		
第18回	1979(昭和54)年 6月8日、6月9日	児童福祉と人権	児童福祉の基本問題		
第19回	1980(昭和55)年 6月7日、6月8日	1970年代の総括と80年代の課題	社会福祉の日本的展開		
第20回	1981(昭和56)年 11月7日、11月8日	我国における社会福祉の現状と課題	我国における社会福祉の現状と課題	我国における社会福祉の現状と課題	
第21回	1982(昭和57)年 6月26日、6月27日	在宅福祉サービスの展望	子どもと人権	在宅福祉サービスの展望	
第22回	1983(昭和58)年 6月25日、6月26日	現代の社会福祉ニーズと専門職の課題 ―社会福祉現場からの専門教育のあり方を問う―	社会福祉政策の現状と ソーシャルワークの課題	現代の社会福祉ニーズと専門職の課題	
第23回	1984(昭和59)年 6月23日、6月24日	社会福祉の危機―その現実と対応―	社会福祉の危機―その現実と対応―	社会福祉の危機―その現実と対応―	本学開学40周年記念大会
第24回	1985(昭和60)年 6月22日、6月23日	社会福祉改革の視点を探る	国連婦人の十年と社会福祉		
第25回	1986(昭和61)年 11月7日、11月8日	社会福祉改革の視点を探る	社会福祉と人間の教育を考える		
第26回	1987(昭和62)年 6月27日、6月28日	社会福祉政策・実践をどう評価するか ―今、福祉現場でのとりくみを見つめて―	社会と福祉の大きな転換点に立って	大学福祉政策・実践の評価―科学としての社会福祉の確立をめざして―	

第27回	1988(昭和63)年 6月25日、6月26日	―原宿から清瀬へ！新しい飛躍を期して― 戦後社会福祉の検証と今日の課題	私の戦後史―福祉のこころからの発想―	戦後社会福祉の検証と福祉改革の課題	
第28回	1989(平成元)年 7月1日、7月2日	―これからの福祉実践のあり方を求めて― 今日の福祉問題と福祉改革	文化を現実に結びなおす		清瀬開学記念大会
第29回	1990(平成2)年 6月30日、7月1日	社会福祉現場における専門性	戦後日本の保健・医療の到達点と今後の課題―福祉関係者に期待すること―	社会福祉現場における専門性―児童発達援助の領域に焦点を当てて―	
第30回	1991(平成3)年 6月29日、6月30日	今、福祉の現場からマンパワー問題を考える	いのち・発達・平和と障害者の人権	今、福祉の現場からのマンパワー問題を考える	
第31回	1992(平成4)年 6月20日、6月21日	地域福祉の可能性と現実	死後の福祉	地域福祉の可能性と現実	
第32回	1993(平成5)年 6月26日、6月27日	市町村と福祉改革	今の福祉のもつ問題そしてこれから目指す福祉の姿―ある福祉行政担当官の見― 21世紀の福祉を管見する	市町村と福祉改革	
第33回	1994(平成6)年 6月18日、6月19日	現代の家族問題	日本家族の全体動向と課題	現代の家族問題	
第34回	1995(平成7)年 6月24日、6月25日	地域における障害者の自立	障害者の社会的自立―精神障害者と家族の歩みから『福祉』とは何かを考える試み―	地域における障害者の自立	
第35回	1996(平成8)年 6月22日、6月23日	福祉教育50年の成果と今後の展望	福祉教育50年の成果と今後の展望	福祉教育50年の成果と今後の展望	本学創立50周年記念大会
第36回	1997(平成9)年 6月28日、6月29日	少子高齢社会における子ども・家族・地域	少子高齢社会における子ども・家族・地域	【教員研究報告】 在宅福祉サービスにおける要介護者・介護者の自己実現サービスの位置・役割とプログラム開発に関する研究	例年研究所の主催で行っていた研究報告会と学会の研究発表大会を合同で開催

第37回	1998(平成10)年 7月4日、7月5日	新時代を拓く福祉実践者教育のあり方		【教員研究報告】 社会福祉の動向と課題 【シンポジウム】 新時代を拓く福祉実践者教育のあり方	
第38回	1999(平成11)年 7月3日、7月4日	「介護保険法・基礎構造改革」の時代の社会福祉実践を問う	高齢期痴呆の対応について	【教員研究報告】 社会福祉基礎構造改革と教育課題	
第39回	2000(平成12)年 7月1日、7月2日	介護保険・基礎構造改革時代の社会福祉実践を問う	社会福祉と人権	【教員研究報告】 社会保障のあり方―総理大臣諮問機関・有識者会議をふまえて	
第40回	2001(平成13)年 6月30日、7月1日	21世紀社会福祉における地域生活支援のあり方を問う	痴呆性高齢者グループホームの到達点と課題	【教員研究報告】 フランスにおける高齢者サービスの質の確保方策について―制度と技術の両面からの考察―	
第41回	2002(平成14)年 6月29日、6月30日	改革期の社会福祉を問う	障害者福祉の基本理念	【特別講義】 高齢化するオーストラリア―政策課題― 【教員研究報告】 AAA（アニマル・アシステッド・アクティビティ）による福祉施設のコミュニケーション環境改善の可能性	
第42回	2003(平成15)年 6月28日、6月29日	地域福祉の新しい質と展開を問う	地域の新しい展開―住民参加の新段階と地域福祉型福　祉サービスの可能性と課題―	【教員研究報告特別報告】 シンポジウム 京極高宣著作集（全10巻）について 【教員研究報告】 縛らない介護をすすめるためのインターネット版教科書作成	
第43回	2004(平成16)年 6月26日、6月27日	激動期の社会福祉・社会保障の方向を問う	当事者主権～当事者の時代と社会福祉・権利意識とパターナリズムの残影～	【教員研究報告】 日韓におけるＮＰＯの歴史と現状―日・韓学術シンポジウムを通じて―	
第44回	2005(平成17)年 6月25日、6月26日	ソーシャルワークの展開システムと資格制度		【教員研究報告】 英国のソーシャルワーカー養成改革の動向 【シンポジウム】 『ソーシャルワークの展開システムと資格制度―今日の福祉状況にソーシャルワークは対応できているのか―』	

第45回	2006(平成18)年 6月24日、6月25日	グローカリゼーション下における社会福祉のあり方―日社大60年の教育の伝統を踏まえて―	国際化時代における社会福祉―ユニセフ活動を通じてのソーシャルワーク―	【教員研究報告】 認知症高齢者に配慮した施設環境づくり 【シンポジウム】 地方の時代における社会福祉	
第46回	2007(平成19)年 6月23日、6月24日	社会福祉ニーズの変容と 社会福祉教育の課題	社会福祉ニーズの変容と社会福祉教育の課題―社会福祉士制度の見直しを視野に入れて―	【教員研究報告】 児童虐待防止、子ども・家庭支援ソーシャルワークに関する研究 【シンポジウム】 社会福祉ニーズの変容と社会福祉教育の課題―社大の教育実践と夢―	
第47回	2008(平成20)年 6月28日、6月29日	福祉人材養成の軌跡と展望 ―社会福祉学部教育の50年―	社大での学び、思い出と社会保障制度研究	【教員研究報告】 知的障害関係施設における従事者養成課程と史資料の整理保存のあり方に関する研究 【シンポジウム】 福祉総合大学を目指す社大の学部教育に期待されるものとは何か	
第48回	2009(平成21)年 6月27日、6月28日	ポストモダンにおける貧困とソーシャルワークアプローチ―貧困の今日的現状と新たな福祉課題を探る―	貧困の今日的現状と新たな福祉課題を探る―派遣村から見た日本社会―	【教員研究報告】 福祉の学部における聴覚障害を持つ学生の情報保障について 【大会テーマ特別報告】 貧困の今日的現状と新たな福祉課題を探る	
第49回	2010(平成22)年 6月26日、6月27日	ポストモダンにおける貧困とソーシャルワークアプローチ その②	貧困大国アメリカに見る日本の未来～未来は市民が選びとる～	【教員研究報告】 介護人材の確保と専門性―事業者の人的資源管理の視点から― 【大会テーマ特別報告】 すべての人が人間らしく働き生活する権利の確立を目指して―弁護士及び弁護士会の取組を中心に―	
第50回	2011(平成23)年 6月25日、6月26日	ポストモダンにおける貧困とソーシャルワークアプローチ その③	人を大事にする経済とは	【教職員研究報告】 コミュニティを核とする災害リスク管理ソーシャルワーク 【特別報告】 みえてきた障害者総合福祉法への骨格提言の内容－しかし本当に厚労省はそれを法案化して国会上程するのか－	

第51回	2012(平成24)年 6月23日、6月24日	希望としてのソーシャルワーク―3・11以後の社会福祉を問う―	幻想としての福祉―ひとりひとりの希望の社会に向けて―	【教員研究報告】 ソーシャルワーク発展の第3ステージ	
第52回	2013(平成25)年 6月22日、6月23日	希望としてのソーシャルワーク―記憶・くらし・再生―	何をめざして生きていくか	【教員研究報告】 介護福祉士が支援を行う要介護状態の高齢者の生活に関する調査 【被災地報告】 被災地における子ども会活動から学んだこと―気仙沼市・東松島市でのボランティア活動を通して―	
第53回	2014(平成26)年 6月28日、6月29日	希望としてのソーシャルワーク―当事者主体の支援へ―	生きる苦労を取り戻す―べてるの家の30年の歩みから―	【当事者研究セッション】 当事者研究とは 【シンポジウム】 災害と当事者性	
第54回	2015(平成27)年 6月27日、6月28日	変革する力　力量あるソーシャルワーカーへの途―地域包括ケアを問う―	変革する力：声なき声が社会を変える―サイレントプアと向き合うコミュニティソーシャルワーカーの実践から―	【シンポジウム】 地域包括ケアを問う	
第55回	2016(平成28)年 6月25日、6月26日	変革する力　力量あるソーシャルワーカーへの途―生活困窮者自立支援を問う―	変革する力：力量あるソーシャルワーカーの養成	【社大70周年の軌跡】 原宿から清瀬への継承と発展―清瀬28周年を振り返る―	
第56回	2017(平成29)年 6月24日、6月25日	変革する力　力量あるソーシャルワーカーへの途―社会的価値を高めるために―	ソーシャルワーカーに期待すること～災害からの今後の展望～	【シンポジウム】 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現とソーシャルワーカーに期待される役割	
第57回	2018(平成30)年 6月23日、6月24日	人に向きあうソーシャルワーク―子どもの貧困から考える―	トークショー 子どもが生きる力を守る～子どもの命をど真ん中に安心と最善の利益を考える～	【映画上映】 さとにきたらええやん	
第58回	2019(令和元)年 6月22日、6月23日	人に向きあうソーシャルワーク―いま日本の福祉を考える―	命と向きあう	【シンポジウム】 ～さまざまな領域から今の日本の福祉を考える～	
第59回	2021(令和3)年 6月26日、6月27日	人に向きあうソーシャルワーク―命の歓びと生への寄り添い―	ソーシャルワークを考える：公共選択の窓から	【シンポジウム】 人に向きあうソーシャルワークー命の歓びと生への寄り添いー	オンライン開催

第60回	2022(令和4)年 6月25日、6月26日	『生』に寄り添う社会福祉 ―地域共生社会への挑戦と未来―	ごちゃまぜ～地域を拓く共生社会～	【シンポジウム】 「生」に寄り添う社会福祉：実践からの学びとこれからの展望	オンライン開催 (講堂から配信)
第61回	2023(令和5)年 6月24日、6月25日	『生』に寄り添う社会福祉 ―誰一人取り残さないソーシャルワーク―	気候変動・災害と福祉	【シンポジウム】 「生」に寄り添う社会福祉：誰一人取り残さないソーシャルワーク	対面 (本部企画他一部ハイブリッド) 開催
第62回	2024(令和6)年 6月22日、6月23日	『生』に寄り添う社会福祉 ～声なき声を受け止め、ともに歩む～	未来に向かって、もう一度、つながる～声なき声を受け止める、アウトリーチの支援実践を通じて～	新聞記者⇔社会福祉士の視点から 『虫の目、鳥の目、魚の目』 ～福祉を復眼的に捉えるために～	対面 (本部企画他一部ハイブリッド) 開催
第63回	2025(令和7)年 6月21日、6月22日	灯し、紡ぐソーシャルワーク ～デジタル時代における福祉をデザインする～	AI・DX時代における福祉とテクノロジー利用～最新の支援技術とコミュニケーション支援から考える～	誰も取り残さない学びの場へ：マインクラフトとデジタルものづくりの可能性	対面 (本部企画他一部ハイブリッド) 開催

13　事業活動収支計算書の推移

【事業活動収入】

科　目	2016(平成28)年度	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度	
学生生徒等納付金	957,422	914,599	931,588	932,350	
手数料	31,845	31,137	32,982	29,055	
寄付金	62,530	55,142	11,606	7,797	
経常費等補助金	387,392	394,121	429,403	415,221	
（うち委託費）	(374,658)	(367,128)	(370,040)	(357,361)	
受取利息・配当金	5,040	4,123	3,446	5,135	
資産売却差額・その他特別収入	2,238	6,690	373	1,506	
付随事業収入	116,775	166,164	260,467	124,450	
雑収入	16,431	14,081	15,362	9,789	
事業活動収入合計	1,579,673	1,586,057	1,685,227	1,525,303	

【事業活動支出】

科　目	2016(平成28)年度	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度	
人件費	857,943	885,536	916,032	900,037	
（教職員人件費、役員報酬）	(823,319)	(854,413)	(877,086)	(863,640)	
（退職給与引当金繰入額、退職金）	(34,624)	(31,123)	(38,946)	(36,397)	
（賞与引当金）					
教育研究経費	460,899	479,798	532,025	421,116	
（うち減価償却額）	(27,828)	(24,426)	(29,177)	(29,300)	
管理経費	155,354	160,655	149,987	148,182	
（うち減価償却額）	(3,214)	(3,459)	(3,156)	(2,398)	
資産処分差額・その他特別支出	348	3,612	5,679	779	
徴収不能額	0	0	0	0	
事業活動支出合計	1,474,544	1,529,601	1,603,723	1,470,114	

基本金組入前当年度収支差額	105,130	56,457	81,505	55,190	
基本金組入額合計	▲ 28,584	▲ 14,134	▲ 414,177	▲ 13,364	
当年度収支差額	76,545	42,322	▲ 332,673	41,825	
前年度繰越収支差額	637,290	743,539	811,275	478,602	
翌年度繰越収支差額	743,539	811,275	478,602	520,667	

（単位：千円）

	2020(令和2)年度	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度
	900,349	897,953	837,508	756,808	725,837	676,395
	27,945	23,379	16,237	15,103	16,929	15,660
	12,723	6,711	3,101	10,266	8,628	19,616
	457,065	453,184	430,179	440,123	449,957	558,438
	(376,876)	(374,729)	(369,052)	(380,702)	(393,086)	(454,585)
	5,246	4,728	4,689	3,913	3,522	2,790
	9,373	1,386	1,016	1,917	2,343	3,625
	108,657	117,265	107,285	95,935	102,678	99,416
	7,362	7,653	7,733	7,212	6,122	11,275
	1,528,720	1,512,259	1,407,748	1,331,277	1,316,016	1,387,215

	2020(令和2)年度	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度	2023(令和5)年度	2024(令和6)年度	2025(令和7)年度
	885,532	876,348	892,300	910,126	912,719	975,421
	(848,591)	(840,702)	(857,107)	(875,598)	(874,466)	(835,933)
	(36,941)	(35,646)	(35,193)	(34,527)	(38,253)	(47,175)
						(92,313)
	432,506	465,265	453,359	417,007	447,858	475,879
	(32,163)	(33,103)	(35,880)	(31,377)	(28,111)	(24,041)
	152,676	166,487	193,079	159,359	167,651	169,928
	(2,265)	(2,382)	(3,222)	(6,462)	(6,551)	(9,853)
	2,784	505	90	284	29	90,299
	0	0	0	0	0	269
	1,473,498	1,508,605	1,538,828	1,486,775	1,528,256	1,711,795

	55,223	3,655	▲ 131,079	▲ 155,497	▲ 212,239	▲ 324,579
	▲ 34,183	▲ 44,435	▲ 57,681	▲ 18,034	▲ 11,457	▲ 52,414
	21,039	▲ 40,781	▲ 188,761	▲ 173,532	▲ 223,697	▲ 376,994
	520,667	542,262	501,997	313,270	140,953	▲ 80,732
	542,262	501,997	313,270	140,953	▲ 80,732	▲ 451,949

14　施設整備の推移

〇施設整備費　（単位：千円）

年度	当初予算額	補正後予算額	備考
2016 （平成28）	60,055	－	
2017 （平成29）	106,481	－	
2018 （平成30）	170,673	－	
2019 （令和元）	64,853	340,974	
2020 （令和２）	－	74,013	・令和元年度当初予算繰越にて複数工事を検討するも、入札不調が原因で208,572千円打ち切り
2021 （令和３）	22,863	76,516	・補正にてコロナ関連予算が付くも、半導体不足等が原因で打ち切り
2022 （令和４）	9,002	187,533	・ボイラー及び冷温水発生機更新設計の予算が付くも、方針が定まらず打ち切り
2023 （令和５）	－	583,277	・宿泊棟でも外壁改修工事の予算が付くも、内装工事との兼ね合いで打ち切り
2024 （令和６）	－	298,271	
2025 （令和７）	－	257,057	

（実績ベース）

年度		整備内容
2016 （平成28）	施設整備費	・浴室・屋根・トイレ改修工事（寄宿舎棟） ・吸収式冷凍機改修工事
	各所修繕費	・竹丘校地自動ドア修繕工事 ・自動火災報知器改修工事（寄宿舎棟）
2017 （平成29）	施設整備費	・外壁改修工事及び屋上防水改修工事（教学Ｃ棟・体育館）
	各所修繕費	・グラウンド防球ネット設置工事 ・LED照明化工事（管理棟、研究棟、図書館棟の一部）
2018 （平成30）	施設整備費	・外壁改修工事及び屋上防水改修工事（教学Ｂ棟） ・消防設備（ハロン消火設備）改修工事 ・高圧受電設備改修工事（実習棟及び寄宿舎棟） ・LED照明化工事（体育館、講堂、厚生棟、ペデストリアンデッキ）
2019 （令和元）	各所修繕費	・竹丘校地防犯カメラシステム更新工事 ・竹丘校舎外壁アスベスト含有調査

2020（令和２）	施設整備費	・電気設備（個別メータ設置）改修工事（寄宿舎棟）
2021（令和３）	施設整備費	・特定天井改修工事（体育館、講堂棟） ・外壁改修設計作成（アスベスト塗膜除去含む）
	各所修繕費	・介護実習棟ガス給湯器更新工事 ・デジタル時計修繕工事（介護実習棟・図書館棟） ・体育館貯湯槽修繕工事
2022（令和４）	施設整備費	・空調設備更新工事（介護実習棟）
2023（令和５）	施設整備費	・外壁改修工事及び屋上防水改修工事（講堂棟）
	各所修繕費	・松窓寮給湯用真空ヒーター部品交換工事 ・自動ドア修繕工事（厚生棟） ・竹丘校地非常用照明電球・器具交換工事 ・管理棟排気ファン更新工事 ・グラウンドバックネット補修工事 ・図書館棟LED照明化工事
2024（令和６）	施設整備費	・竹丘校地中長期修繕計画作成 ・外壁改修工事及び屋上防水改修工事（教学Ａ棟、研究棟）
	各所修繕費	・エレベーターバッテリー交換工事 ・図書館棟空調機不具合改修工事 ・松窓寮誘導灯・誘導標識更新工事 ・自動ドア修繕工事（厚生棟） ・竹丘校地危険樹伐採 ・介護実習棟介護実習室LED化工事
2025（令和７）	施設整備費	・外壁改修工事及び屋上防水改修工事（図書館棟）
	各所修繕費	・自動ドア修繕工事（体育館） ・防災センター設備バッテリー交換

〇各所修繕費　　（単位：千円）

年度	当初予算額	執行予算額
2016（平成28）	5,147	0
2017（平成29）	5,147	0
2018（平成30）	5,147	0
2019（令和元）	5,147	2,272
2020（令和２）	5,147	0
2021（令和３）	5,147	4,531
2022（令和４）	5,147	0
2023（令和５）	5,147	4,925
2024（令和６）	5,147	5,007
2025（令和７）	2,224	2,147

15　第４期中期計画　〔令和4年度～令和9年度〕

令和4年3月28日

はじめに

本日本社会事業大学は、その前身の日本社会事業学校の創設以来、76年の長きにわたり我が国の福祉を担う有為な人材を世に送り出してきた。

この間、我が国の福祉は各分野でめざましく発展してきたが、その一方、少子高齢化の進行、経済の長期停滞、家族構造の変化などを背景に、高齢者、児童、障害者、低所得世帯などさまざまな人々の中で、生活上の支援を必要とする人々の数も増えてきた。

これにともない、すべての人が共に生きていける「地域共生社会」の実現が強く求められてきているが、そうした社会の構築のためには、ソーシャルワーカーを中心とした福祉施設等の第一線の福祉人材とともに、自治体の福祉政策担当者、さまざまな社会福祉事業の運営責任者、各種の職種を束ねる地域福祉のコーディネーター、社会福祉の研究者・教育者など「指導的社会福祉人材」(福祉のリーダー)の育成がますます重要になってきている。

こうした課題に応えるべく、本学ではこれまでも3期にわたる「中期計画」を通じて様々な努力を重ねてきたが、令和4年度からは新たな「第4期中期計画」の下、改めて多様化･複雑化する福祉ニーズに応えられる､温かき心とともに冷静な頭脳を合わせ持った福祉人材の育成に取り組むこととしている。

本計画は､今後6年間の「教育と研究」､「大学運営」､「大学財政」及び「自己点検と評価」の四つの分野において本学が達成すべき目標とその実現のための方途を内容としているが、時代の変化と社会の要請の変化の速さを考えると、中期計画の見直しは6年に一度では遅きに失することも考えられる。そのため、計画期間中であっても必要があれば果敢にその修正を行って行くとともに、毎年度の事業計画の作成にあたっては、PDCA（Plan Do Check Action）の考え方を十分取入れていく考えである。

また、計画の実施に当たっては、「唯一人取り残さない」ことを目指して今世界的な取り組みが行われているSDGs（持続可能な開発目標）の考え方を積極的に取り入れていきたい。

少子化や経済の低迷の影響を受け、本学を取り巻く環境は大変厳しいが、本計画の実現に向け、学内関係者だけでなく本学卒業生の方々など学外関係者の方々のご協力を是非お願いしたい。

1　教育・研究機能等の向上・強化を目指して

本学は、社会福祉・ソーシャルワーク分野の学部、研究大学院、専門職大学院、通信教育科、研究所からなる教育・研究組織と附属子ども学園（児童発達支援センター）を

有する我が国唯一の大学である点に強みがある。こうした強みを生かし、教育・研究機能等の向上・強化を目指す。

⑴　教育機能の向上・強化

①地域共生社会実現等のための新たな人づくり

今後の最重要課題である地域共生社会の構築のため、ソーシャルワークにおける個別支援と地域支援とを一体的に行える人材とともに、福祉分野におけるニーズの多様化、高度化やICT、DX、IoTなどの普及による環境変化にも十分対応できる、新時代を切り拓いていける知識と教養を備えた人材を育成する。

②ICTを活用した教育機能の拡充

新型コロナウイルス感染症拡大の下で普及したオンライン授業など教育のICT化を一層進めるため、既存の情報システムを全面的に見直し、個人情報の保護に十分配慮したうえでより効果的・効率的な教育情報システムを早急に構築する。

③学内連携と学外連携による教育力の強化

学部・研究大学院・専門職大学院・通信教育科・研究所・附属子ども学園の学内連携と、本学と密接な関係にある自治体・社会福祉法人・大学・同窓会等の外部諸機関との学外連携を進展させ、学部・大学院の教育力を強化するとともに、学部卒業後も生涯にわたり学習、研究の機会を継続的に提供することで、生涯にわたる教育力を強化する。

④若手教員の登用と教員の教育力向上

今後、適正な教員の年齢構成を確保していくためにも、新規採用に当たっては積極的に若手教員を採用するとともに、福祉の現場や教育ICT化等に伴う教育の変化に適応した教育力の向上を図る。

⑤本学の特色である少人数教育の一層の充実

本学の特色である少人数教育を活かし、教員と学生の双方向的授業ときめ細かな教育指導を一層充実する。

⑥デイプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシー（以下「3ポリシー」）の見直し

変化の激しい社会の要請に応えられる人材を育てていくため、現行の３ポリシーとくにカリキュラム・ポリシーについては随時必要な見直しを行う。

⑦1学部2学科体制の特色と資格課程の見直し

3ポリシーの見直しと合わせて現行の1学部2学科体制及び資格課程のあり方について

所要の見直しを行う。

⑧手厚い教授陣と教育内容の維持と拡充

3ポリシーに沿った教育を着実に行っていくため、現行の教授陣と教育内容の充実に一層努める。

⑨入学試験方法の見直し

近年の入学志願者数の状況、他大学の入学試験の動向に鑑み、今後、学部入学試験における一般入試枠を縮小し、推薦入試枠を拡大する方向で検討する。

⑩国家試験対策の強化

社会福祉士国家試験の合格率の80％の合格率を目指し、とりわけ合否境界上の学生を対象に試験対策を強化する。

⑪就職支援策の強化

本学卒業生のいわゆる就職率は極めて良好であるが、引き続き公務員志望者向けの試験対策の強化など就職支援策の充実を図っていく。

⑫その他の学生支援策の強化

本学の中途退学率は約1％と非常に低い水準にあるが、今後ともこの水準を維持していくためにも、奨学金制度の充実、メンタルヘルス対策の強化など、学生が安心して修学を継続できるよう必要な支援を行っていくとともに、学生食堂、学生寮の整備など学生生活のアメニティー向上に努める。

⑬通信教育課程のありかたの見直し

今後の社会のニーズに合わせ、既存の社会福祉士一般養成課程などの定員を見直すとともに、新たなコースの設置などを検討する。

⑵　研究機能の向上・強化

①研究成果の量的・質的拡充

本学が教育分野だけでなく､研究分野においても量と質で日本をリードしていくため、優秀な指導的研究者の確保と良好な研究環境の整備に努める。

②日本の社会福祉学を牽引する研究者の養成

本学は、これまでも研究大学院を通じて有能な研究者を多く輩出してきたが、今後も日本の社会福祉学を牽引する研究者の養成に努める。

③外部資金を活用した研究力の向上

本学の研究力向上にとって競争的な外部資金の獲得、および、それに伴う研究の遂行、成果の公表･還元は必須であることから、とくに文部科学省や厚生労働省の科学研究費補助金の確保に一層注力する他、自治体・民間団体からの助成を得た研究にも精力的に取り組む。

④研究成果の社会への発信と還元

研究成果については学術雑誌等への発表のほか、一般向けの各種媒体への掲載等を通じて広く社会へ発信・還元を行っていく。

⑤学部・研究大学院・専門職大学院の連携強化

教育分野だけでなく、研究分野においても学内連携を強化することによって、大学全体を貫く共同研究の実施などを通じた研究力の向上を目指す。

⑥子ども学園を通じた実習・研究活動の活性化

子ども学園は、現在、児童福祉施設として発達障害児にさまざまな福祉サービスを提供しているほか、学生の実習施設として大きな役割を果たしているが、発達障害児が抱える問題の重要性に鑑み、共同研究面においてもその積極的な活用を検討する。

⑶　社会貢献・連携の強化

①地元自治体等地域社会への貢献・協力の拡充

・現在自治体職員に対して行っている研修事業をさらに充実させる。
・一部の学内講座を一般市民にも公開（リモートによるものを含め）することを検討する。
・すでに清瀬市や東京都住宅供給公社など地元団体との間で築かれている協力関係をより拡充する。

②他大学との単位交換等連携の強化

本学の教育力の拡充を目指し、近隣の大学との間で相互単位交換を認めるなど、他大学との教育連携を強化する。

③教育・研究分野における国際協力の推進

・急速に高齢化が進むアジア諸国に対し高齢化先進国日本の経験を伝えるなど、教育と研究の両面で国際交流・協力を推進する。
・併せて米国等、ソーシャルワーク先進国の大学との交流も進める。

④海外留学生派遣・外国人留学生受入れの推進（とくにアジア諸国や途上国の大学との協力・連携強化）

国際協力の柱の一つとして、本学学生・院生のための海外留学制度の整備と海外からの留学生のための受入れ体制の充実に努める。

2　大学運営の改善と効率化を目指して

⑴　積極的な業務のICT化を踏まえた大学運営全体の効率化の推進とITガバナンス構築

教学分野のICT化の推進と併せて、個人情報の保護に十分配慮したうえで事務部門におけるICT化を積極的に進め、大学運営全体の効率化を進めるとともにITガバナンス構築に努める。

⑵　コンプライアンス及びハラスメント対策に重点を置いたガバナンス体制の強化

・健全な大学運営の基礎となるコンプライアンスの確保とハラスメントの防止に最大限の努力を払う。
・万一ハラスメントが発生した場合の被害者の救済策についてさらに検討・充実に努める。

⑶　対受験生に重点を置いた広報活動の強化

安定的な受験生の確保は大学運営の要であることから、受験生に本学の魅力が十分伝わるよう、オープン・キャンパスの拡充、HP(ホームページ)の適時の見直し、WEB広報の拡充などを中心とした受験生向けの広報活動を強化する。

⑷　ゲストハウスを含めた諸施設の機能の見直しと拡充

既存の諸施設の利用実態を精査したうえで、教育・研究分野の国際化を支えるためのゲストハウスの整備、いわゆるラーニング・コモンズの整備、既存のLL教室の改廃等の検討を行うとともに、所要の助成を国に要請する。

⑸　図書館のICT化の推進

ICTを活用した教育に合わせて図書館機能を充実していくとともに、卒業論文や貴重資料等のデジタル化を推進する。

⑹　働き方改革の推進（ワークライフ・バランスの推進等）

業務のICT化・効率化と合わせてワークライフ・バランスに配慮した職場環境の改善等に取り組む。

⑺　職員の資質の向上

研修制度の充実など、大学の教育・研究活動を支える職員の資質の向上（SD（Staff Development））に努める。

⑻　危機管理体制（新型感染症対策を含む）の整備・強化

近年、自然災害の多発、新型感染症の勃発、悪意ある情報システムへの侵入など不測の事態が増加していることから、危機管理体制の見直しと強化を図る。

3　大学財政基盤の強化を目指して

⑴　入学者の安定的な確保

大学財政の最も大きな基盤が在学生の学納金にあることから、入学者の安定的な確保のため必要な対策を総合的に講じる。

⑵　厚生労働省経営委託費等の安定的確保と拡充

国（厚生労働省）からの経営委託費補助金及び国の予算として執行される営繕関係費の一層の拡充を要請する。

⑶　科学研究費補助金等外部資金の確保・増額

本学の外部資金の最大の柱である文部科学省や厚生労働省の科学研究費補助金の獲得、拡大に努める。

⑷　業務効率化を通じた継続的な経費節減

業務のICT化の推進、費用対効果の考え方の徹底、人的配置の効率化などを通じ継続的に経費節減に努力する。

⑸　同窓会等大学関係者・関係機関からの寄付金・助成金の増額

同窓会等大学関係者に寄付金等の呼びかけをより積極的に行うとともに、遺贈等を通じた新たな浄財提供の仕組みを検討する。

4　適正な自己点検･評価を目指して

⑴　大学の自己点検･評価に関する取組み

2021（令和3）年の自己評価及び2022（令和4）年の認証評価の結果は、本中期計画の実施計画に位置付けられる毎年度の事業計画に的確に反映させる。

⑵　学生による授業評価の見直し

学生による授業評価のあり方について､授業内容の改善により結びつく方向に見直す。

（別添）

第４期中期計画（令和４年度～令和９年度）期間中に目指す施設・設備整備の概要

1　新たな情報システム構築のための施設・設備整備
- 新たなICT教育（システム）構築
- 図書館でのICT化（デジタル化）の推進
- 事務部門でのICT化の推進　等

2　学生及び教職員の教育・研究環境改善のための施設・設備整備
- 教室、図書館の改修
- 研究環境の整備
- 職場環境の改善
- ラーニング・コモンズの整備
- ロビー等談話スペースの改善
- グランド・テニスコート等運動施設の改修
- 学生食堂の改善
- 学生寮の改修（Wi-Fi 環境の整備等）
- ゲストハウスの改修　等

3　建物・設備保全のための施設整備
- 屋根防水・外壁補修工事
- 空調設備改修工事（空気調和設備等）
- 建具・内装補修工事
- 給水・排水設備改修工事
- 防災設備改修工事
- 給湯・衛生設備改修工事
- 電気設備改修工事　等

編集後記

1946（昭和21）年の創設から日本の社会福祉の発展とともに歩んできた本学が、ここに80周年の節目を迎えました。本書は『四十年史』『五十年史』以後の30年間にわたる足跡として『創立60周年記念10年小史』および『創立70周年記念誌』の成果を包含した伝統の灯を脈々と受け継ぎ、100周年の未来へ向けた道標を目指したものです。

2024（令和6）年11月に発足した80年史編集委員会では、持続可能性を見据え、本書を冊子体での刊行を行わず、インターネット上でのデジタル公開という新たな形式を選択いたしました。

今日、本学が80年の歩みを刻むことができたのは、設立当初より深く関わりのある厚生労働省をはじめ、同窓生の皆様、今日の礎を築いてこられた先達、そして多大なご指導とご支援をくださった関係各位の賜物であり、この場を借りて心より御礼申し上げます。

本書に記録された歩みが、本学の足跡を振り返り、更なる社会福祉の発展に対する理解の一助となれば幸いです。

2026(令和8)年11月

『日本社会事業大学80年史』編集委員会

80年史編集委員会

⑴ 構成員一覧（順不同・敬称略）

横山 彰（委員長）、佐々木 貴雄（委員長補佐）、有村 大士、内田 宏明、宇野 耕司、小原 眞知子、木戸 宜子、木村 容子、鶴岡 浩樹、永嶋 昌樹、菱沼 幹男、村田 文世、森 千佐子、山岸 仁、千行 康夫、塩野 栄、木原 清光、池田 拓、大坪 修一、野田 雅義、那須野 雅弘

⑵ 執筆者（順不同・敬称略）

第1～4章	佐々木 貴雄
第5章	佐々木 貴雄、木戸 宜子、鶴岡 浩樹、菱沼 幹男
第6章	有村 大士、木戸 宜子、木村 容子、佐々木 貴雄、鶴岡 浩樹、永嶋 昌樹、菱沼 幹男、村田 文世、森 千佐子、野田 雅義
第7章	横山 彰
第8章（資料編）	横川 毅、岡村 知子、伊藤 寛子、越智 隆、浅見 暁子、千行 康夫、森田 智和、小倉 真章、塩野 栄、木原 清光、岩松 幹次、池田 拓、大坪 修一

※第1 ～4章、第6章の一部は、『日本社会事業大学五十年史』の該当記述を底本とし、必要に応じて新規データを補入し再構成したものである。

日本社会事業大学80年史

発行日　2026（令和8）年11月9日
編　集　日本社会事業大学80年史編集委員会
発　行　日本社会事業大学
　　東京都清瀬市竹丘3-1-30
制　作　相和印刷株式会社

